



Nagoya City University Academic Repository

学位の種類	博士（人間文化）
報告番号	甲第1587号
学位記番号	第25号
氏名	浅岡 悦子
授与年月日	平成 29年 3月 24日
学位論文の題名	古代における『古事記』の受容と祭祀氏族：古代氏文と記紀神話をめぐって
論文審査担当者	主査： 吉田 一彦 副査： 阪井 芳貴， 土屋 有里子

古代における『古事記』の受容と祭祀氏族
〜古代氏文と記紀神話をめぐって〜

平成二十八年度 博士論文

提出日 平成二十八年 十一月 十七日

名古屋市立大学大学院人間文化研究科
人間文化専攻

指導教員 吉田 一彦

学籍番号 一三四八〇一

氏名 浅岡 悦子

序論 1

第一章 古代における『古事記』受容の研究 7

はじめに 7

第一節 歌集における『古事記』受容 11

一 『万葉集』

二 『琴歌譜』

三 『袖中抄』

第二節 『日本書紀』講書における『古事記』受容 33

一 『弘仁私記』序

二 『承平私記』

第三節 公事書における『古事記』受容 40

一 『本朝月令』

二 『政治要略』

三 『長寛勘文』

第四節 氏文・縁起における『古事記』受容 48

一 『新撰亀相記』

二 『先代旧事本紀』

三 『尾張国熱田太神宮縁起』

四 『大倭神社註進状』

結語 63

第二章 『古語拾遺』の研究 — 忌部氏の神話とその実態 — 69

はじめに 69

第一節 猿女氏を中心とした五部神の職掌と実態 74

一 猿女氏の職掌と五部神

二 『古語拾遺』における猿女氏の職掌

三 古代祭祀の場における猿女氏の実態

第二節	「三種の神器」考	90
一	「二種の神宝」考	
二	『古語拾遺』における玉の役割	
三	子持勾玉と八尺瓊勾玉	
結語	・ ・ ・ ・ ・	102
第三章	『新撰亀相記』の研究	105
一	― 『新撰亀相記』の成立年代と卜部氏の神話―	
はじめに	・ ・ ・ ・ ・	105
第一節	『新撰亀相記』の構成と『亀卜抄』	110
一	梵舜自筆本の構成	
二	『新撰亀相記』成立の問題	
三	梵舜自筆本奥書の研究	
第二節	古代卜部氏の研究	120
一	― 『新撰亀相記』にみる祭祀氏族の系譜―	
一	卜部氏の職掌	
二	『新撰亀相記』における卜部氏の職掌	
三	卜部氏の系譜	
四	卜部の供奉形態	
五	『新撰亀相記』における祭祀氏族	
第三節	『新撰亀相記』の特色	150
一	『新撰亀相記』の内容	
二	火鎮祭の起原	
三	淤能其侶嶋の位置	
四	『新撰亀相記』に記される天皇	
五	『新撰亀相記』に記される	

仲哀天皇についての問題点

第四節 『新撰亀相記』の成立年代・・・・・・・・・・・・・ 178

― 『古事記』の引用をめぐる―

一、 『新撰亀相記』撰者の問題

二、 中世『古事記』中巻の受容と『釈日本紀』

三、 『新撰亀相記』成立とその背景

結語・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199

結語・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 205

【資料篇】

一 『新撰亀相記』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 209

二 『承平私記』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 219

序論

『古事記』は和銅五年（七一二）に太安万侶によって撰録されたと言われている。その序文は、天地開闢から高天原の神話に始まり、神武天皇や仁徳天皇などの事績を語る。そして以下に引用するように、天武天皇の時代に『古事記』撰録が開始されたと述べる。

『古事記』（一）序

暨飛鳥清原大宮御大八州天皇御世、（中略）於是、天皇詔之、朕聞、諸家之所齋帝紀及本辭、既違正実、多加虚偽。当今之時不改其失、未經幾年其旨欲滅。斯乃、邦家之経緯、王化之鴻基焉。故惟、撰録帝紀、討竅旧辭、削偽定実、欲流後葉。時有舍人。姓稗田、名阿礼、年是二十八。為人聡明、度目誦口、弘耳勒心。即、勅語阿礼、令誦習帝皇日繼及先代旧辭。然、運移世異、未行其事矣。

（飛鳥清原大宮に大八州を御おさめたまひし天皇の御世に暨いりて、（中略）是に、天皇の詔ひしく、「朕聞く、諸の家の齋いてる帝紀と本辭と、既に正実に違ひ、多く虚偽を加へたり。今の時に当りて其の失を改めずは、幾ばくの年も経ずして其の旨滅びなんと欲す。斯れ乃ち、邦家の経緯にして、王化の鴻基なり。故惟みれば、帝紀を撰ひ録し、旧辭を討ね竅め、偽を削り実を定めて、後葉に流ながへむと欲ふ。」とのりたまひき。時に舍人有り。姓は稗田、名は阿礼、年は二十八。為人聡く明くして、目を度れば口に誦み、耳に弘るれば心に勒す。即ち、阿礼に勅語して、帝皇日繼と先代旧辭とを誦み習はしめたまひき。然れども、運移り世異りて、未だ其の事を行ひたまはず。）

『古事記』は、天武天皇（飛鳥清原大宮御大八州天皇）の詔によつて「邦家の経緯、王化之鴻基（邦家の経緯にして、王化の鴻基）」たるものを撰録するため、帝紀・旧辭の誤りを正し、後世に伝えようとするため撰録されたと記される。そして稗田阿礼に「令誦習（誦み習はしめ）」ようとしたが、時世が移り変わってしまったので出来なかつたと述べられる。続いて元明天皇の事績

と徳の高さが語られ、以下に引用する通り、『古事記』撰録が再開したという。

『古事記』序

於焉、惜旧辞之誤忤、正先紀之謬錯、以和銅四年九月十八日、詔臣安万侶、撰録稗田阿礼所誦之勅語旧辞以献上者、謹随詔旨、子細採摭。(中略)大抵所記者、自天地開闢始、以訖于小治田御世。故、天御中主神以下、日子波限建鵜草葺不合命以前、為上卷、神倭伊波礼毘古天皇以下、品陀御世以前、為中卷、大雀皇帝以下、小治田大宮以前、為下卷。并録三卷、謹以献上。臣安万侶、誠惶誠恐、頓首。

和銅五年正月二十八日正五位上勲五等太朝臣安万侶

(焉に、旧辞の誤り忤へるを惜しみ、先紀の謬り錯へるを正さむとして、和銅四年九月十八日を以て、臣安万侶に詔はく、「稗田阿礼が誦める勅語の旧辞を撰ひ録して献上れ」とのりたまへば、謹みて詔旨の随に、子細に採り摭ひつ。(中略)大抵記せる所は、天地開闢より始めて小治田御世に訖る。故、天御中主神より以下、日子波限建鵜草葺不合命より以前をば上巻と為、神倭伊波礼毘古天皇より以下、品陀御世より以前をば中巻と為、大雀皇帝より以下、小治田大宮より以前をば、下巻と為。并せて三巻を録して、謹みて献上る。臣安万侶、誠惶誠恐、頓首。

和銅五年正月二十八日正五位上勲五等太朝臣安万侶

一度中断した『古事記』撰録は、旧辞先紀の誤りを惜しんだ元明天皇の詔によって和銅四年(七一)九月十八日に再開され、元明天皇の詔をうけた太安万侶が稗田阿礼の誦む旧辞を撰録することと完成し、上中下の三巻本として和銅五年正月二十八日に献上されたと記されている。この序文を基に、『古事記』の成立は和銅五年(七一二)であり、その撰者は太安万侶であると言われている。

しかし、この『古事記』序文の内容が疑わしい事は古くから指摘され、未だ解決には至っていない。本格的な『古事記』の研究は近世から始まり、特に本居宣長の『古事記伝』(2)は寛政十年(一七九八)に成立した四十四巻からなる『古事記』の注釈書である。

その中で宣長は『古事記』は序文も含めた全てが太安万侶の撰であるとしている。対して本居宣長の師にあたる賀茂真淵は『古事記伝』成立前に宣長にあてた手紙の中で『古事記』本文は和銅以前の成立、序文は後人の付け足しとしている⁽³⁾。

このように『古事記』の本文と序文の成立年代、撰者については研究史初期の段階から既に疑問視されている。現在指摘されている『古事記』序文についての問題点をまとめると、以下の七点である。

① 『続日本紀』の和銅年間に『古事記』撰録に関する記事が無い。

② 平安時代まで他書で『古事記』の存在が確認できない。

③ 序としながら上表文の形式をとる。

④ 太安万侶の署名の不備が見られる。

⑤ 稗田阿礼の存在が疑わしい。

⑥ 序文の壬申の乱に関する記述が『日本書紀』に基づいている。

⑦ 『古事記』本文と序文の文体に差がある。

① について、例えば『古事記』と同時期に編纂された『日本書紀』の場合、『続日本紀』巻八養老四年（七二〇）五月癸酉条に

「先是、一品舍人親王奉勅修日本紀。至是功成奏上。紀卅卷系図一卷。（是より先、一品舍人親王勅を奉けたまはりて日本紀を修む。是に至りて功成りて奏上ぐ。紀卅卷系図一卷なり。）」とあり、舍人親王によって紀三卷系図一卷が上表された記事が載るが、和銅五年条には『古事記』が上表された記述は一切ない⁽⁴⁾。

② について、『古事記』を他書で初めて確認する事ができるのは『弘仁私記』（八一〇〜八二三）である。もしくは成立年代のはっきりしない『万葉集』である。

③ について、『古事記』序は「臣安萬侶言」と「臣……言」の形式で始まっている。この形式は「新撰姓氏録表」「令集解表」「延喜式表」に見られ、また中国の「五経正義表」も同様の形式を取っており、上表文に多く見られる。したがって『古事記』序は序文と言うよりは上表文に近い形をとっている⁽⁵⁾。

④ について、署名には「民部卿従四位下太朝臣安麻呂」のよう

に官位が記されるものだが、『古事記』序の太安萬侶の署名には「正五位上勲五等太朝臣安万侶」と「民部卿」という官職が記されていない⁽⁶⁾。

⑤については、稗田阿礼は『日本書紀』『続日本紀』には見られず『古事記』序でしか確認がとれない人物である⁽⁷⁾。

⑥については、『古事記』序の壬申の乱についての記述は壬申紀を見ないと書くことができないという指摘がある⁽⁸⁾。

⑦について、『古事記』本文は仮名混じりの文体であるのに対し、序文は漢文体で書かれているため、本文と序文とでは作者が違うという指摘がある⁽⁹⁾。

以上の問題点の中で、②平安時代まで他書で『古事記』の存在が確認できないという点は、同様の神話を載せる部分もある『古事記』と『日本書紀』の位置付けを隔てる大きな要因の一つとなっている。

『日本書紀』は先に述べた通り、『続日本紀』によってその撰録開始から献上に至るまでの経緯を確認することができる。そして、献上の翌年には『日本書紀』講書が開かれ、その講義録が『日本書紀私記』という形でいくつかが現存する。この講書は定期的に行われ、奈良時代から平安時代にかけて、少なくとも六回以上は行われていることが分かっている。また、『古語拾遺』『高橋氏文』等の氏文に語られる神話や祭祀の起源は、『日本書紀』の記述を元に、時にそのまま引用して記されている。『新撰亀相記』もまた、僅かながら『日本書紀』からの引用を確認することができる。現在では偽書であると断定された『先代旧事本紀』にも『日本書紀』からの引用が見られ、記紀神話と一括りにされることの多い神話の中で、いかに『日本書紀』が重視されてきたかを伺うことができる。

一方『古事記』は、史料が現存していない可能性があるとしても、『日本書紀』神話の受容状況とは比べ物にならず、たとえ『古事記』を引用していたとしても、殆どの場合が『日本書紀』も同時に参照しているのである。

「古事記」という記述が他書で初めて確認できるのは『万葉集』である。『万葉集』には「古事記曰」と左注のある歌謡が二首あ

るが、そこに載る歌謡が『古事記』の歌謡と表記が異なるため、『古事記』と断定し難い面がある他、『万葉集』自体の成立年代も曖昧なため、『古事記』の初見史料としての時期を明らかにすることができない。その次に「古事記」を確認することができるのは『古事記』成立から約百年後の『弘仁私記』序(八一九)である。この『弘仁私記』序が成立年代のはっきりする『古事記』の初見史料といえる。その後、『新撰龜相記』『尾張国熱田太神宮縁起』『承平私記』『先代旧事本紀』『大倭神社註進状』『琴歌譜』『本朝月令』『政事要略』『長寛勘文』『袖中抄』が平安期における『古事記』引用文献と言われている。

このように『古事記』成立の和銅五年から約百年の間、僅かに『万葉集』のみにそれらしき引用があるものの、その後『弘仁私記』序に紹介されるまで、現存する史料では『古事記』を確認する事は出来ない。現代では『古事記』と聞けば日本最古の文献と言われる、日本神話を伝える原本のような扱いを受けているが、その成立から平安期にかけての受容状況を見ると、『日本書紀』と比べてはるかに少ないと言えるだろう。おそらく『古事記』は、国学研究が盛んになり始めた近世中期に本居宣長の『古事記伝』等の注釈書や研究書によって広く一般に広まったと考えられる。それまでは、わずかな史料にのみその存在が確認できる程度の、限定的な範囲でしか重視されなかった書物だったのだろう。

本稿は、そのわずかな『古事記』引用史料の中から、特に氏文に引用された『古事記』神話を考察していく。氏文は自氏の由来を神話に求めることによって、自氏の正当性を主張する構成をとる。その中で、『古事記』がどのような扱われ方をしているかを検討することは、平安期における『古事記』受容状況を解明する一端となるだろう。記紀神話と称される通り、『古事記』と『日本書紀』には語句や記述の差異はあっても、内容の面では同一の神話が数多くある。その神話の中で、どのような立場の氏族がどのような理由で『古事記』神話の記述に依拠した自氏の神話を語っているのかを明らかにすることは、『古事記』受容史という観点のみならず、古代氏族関係を明らかにすることにも繋がるだろう。

第一章では、古代における『古事記』引用文献の考察を進め、特に初見史料である『万葉集』、及び『新撰亀相記』『尾張国熱田太神宮縁起』等氏文や縁起の語る内容と『古事記』の関係を確認する。第二章では『日本書紀』に依拠した神話を語る『古語拾遺』について、忌部氏という古代祭祀氏族の実態と共に、何故『古事記』ではなく『日本書紀』が採用されたのかを考察する。また『古語拾遺』に描かれる祭祀の起源を考察することで、古代祭祀氏族の職掌を読み取る。第三章では『古語拾遺』に対し、『古事記』に依拠した神話を展開する『新撰亀相記』について考察し、忌部氏と同様に古代祭祀氏族である卜部氏の実態を明らかにする。同時に何故『日本書紀』ではなく『古事記』が採用されたのかを考察すると共に、『新撰亀相記』の成立年に再検討を加える。

- (1) 『古事記』の引用は、山口佳紀・神野志隆光校注・訳『古事記』(新編日本古典文学全集)小学館、一九九七年)、西郷信綱『古事記注釈』(筑摩書房、二〇〇五年)、古事記学会編『諸本集成古事記』(古事記学会、一九五七年)に基づき、私見を交えた。
- (2) 『本居宣長全集』第九、十二卷(筑摩書房、一九六八年)。
- (3) 『賀茂真淵全集』第二十三卷(統群書類従完成会、一九九二年)。
- (4) 河村秀興『古事記開題序文講義』(一七四七、一七五一)、中沢見明『古事記論』(雄山閣、一九二九年)。
- (5) 筏勲「古事記偽書説は根拠薄弱であるか」(『国語と国文学』三九(六)(七)、至文堂、一九六二年)。
- (6) 筏勲「古事記偽書説は根拠薄弱であるか」(『国語と国文学』三九(六)(七)、至文堂、一九六二年)。
- (7) 中沢見明『古事記論』(雄山閣、一九二九年)、筏勲「古事記偽書説は根拠薄弱であるか」(『国語と国文学』三九(六)(七) 至文堂、一九六二年)。
- (8) 西田長男「壬申紀の成立と古事記」(『國學院雑誌』六三(九)、一九六二年)。
- (9) 『賀茂真淵全集第二十三卷』(統群書類従完成会、一九九二年)、河村秀興『古事記開題序文講義』(一七四七、一七五一)。

第一章 古代における『古事記』受容の研究

はじめに

『古事記』は和銅五年（七一二）成立と言われ、先の平成二十四年（二〇一二）は『古事記』成立一三〇〇年記念として様々な企画や特別展が開催された事は記憶に新しい。一般的な書店でも『古事記』を特集した雑誌が並び、旅行代理店では『古事記』ゆかりの地を巡るツアーパックも組まれた。日本古代史及び上代文学の研究者では無くとも、歴史や神話に多少の興味があれば、何らかの形で『古事記』に触れる機会があっただろう。

現代における『古事記』の受容は、『古事記』上巻の神話の部分と『日本書紀』神代巻の部分を合わせて「記紀神話」と称されるほど、特に神話の部分が広く受容されている。『古事記』上巻の大国主命神話の中に含まれる「因幡白兔」の神話は、それが『古事記』に含まれている神話だとは知らずとも、子供の頃に「童話」「昔話」として親しんだ人も少なくない。昨今ブームとなっているパワースポットとして紹介される神社の中には記紀神話を基に、その神社の由緒が語られているものもある。参拝者はガイドブックや境内の案内板等で『古事記』の一文を読むことになるだろう。もしかすると、『古事記』を一切知らない日本人の方が少ないかもしれない。このように成立から一三〇〇年以上経た現代では、知らず知らずのうちに『古事記』の一部分に触れる機会にあふれ、また、『古事記』が読みたいと思えば、書店や図書館で簡単に手に取ることができるのである。

しかし、古代における『古事記』受容状況はどうだったのだろうか。序論で触れた通り『古事記』は、「古事記曰」等と引用されている、または明らかに『古事記』の一節を引用しているという史料が、『古事記』編纂目的とは不釣り合いな程少ないように思われる。『古事記』は六国史である『日本書紀』に先行して書かれた史書であり、編纂された目的もその序文に依るならば、

諸家之所齎帝紀及本辞、既違正実、多加虚偽。当今之時不改

其失、未經幾年其旨欲滅。斯乃、邦家之経緯、王化之鴻基焉。故惟、撰録帝紀、討竅旧辞、削偽定実、欲流後葉。

（諸の家の齎てる帝紀と本辞と、既に正実に違ひ、多く虚偽を加へたり。今の時に当りて其の失を改めずは、幾ばくの年も経ずして其の旨滅びなんと欲す。斯れ乃ち、邦家の経緯にして、王化の鴻基なり。故惟みれば、帝紀を撰ひ録し、旧辞を討ね竅め、偽を削り実を定めて、後葉に流へむと欲ふ。）

惜旧辞之誤忤、正先紀之謬錯

（旧辞の誤り忤へるを惜しみ、先紀の謬り錯へるを正さむ）と、諸家の持つ史書が誤っていて、虚偽を含んでいることを憂い惜しんだ天皇の勅によって、誤りを削り、真実を定めて後世に伝えるために編纂されたのである。それにも関わらず、『古事記』は史書には含まれず、むしろ文学作品として読まれている。『古事記』撰録の発端となった天武紀及び、一度中断していた『古事記』撰録が再開された和銅四年、『古事記』が奏上された和銅五年には『古事記』にあたる名称どころか史書編纂に関する記述すら見当たらないのである。

古代における『古事記』は、天皇の勅によって後世に伝えるために書かれたものにも関わらず、その受容状況はごく限られた範囲によって、限られた読まれ方をしてきた。平安期以前の成立と言われる『古事記』引用文献は、岡田米夫氏⁽¹⁾によって調査が為されている。それらを成立年代順に挙げると以下の通りである。

・『先代旧事本紀』

成立年 推古天皇三十年（六二二）

編者 聖徳太子・蘇我馬子

・『万葉集』

成立年 不明

編者 不明（最終的には大伴家持か）

・『弘仁私記』序

成立年 弘仁三年（八一二）

博士 多人長

・『新撰亀相記』

成立年 天長七年（八三〇）
編者 卜部遠繼

・『琴歌譜』
成立年 平安初期か
編者 不明（多氏）

・『尾張国熱田太神宮縁起』
成立年 寛平二年（八九〇）
編者 藤原村相

・『承平私記』
成立年 承平六年（九三六）―天慶六年（九四三）
博士 矢田部公望

・『本朝月令』
成立年 十世紀前半
編者 惟宗公方

・『政事要略』
成立年 長保四年（一〇〇二）
編者 惟宗允亮

・『長寛勘文』
成立年 長寛元年（一一六三）
勘申者 中原業倫ら

・『大倭神社註進状』
成立年 仁安二（一一六七）
編者 大倭歳繁

・『袖中抄』
成立年 文治年間（一一八五―一一九〇）
編者 顕昭

成立年代・編者については諸説あるものも存在し、未だ研究段階にあるため、一概に断言することはできない。しかし、ここではその序文や奥書など、自称する成立年の順に並べることによって、その書が偽書であったとしても、どのような年代に成立を仮託したのかを確認するために、あえて自称通りの順に並べてみた。実際の成立年、編者については本章の各項において考察を加えた。

これらを見ると、歌集が三点（『万葉集』・『琴歌譜』・『袖中抄』）、『日本書紀』講書が二点（『弘仁私記』序・『承平私記』）、氏文（家伝）が二点（『新撰龜相記』・『先代旧事本紀』）、寺社縁起が二点（『尾張国熱田太神宮縁起』・『大倭神社註進状』）、公事書が三点（『本朝月令』・『政事要略』・『長寛勘文』）である。『尾張国熱田太神宮縁起』に関しては、主に熱田神宮の由緒が記紀神話を基に述べられているが、熱田神宮を管理する尾張氏について触れられている部分もあるため、氏文に近い性質も含んでいると考える。反対に氏文は自氏の由緒が記紀神話等を基に説かれている。そのため、内容としては似通う所があるため、本稿では氏文・縁起等に一括した。本章ではこれらの『古事記』引用文献を、歌集、『日本書紀』講書、公事書、氏文・縁起等、の四種に分類し、『古事記』引用部分を中心に、古代における『古事記』受容の実態を見ることが、『古事記』の持つ性格及び、『古事記』を引用する意義を見出していくことを目的とする。

第一節 歌集における『古事記』受容

一、『万葉集』

『古事記』全体を通してみると、上巻でスサノヲが出雲国須賀に至った際に、

夜久毛多都 伊豆毛夜弊賀岐 都麻碁微尔

夜弊賀岐都久流 曾能夜弊賀岐袁

(八雲立つ 出雲八重垣 妻籠みに

八重垣作る その八重垣を)

と歌った歌謡を最初に、下巻の顕宗天皇の歌まで、計一一二首の歌謡が載せられている。記紀歌謡については山路平四郎氏⁽²⁾によつて、一致または同類歌がまとめられているため、山路氏の研究を参考に私にまとめると表一の通りとなる。

日本書紀	古事記	
6 (4)	9 (4)	神代
8 (6)	13 (6)	神武
1 (1)	1 (1)	崇神
7 (6)	15 (7)	景行
6 (3)	3 (3)	仲哀・神功
8 (7)	11 (8)	応神
22 (13)	23 (13)	仁徳
1 (1)	3 (1)	履中
7 (3)	12 (5)	允恭
9 (2)	14 (2)	雄略
2 (0)	6 (1)	清寧
2 (2)	2 (2)	顕宗
9		武烈
4		継体
2		欽明
3		推古
1		舒明
7		皇極
3		孝徳
8		斉明
5		天智
128 (52)	112 (53)	計

(表一、記紀歌謡数の比較)

() 内の数字は記紀一致または類似歌謡。一致合計数が異なるのは、記の2首を合わせて紀の1首と類似歌謡としたためである。

この表を一見すると、掲載歌謡が『古事記』では一一二首だが、『日本書紀』は一二八首と、『日本書紀』の方が多いように見える。しかし、『古事記』は推古記までしか記されていないため、『日本書紀』推古紀までの歌謡数で見ると、九七(五二)首であり、『古事記』の方が歌謡数は多く、独自歌謡の割合も多いと言える。『古事記』全三巻中一一二首と、『日本書紀』全三十巻中一一八

首を比べると、歌謡の含まれる割合も大きく異なる。単純計算すると、『日本書紀』一卷分に四ないし五首の歌謡が含まれる計算となるのに対し、『古事記』一卷分には三七ないし三八首の歌謡が含まれることになる。また、神武・景行・応神・仁徳・允恭・雄略記が十首以上の歌謡を載せるのに対し、『日本書紀』で十首以上の歌謡を載せるのは仁徳紀のみである。以上の点から、『古事記』の語る天皇記とは、歌謡が付随する場合が珍しくなく、『古事記』は歌物語としての性格を持つ書物と言える。そして、我が国最初の『古事記』受容は、歴史書でも神道書でもなく、『万葉集』、つまり歌集であることは、注目すべき点である。

『万葉集』の成立年代は七世紀後半から八世紀後半であり、現在の形である二十巻に纏められるまでに何回かの増補が行われ、その編纂作業は大伴家持没の延暦四年（七八五）までに終了したと推定される⁽³⁾。『万葉集』の中で最も古い時代に読まれたと設定されている歌が卷二・八五―八八の磐姫の歌四首であり、仁徳紀に同一の歌を見ることが出来る。しかし、『万葉集』の推古朝ごろまでの歌は伝承的なものが多く、実際の年代と作者は不明である⁽⁴⁾。『古今和歌集』真名序には『万葉集』の成立が平城朝とあるが、この平城説はあくまで伝承的なもので、『万葉集』成立時期の問題は未だ説明されていない⁽⁵⁾。

『万葉集』巻二、卷十三には「古事記曰」の左注がある歌謡が二首存在するが、巻によって編者も異なっているため、万葉集に「古事記曰」とあるだけでただちに『古事記』成立年代の特定に繋がるわけではない。また、『古事記』の歌謡は全て一字一音式の表記であるが、『万葉集』は訓字表記が主体であるため、歌謡の読み方は一致するものの、表記は異なってくる。一字一音表記と訓字表記の歌謡について犬飼隆氏⁽⁶⁾は木簡等、出土資料に書かれた歌謡は「一字一音式でないものは極めて少ない」と指摘し、次のように述べる。

口頭でうたうための一字一音式の「歌」を、後になんらかの段階で今『万葉集』にみるような書記様式に書き改めた。この推定は、二〇〇八年に「万葉歌」と一致する歌句を書いた出土資料が三点あらわれ、そのいずれもが一字一音式であり、

『万葉集』では字訓主体で書かれていることにより、物証を得た。口頭でうたわれたのなら、まず語形を忠実に書きとめたと考えるのが自然である。それには万葉仮名による一字一音式がふさわしい。

犬飼氏は古代歌謡が『万葉集』のような訓字主体の筆録に変化したのがいつであるかは言及していないが、歌謡表記の方法は口頭でうたわれたものが一字一音式で表記され、後に訓字主体となったとしている。『日本書紀』の歌謡も一字一音式で表記されるため、八世紀における歌謡は一字一音式で表記されるのが一般的であったのだろう。

以下に『万葉集』の「古事記曰」の歌謡と『古事記』の該当歌謡を合わせて引用する。(以下、記紀の歌番号はどちらも〈新編日本古典文学大系〉に依った。)

一 『万葉集』卷二・九〇

古事記曰 輕太子奸輕太郎女 故其太子流於伊予湯也

此時衣通王不堪恋慕而追往時歌曰

君之行 氣長久成奴 山多豆乃 迎乎將往 待尔者不待

此云山多豆者是今造木者也

右一首 古事記与類聚歌林所説不同 歌主亦異焉。因檢日

本紀曰難波高津宮御宇大鷦鷯天皇廿二年春正月天皇語皇后納八田皇女將為妃 時皇后不聽 爰天皇歌以乞於皇后云々 卅年秋九月乙卯朔乙丑皇后遊行紀伊国到熊野岬

取其処之御綱葉而還 於是天皇伺皇后不在而娶八田皇女納於宮中時皇后 到難波濟 聞天皇合八田皇女大恨之云々 亦曰 遠飛鳥宮御宇雄朝孀稚子宿祢天皇廿三年春三

月甲午朔庚子 木梨輕皇子為太子 容姿佳麗見者自感

同母妹輕太娘皇女亦艷妙也云々 遂窃通乃悒懷少息 廿四年夏六月御羹汁凝以作氷 天皇異之卜其所由 卜者曰 有内乱 盖親々相奸乎云々 仍移太娘皇女於伊予者 今案二代二時不見此歌也

一 『古事記』 87

岐美賀由岐 氣那賀久那理奴 夜麻多豆能 牟加閉袁由加牟 麻都尔波麻多士 此云山多豆者是今造木者也

「は歌題に「古事記曰」として「軽太子奸軽太郎女。故其太子流於伊予湯也。此時衣通王不堪恋慕而追往時歌曰（軽太子、軽太郎女を奸み、故、其の太子は伊予の湯に流されき。此の時、そしほりのみこ衣通王恋慕に堪へずして追ひ行きし時に、歌ひて曰はく）」とある、衣通王とは軽太郎女のことである。つまり、軽太郎女が伊予に流される軽太子に向けて詠んだ歌である。『古事記』の該当部分を見てもみると、『古事記』下巻允恭天皇条には、

故、其軽太子者、流於伊余湯也。亦、將流之時、歌曰

阿麻登夫 登理母都加比曾 多豆賀泥能 岐許延牟登岐波
和賀那斗波佐泥

此三歌者、天田振也。又、歌曰、

意富岐美袁 斯麻尔波夫良婆 布那阿麻理
伊賀弊理許牟叙 和賀多々弥由米 許登袁許曾

多々美登伊波米 和賀都麻波由米

此歌者、夷振之片下也。其衣通王献歌。其歌曰、

那都久佐能 阿比泥能波麻能 加岐加比尔
阿斯布麻須那 阿加斯豆杼富礼

故、後亦不堪恋慕而、追往時、歌曰、

岐美賀由岐 氣那賀久那理奴 夜麻多豆能

牟加閉袁由加牟 麻都尔波麻多士へ此云山多豆者、是今造
木者也。～

（故、其の軽太子は、伊余湯に流しき。亦、流さむとせし、
時に、歌ひて曰く

天飛ぶ 鳥も使そ 鶴が音の 聞えむ時は
我が名問はさね

此の三つの歌は、天田振ぞ。又、歌ひて曰はく、

大君を 島に放らば 船余り
い帰り来むぞ 我が疊ゆめ 言をこそ

疊と言はめ 我が妻はゆめ

此の歌は、夷振の片下ぞ。其の衣通王、歌を献りき。其の
歌に曰はく、

夏草の 阿比泥の浜の 搔き貝に
足踏ますな 明して通れ

故、後に亦、恋慕ふに堪へずして、追ひ行きし時に、歌ひて曰はく、

君が往き 日長くなりぬ 造木の
迎へを行かむ 待つには待たじへ此の、山たづと云ふは、
是今の造木ぞ

とあり、『万葉集』と同様に衣通王（軽太郎女）が軽太子に向けて詠んだ歌である。

しかし、「」の歌謡の左注を見ると、「古事記と類聚歌林所説不同。歌主亦異焉（古事記と類聚歌林と説く所同じからず。歌主も亦異なれり）」と『古事記』と『類聚歌林』に記される説話とでは、歌の作者が異なると述べる。『類聚歌林』は現存していないが、市瀬雅之氏⁷⁾によると、『類聚歌林』は山上憶良の編纂と考えられるが、その編纂時期についての先行研究は、以下の四つの時期にまとめられるという。

- 1 憶良無位の時代（大宝元年以前）
- 2 遣唐使帰国以後から伯耆守任命以前
- 3 憶良東宮侍講の頃（養老五年の頃）
- 4 筑前守時代

そして、その中で、

憶良は積極的に藤原氏と接触し、官人としての活路を見いだす過程で手に入れた日本書紀を用い、類聚歌林の編纂に利用した事を考え合わせると、諸説の中でお養老五年説が最も穏やかな推定であろうと考えるものであった。

と説き、『類聚歌林』編纂の資料として、養老四年奏上の『日本書紀』が使用されていたことを指摘する。『万葉集』の歌謡には『古事記』と『類聚歌林』で違いがあったため、「因検日本紀曰（因て日本紀を検ふるに曰く）」と、『日本書紀』によってどちらが正しいのかを判断している。『万葉集』左注に引く『日本書紀』によると、

難波高津宮御宇大鷦鷯天皇廿二年春正月天皇語皇后
納八田皇女將為妃 時皇后不聽 爰天皇歌以乞於皇后云々
卅年秋九月乙卯朔乙丑皇后遊行紀伊国到熊野岬 取其処之
御綱葉而還 於是天皇伺皇后不在而娶八田皇女納於宮中時

皇后 到難波。濟聞天皇合八田皇女大恨之云々。亦曰遠
飛鳥宮御宇雄朝孀稚子宿祢天皇廿三年春二月甲午朔庚子
木梨輕皇子為太子。容姿佳麗。見者自感。
同母妹輕太娘皇女亦艷妙也云々。遂竊通。乃悒懷少息。廿四
年夏六月御羹汁凝以作氷。天皇異之。卜其所由。卜者曰。
有内乱。盖親々相奸乎云々。仍移太娘皇女於伊予者。今
案二代二時不見此歌也。

とあり、仁徳天皇二十二年・三十年、允恭天皇二十三年・二十四
年を引いている。『日本書紀』と一致する部分に私に傍点を附し
た。順番は前後するが、先に『日本書紀』允恭天皇条をみると、

『日本書紀』允恭天皇二十三年春三月甲午朔庚子

立木梨輕皇子為太子。容姿佳麗。見者自感。同母妹輕大娘皇
女亦艷妙也。太子恒念合大娘皇女。畏有罪而默之。然感情既
盛。殆将至死。爰以為。徒空死者。雖有罪。何得忍乎。遂竊
通。乃悒懷少息。因以歌之曰。

阿資臂紀能 椰摩娜烏菟勾利 椰摩娜箇弥

斯哆媚烏和之勢 志哆那企式 和餓儼勾菟摩

箇哆儼企式 和餓儼勾兔摩 去樽去曾 椰主区泮娜布例

（木梨輕皇子を立てて太子としたまふ。容姿佳麗しくして、
見つる者、自づからに感づ。同母妹輕大娘皇女、亦艷妙な
り。太子、恒に大娘皇女に合せむと念し。罪有らむことを
畏りて黙したまふ。然るに感情既に盛にして、殆に死する
に至りまさむとす。爰に以為さく「徒空に死せむよりは、
罪有りと雖も、何ぞ忍ぶること得むや」ちおもほし、遂に
窃に通け、乃ち悒懷少しく息みたまふ。因りて歌して曰は
く、

あしひきの 山田を作り 山高み

下樋を走しせ 下泣きに 我が泣く妻

片泣きに 我が泣く妻 昨夜こそ 安く膚触れ

とのたまふ。）

『日本書紀』允恭天皇二十四年六月

御膳羹汁凝以作氷。天皇異之。卜其所由。卜者曰。有内乱。盖
親親相奸乎。時有人曰。木梨輕太子奸同母妹輕大娘皇女。因

以推問焉。辞既実也。太子是為儲君。不得罪。則流輕大娘皇女於伊予。是時太子歌之曰。

於褒企弥烏 志摩珥波夫利 布儼阿摩利

異餓幣利去牟鋤 和餓哆哆彌由梅 去等烏許曾

哆多彌等異絆梅 和餓菟摩烏由梅

又歌之曰。

阿摩儂霧 箇留惋等壳 異哆儼介糜 臂等資利奴陪彌

幡舍能夜摩能。波刀能 資哆儼企迹奈勾。

（御膳の羹汁、凝りて氷に作る。天皇、異しびたまひて其の所由をトへしめたまふ。ト者の曰さく「内乱有り。蓋し親相奸けたるか」とまをす。時に人有りて曰さく「木梨輕太子、同母妹輕大娘皇女に奸けたまへり」とまをす。因りて推問ひたまふ。辞既に実なり。太子は是儲君為り。罪なふこと得ず。則ち輕大娘皇女を伊予に流す。是の時に、太子、歌して曰はく、

大君を 島に放り 船余り

い還り来むぞ 我が豊齋め 言をこそ

豊と言はめ 我が妻を齋め

とのたまふ。又歌して曰はく、

天だむ 輕嬢子 甚泣かば 人知りぬべみ

幡舎の山の 鳩の 下泣きに泣く

とのたまふ。

とあり、『万葉集』の左注が、『日本書紀』を直接引用したことが分かる。しかし、允恭紀は輕太子と輕太郎女の近親相姦の恋愛の結果、伊予に流されるのは輕太郎女の方であり、輕太子が伊予に流されると記す『古事記』『万葉集』とは異なる。さらに「の歌謡は允恭紀には記されていない。

ところで、『万葉集』には、「の歌謡と類似歌と呼べるものが載せられている。『万葉集』卷二・八五の磐姫の歌がそれであり、「の歌の五首前に載せられる、『万葉集』中最古の歌の一つに設定されているものである。

、「『万葉集』卷二・八五

難波高津宮御宇天皇代（大鷦鷯天皇 諡曰仁徳天皇）磐姫皇

后思天皇御作歌四首

君之行 氣長成奴 山多都祢 迎加将行 待尔可将待

右一首歌山上憶良臣類聚歌林載焉

左注によると、この歌も『類聚歌林』に載せられていたらしい。

ここに、「・・・」の歌謡のみを並べてみる。

「岐美賀由岐 氣那賀久那理奴 夜麻多豆能

牟加閉袁由加牟 麻都尔波麻多士

「君之行 氣長久成奴 山多豆乃

迎乎将往 待尔者不待

「君之行 氣長成奴 山多都祢

迎加将行 待尔可将待

とあり、この三首が類似歌謡であることが分かる。「の左注に引かれる仁徳紀を確認すると、

『日本書紀』仁徳天皇二二年正月

天皇語皇后曰。納八田皇女将為妃。時皇后不聽。爰天皇歌以

乞於皇后曰。

于磨臂苔能 多菟屢虚等太氏 于磋由豆流

多曳麼菟餓務珥 奈羅陪氏毛餓望

皇后答歌曰。

虚呂望虚曾 赴多弊茂予耆 磋用廼虚鳥

那羅陪務耆彌破 箇辞古耆呂箇茂

天皇又歌曰。

於辞氏屢 那珥破能磋耆能 那羅珥破莽

那羅陪務苔虚層 曾能古破阿利鷄梅

皇后答歌曰。

那菟務始能 譬務始能虚呂望 赴多弊耆氏

箇区彌夜儻利破 阿珥予区望阿羅儒

天皇又歌曰。

阿佐豆磨能 避箇能鳥磋箇鳥 箇多那耆珥

彌致喻区茂能茂 多遇譬氏序予枳

皇后遂謂不聽。故默之亦不答言。

（天皇、皇后に語りて曰はく「八田皇女を納れて妃とせむ」とのたまふ。時に皇后聴したまはず。爰に天皇歌して皇后

に乞はして曰はく、

貴人の 立つる言立 儲弦

絶間継がむに 並べてもがも

とのたまふ。皇后、答歌して曰したまはく、

衣こそ 二重も良き さ床衣を

並べむ君は 畏きろかも

とまをしたまふ。天皇、又歌して曰はく、

おしてる 難波の崎の 並び浜

並べむとこそ その子は有りけめ

とのたまふ。皇后、答歌して曰したまはく、

夏蚤の 蛾の衣 二重著て

かくみやだりは 豈良くもあらず

とまをしたまふ。天皇、又歌して曰はく、

朝妻の 避箇の小坂を 片泣に

道行く者も 偶ひてぞ良き

とのたまふ。皇后、遂に聴さじと謂し、故、黙して亦答言し

たまはず。）

『日本書紀』仁徳天皇三十年九月乙丑

皇后遊行紀国到熊野岬。即取其処之御綱葉へ葉。此云箇始婆。〜

而還。於是曰。天皇伺皇后不在。而娶八田皇女納於宮中。時

皇后到難波濟。聞天皇合八田皇女而大恨之。

（皇后、紀国に遊行でまして熊野岬に到り、即ち其の処の御

綱葉を取りて、還ります。是の日に、天皇、皇后の不在を

伺ひて、八田皇女を娶して宮中に納れたまふ。時に皇后、

難波の濟に到り、天皇、八田皇女を合しつと聞しめして大

きに恨みたまふ。）

とあり、仁徳天皇と磐姫の歌のやりとりが記されている。ここには引かなかつたが、仁徳紀三十年九月乙丑条の後半には、さらに歌謡が四首記され、仁徳天皇と磐姫の歌は計九首にわたり、その中に磐姫の歌は四首含まれる。しかし、『万葉集』卷二の磐姫の歌謡、「は仁徳紀には確認できず、そのため」の左注は「今案二代二時不見此歌也」となっている。

次に、『万葉集』に引かれる『古事記』歌謡の二首目を確認し

たい。

曰『万葉集』卷十三・三二六三

己母理久乃 泊瀬之河之 上瀬尔 伊杭乎打 下湍尔

真杭乎拵 伊杭尔波 鏡乎懸 真杭尔波 真玉乎懸

真珠奈須 我念妹毛 鏡成 我念妹毛 有跡謂者社

国尔毛 家尔毛由可米 誰故可将行

檢古事記曰 伴歌者木梨之輕太子自死之時所作者也

曰『古事記』允恭天皇条 89

許母理久能 波都勢能賀波能 加美都勢尔

伊久比袁宇知 斯毛都勢尔 麻久比袁宇知 伊久比尔波

加賀美袁加氣 麻久比尔波 麻多麻袁加氣 麻多麻那須

阿賀母布伊毛 加賀美那須 阿賀母布都麻

阿理登伊波婆許曾尔 伊弊尔母由加米 久尔袁母斯怒波米

如此歌、即共自死。故、此二歌者、誦歌也。

(隠り処の 泊瀬の河の 上つ瀬に

斎杭を打ち 下つ瀬に 真杭を打ち 斎杭には

鏡を懸け 真杭には 真玉を懸け 真玉なす

吾が思ふ妹 鏡なす 吾が思ふ妻

有りと言はばこそよ 家にも行かめ 国にも偲はめ

如此歌ひて、即ち共に自ら死にき。故、此の二つの歌は、誦歌ぞ。

曰の左注に「檢古事記曰 伴歌者木梨之輕太子自死之時所作者也

(件の歌は木梨の輕太子、自死の時に作る者なり」とあるが、

曰の歌謡は先に引いた『古事記』允恭天皇条の輕太子と輕大郎女の説話の中で、伊予に流される輕太子を追った輕大郎女(衣通王)

が一を歌い、輕太子が二を歌って二人は自害する。曰の左注「檢

古事記曰」には『古事記』の説話と同様輕太子の自害について書

かれているが、この歌謡は「古事記曰」としながらも後半が三と

は異なる。

一と二を比べてみると、一字一音で表記された『古事記』を見

て『万葉集』が訓字表記に書き直したかのように見える。これは

武田祐吉氏(8)や神野志隆光氏(9)も『古事記』から『万葉集』へ

書き写したとの見方をしている。この『万葉集』の歌謡が『古事

記』から採録された事が『古事記』が『万葉集』より古い、つまり和銅五年成立と書かれる序文を信じる一つの証明とされてきた。

しかし、大和岩雄氏⁽¹⁰⁾は次のように、

『万葉集』の各巻の成立順序からいくと、古い成立の巻は大體「山」のみの用法、次に「山」の多い「夜麻」との混在、新しい成立の巻は「夜麻」の多い「山」との混在である。このことは、古い「山」表記から新しい「夜麻」表記へと移行したことを示している。

ただ『万葉集』はもつとも新しい巻の「ヤマ」の表記法でも、「夜麻」のみでなく、「山」がすこし混っているが、『古事記』の歌謡表記は、まったく「夜麻」で統一され、例外はない。このことからしても、『万葉集』から現存『古事記』へと考えられるのである。

と『万葉集』が引用する「古事記」は現存する『古事記』以前に存在したであろう『古事記』からの引用と指摘している。「の歌謡は現存『古事記』から直接採録したのではなく、現存『古事記』よりもさらに古い「原古事記」と呼ぶものを想定し、『万葉集』はそこから採ったという説を展開する。「原古事記」とは、今回指摘した『万葉集』の問題や諸本に引用される「古事記」が現存する『古事記』と多少の差異があることから、現存する『古事記』の元となったものがあると想定し、その元となったものを「原古事記」と名付ける説である。「原古事記」説は筏勲氏⁽¹¹⁾によって提唱され、大和氏だけでなく、西田長男氏⁽¹²⁾や小島憲之氏⁽¹³⁾も現存『古事記』に先行する「古事記」があつたと想定している。

これらの「原古事記」説に対し、梶川信行氏⁽¹⁴⁾は『類聚歌林』が参照資料であつた『万葉集』の磐姫の歌を引用し、

七世紀以前の作として位置づけられた万葉歌は、所詮八世紀に文学として定着した形からしか窺うことができない。磐姫の歌であれ、軽太郎女の歌であれ、それらはすでに口承の伝承ではなかつた。『万葉集』の編者は、『記』や『歌林』といつた八世紀の文献を頼りに、それらを読もうとしていたので

ある。

口誦の世界においては、一つの歌をさまざまな場で、しかも自由な形でうたうことができた。しかし、八世紀は律令制に基づく文書主義の時代である。そうした中で、時と場を異にして、さまざまな形で文字に定着したものが、同じ地平で比較されることになった。そこで初めて本文の異同ということが問題になったのだ、と考えることができる。

と、『古事記』と『万葉集』の表記の違いを「原古事記」には求めていない。同様に㊦と㊧の歌謡の差異についても大和氏は『万葉集』が「原古事記」を参照したからだとしているが、梶川氏は㊦の歌謡は「多くの類同歌を持つ流動的な状態で存在したのである。本文の違いは、そうした流伝の中で生じたものだったのではないかと思われる。」としている。

「原古事記」の存在を否定することは出来ないが、少なくともこの『万葉集』引用『古事記』の例をもって「原古事記」を想定することは難しいと考える。「君が行き日長くなりぬ」は『万葉集』巻五・八六七にも「枳美可由伎 氣那我久奈理奴 奈良遲那留 志満乃己太知母 可牟佐飛仁家里」と一字一音表記の歌謡が採録されていることから、『万葉集』は梶川氏の指摘する「類同歌をもつ流動的な」歌謡を収録したのだろう。

以上の二首が『万葉集』に「古事記曰」として引かれた歌謡である。この他に、『古事記』歌謡と類似歌と思われる歌謡が『万葉集』に載せられているが、「古事記曰」として作者や歌われた状況を記すのはこの二首のみである。『万葉集』の『古事記』類似歌は、それこそ、梶井氏の述べる「類同歌をもつ流動的な」歌謡を収録した結果、『古事記』との類似歌が含まれていたに過ぎない。

一方、『日本書紀』に関しては「日本書紀曰」「日本紀曰」として、『万葉集』には多くの『日本書紀』歌謡が含まれている。『古事記』は、一冊に含まれる歌謡数が『日本書紀』の七、八倍であるという歌物語としての側面を持つにも関わらず、歌集である『万葉集』は「古事記曰」の歌謡を殆ど採録しなかった。

その僅かに載せられた二首の歌を見てみると、どちらも『古事

記』の軽太子と軽大郎女の悲恋物語の中で詠まれた歌謡全一二首のうち二首である。しかも、『万葉集』巻二でみる磐姫の歌四首のようにまとめて記されているわけではなく、巻二と巻十三に分かれて見ることができる。巻二と巻十三では編纂時期が異なり、編者も異なるところから、一人の人間が『古事記』の軽太子と軽大郎女の物語を記したのではなく、複数の人間が同時期ではなく、異なった時期に軽太子と軽大郎女の歌謡を詠んでいた。『万葉集』に引かれる『古事記』歌謡がたったの二首であることを鑑みると、『古事記』が積極的に読まれていたと考えるよりは、『古事記』の中の軽太子と軽大郎女の物語のみが人々の口に上り、伝えられてきたと考えられる。

軽太子と軽大郎女の物語を見ると、記紀共に允恭天皇条に記されているが、二人の心中によつて幕を閉じるのは『古事記』だけである。『日本書紀』には近親相姦⁽¹⁵⁾の罪によつて流された恋人を追うことも、二人で歌を詠みあつて心中するシーンもない。流罪になった恋人を追つて、心中する心中物⁽¹⁶⁾だからこそ、人々は二人の恋物語に思いを馳せ、その物語で詠まれた歌謡を口にしたのだろう。『万葉集』巻二と巻十三という編纂時期の異なつた巻に軽太子と軽大郎女の物語で歌われた歌謡が載せられることから、ある程度長期に渡り、この物語が語り継がれてきたことが予想できる。そしてそれは、二人の心中という劇的で、多くの人が悲しい恋物語だと思ふ説話だったからこそ、一つの歌物語として残つていった。

Ⅰの左注を見ると、「日本紀曰」として、詳しく『日本書紀』の軽太子と軽大郎女の物語を引くが、『古事記』の軽太子と軽大郎女の物語の説明は歌題の部分のみである。つまり、今更『古事記』の軽太子と軽大郎女の物語を長々と説明しなくとも、伊予に流された軽太子を軽大郎女が追うことも、二人が最終的に心中することも、詳しく記す必要のない周知の物語だったと読み取ることができる。また、Ⅱの歌謡は「我念妹毛」と読まれていることから、妻を思う歌であることが分かるが、左注には「木梨之軽太子自死之時所作者也」としか記されていない。これだけでは軽太子一人の自殺と読み取れてしまい、『古事記』全体の物語を知ら

なければ、軽太子と軽大郎女が心中したことは全く分からない。つまり、『古事記』の物語をわざわざ詳しく記さなくとも、軽太子が死ぬ時に作った歌だと言えば、軽太子と軽大郎女が悲恋の末に心中した物語をすぐに思い浮かべることができる土壌があったと考えられる。

人々は『古事記』の物語であるという意識は無くとも、軽太子と軽大郎女の物語は悲恋の末に心中する物語として認識していた。そのため『万葉集』の縁起に引かれるのは二人が心中することまで記す『古事記』でなくてはならず、『万葉集』における『古事記』の受容は、一つの悲恋物語に付随した歌謡の受容と見るべきであり、『万葉集』の編者が『古事記』を見ていたとしても、その歌謡や物語を口に昇らせていた人々全てが『古事記』の物語と認識していたとは限らないのである。むしろ、記紀共に軽大郎女の物語は心中物だと思われていたが、よく見てみると『古事記』にしか心中したことが記されていないからこそその「の左注」の詳細な『日本書紀』引用に繋がったと考えられる。

二、『琴歌譜』

『琴歌譜』は、現存する唯一の伝本である陽明文庫本奥書に「琴歌譜一卷 安家書 件書希有也。仍自大歌師前丹波掾多安樹手伝写。天元四年十月二十一日」とあることから多安家によって天元四年（九八一）に書写されている。一卷から成り、歌曲が十九曲、歌詞が二十二首含まれている。楽曲の記載が節日別になっていることから、『琴歌譜』は四節会に奏する大歌の教習用テキストであると考えられている⁽¹⁷⁾。弘仁七年（八一六）には既に大歌所が存在していたことが分かっているので『琴歌譜』成立は弘仁初期が想定されている。編者は不明であるが、多氏は大歌所の和琴歌氏の家であり、『琴歌譜』も多氏に伝わることから、多氏によって編纂されたと考えられる。

『琴歌譜』に引かれる『古事記』は歌曲名や歌謡の一致及び左注に「古事記云」としてその歌謡の縁起を見ることが出来る。（記

紀と一致する部分に私に傍点を附した。）

『琴歌譜』

茲都歌

美望呂尔 都久也多麻可吉 都安万須
多尔可毛与良牟 可美乃美也碑等

右、古事記云、大長谷若建命、坐長谷朝倉宮、治天下之時、遊行美和河之時、辺有洗衣童女。其容姿甚麗。天皇問其童女、汝者誰子。答曰、己名謂引田赤猪子。天皇詔、汝不嫁夫。今將召。故其女、仰待天皇之命、既經八十歲。天皇已忘先事、徒過盛年、而賜歌云。時赤猪子之哭泣、悉湿其所服之丹摺袖。答其大御歌、而詠此歌者、此縁記、与歌異也。

『古事記』雄略天皇条

亦、一時、天皇遊行、到於美和河之時、河辺有洗衣童女。其容姿甚麗。天皇、問其童女、汝者誰子。答曰、己名謂引田部赤猪子。爾、令詔者、汝不嫁夫。今將喚而、還坐於宮。故、其赤猪子、仰待天皇之命、既經八十歲。於是、赤猪子以為、望命之間、已經多年。姿体、瘦萎、更無所恃。然、非顯待情、不忍於悒而、令持百取之机代物、参出貢獻。然、天皇既忘先所命之事、問其赤猪子曰、汝者、誰老女。何由以参来。爾、赤猪子答曰、其年其月、被天皇之命、仰待大命、至于今日、經八十歲。今容姿既耆、更無所恃。然、顯白己志以参出耳。於是、天皇、大驚、吾、既忘先事。然、汝守志、待命、徒過盛年、是甚愛悲、心裏欲婚、悼其亟老、不得成婚而、賜御歌。

其歌曰、

美母呂能 伊都加斯賀母登 賀斯賀母登

由、斯伎加母 加志波良袁登壳

又、歌曰、

比氣多能 和加久流須婆良 和加久閉尔

韋祢豆麻斯母能 游伊尔祁流加母

爾、赤猪子之泣淚、悉湿其所服之丹摺袖。答其大御歌而、歌曰、

美母呂尔 都久夜多麻加岐 都岐阿麻斯

多尔加母余良牟 加微能美夜比登

又、歌曰、

久佐迦延能 伊理延能波知須 波那婆知須

微能佐加理毘登 母志岐呂加母

爾、多祿給其老女以返遣也。故、此四歌者、志都歌也。

(亦、一時に、天皇遊び行きて、美和河に到りし時に、河の
辺に衣を洗ふ童女有り。其の容姿甚麗し。天皇、其の童女
を問ひしく「汝は誰が子ぞ」ととひき。答へて白ししく「己
が名は、引田部赤猪子と謂ふ」とまをしき。爾くして、詔
じやそむらく「汝は夫に嫁はずあれ。今喚してむ」とのり
たまはしめて、宮に還り坐しき。故、其の赤猪子、天皇の
命を仰ぎ待ちて、既に八十歳を経ぬ。是に、赤猪子が以為
はく「命に望ひつる間に、已に多年経ぬ。姿体、痩せ萎え
て、更に恃む所無し。然れども、待ちつる情を顕すに非ず
は、愠きに忍へじ」とおもひて、百取の机代の物を持たし
めて、参出でて貢獻りき。然れど、天皇既に先に命へる事
を忘れて、其の赤猪子を問ひて曰ひしく「汝は、誰が老女
ぞ。何の由にか参来つる」といひき。爾くして、赤猪子が
答へて白ししく「其の年其の月、天皇の命を被りて、大命
を仰ぎ待ちて、今日に至るまで、八十歳を経ぬ。今は容姿
既に耆ひて、更に恃む所無し。然れども、己が志を顕し白
さむとして参出でつらくのみ」とまをしき。是に、天皇、
大きに驚きて「吾は、既に先の事を忘れたり。然れども、
汝が志を守り、命を待ちて、徒に盛りの年を過しつること、
是甚愛しく悲し」と、心の裏に婚はむと欲へども、其の亟
めて老ひて、婚を成すこと得ぬことを悼みて、御歌を賜ひ
き。其の歌に曰く、

御諸の 巖白禱が下 白禱が下

忌々しきかも 白禱原童女

又、歌ひて曰はく、

引田の 若栗栖原 若くへに

率寝てましもの 老いにけるかも

爾くして、赤猪子が泣く涙、悉く其の服たる丹指の袖を湿し
き。其の大御歌に答へて、歌ひて曰はく、

御諸に 築くや玉垣 つき余し

誰にかも依らむ 神の宮人

又、歌ひて曰はく、

日下江の 入江の蓮 花蓮

身の盛り人 羨しきろかも

爾くして、多たの禄を其の老女に給ひて返し遣りき。故、此の四つの歌は、志都歌ぞ。

『琴歌譜』

十六日節酒坐歌二

許乃美伎波 和可美支奈良須 久之乃可美

止許与尔伊万須 伊波多須、久奈美可美乃

止余保、支止保之 可无保支、久留保之

万川利己之美伎曾 阿佐須乎西 佐佐

許乃美支乎 可美介无比止波 曾乃川、美

宇須尔太天 宇太比川、可美介礼可毛之 未比川、

可美介礼可毛之 己乃美支乃 安也尔宇太、乃之佐、

『古事記』仲哀天皇条

於是、還上坐時、其御祖息長帶日売命、釀待酒以献。爾、其

御祖御歌曰、

許能美岐波 和賀美岐那良受 久志能加美

登許余迹伊麻須 伊波多々須 々久那美迦微能

加牟菩岐 本岐玖琉本斯 登余本岐 本岐母登本斯

麻都理許斯 美岐叙 阿佐受袁勢 佐々

如此歌而、献大御酒。爾、建内宿祢命、為御子答歌曰、

許能美岐袁 迦美祁牟比登波 曾能都豆美

宇須迹多弓々 宇多比都々 迦美祁礼迦母 麻比都々

迦美祁礼加母 許能美岐能 美岐能 阿夜迹

宇多陀怒斯 佐々

此者酒楽之歌也。

（是に、還り上り坐しし時に、其の御祖息長帶日売命、待酒を釀みて献りき。爾くして、其の御祖の御歌に曰はく、

この御酒は 我が御酒ならず 酒の司
常世に坐す 石立たす 少御神の
神寿き 寿き狂し 豊寿き 寿廻し
奉り来し 御酒ぞ 止さず飲せ ささ
如此歌ひて、大御酒を献りき。爾くして、建内宿祢命、御子
の為に答へて、歌ひて曰はく、
この御酒を 醸みけむ人は その鼓
臼に立てて 歌ひつつ 醸みけれかも 舞ひつつ
醸みけれかも この御酒の 御酒の あやに
甚樂し ささ
此は酒樂の歌ぞ。

『琴歌譜』

茲良宜歌

阿志比支乃 夜万多乎豆久利

夜万多可良一説云也万多可美

志多比乎和之西一説云布須世

志多止比尔 和可止布豆万

志多奈支尔 和可奈久豆万

一説云可多奈支尔 和可奈久豆万

許曾伊毛尔 夜須久多布例

日本記曰、遠明日香宮、御宇雄朝孀稚子宿祢天皇代、立木梨
輕皇子、為太子也。奸聞母妹輕大娘皇女、乃悒懷少息。仍歌
者。今案古事記云日本記之歌与此歌、尤合古記。但至許曾許
曾之句、古記不重耳。

『古事記』允恭天皇条

天皇崩之後、定木梨之輕太子所知日繼、未即位之間、奸其伊
呂妹輕大郎女而歌曰、

阿志比紀能 夜麻陀袁豆久理 夜麻陀加美

斯多備袁和志勢 志多杼比尔 和賀登布伊毛袁

斯多那岐尔 和賀那久都麻袁 許存許曾波

夜須久波陀布礼

此者、志良宜歌也。

(天皇崩りましし後に、木梨きなし之の輕かる太子のみこの日繼ひつぎを知らすことを定めたるに、未だ位に即かぬ間に、其のいろ妹、輕かる大郎おほいらつめ女めを奸して、歌ひて曰はく、

あしひきの 山田を作り 山高み
下樋を走せ 下訪ひに 我が訪ふ妹を
下泣きに 我が泣く妻を 今夜こそは
安く肌触れ

此は、志良しら宜げう歌たぞ。

『日本書紀』允恭天皇二十三年春三月甲午朔庚子

立木梨輕皇子為太子。容姿佳麗。見者自感。同母妹輕大娘皇女亦艷妙也。太子恒念合大娘皇女。畏有罪而默之。然感情既盛。殆将至死。爰以為。徒空死者。雖有罪。何得忍乎。遂窃通。乃悒い懷い少い息い。因以歌之曰。

阿資臂紀能 椰摩娜烏菟勾利 椰摩娜箇弥
斯哆媚烏和之勢 志哆那企弍 和餓儼勾菟摩
箇哆儼企弍 和餓儼勾兔摩 去樽去曾 椰主区泮娜布例

(木梨輕皇子を立てて太子としたまふ。容姿佳麗しくして、見つる者、自づからに感づ。同母妹輕大娘皇女、亦艷妙なり。太子、恒に大娘皇女に合せむと念し。罪有らむことを畏りて黙したまふ。然るに感情既に盛にして、殆に死するに至りまさむとす。爰に以為さく「徒空に死せむよりは、罪有りと雖も、何ぞ忍ぶること得むや」ちおもほし、遂に窃に通け、乃ち悒懷少しく息みたまふ。因りて歌して曰はく、

あしひきの 山田を作り 山高み
下樋を走しせ 下泣きに 我が泣く妻
片泣きに 我が泣く妻 昨夜こそ 安く膚触れ
とのたまふ。)

以上のように、茲都歌については『古事記』の内容を要約した縁記が記されているが、茲良宜歌の縁記は『日本書紀』と一致する部分がある。しかし、茲良宜歌の歌謡は『古事記』に一致する他、「茲良宜歌（志良宜歌）」と記されているのは『古事記』だけである。

『琴歌譜』は全体的に『古事記』にある歌曲（茲良亘歌・茲都歌・酒樂歌など）が載せられ、『日本書紀』の歌曲名は殆ど反映されていない（18）。

この他に、「歌返」の縁記に「日本古事記」「一古事記云」とあるが、『古事記』と一致する部分は確認できない。内容的には『古事記』に沿うと思われるが、類似歌謡すら確認できない。「日本古事記」「一古事記」が現存『古事記』ではない『古事記』であるという指摘があるが、「歌返」の縁起には「今校、不接於日本古事記」とあるため、歌謡として広く伝わっていたものを採録したが、『日本書紀』『古事記』で校正したところ、類似歌謡が存在しなかったと述べただけだと思われる。

『琴歌譜』は多氏に伝わっていただけあり、太安万侶の著した『古事記』の歌謡を重視するのは当然である。しかし、『日本書紀』によって縁起の校正を行っている部分が見られることから、『古事記』に記される物語のみを正書としたわけではないことがわかる。これについて賀古明氏⁽¹⁾は「琴歌譜の記録者が、諸縁起・古史伝承を取り扱う場合、日本書紀及びその系統の伝承を最も重視し、信頼感を持って見ているのに対して、現存の古事記の伝承記録を、日本書紀と別系統の一つの伝承記録書としての価値を考えながらも、なお、古事記そのものの価値に多分の疑義を抱いていたことをうかがい得る」としている。これが妥当だとするならば、多氏ですら『古事記』に重きを置いていなかったことになる。確かに『琴歌譜』の縁起は『日本書紀』を重視している部分はあるかもしれないが、歌謡自体は『古事記』に依っている。そして、『琴歌譜』は書名に「歌譜」とある通り、「歌」の書であり、その「譜」の書である。「歌譜」が主題であり「縁起」を主題にした書ではない。その事を鑑みると、『琴歌譜』は決して『古事記』の価値に疑義を持っていたのではなく、むしろ『日本書紀』を無視することが出来ない世の中で、縁起だけは『日本書紀』を取り入れざるを得なかったが、歌謡自体は『古事記』の歌謡を記し、『日本書紀』よりも『古事記』歌謡に近いものを大歌所で歌いたかったと考えられる。つまり、『琴歌譜』の『古事記』受容

は縁起などは二次で、純粹に歌謡のみであり、逆に考えれば『琴歌譜』編纂時には、一般的に『古事記』に記される縁起や伝承が殆ど重視されていなかったと言える。『古事記』の縁起を重視することは困難でも、せめて歌謡だけは『古事記』歌謡を残そうとした結果、『琴歌譜』は『日本書紀』系統の伝承を重視するような記し方になってしまったのである。『琴歌譜』は『古事記』を重視した書物であると評価したい。

三、『袖中抄』

『袖中抄』は文治元年（一一八五）から二、三年のうちに顕昭によって編纂された全二十巻からなる歌学書である。『万葉集』以来の古歌にみえる難義について、百数十種の書物から証歌・典故を挙げ考証している。『日本書紀』からの引用も多く認めることができるが、『古事記』の引用回数は僅かに四例と、極めて少ないと指摘される（²⁰）。

吉海直人氏（²¹）は、

『袖中抄』における『古事記』は書名程度の引用、もしくは上巻の伊邪那岐神話及び住吉明神に関するごく狭い範囲からの引用に限られていることが判明した（神話部分のみである点も見逃せない）。引用された本文にしても、逸文と言えるような資料的価値の高いものは見出せなかった。しかも引用の一つは、明らかに『釈日本紀』所引の『日本紀私記』からの孫引きであった。『袖中抄』の場合は直接『日本紀私記』から引用しているのであるが、そうなると他の用例にしても同様の疑いが残る。

として、顕昭が『古事記』を直接見ていなかったとする方が妥当だとする。私見もこれに従いたいと思う。第三章第二節で詳しく述べるが、『古事記』の特に中巻は、中世に入ると世間には流布しない幻の書であり、『古事記』自体も神道家による研究に使用される以外は殆ど見ることのできない書物であった。『袖中抄』が編纂された文治元年（一一八五）には、既にその傾向が現れ始

めていたと考えられ、よって『袖中抄』では、孫引きや伝聞によつてしか『古事記』を受容出来なかった。しかし、直接引くことができないにも関わらず、顕昭が『古事記』の名を引いたのは、『古事記』自体が、見ることが叶わなくとも、歌謡集として棄却することのできない一定のステータスを有していたと考えられる。

第二節 『日本書紀』講書における『古事記』受容

一、『弘仁私記』序

奈良時代および平安時代前期に宮廷で行われた日本書紀講書の講義記録を『日本書紀私記』という。講書とは『日本書紀』の講読・研究を目的として宮廷の公的行事として行われた集会で、日本書紀講筵とも称される。講書に際しては学識者の中から博士一名と、それを補佐する都講や尚復が任命され、公卿以下の受講者を対象に講義が行われた。この行事は『日本書紀』撰進の翌養老五年（七二一）を初回とし、平安時代においては、弘仁三年（八一二）、承和十年（八四三）、元慶二年（八七八）、延喜四年（九〇四）、承平六年（九三六）、康保二年（九六五）に開催されていることが『積日本紀』に記されている。

『積日本紀』

養老五年、博士、或云不注

弘仁三年、私記云、四年云々、博士刑部少輔従五位下多朝臣人長、今案、作者太安麻侶後胤乎

承和六年六月一日、博士散位菅野朝臣高年、建春門南腋曹司講之

元慶二年二月廿五日、博士伊予介善淵朝臣愛成、敷政門外宜陽東廂講之

延喜四年八月廿一日、博士従五位下大学頭藤原朝臣春海、或云、前下野守云々、講所不注

承平六年十二月八日、博士従五位下行紀伊権介矢田部宿祢公望、宜陽殿東廂講之

康保二年八月十三日、博士撰津守橘朝臣仲遠、宜陽殿東廂講之

承和度の講書は『積日本紀』では六年となっているが、『続日本後紀』に承和十年六月に始まり、翌十一年六月に「日本紀読畢」とあるため、承和十年に行われた事が分かっている。

現存する『日本書紀私記』には、甲本・乙本・丙本・丁本の四

種の成書があり、甲本は弘仁度の私記、丁本は承平度の私記と考えられる。乙本・丙本についてはいつの時期のものか明らかではない。『古事記』はこの甲本と丁本で確認することができるが、本節では特に、成立年がある程度はつきりとしている『古事記』の初見本として『弘仁私記』序を扱いたい。

弘仁三年（八一二）度講書は『日本後紀』弘仁三年六月戊子条に、「是日。始令参議從四位下紀朝臣広浜。陰陽頭正五位下阿倍真勝等十余人読日本紀。散位從五位下多朝臣人長執講」とある。しかし『弘仁私記』序には弘仁四年に講書が行われたと書かれ、一年の違いがある。『日本後紀』弘仁四年を確認すると、講書についての記事は存在しないが、弘仁四年は『日本後紀』の逸文が復元された部分であり、講書についての記事が抜け落ちている可能性もある。一方『弘仁私記』序には

冷然聖王弘仁四年在祚之日、愍旧説將滅本紀合訛、詔刑部少輔從五位下多朝臣人長、使講日本紀、即課大外記正六位上大春日朝臣穎雄、民部少丞正六位上藤原朝臣菊池麻呂、兵部少丞正六位上安倍朝臣蔵繼、文章生從八位上滋野朝臣貞主、無位嶋田臣清田、無位美努連清庭等受業

とあり、弘仁三年に講書が行なわれたことは書かれていない。これについて北川和秀氏⁽²⁾は弘仁度の講書は、弘仁三年六月に、多人長を博士として外記曹局において開講され、翌年終了したのであろう。参加者は、参議紀広浜、陰陽頭阿倍真勝、大外記大春日穎雄、民部少丞藤原菊麻呂、民部少丞阿倍蔵繼、文章生滋野貞主、嶋田清田、美努清庭等であった。と『日本後紀』と『弘仁私記』序の記述を合わせて、弘仁三年に開始された講書が、弘仁四年まで継続したと解釈している。

中沢見明氏⁽³⁾は嵯峨天皇が弘仁十四年に御位を譲って冷然院になったので、弘仁四年の段階で「冷然聖王」とは書けない事、『日本後紀』の弘仁三年に講書の記事がある事から、弘仁度の講書は『弘仁私記』序の書く弘仁四年ではなく弘仁三年に行われた事と共に、『弘仁私記』序の書き様は執講者である多人長とは別人の手によるように見える事から、『弘仁私記』序は「嵯峨帝崩

御の後、何人かによつてかゝれた文の如くに見える。想ふに此は弘仁三年多人長執講の際の手録に、後の人が加へたところの序であらう」と弘仁度の講書は三年に行われ、序文は後人の付け足しであると述べている。

大和岩雄氏⁽²⁴⁾は中沢氏同様『弘仁私記』本文と序文は別人によつて書かれた説を採用するが、序文は弘仁度講書に参加していた嶋田清田によつて本文と同時期に書かれたとする。また弘仁三年と四年の講書については、以下に引用するように弘仁度に二度講書が行われたと述べ、

弘仁三年の講義は従四位下・正五位下で参議や陰陽頭ら高級官僚たちだが、弘仁四年の講筵は正六位上がトップで、無位の文章生二人も含まれている下級官僚たちが、多人長の講義の聴講生で、『日本後紀』が記す弘仁三年の高級官僚たちへの講義と全く違う。人数も六人に限定されているから、『日本書紀』の研究会というべき集りで、三年の講義が講演なら、四年の講義は学生への講義といえよう。

としている。

以上のように成立年がはっきりと分かっていると思われる。『古事記』引用史料である『弘仁私記』序文には成立及び筆者についての疑問が解決される事無く存在する。

次に『弘仁私記』序の『古事記』引用部分を見ていきたい。『日本書紀』で「今案、作者太安麻侶後胤乎」と書かれるように、『弘仁私記』序は太安萬侶について書かれた部分が多い。以下に『弘仁私記』序冒頭の『日本書紀』『古事記』の編纂に関わる部分を引用した。

夫日本書紀者（割注略）一品舍人親王淨御原天皇第五皇子也従四位下勳五等太朝臣安麻呂等王子神八井耳命之後也奉敕所撰也。先是淨御原天皇御宇之日氣長帶日天皇之皇子近江天皇同母弟也。有舍人。姓稗田名阿礼。年廿八天鈿女命之後也為人謹恪聞見聽慧。天皇敕阿礼使習帝王本記及先代旧事豐御食炊屋姫天皇廿八年、上宮太子、嶋大臣共議錄天皇記及国記臣、連、伴造、国造百八十部并公民等本記又自天地開闢至豐御食炊屋姫天皇謂之旧事未令撰錄、世運遷代。豊国成姫天皇臨軒

之季天命開別天皇第四皇女也。軒者楹上板也謂御宇馬臨軒詔正五位上安麻呂俾撰阿礼所誦之言。和銅五年正月廿八日豊国城姫天皇年号也初上彼書所謂古事記三卷者也。清足姫天皇負辰之時淨御原天皇之孫日下太子之子也。世号飯高天皇辰戸牖之間也。負斧辰者言以其所処名之今案天子座之後也親王及安麻呂等、更撰此日本書紀三十卷并帝王系図一卷今見在凶書寮及民間也養老四年五月廿一日淨足姫天皇年号也

ここには、『日本書紀』は舍人親王と太安麻呂によつて撰録された。それ以前の天武天皇の御代に舍人の稗田阿礼に帝王本記と先代旧事をよませたが、世が移り変わったので撰録できなかつた。元明天皇の御代に太安麻呂が阿礼のよむところを撰録し、和銅五年正月廿八日古事記三卷を献上。元正天皇の御代に舍人親王と太安麻呂らはさらに日本書紀三十卷と帝王系図一卷を撰録し養老四年五月廿一日に献上した。」と、『日本書紀』の講義記録である私記の序文にも関わらず、太安萬侶と『古事記』撰録の過程が『日本書紀』よりも詳しく記載されている。これについて大和氏は「『弘仁私記』序を書いた人物は、『日本書紀』の講義の記録の『弘仁私記』を利用して、『古事記』の存在を宣伝するための序文を書いたといわれてもしかたがないほどの書き方をしている。」と『弘仁私記』序は『古事記』を宣伝するために書かれたとしている。西條勉氏⁽²⁾は「この序文で古事記の宣伝が意図されているとするが、そうではなくて、宣伝されているのは安萬侶である」としている。どちらにしても、『弘仁私記』序が重要視しているものは『日本書紀』の講書であるにも関わらず『日本書紀』ではないということである。

次に、内容の一致する『古事記』序文と比較してみる。

『私記』

有舍人。姓稗田名阿礼。年廿八。天鈿女命之後也為人謹恪聞見聞慧

『古事記』

時有舍人。姓稗田名阿礼。年是二十八。為人聰明度目誦口弘耳勒心

稗田阿礼が「天鈿女命之後也」であることは『古事記』には見る

事の出来ない情報である。また稗田氏の名は『新撰姓氏録』にも見る事ができず、『弘仁私記』序で初めて天細女命の後裔である事が書かれる。

『私記』

敕阿礼使習帝王本記及先代旧事

『古事記』

勅語阿礼令誦習帝皇日繼及先代旧辞

『弘仁私記』序が『古事記』序を参照したとして、「帝皇日繼」を「帝王本記」に改編したにも関わらず、「先代旧事」は表記の違いはあるもののそのまま採用している。『先代旧事本紀』を重視する立場をとっていると中沢氏の指摘があるが、『先代旧事本紀』の殆どが『古事記』『日本書紀』『古語拾遺』からの引用である事は本章第四節で述べる。

『私記』

和銅五年正月廿八日

正五位上安麻呂

『古事記』

和銅五年正月二十八日

正五位上勲五等太朝臣安萬侶

安麻呂と安萬侶の表記の違いはあるが、日付、位階は一致する。以上の事から、『弘仁私記』序は『古事記』序を参照しつつ、稗田氏について詳しく書かれた文献も利用したであろう事が伺えるが、その成立年代に対する問題を解決する事は出来ない。特に稗田氏が天細女命の後裔である初見史料がこの記事である事から、参照文献の疑問は更に深まる。

『古事記』の受容としては、主に『古事記』序文の受容と言ってもよく、稗田阿礼に関しては『古事記』を直接見て引用したと思われる。残念ながら『弘仁私記』の講書部分が現存していないため、『古事記』の内容がどれほど講書の際に使用されたかは不明だが、延喜の際の講書では『日本書紀』を読むための参考書として『古事記』が筆頭に挙げられたらしいことを考えると、弘仁の講書でも、『古事記』の内容が多く参照されたと予想される。

二、『承平私記』

承平度講書は『竟宴和歌』天慶六年序、『日本紀略』から、承平度の講書は承平六年（九三六）十二月に宜陽殿東廂で始まり、天慶六年（九四三）九月に講書が終了したことが知られる。天慶二年に勃発した平将門・藤原純友の乱の影響のため、講書開始から終了まで七年近くを要した⁽²⁶⁾。博士は従五位下紀伊権介矢田部公望で、前回（延喜四年）の尚復であつた。尚復は橘仲達。受講者に権中納言藤原師輔、参議源是茂、参議紀淑光、左少弁大江朝綱が参加していた。現存する『承平私記』は『日本書紀私記』丁本として『日本書紀』一卷の僅かな部分の講義録が残るのみだが、その中でも『古事記』の名が二十一箇所確認でき、一部には『古事記』序文からの引用が認められる。（『古事記』と一致する部分に私に傍点を附した。）

『承平私記』

問。本朝之史。以何書為始乎。

師説。先師之説。以古事記為始。而今案。上宮太子所撰先代旧事本紀十卷。是可謂史書之始。何者。古事記者。誠雖記載古語。文例不似史書。即其序云。上古之時。言意並朴。敷文構句。於字即難。已因訓述者。詞不逮心。全以音連者。事趣更長。是以今或一句之中。交用音訓。或一事之内。全以訓録。即辞理難見。以注明意。云々。如此則所修之旨。非全史意。至于上宮太子之撰。繫於年繫於月。全得史傳之例。然則以旧事本紀十卷。可謂本朝史書之始。

『古事記』序文

然、上古之時、言意並朴、敷文構句、於字即難。已因訓述者、詞不逮心。全以音連者、事趣更長。是以今或一句之中、交用音訓。或一事之内、全以訓録。即、辞理難見、以注明、意況易解、更非注。

以上のように『承平私記』は『古事記』序文と完全に一致する箇所があるため、序文を附した『古事記』を参照のうえ講書が行われ、私記を書く際には書き写したと考えられる。また、『承平私記』は直接の引用とまでは言えなくとも、広範囲に渡り、「古事

記」の文字が認められ、『古事記』の内容や、語句が記されている。(『承平私記』に引かれた「古事記」については本稿末【資料篇、二】を参照)

『承平私記』における「古事記」の例を見ると、前述した『古事記』序文の引用が一例、延喜講書の際の博士の説として「先師説」に含まれる孫引きが三例、延喜講書の際の質問の中に一例、『日本書紀』講読の際の参考書の一つとして一例、神世七代に関する部分に二例、訓読に関する部分に八例、四声注に関する部分に二例の計十八例が確認できる。これを見ると、記紀の内容よりも、訓読や発音などの読み方に関する部分が十例と、『承平私記』引用「古事記」例の半分以上を占めていることが分かる。次いで、延喜講書からの引用が四例である。

以上のことから、『承平私記』における『古事記』の受容は仮名の書としての利用に重点を置いたと考えられる。それは、『承平私記』に引用された『古事記』序が、文字表記や訓読に関することを述べている部分であることから、読み取ることができる。

一方、『承平私記』に引かれる延喜講書には「問。撰修此書之時。以何書為本乎」「師説。先師之説。以古事記者為本」とあり、『古事記』が『日本書紀』の参考書として挙げられる。延喜・承平講書だけでなく、弘仁講書でも『古事記』が使用されたことが『弘仁私記』序で読み取ることができ、利用方法の差はあるとはいえ、『日本書紀』講書の際には毎回『古事記』の説も参照していたと予測できる。

第三節 公事書における『古事記』受容

一、『本朝月令』

『本朝月令』は惟宗公方によって編纂された年中行事書である。『本朝書籍目録』によると「六卷或四卷坎記」とあり、六卷または四卷本であったとされる。もとは正月から十二月にわたる朝廷の儀式・行事について説明したものと考えられるが、現存するのは四月から六月までの公事について記した二巻の部分のみである。本書は、行事について関係する法令や書物が引用され、起源などが記される。清水潔氏⁽²⁷⁾は朱雀朝(九三〇〜九四五)、嵐義人氏⁽²⁸⁾は延喜から承平ころ(九〇一〜九三八)としている。現存する写本は建武三年(一三三六)の奥書を有する尊経閣文庫本がもっとも古い。

本書の『古事記』の引用は応神天皇条に見られる歌謡の一つである。

『本朝月令』「造酒正献醸酒事」

古事記云。品陀天皇之代。於吉野之白禱上。作横白而。於其横白醸大御酒。献其大御酒之時。撃口鼓。為伎而。歌曰。

加志能布迹 余久須袁都久理 余久須迹

迦美斯意富美岐 宇麻良迹 岐許志母知袁勢 麻呂賀知

『古事記』応神天皇条

又、於吉野之白禱上、作横白而、於其横白醸大御酒、献其大御酒之時、撃口鼓、為伎而、歌曰、

加志能布迹 余久須袁都久理 余久須迹

迦美斯意富美岐 宇麻良迹 岐許志母知袁勢 麻呂賀知

此歌者、国主等献大贄之時々、恒至于今詠之歌者也。

(又、吉野の白禱の上に、横白を作りて、其の横白に大御酒を醸みて、其の大御酒を献りし時に、口鼓を撃ちて、伎を為て、歌ひて曰はく、

白禱の生に 横白を作り 横白に

醸みし大御酒 美味らに 聞しもち飲せ まろが父

此の歌は、国主等が大贄を献る時々、恒に今に至るまで詠ふ歌ぞ。

『日本書紀』応神天皇十九年十月戊戌朔

幸吉野宮。時国樛人来朝之。因以醴酒献于天皇。而歌之曰。

伽辞能輔珥 与区周塢菟区利 与区周珥 伽綿蘆淤朋瀨枳

宇摩羅珥 枳虚之茂知塢勢 磨呂俄智

歌之既訖。則打口以仰咲。今国樛献土毛之日。歌訖即擊口仰咲者。蓋上古之遣則也。

（吉野宮に幸す。時に国樛人来朝り。因りて醴酒を以ちて天皇に献りて、歌して曰さく、

櫃の生に 横臼を作り 横臼に 醸める大御酒

うまらに 聞き持ち食せ まろが父

ともをす。歌ふこと既に訖り、則ち口を打ちて仰ぎ咲ふ。

今し国樛、土毛を献る日に、歌ひ訖りて即ち口を撃ちて仰

ぎ咲ふは、蓋し上古の遣れる則なり。）

ここに引用したように、『本朝月令』は記紀の両方に同一の歌が見えるにも関わらず、『古事記』を引用する。

『本朝月令』「造酒正献醸酒事」の構成は、初めに「日本紀神代云」として、『日本書紀』神代下第九段一書第三の神吾田鹿葦津姫が稲を醸んで天甜酒を嘗する神話を述べ、次に応神天皇の御代に初めて口で醸んで作る以外の醸造酒が作られたことを述べ、先に引用した「古事記云」を引き、最後に職員令 47造酒司条について述べる。記紀が同じ歌謡を載せるにも関わらず、『本朝月令』が『古事記』を引用したのは、『古事記』が「国主等献大贄之時々（国主等が大贄を献る時々）」とあることによると思われる。

「日本書紀神代云」の該当部分を『日本書紀』で確認すると、「醸天甜酒嘗之（天甜酒を醸みて嘗す）」とあり、どちらも「にえ」について記されている。『本朝月令』は直接「嘗（贄）」と記すことはないが、引用された部分を見れば自然と「嘗（贄）」に繋がるように記されている。一方『日本書紀』応神天皇十九年十月戊戌朔は、神話としては『本朝月令』に引かれた『古事記』応神天皇条と全く同一のものではあるが、「嘗（贄）」のことでありと直接に記されないがために、『古事記』からの引用が選択されたの

だろう。よって『本朝月令』における『古事記』の受容は、『日本書紀』には記されない部分を補うための補足史料と言える。

二、『政事要略』

『政事要略』は惟宗允亮によって撰録された法制・政務の書である。全一三〇巻のうち現存するのは二十二〜三十・五十一・五十三〜五十七・五十九〜六十一・六十七・六十九・七十・八十一・八十二・八十四・九十五下巻・巻次未詳の残決本一巻の二十五巻分である。成立は『小記目録』によると長保四年（一〇〇二）である。惟宗允亮は『本朝月令』撰者の惟宗公方の孫にあたり、『本朝月令』同様和漢の転籍を多く引用する。現存する最古の写本は鎌倉時代中期書写の金沢文庫本（二十五・六十・六十九巻）である。これが、次のように『古事記』を引用する。

『政事要略』巻五十五交替雜事十五「馬牛事」

古事記云。百済国主肖古王。以牡馬壹疋。牝馬壹疋。付阿知吉師。以貢上。此阿知吉師者阿直史等之祖

これを『古事記』で確認すると、次の部分であることが分かる。

『古事記』応神天皇条

又、百済国主肖古王、以牡馬壹疋・牝馬壹疋、付阿知吉師、以貢上（此阿知吉師者阿直史等之祖）。

（又、百済の国主肖古王、牡馬壹疋・牝馬壹疋を以て、阿知吉師に付けて貢上りき（此の阿知吉師は阿直史等が祖ぞ）。）
『日本書紀』の該当部分を参考までに掲げておく。

『日本書紀』応神天皇十五年八月丁卯

百済王遣阿直岐。貢良馬二匹。（中略）其阿直岐者。阿直岐史之始祖也。

（百済王、阿直岐を遣して、良馬二匹を貢る。（中略）其の阿直岐は、阿直岐史が始祖なり。）

とあり、『古事記』と同様のことが記されている。

『本朝月令』、『政事要略』共に欠損部が大きいため、失われた部分に『古事記』の引用が考えられるが、嵐義人氏⁽²⁹⁾は『日本

書紀』『先代旧事本紀』の引用は少ない現存本の中で複数見られるのに『古事記』はこの一箇所であることを指摘し、「両書の引用傾向を検討すると、欠損部に『古事記』の引用を期待することはむずかしい」としている。山本堅太郎氏⁽³⁰⁾は「『政事要略』における『古事記』引用文が『本朝月令』のそれからの孫引きであった可能性は、やはり捨て去れないだろう。」としている。どちらにせよ、『政治要略』における『古事記』引用例はあまりにも限定的過ぎるため、『政治要略』における『古事記』受容の傾向を確定することは難しく、今後の課題とする。

三、『長寛勘文』

『長寛勘文』は、応保二年（一一六二）に甲斐国で起こった国衙による熊野社領八代荘収公事件の訴訟に際し、明法家らにより作成された八通からなる勘文集である。長寛元年（一一六三）の明法博士中原業倫による罪名勘文を主としつつ、そこで主張された熊野権現と伊勢神宮の同体説をめぐって数人の学者による勘文が集められている。藤原忠重・中原清弘・三枝守政によって行われた甲斐国熊野社領八代荘収公事件の罪を決定するには、熊野社が伊勢神宮と同様に大社に属するか否かが重要な関係を持つため、明法博士や文章博士などの学者によってその可否が判じられ、断罪の問題以上に伊勢・熊野の祭神問題が沸騰した⁽³¹⁾。そこでは祭神をめぐる議論として、伊勢大神宮と熊野権現とを同体となすべきか否かに関して、以下の八通のやりとりがあった。

- ・長寛元年四月七日
 - 従五位上_{下イ}守大判事件明法博士備前権介中原朝臣業倫 勘申
 - 「甲斐守藤原朝臣忠重并目代右馬允中原清弘在応官人三枝守政等罪名事」
- ・長寛元年四月十五日
 - 従三位行刑部卿藤原朝臣範兼 勘申
- ・長寛元年四月十五日
 - 「伊勢太神宮与熊野権現可為同体哉否事」

正五位上行掃部頭兼大外記博士越前權守中原朝臣師光 勘申
「伊勢太神宮与熊野權現可為同体哉否事」

・長寛元年四月十六日

正四位下行式部大輔藤原朝臣永範 勘申
「伊勢太神宮与熊野權現可為同体哉否事」

・長寛元年四月廿一日

鎮守府上軍從四位上行文章博士陸奥守藤原朝臣長光 勘申

「伊勢太神宮与熊野權現同体否事」

・長寛二年四月二日

太政大臣殿御 勘文

「伊弉冉尊与熊野權現為別事」

・長寛二年四月廿四日

助教清原頼業 勘申

・長寛二年四月廿四日

助教頼業 勘申

「伊勢太神宮与熊野權現難為同体事」

この中で、七・八通目の清原頼業によつて記された勘文の中に、
『古事記』の引用が確認出来る。

『長寛勘文』長寛二年四月廿四日「伊弉冉尊為熊野權現否事」

古事記云。伊弉那美神者。葬出雲国与伯耆国堺比婆之山也。

『古事記』上卷

故、其、所神避之伊耶那美神者、葬出雲国与伯伎国堺比婆之
山也。

（故、其の、神避れる伊耶那美神は、出雲国と伯伎国との堺
の比婆の山に葬りき。）

『長寛勘文』同

今按古事記旧事本紀。以出雲与伯耆之堺為葬伊弉冉尊之地。
日本書紀一書并旧事紀一説。以熊野有馬村為其所。故講日本
紀之時。氣以不快。何况彼一書説。更無以彼伊弉冉尊為坐熊
野神之文乎。

（今、古事記旧事本紀を按ずるに、出雲と伯耆との堺を以て

伊弉冉尊を葬る地とす。日本書紀一書並びに旧事紀一説は、熊野有馬村を以て其の所とす。故、日本紀を講ずの時、氣を以て快からず。いかに況や彼の一書の説に、彼の伊弉冉尊を以て熊野神と為すの文無きをや。）

『長寛勘文』同

古事記云。伊弉那美^岐太神者。坐淡海之多賀也。

『古事記』上卷

故、其伊邪那岐大神者、坐淡海之多賀也。

（故、其の伊邪那岐大神は、淡海之多賀に坐す。）

『長寛勘文』同「伊勢太神宮与熊野権現難為同体事」

今按。日本紀私記云。古事記云。伊弉那美命者。葬出雲国与伯岐国堺比波之山也。而今此云紀伊国。何其相乘乎。答云。神道^{神イ}不測。未知其^{門イ}実。所^{門イ}聞各異。所^{門イ}注文又異。是猶黄帝之冢^イ処々不定云々。如此文者。日本紀文雖^イ注葬熊野之有馬村之由。古事記文載^イ出雲与伯耆堺比婆之山之旨。両説相違。偏難指南日本紀。仍以古事記為本書之故也。何況日本紀注。更無伊弉冉尊為熊野社之文。何以神代終焉之地專為当時権現之祠乎。

（今按ずるに、日本紀私記云く、「古事記云く、「伊弉那美命は出雲国と伯岐国との堺の比波の山に葬りき」と。今此に紀伊国と云ふは、何ぞ其の相乗するをや。答へて云く。神通は測りがたく、未だ其の^イ実を^イ知れず。問ふ所は各異り、注す所も又異れり。是れ猶ほ黄帝の冢^イ処々定らずがごとし云々」と。此の文の如くは、日本紀の文に熊野の有馬村に葬りきの由を注すと雖も、古事記の文に出雲と伯耆との堺の比婆の山の旨を載す。両説相違ふは、偏に日本紀の指南し難きによる。仍て古事記を以て本書とするは之の故なり。いかに況や日本紀の注すに、伊弉冉尊の熊野社と為すの文無きをや。何ぞ神代終焉の地を以て専ら当時の権現の祠と為すや。）

清原頼業は、『日本書紀』の一書にイザナミが熊野に葬られた

ことが記されていることを挙げ、アマテラスの母であるイザナミが熊野に坐すならば、熊野と伊勢は同体であるという主張に反論して、『古事記』の説を引用する。『古事記』には、イザナミは出雲国と伯耆国の堺に葬られ、イザナキは淡海の多賀に坐すことが記されている。『日本書紀』一書第五には「紀伊国熊野之有馬村」に葬ったと記されている。『長寛勘文』に引かれる『日本書紀私記』はこの違いは何故かという問に対して、「神道不測。未知其実」と明確な答えは記していない。清原頼業は『長寛勘文』の中で、『古事記』を「本書」として採用し、伊勢大神宮と熊野権現との同体説を否定した。ただし、『古事記』を「本書」としつつも、『日本書紀』の神話を誤りだとは述べていない。アマテラスの母であるイザナミが葬られた地が熊野だから、伊勢大神宮と熊野権現は同体であるという主張に対して、イザナミが葬られたのは熊野であるという『日本書紀』一書の記述を認めつつも、その葬られた場所⇨熊野権現の祠であると『日本書紀』に記されているわけではない、という立場を取るのである。

ところで、『長寛勘文』六通目の長寛二年四月二日太政大臣（藤原伊通）殿御「伊弉冉尊与熊野権現為別事」には、「先代旧事本紀云」として、イザナミの葬られた地を出雲と伯耆の堺としていいる。清原頼業の勘文には『古事記』『先代旧事本紀』となっていないことと、清原頼業の勘文以外に『古事記』の引用が見られないことから、『長寛勘文』における『古事記』の受容というよりは清原頼業における『古事記』の受容ということになる。清原頼業は『先代旧事本紀』の説を『古事記』によって補完すると同時に、『古事記』を「本書」として扱うところに特色がある。

清原氏は『清原氏系図』⁽³²⁾によると、天武天皇の皇子舎人親王（六七六―七三八）の曾孫通雄の時に清原真人姓を賜り、その九代後に「頼業（高倉院侍文章博士伊世守大舎人頭正五位下文治五閏四十四卒六十八）」とあるため、長寛二年には助教だった清原頼業（一一二一―一一八九）は最終的には文章博士になったことがわかる。清原氏は平安中期以降には中原氏と共に太政官外記を世襲する家系となり、また文章・明経博士を輩出する学問の家である。清原氏の中では、『令義解』『日本後紀』の編纂に携わった

清原夏野（七八二―八三七）、『万葉集』訓読・『後撰和歌集』の撰集に携わった清原元輔（九〇八―九九〇）が有名だが、中世には吉田兼俱の子で清原氏の養子となった清原宣賢（一四七五―一五五〇）が、『古事記』に依拠した『新撰亀相記』を書写するなど、『古事記』への関心を潜在的に有していた氏族と言える。これらの清原氏の事績から、清原頼業は少なくとも『古事記』上巻を有していたと考えるも不思議ではない。

第四節 氏文・縁起における『古事記』受容

一、『新撰亀相記』

『新撰亀相記』はその跋文と思われる部分の記載から、天長七年（八三〇）に卜部遠継によって奏上されたと言われているが、成立年代は疑問視されている³³。『古事記』上巻からの引用が多く見られるが、一部、下・中巻からの引用や、『日本書紀』からの引用も見ることが出来る。

『古事記』の受容方法としては、卜部氏の関わる祭祀起源について、『日本書紀』の記述では都合の良い部分を『古事記』に依って記していると言える。

『新撰亀相記』の成立年や撰者、『古事記』引用部分については本稿第三章で詳しく述べる。また、『古事記』引用部分の全容は本稿末の【資料篇 二】に附した。

二、『先代旧事本紀』

『先代旧事本紀』の序文には、

先代旧事本紀序

大臣蘇我馬子宿祢等奉勅修撰

夫先代旧事本紀者。聖德太子且所撰也。于時小治田豊浦宮御宇豊御食炊屋姫天皇即位廿八年。歳次庚辰春三月甲午朔戊戌。撰政上官厩戸豊聰耳聖德太子尊命大臣蘇我馬子宿祢等。奉勅撰定。宜録先代旧事。上古国記。神代本紀。神祇本紀。天孫本紀。天皇本紀。諸王本紀。臣連本紀。伴造国造百八十部公民本紀者。謹拋勅旨。因循古記。太子為儒。釈説次録。而修撰未竟。太子薨矣。撰録之事輟而不続。因斯且所撰定神皇系図一卷。先代国記。神皇本紀。臣連伴造国造本紀十卷。号曰先代旧事本紀。所謂先代旧事本紀者。蓋謂開關以降当代以往者也。其諸皇王子百八十部公民本紀者。更待後勅可撰録。于

時卅年歲次壬午春二月朔己丑是也。凡厥修撰題目頭録如左。

(目錄略)

(先代旧事本紀序)

大臣蘇我馬子宿祢等勅を奉りて修撰まつる。

夫れ、先代旧事本紀は、聖德太子の且て撰所なり。于時、小治田豊浦宮に御宇し豊御食炊屋姫天皇即位めし廿八年、歲次庚辰春三月甲午朔戊戌に撰政たまふ上宮厩戸豊聰耳聖德太子尊、命す。大臣蘇我馬子宿祢等、勅を奉て撰定む。宜く先代旧事を録すべし。上古国記・神代本紀・神祇本紀・天孫本紀・天皇本紀・諸王本紀・臣連本紀・伴造国造百八十部公民本紀は、謹みて勅旨に拠て古記に因循ひ、太子儒と為りて、釈説次録て、修撰未だ竟らざるに、太子薨たまふ。撰録の事輟て続かず。斯因て且つ撰定る所の神皇系図一卷。先代国記・神皇本紀・臣連伴造国造本紀十卷を号て先代旧事本紀と曰ふ。所謂先代旧事本紀は、蓋し開關以降当代より以往を謂ふなり。其れ諸皇王子百八十部公民本紀は、更に後の勅を待ちて撰録すべし。于時に、卅年、歲次壬午春二月朔己丑是なり。凡て厥題目を修撰び頭録すこと左の如し。

(目錄略)

とあり、推古天皇二十八年(六二〇)に聖德太子の命をうけた蘇我馬子が、聖德太子の釈説を撰録しはじめるが、聖德太子が薨つたために、撰録作業が中断した。そのため、すでに撰定している神皇系図一卷と先代国記・神皇本紀・臣連伴造国造本紀十卷を『先代旧事本紀』として、推古三十年(六二二)に撰録が終わったことが記されている。ここにある「神皇系図一卷」は現存しておらず、「先代国記・神皇本紀・臣連伴造国造本紀十卷」のみが残る。その内容を見ると、一卷から六巻の途中までを『古事記』『日本書紀』『古語拾遺』からの引用を繋ぎ合せ、そこから九巻までの殆どが『日本書紀』に依拠し、十巻は上記三書とは全く別個の資料に基づいている⁽³⁴⁾。

『先代旧事本紀』の成立については、通説として、卷十一「国造本

紀」の中に、弘仁十四年加賀国の記事を見る事が出来るため、弘仁十四年（八二三）以降の成立と考えられている。また、『承平私記』の先師の説に『先代旧事本紀』が出てくるため、承平講書の一つ前の講書である延喜講書（九〇四く九〇六）の頃までには成立していたと考えられている。『先代旧事本紀』に関する研究史は三上喜孝氏³⁵が詳しく述べられているため、それを以下に簡単にまとめる。

- ・『先代旧事本紀』の初見は『承平私記』である。
- ・『先代旧事本紀』は鎌倉時代以後、度会氏の伊勢神道やト部氏の吉田神道によって、神道古典として尊重された。写本も、ト部氏の手によるものがほとんどである。
- ・『承平私記』に引かれる公望説は『积日本紀』にも引用され、これが、平安から中世に至る、基本的な『先代旧事本紀』観である。
- ・江戸時代に入り、徳川（水戸）光圀や今井有順『神道集成』（一六七〇年）などの水戸藩の研究によって、はじめて『先代旧事本紀』に疑問が投げかけられる。
- ・多田義俊『旧事紀偽書明証考』（一七三一年）、伊勢貞丈『旧事本紀剝偽』（一七七八）によって、『先代旧事本紀』は偽書と断定され、その価値が否定された。
- ・本居宣長『古事記伝』は『先代旧事本紀』を偽書としつつも、事実無根の造作ではなく、現存しない古書からの引用があることを指摘し、その部分だけは参考になると、『先代旧事本紀』の価値全てを否定はしていない。（三上氏はこの本居の『先代旧事本紀』観が研究史上で最も妥当なものだと述べている。）
- ・平田篤胤『古史微解題記』が『先代旧事本紀』の編者を物部氏であると述べた。
- ・明治以降の研究は、御巫清直『先代旧事本紀析疑』（一八八三）によって『先代旧事本紀』成立は弘仁十四年（八二三）以降、延喜・延長年間（九〇一く九三一）の八十年ほどの間に、物部氏系の興原敏久^{おきはらのみにく}によって編纂されたとした。

これが現在の通説となっている。

三上氏は『先代旧事本紀』の成立を通説などに則り、「早く見積ったとして八〇七年〜八五九年、遅く見積ったとして八二三年〜九〇六年になる。いずれにせよ、九世紀初頭から十世紀初頭までの百年のあいだに成立したことは、まず動かないであろう。」としている。

阿部武彦氏⁽³⁶⁾は『先代旧事本紀』の初見史料は『承平私記』または『釈日本紀』に引く『公望私記』であり、その内容から、「『旧事本紀』は延喜講書の頃に一部の学会に流布し、使用されていたと考えてよいように思う。」と指摘している。撰者は不明であるが、物部氏独自の伝承を載せる他、他書では見ない物部氏の系図を引くことから、物部氏系の者によって編まれたとする。

安本美典氏⁽³⁷⁾は、『先代旧事本紀』成立年を、加賀国の記述から、嵯峨天皇死後（八二三年）を上限とし、『令集解』「穴記」に『先代旧事本紀』の「原資料的部分」にあたるとみられる文を引用しているため、「穴記」成立の弘仁〜天長年間（八一〇〜八三四）の八三四年を下限とする十一年の間に成立したとする。編者は『先代旧事本紀』序文を矢田部公望が後に附した「解説文」あるいは「書籍解題」のようなものとし、本文を御巫氏の指摘を踏襲し、興原敏久とした。

津田博幸氏⁽³⁸⁾は『先代旧事本紀』は九世紀中に編まれたとし、その一契機に延暦二十四年（八〇五）に起こった石上神宮の神宝を平安京近くへ移送した結果、怪異が起こり、天皇が重体になる事件を挙げる。石上神宮は物部氏と深い関わりを持つ神社であるが、その事件の際に活躍した布留宿禰高庭^{ふるのすくねたかにわ}が『新撰龜相記』の著者と考えている。

吉田一彦氏⁽³⁹⁾は『承平私記』に引かれる先師（藤原春海）が『先代旧事本紀』に言及していないこと、『先代旧事本紀』に記紀には見られない矢田部氏の祖先を大きく描く部分があることなどから、『先代旧事本紀』の著者を矢田部公望ではないかと考えている。

『先代旧事本紀』が『古事記』を引用する部分には引用

しないが、松本直樹氏・工藤浩氏⁽⁴⁰⁾によると一七六箇所存在する。松本氏⁽⁴¹⁾は『先代旧事本紀』の引用の仕方について、「旧事紀全体で、用語・用字が統一されているとは思われない。記・紀の文を、時には長々と、時には切り刻みながらも、そのまま写すことを原則とする。それは聖典としての「神話」の力を最大に活かそうとする旧事紀の意図ではなかったか。」としている。また、「歌謡についての、興味はうすく、歌そのものを省略することが多いが、大抵の場合、歌があつたことまでを無視してはいない。」としている。

『先代旧事本紀』の扱いについて、三上氏は「戦後、『旧事紀』を積極的に評価していく論考が目立って見られたが、それは少数意見」であると述べている。確かに偽書であると断定されてしまったことや、記紀の矛盾を同時に引くなどの解釈の難解さから、『先代旧事本紀』を敬遠する傾向があると思われる。しかし、安本氏が指摘した『先代旧事本紀』は「他氏族の「家記」「家伝」類の成立の影響をうけて編纂された物部氏の「家記」「家伝」類」だとするならば、八世紀末からはじまる氏文や家譜の編纂ブーム（『高橋氏文』『古語拾遺』など）と呼べる一連の流れの中に、『先代旧事本紀』を位置付けることが出来る。成立年代も広く見積つて九世紀初頭から十世紀中頃となるため、これと一致する。『先代旧事本紀』は氏文の中で初めて『古事記』を引用した文献であると考えられ（『新撰亀相記』成立年については第三章で考察する）、偽書でありながらも『古事記』受容史の中で重要な文献の一つと言えよう。

三、『尾張国熱田太神宮縁起』

『尾張国熱田太神宮縁起』巻末には、

去貞觀十六年春。神宮別当正六位上尾張連清稻。搜古記之文。問遣老之語。粗加繕写。有脩縁記。守從五位下藤原朝臣村楯。理劇之隙。披閱斯文。嫌締勺之質略訪通儒。而筆削之。庶令神明靈跡万代長伝也。即写三通。一通進公家。一通贈社家。

一通留国衙。

寛平二年十月十五日

（去る貞観十六年の春、神宮別当正六位上尾張連清稻、古記の文を搜り、遣老の語に問ひ、粗く繕写を加へ。縁記を脩ること有りし。守従五位下藤原朝臣村相、理劇の隙。斯の文を披閲し、縮勺の質略を嫌ひ、通儒に訪て、之を削筆す。庶くは神明の靈跡をして万代長く伝へしめん。即三通を写し、一通は公家に進り、一通は社家に贈り、一通は国衙に留む。）

とあり、貞観十六年（八七四）春に、神宮別当正六位上尾張連清稻が古記の文を搜し、又遣老の語りに問ひ、編集したものを、尾張守従五位下藤原朝臣村相が筆削を加え、寛平二年（八九〇）十月十五日に奏上したと書かれている。

『尾張国熱田太神宮縁起』の成立について、西田長男氏⁽⁴²⁾は神社の縁起にしては成立が古すぎるとし、鎌倉期初期または中期に書かれたものだとしている。青木周平氏⁽⁴³⁾は現存する『尾張国熱田太神宮縁起』のもとになったものが寛平二年にできた可能性を示唆している。『尾張国熱田太神宮縁起』の三十一本の諸本は全て江戸時代に書写され、本文異同も少なくないため、西宮秀紀氏⁽⁴⁴⁾は「書写本の系統による文字の異同と内容に関する検討を含めて、論じなければならぬ。」と述べ、『尾張国熱田太神宮縁起』は後世成立説が極めて有力と考えられるが、その正しい成立年・編者については現在研究段階にあり、不明である⁽⁴⁵⁾。

『尾張国熱田太神宮縁起』の内容は、ヤマトタケルが東征を行う中、草薙剣をヤマトヒメから授けられ、蝦夷平定に向かう。ヤマトタケルは蝦夷平定後、草薙剣を熱田のミヤズヒメに預ける。その際に、草薙剣の伝来である、スサノヲのヤマタノオロチ退治神話が記されている。ヤマトタケルの死後、ミヤズヒメによって熱田社が創祀され、その後、天智天皇の御代に新羅僧による草薙剣の盗難事件があり、草薙剣が宮中に置かれることとなる。しかし、天武天皇の病の原因を卜った結果、草薙剣が宮中にあるためだとされ、熱田社へ草薙剣が返還される。そして、最後に尾張氏の系譜が記される。

内容からも分かる通り、大部分が『日本書紀』の記述に依って記されている。『尾張国熱田太神宮縁起』の冒頭部分を引用すると以下の通りとなる。(以下『尾張国熱田太神宮縁起』本文の傍点は、「・」、『日本書紀』からの引用、「。」「古事記』からの引用、「△」直接の引用は認められないが参照したと考えられる部分、とする。)

『尾張国熱田太神宮縁起』

立播磨稻日太郎媛為皇后。生二皇子。第一曰大碓命△。第二曰小碓尊。一日同胞双生。天皇異之。則誥於碓。故号其二子曰大碓小碓也。是小碓尊。亦名日本武尊。幼有雄略之記△。及壮容貌魁偉。身長一丈。力能扛鼎焉。

『日本書紀』景行天皇二年二月戊辰条

立播磨稻日大郎姫(割注略)為皇后。后生二男。第一曰大碓皇子。第二曰小碓尊。(割注略)其大碓皇子。小碓尊。一日同胞而双生。天皇異之。則誥於碓。故因号其二王曰大碓小碓也。是小碓尊。亦名日本童男。(割注略)亦曰日本武尊。幼有雄略之氣。及壮容貌魁偉。身長一丈。力能扛鼎焉。

『尾張国熱田太神宮縁起』

天皇四十年秋七月癸未朔戊戌。詔群卿曰。朕聞東夷反逆。暴神多乱△。国家之忽甚倒懸。命遣誰人。平其乱。群臣皆未知所薦達也。日本武尊奏言。臣先則勞西征。是役必大碓命之事矣。時大碓命聞斯敷奏。五情無主。愕然逃亡。匿於草莽。則遣使者召来。爰天皇責曰。汝不欲往豈可強遣耶。何未对賊。恐懼迷魂。無頼之責何地逃之。於是。日本武尊雄誥曰。熊襲既順伏。未經幾年。蝦夷逆乱。討平何日矣。臣雖劬勞。揆理其乱。天皇手持斧鉞。以授日本武尊曰。夫九夷之中。蝦夷為暴悍之首焉。父子無別。兄弟相疑。各貪土壤。遞以抄略。承恩易忘。宿怨必報。故頭髮藏箭。衣中佩刀。或結群党而凌边境。或伺間隙以略平民。狼子野心未染王化。加以山有邪鬼。郊有暴神。恼乱人民。年来尚矣。今朕察汝為人也。身体魁偉。志力雄傑。所向无前。所攻必勝。寔知形我子。寔是神人。此天下。則汝天下也。此皇位。則汝位也。

願深謀遠慮。探姦知變。示之以威。懷之以德。掉舌而調暴神。振武而攘姦鬼。日本武尊乃受斧鉞。以再拜曰。臣謬以孱劣奉命東征。若賴神靈乃冥助。假天皇之明威。臨其境。示以德教。猶有不服。舉兵討擊。重以再拜之。天皇勅吉備武彥与建稻種公。服從日本武尊。亦以七拳脛為膳夫。

『日本書紀』景行天皇四十年七月戊戌

秋七月癸未朔戊戌。天皇詔群卿曰。今東國不安。暴神多起。亦蝦夷悉叛。屢略人民。遣誰人以平其乱。羣臣皆不知誰遣也。日本武尊奏言。臣則先勞西征。是役必大碓皇子之事矣。時大碓皇子愕然之。逃隱草中。則遣使者召來。爰天皇責曰。汝不欲矣。豈強遣耶。何未對賊。以予懼甚焉。因此遂封美濃。仍如封地。是身毛津君。守君凡二族之始祖也。於是。日本武尊雄誥之曰。熊襲既平。未經幾年。今更東夷叛之。何日逮于大平矣。臣雖勞之。頓平其乱。則天皇持斧鉞。以授日本武尊曰。朕聞。其東夷也。識性暴強。凌犯為宗。村之無長。邑之勿首。各貪封堺。並相盜略。亦山有邪神。郊有姦鬼。遮衢塞徑。多令苦人。其東夷之中。蝦夷是尤強焉。男女交居。父子無別。冬則宿穴。夏則住櫟。衣毛飲血。昆弟相疑。登山如飛禽。行草如走獸。承恩則忘見怨必報。是以箭藏頭髻。刀佩衣中。或聚黨類。而犯辺邊界。或伺農桑。以略人民。擊則隱草。追則入山。故往古以來。未染王化。今朕察汝人也。身体長大。容姿端正。力能扛鼎。猛如雷電。所向無前。所攻必勝。即知之。形則我子。實則神人。是寔天愍朕不叡。且國不平。令經綸天業。不絕宗廟乎。亦是天下。則汝天下也。是位則汝位也。願深謀遠慮。探姦伺變。示之以威。懷之以德。不煩兵甲。自令臣隸。即巧言而調暴神。振武以攘姦鬼。於是。日本武尊乃受斧鉞。以再拜奏之曰。嘗西征之年。賴皇靈之威。堤三尺劔。擊熊襲國。未經浹辰。賊首伏罪。今亦賴神祇之靈。借天皇之威。往臨其境。示以德教。猶有不服。即舉兵擊。仍重再拜之。天皇則命吉備武彥与大伴武日連。令從日本武尊。亦以七掬脛為膳夫。

とあり、『尾張國熱田太神宮縁起』はその冒頭から、『日本書紀』をそのまま引用して記されていることが分かる。ここには全て記

さないが、『日本書紀』の引用は『尾張国熱田太神宮縁起』全体を通して見ることが出来る。しかし、一部『古事記』を引用したと思われる部分も確認できる。

『尾張国熱田太神宮縁起』

戊午。枉道・押伊勢太神宮。啓齋王倭姫命へ祭王者日本武尊之姑也。曰。今奉皇命東征逆賊。傾慕恩顔枉道・押辞。倭姫命感其志。授一神劍曰。努努莫離於身。又賜一御囊曰。若有急事。

解斯囊口。日本武尊押領劍囊行。

『日本書紀』景行天皇四十年十月戊午条

戊午。枉道・押伊勢神宮。仍辞于倭姫命曰。今被天皇之命。而東征將誅諸叛者。故辞之。於是倭姫命取草薙劍。授日本武尊曰。慎之莫怠也。

『古事記』中卷。景行天皇条

故、受命罷行之時、参入伊勢大御神宮、押神朝庭、即白其姨倭比売命者、天皇既所以思吾死乎、何。擊遣西方之悪人等而、返参上来之間、未經幾時、不賜軍衆、今更平遣東方十二道之悪人等。因此思惟、猶所思看吾既死焉、患泣罷時、倭比売命、賜草那芸劍、へ那芸二字以音。亦、賜御囊而、詔、若有急事、解茲囊口。

とあり、『尾張国熱田太神宮縁起』は、『日本書紀』を引用しつつも、『古事記』からの引用も加え、記紀を融合した神話を展開している。

『尾張国熱田太神宮縁起』の半分以上は、ヤマトタケルの東征神話で構成されているが、その中に八首の歌が記され、そのうちの六首が『古事記』と同一または類似する歌である。『古事記』のヤマトタケル神話は歌物語と言ってもよく、ヤマトタケルの歌が八首、その他が七首の計十五首の歌が歌われている。その中で、『尾張国熱田太神宮縁起』には、『古事記』と同一の歌謡が四首（その中で『日本書紀』と同一歌謡二首、類似歌謡一首）、類似歌謡が二首、記紀にみることでできない歌が二首含まれている。以下に『尾張国熱田太神宮縁起』の『古事記』同一歌謡及び類似歌謡六首を、記紀の歌謡と共に引用する。

① 『尾張国熱田太神宮縁起』

珥比麼利 菟玖波須擬氏 異玖用伽祢菟流

『日本書紀』景行天皇四十年是歲 25

珥比麼利 菟玖波塙須擬氏 異玖用伽祢菟流

『古事記』中卷景行天皇条 25

迺比婆理 都久波袁須疑弓 伊久用加泥都流

(新治 筑波を過ぎて 幾夜か寝つる)

② 『尾張国熱田太神宮縁起』

伽餓奈倍氏 用珥波虚虚能用 比珥波苔塙伽塙

『日本書紀』景行天皇四十年是歲 26

伽餓奈倍氏 用珥波虚虚能用 比珥波苔塙伽塙

『古事記』中卷景行天皇条 26

迦賀那倍弓 用迺波許々能用 比迺波登袁加袁

(日々並べて 夜には九夜 日には十日を)

③ 『尾張国熱田太神宮縁起』

麻蘇義 乎波理乃夜麻止 許知其知能 夜麻乃加比由

等美和多流 久毘何波乃久波富 多和夜何比那乎

麻岐祢牟等 和例波母弊流乎 與利祢牟止 和例波母弊流乎

和伎毛古 那何祁西流 意須比乃宇閑尔 阿佐都紀乃其止久

都紀多知迺祁理

(真管 尾張の山と ちちごちの 山の狭ゆ

飛み渡る 鵜が(波乃久波富) 手弱腕を

枕き寝むと 我は思へるを 寄り寝むと 我は思へるを

我妹子 汝が着せる 襲衣の上に 朝月の如く

月立ちにけり)

『古事記』中卷。景行天皇条 27

比佐迦多能 阿米能迦具夜麻 斗迦麻迺 佐和多流久毘

比波煩曾 多和夜賀比那袁 麻迦牟登波 阿礼波須礼杼

佐泥牟登波 阿礼波意母閉杼 那賀祁勢流 意須比能須蘇迺

都紀多知迺祁理

(ひさかたの 天の香具山 利鎌に さ渡る鵜

弱細 撓や腕を 枕かむとは 吾はすれど

さ寝むとは 吾は思へど 汝が着せる 襲衣の欄に

月立たなむよ)

④ 『尾張国熱田太神宮縁起』

夜須美志志 和期意富岐美 多伽比加流 比乃美古
阿良多麻乃 岐閉由久止志乎 止志比佐迹 美古麻知何多迹
都紀加佐祢 妓美麻知何多迹 宇倍那宇倍那志母夜
和何祁勢流 意須比乃宇閉迹 阿佐都紀乃其止久
都紀多知迹祁流

(やすみしし 我ご大君 高光る 日の御子
あらたまの 来経ゆく年を 年久に 御子待ち難に
月重ね 君待ち難に うべなうべなしもや
我が着せる 襲衣の上に 朝月の如く
月立ちにける)

『古事記』中巻。景行天皇条 28

多迦比迦流 比能美古 夜須美斯志 和賀意富岐美
阿良多麻能 登斯賀岐布礼婆 阿良多麻能
都紀波岐閉由久 宇倍那宇倍那宇倍那 岐美麻知賀多迹
和賀祁勢流 意須比能須蘇迹 都紀多々那牟余
(高光る 日の御子 やすみしし 我が大君
あらたまの 年が来経れば あらたまの
月は来経行く うべなうべなうべな 君待ち難に
我が着せる 襲衣の欄に 月立たなむよ)

⑤ 『尾張国熱田太神宮縁起』

遠波里迹 多陀迹牟迦弊流 遠津能佐岐那流 比登都麻都
阿勢遠 比登都麻都 比登迹阿理勢波 多知波気麻斯遠
岐奴岐勢麻斯遠 比登都麻都 阿勢遠

『日本書紀』景行天皇四十年是歳 27

烏波利珥 多陀珥霧伽幣流 比苔菟麻菟 阿波例比等菟麻菟
比苔珥阿利勢摩 岐農岐勢摩之塙 多知波開摩之塙
(尾張に 直に向へる 一つ松 あはれ一つ松
人にありせば 衣着せましを 大刀佩けましを)

『古事記』中巻。景行天皇条 29

袁波理迹 多陀迹牟迦弊流 袁都能佐岐那流 比登都麻都
阿勢袁 比登都麻都 比登迹阿理勢婆 多知波気麻斯袁
岐奴岐勢麻斯袁 比登都麻都 阿勢袁

(尾張に 直に向へる 尾津崎なる 一つ松
吾兄を 一つ松 人にありせば 大刀佩けましを
衣着せましを 一つ松 吾兄を)

⑥『尾張国熱田太神宮縁起』

遠登賣能 登許能弁迹 和賀於岐斯 都留岐能多知
曾能多知波夜

『古事記』中卷。景行天皇条 33

袁登売能 登許能弁迹 和賀游岐斯 都流岐能多知
曾能多知波夜

(嬢子の 床の辺に 我が置きし 剣の大刀
その大刀はや)

①②の歌を見ると、記紀及び『尾張国熱田太神宮縁起』に同一の歌謡を確認することができるが、『尾張国熱田太神宮縁起』と『日本書紀』の歌謡は用字の面からも完全に一致していると言っている。一方⑤⑥の歌は『古事記』と同一の歌謡ではあるが、用字は異なっている部分がある。しかし、⑤の歌のように、『古事記』と同一歌謡であり、『日本書紀』の類似歌謡である場合は、『古事記』の用字に近いと言え、『尾張国熱田太神宮縁起』が『日本書紀』には無い歌謡を『古事記』から引用したことが伺える。

以上のように、『尾張国熱田太神宮縁起』は『古事記』の一部をそのまま引用した部分もあれば、歌謡のように改編されている部分もある。青木周平氏はその引用方法を以下の三点にまとめた。

- (一) 極めて部分的に古事記を引用した場合
- (二) 古事記の歌謡を中心に引用した場合
- (三) 直接引用ではないが、類似の歌謡を中心とした場合に共通性がみられる場合

以上のように、先行研究でも『尾張国熱田太神宮縁起』は『古事記』の歌謡を中心に引用したことを指摘している。『尾張国熱田太神宮縁起』の中に見る『古事記』は、古伝を伝える史書という扱いよりも、むしろ歌物語を伝える歌書のような性格を持っていると考えられる。『尾張国熱田太神宮縁起』の成立年は未だ不明ではあるが、『古事記』受容の方法は、歌謡に重きを置いたものと言っているだろう。

四、『大倭神社註進状』

『大倭神社註進状』は奥書に、

仁安二丁亥年

二月十三日 祝部大倭直歳繁謹書（花押）

とあり、仁安二年（一一六七）に大倭歳繁によって記されたことが分かる。その内容は大倭神社の縁起と、祭神・別社について、『日本書紀』『類聚国史』『養老令』『延喜式』などを引用して説いている。しかし、西田長男氏⁴⁶はこれを「まったくの偽書である」と断定し、成立年を宝永三年（一七〇六年）今出河文斎とされている。さらに、その述作目的は、「文斎は大神・大和・石上の山辺三社についての多くの偽作の伝書を著し、神道界に一派の新しい学説を唱道したのである」としている。

『大倭神社註進状』が『古事記』を引用している部分は、別社の一つ、狭井神社の相殿神である大物主神・姫踏鞴五十鈴命・勢夜多良比売・事代主神の四座を説く中の勢夜多良比売の条に引用される。

『大倭神社註進状』

古事記。三島湟咋之女。勢夜多良比売（溝楯姫撰津国三嶋之人。神名帳撰津国嶋郡溝咋神社一座）。其容姿麗美。故美和之大物主神。娶其人生子名。謂比売多々良伊須々余理比売。故謂大神御子也。其伊須々余理比売之家。在狭井川之上。神倭伊波毘古天皇。幸行比売之許。一宿御寢坐。後参入宮内。阿礼坐御子名。神沼河井命（綏靖天皇）。

（古事記。三島の湟咋が女、勢夜多良比売（溝楯姫は撰津国三嶋之人なり。神名帳撰津国嶋郡溝咋神社一座）、其の容姿麗美しき。故、美和の大物主神、其の人を娶りて生みし子の名は、比売多々良伊須々余理比売と謂ふ。故、大神の御子と謂ふぞ。其の伊須々余理比売の家、狭井川の上に在り。神倭伊波毘古天皇、比売の許に幸行して、一宿御寢坐しき。後に宮内に参入りて、あれ坐せる御子の名は、

神沼河井命（綏靖天皇）。）

『古事記』神武天皇条

然、更求為大后之美人時、大久米命白、此間有媛女。是謂神御子。其所以謂神御子者、三島湟咋之女、名勢夜陀多良比売、其容姿麗美。故、美和之大物主神見感而、其美人為大便之時、化丹塗矢、自其為大便之溝流下、突其美人之富登（此二字以音。下效此）。爾、其美人驚而、立走伊須須岐伎（此五字以音）。乃、將來其矢、置於床辺、忽成麗壯夫。即娶其美人生子、名謂富登多多良伊須須岐比売命。亦名謂比売多多良伊須須氣余理比売（是者惡其富登云事、後改名者也）。故、是以悉神御子也。（中略）於是、其伊須須氣余理比売之家、在狹井河之上。天皇幸行其伊須須氣余理比売之許、一宿御寢坐也（割注略）。後、其伊須須氣余理比売、參入宮内之時、天皇御歌曰、
阿斯波良能 志祁志岐袁夜迹 須賀多々美
伊夜佐夜斯岐豆 和賀布多理泥斯
然而、阿礼坐之御子名、日子八井命、次、神八井耳命、次、神沼河耳命（三柱）。

（然れども、更に大后と為む美人を求めし時に、大久米命の白ししく「此間に媛女有り。是神の御子と謂ふ。其の神の御子と謂ふ所以は、三島の湟咋が女、名は勢夜陀多良比売、其の容姿麗美しきが故に、美和の大物主神、見感でて、其の美人の大便らむと為し時に、丹塗矢と化りて、其の大便らむと為し溝より流れ下りて、其の美人のほとを突きき。爾くして、其の美人、驚きて、立ち走りいすすきき。乃ち、其の矢を將ち来て、床の辺に置くに、忽ちに麗しき壯夫と成りき。即ち其の美人を娶りて、生うみし子の名は、富登多多良伊須須岐比売命と謂ふ。亦の名は比売多多良伊須須氣余理比売と謂ふ（是は、其のほとと云ふ事を惡みて、後に改めし名ぞ）。故、是を以て神の御子と謂ふぞ」とまをしき。（中略）是に、其の伊須須氣余理比売命の家、狹井河の上に在り。天皇、其の伊須須氣余理比売の許に幸行して、一宿御寢し坐しき（割注略）。後に、其伊須須氣余理比売、宮内に参入りし時に、天皇の御歌に曰く、
葦原の 穢しき小屋に 菅豊
弥清敷きて 我が二人寝し

然くして、あれ坐せる御子の名は、日子八井命、次に、神八井耳命、次に、神沼河耳命（三柱）。

とあり、『大倭神社註進状』は、大物主神と勢夜多良比売の子供である伊須々余理比売が、神武天皇との子供、神沼河井命（後の綏靖天皇）を生む神話を、『古事記』を引用しつつも、大物主が丹塗矢と化する部分や、神武と伊須々余理比売の出会いの場面を省略して記している。つまり、狭井神社に祭られる四柱のうち、大物主神と勢夜多良比売は綏靖天皇の母方の祖父母にあたるという系譜を、恋物語を排除することで簡潔に記しているのである。

先に引用した『古事記』の（中略）部分を含めると、神武天皇と伊須気余理比売の物語の中には五首の歌謡が含まれているが、『大倭神社註進状』は歌謡を一つも引用していない。

以上のことから、『大倭神社註進状』は『尾張国熱田太神宮縁起』とは対照的に、歌物語としての『古事記』を排除し、系譜のみに重点を置いた受容を行った縁起である。西田氏の説に依るならば、『大倭神社註進状』は神道界に新しい学説を唱えることを目的としたため、当然歌謡は必要のない部分だったと考えられる。

結語

本章では『古事記』が直接引用された平安期の文献を網羅的に確認してきたが、はじめに述べた成立年を、現代の研究成果に基づいて並べなおしてみると、以下の通りとなる。

- ・『万葉集』
 - 成立年 不明
 - 編者 不明（最終的には大伴家持か）
- ・『弘仁私記』序
 - 成立年 弘仁三年（八一二）か
 - 博士 多人長か
- ・『新撰龜相記』
 - 成立年 天長七年（八三〇）か
 - 編者 卜部遠継か
- ・『琴歌譜』
 - 成立年 平安初期か
 - 編者 不明（多氏）
- ・『先代旧事本紀』
 - 成立年 九世紀～十世紀
 - 編者 不明（物部氏系）
- ・『承平私記』
 - 成立年 承平六年（九三六）～天慶六年（九四三）
 - 博士 矢田部公望
- ・『本朝月令』
 - 成立年 十世紀前半
 - 編者 惟宗公方
- ・『政事要略』
 - 成立年 長保四年（一〇〇二）
 - 編者 惟宗允亮
- ・『長寛勘文』
 - 成立年 長寛元年（一一六三）
 - 勘申者 中原業倫ら
- ・『袖中抄』

成立年 文治年間（一一八五～一一九〇）
編者 顯昭

・『尾張国熱田太神宮縁起』
成立年 鎌倉初期か
編者 不明

・『大倭神社註進状』
成立年 宝永三年（一七〇六年）
編者 今出河文齋

この中から、中世の成立と疑われるもの、真偽は別として偽書
説の存するもの、直接『古事記』を見ていないと思われるものを
除外すると、

・『万葉集』
成立年 不明

編者 不明（最終的には大伴家持か）
・『弘仁私記』序

成立年 弘仁三年（八一二）か
博士 多人長か

・『琴歌譜』
成立年 平安初期か
編者 不明（多氏）

・『承平私記』
成立年 承平六年（九三六）―天慶六年（九四三）
博士 矢田部公望

・『本朝月令』
成立年 十世紀前半
編者 惟宗公方

・『政事要略』
成立年 長保四年（一〇〇二）
編者 惟宗允亮

・『長寛勘文』
成立年 長寛元年（一一六三）
勘申者 中原業倫ら

以上の七例のみとなる。特徴的なのは、氏文・縁起が全て除外さ

れた点だろう。

それぞれの『古事記』受容方法を簡単に記すと、

- 『万葉集』―恋物語としての歌謡
- 『弘仁私記』序―『古事記』序文
- 『新撰龜相記』―自氏の祭祀に関わる部分
- 『琴歌譜』―歌謡
- 『尾張国熱田太神宮縁起』―歌物語
- 『先代旧事本紀』―神代を参照
- 『承平私記』―仮名書
- 『本朝月令』―『日本書紀』の補完（歌謡を含む）
- 『政事要略』―不明
- 『長寛勘文』―神代
- 『大倭神社註進状』―神代の系譜
- 『袖中抄』―歌謡

となり、歌集以外にも歌謡集としての『古事記』受容が見られ、『古事記』引用文献の約40%にあたる、五例である。これについて岡田米夫氏⁽⁴⁷⁾は、

旧事本紀は別として、(1)古歌謡の参考として利用されていることが最も多く、(2)これに次ぐものは、神祇関係の問題として、その淵源をここに求めているもので、(3)政治要略に百済肖古王が馬を貢献したことの記事を引用した如きことは特殊の例に属すると言ってよい。

とし、また、『古事記』の流通に関して、

古歌謡及び神祇関係のことを研究する特殊な家には古事記の写本が蔵されていたか、若しくはこれを披見する便のあったことが推察される。

とする。本研究の結果、この説を大きく裏付けることとなったが、『承平私記』における『古事記』の扱いが、岡田氏の分類に含まれない点において、今後、検討を加える必要がある。また、『政治要略』が本当に特殊な例外であるのかも、再度検討する必要があるだろう。

さらに、『古事記』引用文献の「氏文・縁起」全てが成立に疑問が呈されていることを考えると、「神祇関係の問題として、そ

の淵源をここに求めている」とされる「淵源」とは、『日本書紀』の神話や系譜には記されていない、または軽視されているものを『古事記』の中から探り出し、神話の捏造に利用した一面を持つと考えられる。もちろん全てがそうだとは限らないが、平安期における『古事記』受容は、歌謡集としての需要が最たるもので、古伝や史書としての扱いは限定的な範囲であったと見るべきであり、当然『日本書紀』には地位的にも重要性においても敵わなかったのである。

- (1) 岡田米夫「古代文献にみえる古事記」『古事記大成』一、平凡社、一九五六年。
- (2) 山路平四郎『記紀歌謡評釈』（東京堂出版、一九七三年）。
- (3) 神野志隆光編「万葉集を読むための基礎知識」(「別冊国文学」(五五)、学燈社、二〇〇二年)。
- (4) 犬養孝「万葉集とその歌風」『万葉の旅』上、平凡社、二〇〇三年)。
- (5) 小島憲之・木下正俊・佐竹昭広校注・訳『万葉集』（日本古典文学全集）小学館、一九七一年)。
- (6) 犬飼隆『木簡による日本語書記史』増訂版（笠間書院、二〇一一年）。
- (7) 市瀬雅之「「類聚歌林」覚え書き―編纂時期の論の検討を中心に―」(『同朋国文』二十三、一九九一年)。
- (8) 武田祐吉「万葉集校訂の研究」(『武田祐吉著作集』、角川書店、一九七三年)。
- (9) 神野志隆光『万葉集』に引用された『古事記』をめぐって」(『論集上代文学』十、万葉七曜会、一九八〇年)。
- (10) 大和岩雄『新版 古事記成立考』(大和書房、二〇〇九年)。
- (11) 篠勲「古事記偽書説は根拠薄弱であるか」(「国語と国文学」三九(六)(七)、至文堂、一九六二年)。
- (12) 西田長男「壬申紀の成立と古事記」(「國學院雑誌」六三(九)、一九六二年)。
- (13) 小島憲之「『原古事記』より『古事記』へ」(『上代日本文学与中国文学(上)』、塙書房、一九六二年)。
- (14) 梶原信行「『古事記』の引用―『万葉集』の場合―」(『古事記受容史』笠間書院、二〇〇三年)。
- (15) 同母兄妹の恋愛物語は『古事記』垂仁天皇条の沙本毘古と沙本毘売の物語にも見られるが、垂仁天皇条に歌謡は無く、沙本毘古と沙本毘売の物語は歌物語としての受容はされなかった。
- (16) 歌舞伎・浄瑠璃などの内容分類の中で、世話物に含まれる。多

くは現実起こった情死事件を題材に脚色されたものである。近松門左衛門によって書かれた元禄十六年（一七〇三）初演の『曾根崎心中』は初演当初から大当たりとなり、現代でも親しまれている心中物の一つである。

- (17) 土橋寛「陽明文庫所蔵古歌謡集の解説 一『琴歌譜』」（『古代歌謡の生態と構造』（土橋寛論文集）中、塙書房、一九八八年）。
- (18) 武部智子「琴歌譜大歌の歌曲名について（一）——「歌返」と「余美歌」を中心に——」（『甲南国文』五十八、二〇一一年）。
- (19) 賀古明「琴歌譜の有縁起歌」（『琴歌譜新論』風間書房、一九八五年）。
- (20) 吉海直人「『袖中抄』に引用された『古事記』（青木周平編『古事記受容史』笠間書院、二〇〇三年）。
- (21) 吉海直人「『袖中抄』に引用された『古事記』（青木周平編『古事記受容史』笠間書院、二〇〇三年）。
- (22) 北川和秀「日本書紀私記」（『国史大系書目解題 下』吉川弘文館、二〇〇一年）。
- (23) 中沢見明『古事記論』（雄山閣、一九二九年）。
- (24) 大和岩雄『新版 古事記成立考』（大和書房、二〇〇九年）。
- (25) 西條勉「偽書説後の上表文」（『古事記の文字法』笠間書院、一九九八年）。
- (26) 北川和秀「『日本書紀私記』丁本について」（『群馬県立女子大学国文学』二〇、二〇〇〇年）。
- (27) 清水潔「本朝月令と政事要略の編纂」（『神道史研究』二四（三）一九七六年）。
- (28) 嵐義人「律令注釈書・政書類における『古事記』引用についての一考察」（青木周平編『古事記受容史』笠間書院 二〇〇三年）。
- (29) 嵐義人「律令注釈書・政書類における『古事記』引用についての一考察」（青木周平編『古事記受容史』笠間書院 二〇〇三年）。
- (30) 山本堅太郎「資料編2『政事要略』（青木周平編『古事記受容史』笠間書院 二〇〇三年）。
- (31) 是沢恭「長寛勘文」（『群書解題』十九、群書類従完成会、一九六一年）。
- (32) 『清原氏系図』は清原頼賢で終わっている。頼賢は天正十八年（一五九〇）に死去しているため、『清原氏系図』の成立年はそれ以降となる。（『群書解題』三（上）、群書類従完成会、一九六二年）。
- (33) 西宮一民「古事記に依拠した『旧記』の発見——『新撰亀相記』、『年中行事秘抄』の研究から」（『皇学館大学紀要』（十三）、一九七五年）。
- (34) 工藤浩「『先代舊事本紀』人代記事・「国造本紀」本文の構成」（青木周平編『古事記受容史』笠間書院、二〇〇三年）。
- (35) 三上喜孝「『先代旧事本紀』はどのようなよまれてきたか」（安本美典編『奇書』『先代旧事本紀』の謎をさぐる』批評社、二〇〇七年）。
- (36) 阿部武彦「先代旧事本紀」（『国史大系書目解題 上巻』吉川弘

- 文館、一九七一年)。
- (37) 安本美典『先代旧事本紀』の成立の謎(安本美典編『奇書『先代旧事本紀』の謎をさぐる』批評社、二〇〇七年)。
- (38) 津田博幸「聖徳太子と『先代旧事本紀』—日本紀講の(現場)から—」(『生成する古代文学』森話社、二〇一四年)。
- (39) 吉田一彦『先代旧事本紀』と『古事記』(『日本書紀の呪縛』集英社、二〇一六年)。
- (40) 松本直樹・工藤浩「『先代旧事本紀』と『古事記』上巻・中巻 諸本との比較」(青木周平編『古事記受容史』笠間書院、二〇〇三年)。
- (41) 松本直樹「先代旧事本紀の「神話」—古事記神話の引用—」(青木周平編『古事記受容史』笠間書院、二〇〇三年)。
- (42) 西田長男「尾張国熱田太神宮縁起」(『群書解題』一(中)、群書類従完成会、一九六二年)。
- (43) 青木周平『尾張国熱田太神宮縁起』の性格と古事記の引用(青木周平編『古事記受容史』笠間書院、二〇〇三年)。
- (44) 西宮秀紀「尾張国熱田太神宮縁起」写本に関する基礎的研究(『愛知県史研究』第四号、二〇〇〇年)。
- (45) 西田長男氏(「尾張国熱田太神宮縁起」(『群書解題』一(中)、群書類従完成会、一九六二年))は、「本書はかく紀・記・旧事記・尾張国風土記などの古典を使用して一社の縁起を潤色述作したものであるが、(中略)こういう古典を自在に検索して一篇の縁起を作成するのは、必ずや卜部氏の助力を必要としたと思われる」としている。もし『尾張国熱田太神宮縁起』が中世の卜部氏によって記されたとするならば、第三章で詳しく述べる『新撰亀相記』との関わりも検討する必要があるが、『尾張国熱田太神宮縁起』述作者の研究は本稿の趣旨から外れるため、今後の研究課題とする。
- (46) 西田長男「大倭神社註進状」(『群書解題』一(上)、群書類従完成会、一九六二年)。
- (47) 岡田米夫「古代文献にみえる古事記」(『古事記大成』一、平凡社、一九五六年)。

第二章 『古語拾遺』の研究

はじめに

『古語拾遺』(i)序文には、

古語拾遺一卷加序。

従五位下齋部宿禰広成撰。

蓋聞、上古之世、未有文字。貴賤老少、口口相伝、前言往行、存而不忘。書契以來、不好談古。浮華競興、還嗤旧老。遂使人歷世而弥新、事逐代而更改。顧問故実、靡識根源。国史・家牒、雖載其由、一二委曲、猶有所遺。愚臣不言、恐絶無伝。幸蒙召問、欲據蓄憤。故録旧説、敢以上聞、云爾。

(古語拾遺一卷序を加ふ。

従五位下齋部宿禰広成撰。

蓋し聞けらく、「上古の世に、未だ文字有らざるときに、貴賤老少、口口に相伝へ、前言往行、存して忘れず」ときけり。書契より以来、古を談ること好まず。浮華競ひ興りて、還旧老を嗤ふ。遂に人をして世を歴て弥新に、事をして代を逐ひて変改せしむ。顧みて故実を問ふに、根源を識ることに靡し。国史・家牒、其の由を載すと雖も、一二の委曲、猶遺りたる有り。愚臣言さずは、恐るらくは絶えて伝ふること無からむ。幸に召問を蒙りて、蓄憤を據べまく欲す。故、旧説を録し、敢へて上聞す、と爾云ふ。)

とあり、また跋文には、

愚臣広成、朽邁之齡、既逾八十、犬馬之恋、且暮弥切、忽然遷化、含恨地下、街巷之談、猶有可取、庸夫之思、不易徒棄。幸遇求訪之休運、深歛口実之不墜、庶斯文之高達、被天鑑之曲照焉。

大同二年二月十三日

(愚臣広成、朽邁の齡、既に八十を逾え、犬馬の恋、且暮に弥切なり、忽然に遷化りなば、恨を地下に含まむ。街巷の談、猶取るべきこと有り、庸夫の思も、徒には棄て易から

ず。幸に求め訪ねたまふ休運に遇ひて、深く口実の墜ちざることを歡ぶ、庶はくは斯の文の高く達りて、天鑑の曲照を被らむ。

大同二年二月十三日)

とあるため、『古語拾遺』は大同二年(八〇七)二月十三日、齋部広成(忌部氏は延暦二十三年(八〇三)に忌部を齋部と改めている。)によって奏上された、忌部氏の氏文と呼べる書物である。その名の通り、神話から拾い集めた古語の起源を説くと同時に、『古語拾遺』独自の神話も見ることが出来る。『古語拾遺』編纂の目的は、佐伯有清氏⁽²⁾によると、齋(忌)部氏より奏進された愁訴状で、奈良時代以降、中臣氏と対立していた忌部氏に伝えられた古伝承の記録であるとし、『古語拾遺』とは古語の遺漏を拾う、つまり国史や家牒に漏れた旧辞を拾うという意味であるが、本書は忌部氏の愁訴状であるから本書の題名は広成がつけたものではなく、後人の命名によるものと考えられる。

飯田瑞穂氏⁽³⁾は、序と跋より、執筆の動機は、平城天皇朝に「造式」の企画があり、そのために、祭祀のことをあずかる齋部氏にも「召問」「求訪」があり、それに答えて広成は自氏の立場から、現状の「所遺」「蓄憤」を「上聞」するところにあつたと考えられるとしている。

溝口駒造氏⁽⁴⁾は、『古語拾遺』の書名とは、従来の史典に遺漏された古代の「語りごと」を拾い挙げて記録したという意味であるとし、広成自身は、其の概論的記述に於て既成史典から取残された旧代の説話を録取して奏聞に及ぶ旨を申立てているとする。さらに、元来著者としての広成は、之を一個の上表文として書いているのであつて、特に「古語拾遺」と題する著書を発表する意図は少しも無かつた。随つて此の標題めいたものは、後人が私に附したものであるとしている。

津田左右吉氏⁽⁵⁾は、『古語拾遺』が『日本書紀』をそのまま引用している部分があることを指摘する他、「忌部氏の愁訴状ともいふべきもの」としている。

西宮一民氏⁽⁶⁾は、「平城天皇がそれぞれ専門の氏族や部署の代

表者に「造式」の意図をお漏らしになったのを、齋部広成はわがことの幸いとして受け止め、祭祀の式典の根源的な事柄を記そうとし「成ったものだとしている。」

本章では、『古語拾遺』に記される祭祀氏族を中心に確認し、また、『古語拾遺』独自記事の一つである「二種の神宝」について考察することによって、『古語拾遺』編纂目的を明らかにしたい。

一方、津田氏が指摘したように、『古語拾遺』には『日本書紀』からの引用が多く見られる。以下にその一部を挙げる。(『日本書紀』と一致する部分に私に傍点を附した。)

『古語拾遺』

一聞、夫、開闢之初、伊奘諾・伊奘冉二神、共為夫婦、生大八州。及山川草木。次生日神・月神。最後、生素戔鳴神。而、素戔鳴神、常以哭泣為行。故令人民夭折、青山變枯。因斯、父母二神、勅曰、汝甚無道。宜早退去於根国矣。

『日本書紀』本文

二神於是降居彼嶋。因欲共為夫婦產生洲国。吾已生大八洲国及山川草木。何不生天下之主者歟。於是共生日神。號大日靈貴。(略)次生月神。(略)次生素戔鳴尊。(割注略)此神有勇悍以安忍。且常以哭泣為行。故令国内人民多以夭折。復使青山變枯。故其父母二神勅素戔鳴尊。汝甚無道不可以君臨宇宙。固当遠適之於根国矣。遂逐之。

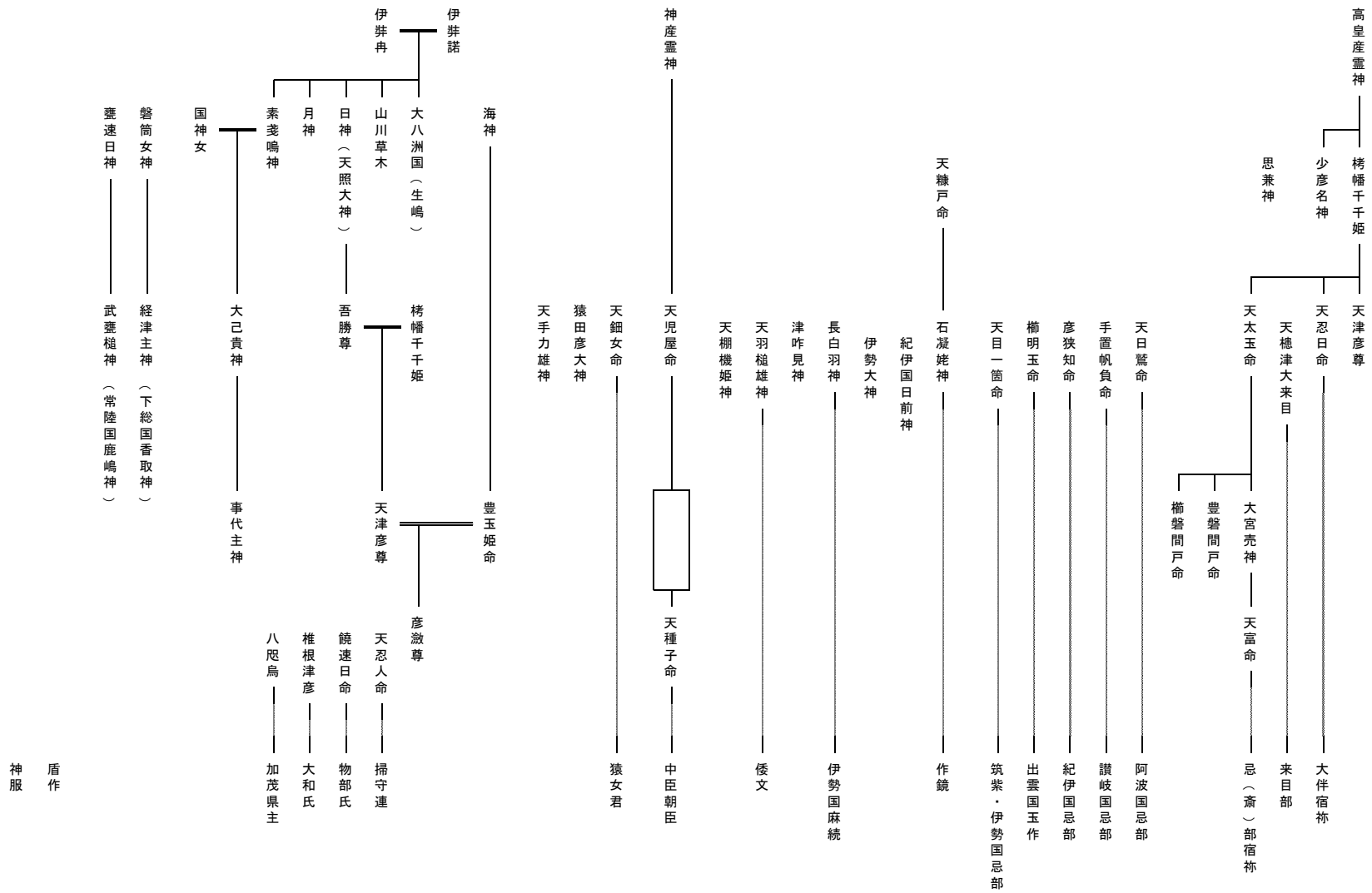
(二神、是に彼の嶋に降り居し。因りて共に夫婦と為り、洲国を産生まむと欲す。「吾已に大八洲国と山川草木とを生めり。何ぞ天下の主者を生まざらむ」是に共に日神を生みたまふ。大日靈貴と號す。(略)次に月神を生みたまふ。(略)次生素戔鳴尊を生みたまふ。此の神勇悍にして忍に安みすること有り。且常に哭泣くことを以て行と為す。故、国内の人民を多に以ちて夭折せしめ。復青山を枯に変へしむ。故、其の父母二神、素戔鳴尊に勅したまはく、「汝甚だ無道し。以ちて宇宙に君臨たるべからず。固当遠く根国に適れ」とのりたまひ、遂に逐ひたまふ。)

以上のように、『古語拾遺』の神話は『古事記』ではなく『日本

書紀』に依っている。一方、本稿第三章で扱う『新撰亀相記』は、卜部氏の氏文としての性格を持つが、その神代部分の大半は『古事記』に依拠した神話が記されている。そのため、『古語拾遺』が何故『日本書紀』に依拠した神話を述べるのかを考察することによって、古代における『古事記』の受容を考察する一端となることを目的とする。

天御中主神

〔古語拾遺〕神統図（筆者作成）



第一節 五部神の職掌と実態

一、猿女氏の職掌と五部神

記紀の有名な神話の一つに、アマテラスの天石窟籠りがある。スサノヲの乱行によつてアマテラスが天石窟に籠り、高天原は日の照らない暗い世界となつてしまった。神々はアマテラスを天石窟から出すために話し合い、種々の捧げものを作り、祝詞を詠み、舞い踊る。太陽がない暗い世界で何故他の神々が楽しそうにしているのかを不思議に思つたアマテラスが天石窟の戸を開けた時、戸の横にいた神に引つ張り出され、高天原には無事太陽が戻つてくるといふ神話である。この時初めて登場するのがアメノウズメである。アメノウズメは天石窟の前で舞い踊ることで、アマテラスの籠る天石窟の戸を開けさせる重要な神である。少し長いが、以下に『日本書紀』と『古事記』の天石窟籠り神話の前半部分を引用する。(傍線は任意に引いたものである。)

『日本書紀』卷一・本文

由此発愠、乃入于天石窟、閉磐戸而幽居焉。故六合之内常闇而不知晝夜之相代。于時八十萬神會合於天安河邊計其可禱之方。故、思兼神深謀遠慮、遂聚常世之長鳴鳥、使互長鳴、亦以手力雄神立磐戸之側、而中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命掘天香山之五百箇眞坂樹、而上枝懸八坂瓊之五百箇御統、中枝懸八咫鏡、(一云眞經津鏡。下枝懸青和幣、(和幣。此云尼枳底。白和幣、相与致其祈祷焉。又猿女君遠祖天鈿女命、則手持茅纏之稍、立於天石窟戸之前巧作俳優。亦以天香山之眞坂樹為鬢、以蘿(蘿。此云此舸礙。為手纏(手纏。此云多須枳。而火処焼、覆槽置(覆槽。此云于該。顯神明之憑談。(顯神明之憑談。此云歌牟鵝可梨。)

(此に由りて発愠りて、乃ち天石窟に入りまし、磐戸を閉して幽居す。故、六合の内常闇にして晝夜の相代も知らず。時に八十萬神、天安河辺に會合ひて、其の禱るべき方を計る。故、思兼神、深く謀り遠く慮ひ、遂に常世の長鳴鳥を

聚め、互に長鳴せしめ、亦手力雄神を以ちて磐戸の側に立てて、中臣連が遠祖天兒屋命、忌部が遠祖太玉命、天香山の五百箇眞坂樹を掘にして、上枝には八坂瓊の五百箇御統を懸け、中枝には八咫鏡を懸け、へ一に云はく、眞経津鏡といふ。下枝には青和幣へ和幣、此には尼枳底と云ふ。白和幣を懸け、相与に其の祈祷を致す。又猿女君が遠祖天鈿女命、則ち手に茅纏の稍を持ち、天石窟戸の前に立ち、巧に俳優を作す。亦天香山の眞坂樹を以ちて鬘とし、蘿を以ちてへ蘿、此には此舸礙と云ふ。手纏としてへ手纏。此には多須枳と云ふ。火処を焼き、覆槽置せ、へ覆槽。此には于該と云ふ。顯神明之憑談す。へ顯神明之憑談。此には歌牟鵝可梨と云うふ。

『古事記』上卷

故於是、天照大御神見畏、開天石屋戸而、刺許母理へ此三字以音。坐也。爾、高天原皆暗、葦原中国悉闇。因此而常夜往。於是、万神之声者、狭蠅那須へ此二字以音。満、万妖悉発。是是以、八百万神、於天安之河原神集、而、へ訓集云都度比。高御産巢日神之子、思金神令思へ訓金云加尼。而、集常世長鳴鳥、令鳴而、取天安河之河上之天堅石、取天金山之鉄而、求鍛人天津麻羅而、へ麻羅二字以音。科伊斯許理度壳命、へ自伊下六字以音。令作鏡、科玉祖命、令作八尺勾瓏之五百津之御須麻流之珠而、召天兒屋命・布刀玉命へ布刀二字以音。下効此。而、内拔天香山之真男鹿之肩拔而、取天香山之天之波、迦へ此三字以音。木名。而、令占合麻迦那波而、へ自麻下四字以音。天香山之五百津眞賢木矣、根許士尔許士而、へ自許下五字以音。於上枝取著八尺勾瓏之五百津之御須麻流之玉、於中枝取繫八尺鏡、へ訓八尺云八阿多。於下枝取垂白丹寸手・青丹寸手而、へ訓垂云志殿。此種、物者、布刀玉命、布刀御幣登取持而、天兒屋命、布刀詔戸言禱白而、天手力男神、隠立戸掖而、天宇受売命、手次繫天香山之天之日影而、為纒天之真析而、手草結天香山之小竹葉而、へ訓小竹云佐。於天之石屋戸伏汗氣へ此二字以音。而、蹈登杼呂許志、へ此五字以音。為神懸而、掛出胸乳、裳緒忍垂於番登

也。爾、高天原動而、八百万神共咲。

（故是に、天照大御神、見畏み、天の石屋の戸を開きて、刺しこもり坐しき。爾くして、高天原皆暗く、葦原中国悉く闇し。此に因りて常夜往きき。是に、万の神の声は、狭蠅なす満ち、万の妖は、悉く発りき。是を以て、八百万の神、天の安の河原に神集ひ集ひて、高御産巢日神の子、思金神に思はしめて、常世の長鳴鳥を集め、鳴かしめて、天の安河の河上の天の堅石を取り、天の金山の鉄を取りて、鍛人の天津麻羅を求めて、伊斯許理度売命に科せ、鏡を作らしめ、玉祖命に科せ、八尺勾瓏の五百津の御すまるの珠を作らしめて、天兒屋命・布刀玉命を召して、天の香山の真男鹿の肩を内抜きに抜きて、天の香山の天のははかを取りて、占合ひまかなはしめて、天の香山の五百津真賢木を、根こじにこじて、上つ枝に八尺の勾瓏の五百津の御すまる玉を取り著け、中つ枝に八尺の鏡を取り懸け、下つ枝に白丹寸手・青丹寸手を取り垂でて、此の種々の物は、布刀玉命、布刀御幣と取り持ちて、天兒屋命、ふと詔戸言禱き白して、天手力男神、戸の掖に隠り立ちて、天宇受売命、手次に天の香山の天の日影を繋けて、天の真析を縵と為て、手草に天の香山の小竹の葉を結ひて、天の石屋の戸にうけを伏せて、蹈みとどろこし、神懸り為て、胸乳を掛き出だし、裳の緒をほとに忍し垂れき。爾くして、高天原動みて、八百万の神共に咲ひき。）

『日本書紀』によるとアメノウズメは猿女の遠祖であり、『古事記』の天孫降臨神話にも「天宇受売命は、猿女君等が祖ぞ。」と書かれている。この猿女君は中臣・忌部・鏡作・玉造と並んで天孫に付き従い葦原中国に降臨した神々の後裔という重要な氏族であるが、六国史を紐解いても、猿女氏に関わる記述は非常に少ない。神話の部分を除けば、『日本後紀』に一例ある他、格式と『西宮記』にわずかにみえるのみである。しかし、大同二年（八〇七）に斎部広成が記した『古語拾遺』には本来猿女氏は中臣・忌部と共に祭祀を掌る氏族であることが書かれている。

猿女氏は先に引用した記紀によると、アメノウズメの後裔であ

る。記紀の天孫（皇孫）降臨神話を見ると、

『日本書紀』卷二・一書第一

即天鈿女命隨猿田彦神所乞遂以侍送焉。時皇孫勅天鈿女命、汝宜以所顯神名為姓氏焉。因賜猿女君之號。故、猿女君等男女、皆呼為君此其緣也。

（即ち天鈿女命、猿田彦神の所乞の隨に遂に以ちて侍送る。時に皇孫、天鈿女命に勅したまはく、「汝顯しつる神の名を以ちて姓氏とすべし」とのたまふ。因りて猿女君の号を賜ふ。故、猿女君等の男女、皆呼びて君と為ふ。此、其の緣なり。）

『古事記』上卷

故爾、詔天宇受売命、此立御前所仕奉猿田毘古大神者、專所顯申之汝、送奉。亦、其神御名者、汝負仕奉。是以、猿女君等、負其猿田毘古之男神名而、女呼猿女君之事、是也。

（故爾くして、天宇受売命に詔ひしく、「此の、御前に立ちて仕へ奉れる猿田毘古大神は、専ら顯し申せる汝、送り奉れ。亦、其の神の御名は、汝、負ひて仕へ奉れ」とのりたまひき。是を以て、猿女君等、其の猿田毘古之男神の名を負ひて、女を猿女君と呼ぶ事、是ぞ。）

とある。アメノウズメは天孫降臨の際に、行く先に待ち受けていたサルタヒコの名前を受け継ぎ、猿女君の姓氏を給わった。また、アメノウズメは中臣・忌部と共に天孫降臨に付き従った五氏（五部神）の一つである。以下に記紀の五部神を引用する。

『日本書紀』卷二・一書第一

又以中臣上祖天兒屋命・忌部上祖太玉命・猿女上祖天鈿女命・鏡作上祖石凝姥命・玉作上祖玉屋命、凡五部神使配侍焉。

（又中臣が上祖天兒屋命・忌部が上祖太玉命・猿女が上祖天鈿女命・鏡作が上祖石凝姥命・玉作が上祖玉屋命、凡て五部神を以ちて配へ侍らしめたまふ。）

『古事記』上

爾、天兒屋命・布刀玉命・天宇受売命・伊斯許理度売命・玉祖命、并五伴緒矣支加而天降也。（中略）故、其天兒屋命者、

へ中臣連等之祖。へ布刀玉命者、へ忌部首等之祖。へ天宇受売命者、へ猿女君等之祖。へ伊斯許理度売命者、へ作鏡連等之祖。へ玉祖命者、へ玉祖連等之祖。へ

（爾くして、天兒屋命・布刀玉命・天宇受売命・伊斯許理度売命・玉祖命、并せて五伴緒を支ち加へて天降しき。（中略）故、其の天兒屋命は、へ中臣連等が祖ぞ。へ布刀玉命は、へ忌部首等が祖ぞ。へ天宇受売命は、へ猿女君等が祖ぞ。へ伊斯許理度売命は、へ作鏡連等が祖ぞ。へ玉祖命は、へ玉祖連等が祖ぞ。へ）天石窟籠り神話の中では忌部が御幣を持ち、中臣が祝詞を詠み（『古事記』「布刀玉命、布刀御幣と取り持ちて、天兒屋命、ふと詔戸言持き白して」、または中臣・忌部両氏ともに祝詞を詠み（『日本書紀』「中臣連が遠祖天兒屋命、忌部が遠祖太玉命、（中略）相与に其の祈祷を致す。」）、そしてどちらも猿女が舞を舞う。『古語拾遺』にも「天鈿女命（割注略）をして、（略）巧に俳優し、相与に歌ひ舞はしめたまふ」とあることから、アメノウズメを遠祖（⁷）に持つ猿女氏が祭祀の場において舞を掌っていたことが分かる。

では猿女氏は具体的に祭祀にどのような関わっていたのだろうか。『類聚三代格』巻一、弘仁四年の太政官符には「応に猿女を貢ぐべきの事」として「仍ち両氏の猿女の興、国史に詳かなり。其の後絶えず。今猶見在す。（中略）猿女は永らく停廢に従え、猿女公氏の女一人を定めて、縫殿寮に進め。闕くるに随ひて即ち補せ」と、猿女氏は猿女を輩出し、その起源は国史に詳細があり、今も絶えていないと記されている。猿女は『延喜式』四時祭式下鎮魂祭条を見ると「縫殿寮は猿女をして参入らしめよ」「御巫および猿女ら、例によりて舞え」とある。『西宮記』臨時一（乙）にも「猿女。へ縫殿寮の解に依りて、内侍に奏してこれを補せ。」と、『延喜式』と同様に猿女が縫殿寮に属していたことが書かれている。これらのことから、猿女は縫殿寮に属し、御巫と共に祭祀で舞を奉納していたことが分かる。縫殿寮は中務省被管で、女官の名帳や考課、宮廷の衣類の裁縫に携わる。猿女が何故縫殿寮に属していたのかは分からないが、西郷信綱氏（⁸）は「猿女が縫殿

寮につけられたのは、そこで鎮魂祭用の天皇の衣を縫うからであろうか。」と述べている。『延喜式』大嘗祭条を見ると、猿女は「其れ御巫・猿女らの服は新嘗の例によれ」「大臣もしくは大・中納言一人、中臣・忌部・中臣は左に立ち、忌部は右に立つ」御巫・猿女を率いて、左右に前行せよ」とやはり御巫と共に出てくる。これらをまとめると、猿女氏は猿女を輩出し、その猿女は縫殿寮に属して、御巫と共に鎮魂祭・大嘗祭に出仕した氏族であることがわかる。

では猿女と同様に古代祭祀において舞を掌った御巫とはどのような存在だったのだろうか。御巫についての史料は、猿女氏及び猿女に比べると驚くほど多く、また先行研究も進んでいると言える。『令集解』職員令神祇官条別記には「御巫五人。倭国二口。左京生嶋一口。右京座摩一口。御門一口」とあり、御巫は倭国から二人、生嶋巫に左京から一人、座摩巫いがすりに右京から一人、御門巫みかど一人の計五名が任用されていた。また『延喜式』神祇卷臨時祭に「凡そ御巫・御門の巫・生嶋の巫各一人はへその中宮・東宮はただ御巫各一人あり、庶女の事に堪えたるを取りて充てよ。但し考選は散事の宮人に准えよ。」「凡そ座摩の巫は、都下国造の氏の童女の七歳以上の者を取りて充てよ。もし嫁ぐ時に及ばば。弁官に申して充て替えよ。」とあり、御巫は神事ができる位階を持たない娘から選び、座摩巫は都下国造氏の七歳以上の未婚の童女を選ぶことが規定されている。猿女が出仕する祭祀は鎮魂祭・大嘗祭の二つのみだが、御巫は鎮魂祭と大嘗祭の他、祈年祭・月次祭・園并韓神三座祭・御贖祭みあがもの・大殿祭おおとのほかい・神今食・御巫奉斎神祭・八十嶋神祭・四面御門祭・御門巫奉斎神祭・生嶋巫奉斎神祭・八十嶋神祭・御川水祭・座摩巫奉斎神祭と複数の祭祀に関わる。岡田精司氏(9)によると、御巫の関わる祭祀の特徴は以下の通りである。

- (1) 非常に古い形の祭儀であり、
- (2) 呪術的色彩の極めて濃厚なものばかりであること。
- (3) 祭神は人格神以前の精霊的なものばかりであること。
- (4) 天皇自身に直接かかわる祭儀が多いこと。

また野口剛氏(10)によると、御巫の成立過程及び御巫を輩出す

る氏族について以下のように述べる。

(1) 御巫は大和王権が形成途上のまだ小地域しか統治していなかった段階において、王の身体や居住空間の穢れを祓うため、その祭祀を分掌する忌部氏など伴造系諸氏またはその部曲の中から採られたものであろう。

(2) 最初は天皇御巫、中宮御巫、御門巫、座摩巫に当たるものが成立し、やや遅れて大八洲生成神話の確立とともに生島巫が加わった。

(3) 律令が整備されてくるなかで天皇御巫・中宮御巫は大和国から、生島巫は左京から、座摩巫・御門巫は右京から採る形が出来あがった。

(4) さらに『大宝令』施行以後に、東宮御巫が加わった。

(5) 大同年間以後、主水司と繋がり深いツゲの国造が介入して、座摩巫はその氏から採られることとなった。

これらの先行研究を元に猿女と御巫を比較すると、諸氏から採られていた御巫と違い、猿女氏からしか採られない猿女は極めて限定的な役割を持ち、御巫のように新しい役割が増えないことから、そのあり方が変容することのない職掌を持っていたと考えられる。つまり猿女を輩出する猿女氏は他氏では代替できない特殊性を持った氏族だったのである。

二、『古語拾遺』における猿女氏の職掌

先に述べた通り、猿女氏は『古語拾遺』の中で祭祀において臣・忌部と並び立つ氏族であることが書かれている。『古語拾遺』における猿女氏と猿女について見ていくと次のように記されている。

『古語拾遺』

于時、天照大神、赫怒、入天石窟、閉磐戸而幽居焉。爾乃、六合常闇、昼夜不分。群神愁迷、手足罔措。凡厥庶事、燎燭而弁。高皇産靈神、会八十万神於天八湍河原、議奉謝之方。爰、思兼神、深思遠慮、議曰、宜令太玉神、率諸部神造和幣。

(中略) 令太玉命捧持称讚。亦、令天兒屋命相副祈祷。又、天鈿女命へ古語、天乃於須女。其神強悍猛固。故以名為。今俗、強女謂於須志、此縁也。(中略) 而於石窟戸前覆誓槽、举庭燎、巧作俳優、相与歌舞。

(時に、天照大神、赫怒りまして、天石窟に入りまし、磐戸を閉して幽居りましき。爾して乃ち、六合常闇にして、昼夜不分し。群神愁へ迷ひて、手足罔措し。凡て厥の庶事、燭を燎して弁ふ。高皇産霊神、八十万の神を天八湍河原に会へ、謝み奉らむ方を議らふ。爰に、思兼神、深く思ひ遠く慮りて、議りて曰はく、「太玉神をして諸部の神を率て、和幣を造らしむべし。(中略) 太玉命をして捧げ持ち称讚さしむ。亦、天兒屋命をして相副に祈祷らしむ。又、天鈿女命へ古語に、天乃於須女といふ。其の神、強く悍く猛く固し。故以て名と為。今の俗に、強き女を於須志と謂ふは、此の縁なり。) をして、(中略) 石窟の戸の前に誓槽覆せ、庭燎を挙して、巧に俳優を作し、相与に歌ひ舞はしむ」といふ。

はじめに記紀神話を引用した天石窟籠り神話では、『日本書紀』と同一の部分がいくつか見られるが⁽¹¹⁾、今回注目すべきは忌部氏の遠祖である太玉命が諸部を率いて種々の物を作り、捧げ持ち祝詞を詠んでいることである。中臣氏の遠祖である天兒屋命は太玉命に相副えるだけの存在である。また『古語拾遺』に見られる特徴的な記述として、記紀神話では天兒屋命の遠祖として記されている高皇産霊神が、太玉命の遠祖となっていることである。これは他の書物では見られない『古語拾遺』独自の記述である⁽¹²⁾。このように徹底的に太玉命の神格つまり忌部氏の立場を神話の段階から底上げしている『古語拾遺』の中で、猿女氏の遠祖である天鈿女命は、太玉命(忌部)・天兒屋命(中臣)と「相与に歌ひ」そして舞うのである。記紀神話では『日本書紀』は「巧に俳優を作」し「覆槽置せ、頭神明之憑談す。」「古事記」では「天の石屋の戸にうけを伏せて、蹈みとどろこし、神懸り為て、胸乳を掛き出だし、裳の緒をほとに忍し垂れき。」と、アメノウズメ

が歌うとは書かれていない。『古語拾遺』は猿女氏の職掌に記紀神話にはない、中臣・忌部と「相与に歌う」ことを付与し、祭祀の中での猿女氏の重要性を説いているのである。

ところで天鈿女命のウズメは鈿（かんざしを示す）を付けた女の意であることは、アメノウズメが天香山の眞坂樹（『古事記』では天の真析）を頭に付けていることから読み取ることができ。しかし『古語拾遺』はウズメの語源を、元はアメノウズメと呼び、強い女をオズシという由縁としている。これについて西宮一民氏⁽¹³⁾は「その子孫の猿女君が鎮魂祭の儀において「強く悍く猛く固し」と表現されているような所作をしたに相違ない。それでオズメという説も生じてしまったと考えてよい」とし、西郷信綱氏⁽¹⁴⁾は「裸踊りをやるウズメ、あるいは天孫降臨の条にいわゆる「いむかふ神」「面勝つ神」であるウズメをこの語（オズシ）と関連させて説くのを、むげに否定するには及ばない」と、アメノウズメの名が強い女であるというオズシに関連したことを頭から否定はしていない。しかしこれらの先行研究もウズメが髪飾りを付けている女の意であることを明記したうえで、『古語拾遺』の説が生まれるのも不思議ではないという程度のものである。猿女が祭祀の中で猛々しく舞っていた可能性はあるのかもしれないが、史料的にそのことを積極的に示すものはない。しかしそれに加え、『古語拾遺』は「古語の遺れたものを拾う」書物である⁽¹⁵⁾ため、『古語拾遺』序文で述べる「国史・家牒、其の由を載すと雖も、一二の委曲、猶遺りたる有り。」の一つとして造形された、齋部広成の付会の説であると評価すべきであろう。

三、古代祭祀の場における猿女氏の実態

『古語拾遺』天孫降臨条では「天鈿女命は、是れ猿女君が遠祖なり。顕せる神の名を以て氏姓とす。彼の男女を皆号けて猿女君と為しむるは、此の縁なり。」と、『日本書紀』によく似た記述がされている。記紀では天石窟籠り神話と、この天孫降臨神話でアメノウズメ及び猿女氏の記述は見えなくなる。しかし、『古語拾

遺』には主に『日本書紀』に拠って書かれた神話の後に「所遺」もとるじろと題して十一カ条が付されている。『古語拾遺』の書かれた九世紀初期における猿女氏の実態はこの「所遺」から読み取ることができる。

『古語拾遺』「所遺」を私に概略すると以下の通りとなる。

- 一、草薙剣を神宝とする熱田社が、幣を奉る日（祈年祭・月次祭・新嘗祭）の神事に昔から修められていない。
- 二、皇祖である尊い天照大神を祀る伊勢神宮が、幣帛を班つ最後である。
- 三、中臣氏・斎部氏・猿女氏は共に離れず天照大神を祀る氏族であるのに、現在は中臣氏だけが伊勢神宮を祀っている。
- 四、神殿を造る時の祝詞は忌部氏が詠むことが古来より決められているが、忌部が関与していない。
- 五、御殿祭・御門祭は忌部氏が祝詞を詠む祭だが、宝龜年に宮内省の中臣氏が「中臣、斎部を率て御門に候ふ」と改め、現在もそのままそれに従っている。
- 六、今、中臣氏に神事供奉の権力が移っているが、かつては中臣・忌部は共に七位の官だった。延暦年に忌部を八位にして元に戻していない。
- 七、幣帛を奉るのは中臣・忌部両氏の職掌だったが、今は中臣しか任命していない。
- 八、諸国の大社に中臣を任命して、忌部を任命していない。
- 九、御巫は猿女氏の職掌であり、他氏が任命されるべきではない。
- 十、神に供える種々のものは中臣・忌部・猿女・鏡作などの諸氏が司っていたが、今は中臣・忌部しか採用されず、他氏は考選にすらあがらない。
- 十一、天平勝宝九年（七五七）の口頭による宣旨で「伊勢神宮の幣帛使は中臣を用いて、他氏は起用しない」とした。これは実行されなかったが、未だ記録から削除されていない。

この内、三、九、十に直接猿女氏に言及した記述が見え、全体

を通して見ると、祭祀の場において、専横する中臣氏を排除し、忌部氏の述べる古来の形に戻すべきであるという主張が読み取れる。

「所遺」七に関して、幣帛使の実態を六国史で見ると以下の通りである。（傍線は任意に引いたものである。）

『続日本紀』天平七年（七二五）七月庚辰

依忌部宿祢虫名。烏麻呂等訴申検時時記。聽差忌部等為幣帛使。

（忌部宿祢虫名・烏麻呂等が訴へ申すに依りて、時時の記を検へ、忌部等を差てて幣帛使と為すことを聽す。）

『続日本紀』天平宝字元年（七五七）六月乙未

始制。伊勢太神宮幣帛使。自今以後。差中臣朝臣。不得用他姓人。

（始めて制すらく「伊勢太神宮の幣帛使は、今より以後、中臣朝臣を差せ。他の姓の人を用いること得ざれ」といふ。）

『続日本紀』天平宝字二年（七五八）八月戊午

遣左大舍人頭從五位下河内王。散位從八位下中臣朝臣池守。大初位上忌部宿祢人成等。奉幣帛於同太神宮。

（左大舍人頭從五位下河内王。散位從八位下中臣朝臣池守。

大初位上忌部宿祢人成等を遣して、幣帛を同太神宮に奉らしむ。）

『続日本紀』天平宝字三年（七五九）十月戊申

遣武部卿從三位巨勢朝臣關麻呂。神祇大副從五位下中臣朝臣毛人。少副從五位下忌部宿祢皆麻呂等。奉幣帛於神宮。

（武部卿從三位巨勢朝臣關麻呂。神祇大副從五位下中臣朝臣毛人。少副從五位下忌部宿祢皆麻呂等を遣して、幣帛を神宮に奉らしむ。）

『続日本紀』天平宝字八年（七六五）九月丁未

遣正親正從五位下荻田王。少主鈴中臣朝臣竹成。神部鴨田連嶋人。奉幣帛於伊勢太神宮。

（おおきみのかみ
正親正從五位下荻田王・少主鈴中臣朝臣竹成・神部鴨田連嶋人を遣して、幣帛を伊勢太神宮に奉らしむ。）

『続日本紀』宝龜元年（七七〇）八月庚寅朔

遣參議從四位下外衛大將兼越前守藤原朝臣繼繩。左京少進正六位上大中臣朝臣宿奈麻呂。奉幣帛及赤毛馬二疋於伊勢太神宮。

(參議從四位下外衛大將兼越前守藤原朝臣繼繩。左京少進正六位上大中臣朝臣宿奈麻呂を遣して、幣帛及び赤毛馬二疋を伊勢太神宮に奉らしむ。)

『続日本紀』宝龜元年(七七〇)八月辛卯

遣神祇員外少史正七位上中臣葛野連飯麻呂。奉幣帛於越前国氣比神。能登国氣多神。

(神祇員外少史正七位上中臣葛野連飯麻呂を遣して、幣帛を越前国氣比神・能登国氣多神に奉らしむ。)

『続日本紀』宝龜九年(七七八)六月辛丑

特詔。遣參議正四位上左大弁藤原朝臣是公。肥後守從五位下藤原朝臣是人。奉幣帛於廣瀨瀧田二社。為風雨調和。秋稼豊稔也。

(特に詔して、參議正四位上左大弁藤原朝臣是公・肥後守從五位下藤原朝臣是人を遣して、幣帛を廣瀨・瀧田の二社に奉らしめたまふ。風雨調和し、秋稼豊稔ならむが為なり。)

『続日本紀』延暦十年(七九一)八月壬寅

詔遣參議左大弁正四位上兼春宮大夫中衛中將大和守紀朝臣古佐美。參議神祇伯從四位下兼式部大輔左兵衛督近江守大中臣朝臣諸魚。神祇少副外從五位下忌部宿祢人上於伊勢太神宮。奉幣帛。以謝神宮被焚焉。

(詔して、參議左大弁正四位上兼春宮大夫中衛中將大和守紀朝臣古佐美・參議神祇伯從四位下兼式部大輔左兵衛督近江守大中臣朝臣諸魚・神祇少副外從五位下忌部宿祢人上を伊勢太神宮に遣して、幣帛を奉らしめて、以て神宮焚かれたることを謝せしめたまふ。)

『日本後紀』逸文(『類聚国史』)延暦十三年(七九四)三月辛卯

遣大監物從五以上石淵王・參議從四位上守兵部卿兼近衛大將行神祇伯近江守大中臣朝臣諸魚等、奉幣帛於伊勢大神宮。

(大監物從五以上石淵王・參議從四位上守兵部卿兼近衛大將行神祇伯近江守大中臣朝臣諸魚等を遣して、幣帛を伊勢大

神宮に奉らしむ。

『日本後紀』弘仁元年（八一〇）十二月壬午

遣參議正四位下巨勢朝臣野足奉幣帛於八幡大神宮檜日廟。賽
靜亂之禱。

（參議正四位下巨勢朝臣野足を遣して、幣帛を八幡大神宮・
檜日廟に奉らしむ。靜亂の禱に賽すればなり。）

『古語拾遺』「所遺」でも触れられているが、『続日本紀』天平
宝字元年（七五七）六月以降、伊勢神宮の幣帛使には中臣氏から
選ばれると決められる。その後は巨勢氏、忌部氏等他氏から幣帛
使が採られることはあるが、殆どの場合、中臣（藤原）氏が同時
に選ばれていることから、中臣氏の勢力が大きかったことがうか
がえる。中臣氏と忌部氏の対立は大同元年八月（八〇六）に起こ
った、幣帛使をめぐる訴訟にはっきりと見ることが出来る。

『日本後紀』大同元年（八〇六年）八月十日

先是、中臣忌部兩氏各有相訴。中臣氏云、忌部者、本造幣帛、
不申祝詞。然則不可以忌部氏為幣帛使。忌部氏云、奉幣祈禱、
是忌部之職也。然則以忌部氏為幣帛使、以中臣氏可預祓使。
彼此相論、各有所據。是日勅命、據日本書紀、天照大神閉天
磐戸之時、中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命、掘天香山
之五百箇眞坂樹、而上枝懸八坂瓊之五百箇御統、中枝懸八咫
鏡、下枝懸青和幣白和幣、相與致祈禱者。然則至祈禱事、中
臣忌部並可相預。又神祇令云、其祈年月次祭者、中臣宣祝詞、
忌部班幣帛。踐祚之日。中臣奏天神壽詞、忌部上神璽鏡劔。
六月十二月晦日大祓者、中臣上御祓麻。東西文部上祓刀、讀
祓詞訖。中臣宣祓詞。常祀之外、須向諸社供幣帛者、皆取五
位以上卜食者充之。宜常祀之外、奉幣之使。取用兩氏、必當
相半。自餘之事、專依令條。

（是より先、中臣・忌部兩氏各有相訴うることある。中臣氏
云う、「忌部は本幣帛を造りて、祝詞を申さず。然らば則ち
忌部氏を以て幣帛使と為すべからず」と。忌部氏云う、「奉
幣・祈禱は、是れ忌部の職なり。然らば則ち忌部氏を以て
幣帛使と為し、中臣氏を以て祓使に預けしむべし」と。彼
此相論して、各抛る所有り。是の日、勅命すらく、「日本書

紀に拠るに、天照大神天磐戸を開ずるの時、中臣連の遠祖天兒屋命、忌部の遠祖太玉命、天香山の五百箇眞坂樹を掘りて、上枝に八坂瓊の五百箇御統を懸け、中枝に八咫鏡を懸け、下枝に青和幣白和幣を懸け、相与に祈祷を致す者。然らば則ち祈祷の事に至りては、中臣・忌部並びに相預るべし。又神祇令に云う。『其れ祈年・月次祭は、中臣祝詞を宣べ、忌部幣帛を班て。踐祚の日。中臣天神の寿詞を奏し、忌部神璽の鏡劔を上れ。六月・十二月の晦日の大祓は。中臣御祓麻を上れ。東西の文部祓刀を上り、祓詞を読め。訖らば、中臣祓詞を宣べよ。常祀の外、須らく諸社に向いて幣帛を供すべき者は、皆五位以上の卜食の者を取りて充てよ』と。宜しく常祀の外、奉幣の使は、両氏を取用して、必ず相半に当つべし。自余の事は、専ら令条に依れ」と。ここに忌部氏は幣帛を造るのみで祝詞を申さない氏族であるため、忌部氏を幣帛使とするべきではないと中臣氏が主張し、奉幣・祈祷は忌部の職掌なので、忌部氏を幣帛使、中臣氏を祓使にするべきであると忌部氏が主張している。両氏の対立は『日本書紀』と律令に基づいた勅命によって、忌部氏の主張が通る。このように大きな勢力を持った中臣氏と対立していた忌部氏が、何故、『古語拾遺』の中で猿女氏を重要な氏族だと位置づけたのだろうか。

『古語拾遺』成立と同時期に、猿女氏の職掌をめぐる記事を『日本後紀』にみる事ができる。

『日本後紀』逸文(『類聚国史』) 弘仁四年(八一三)十月丁未 従四位下左中弁兼撰津守小野朝臣野主等言、猿女之興、国史詳矣。其後不絶、今尚見在。又猿女養田、在近江国和迩村、山城国小野郷。今小野臣和迩部臣等、既非其氏。熟搜事緒、二氏之中、貪人利田、不顧恥辱、拙吏相容、無加督察也。乱神事於先代、穢氏族於後裔。積日経年、恐成旧慣。伏請。令所司嚴加捉搦、断用非氏。然則、祭祀無濫、家門得正者。可之。

(従四位下左中弁兼撰津守小野朝臣野主等言さく、「猿女の興、国史に詳かなり。其の後絶えず。今猶見在す。又猿女

の養田は、近江国の和迩村・山城国の小野郷に在り。今小野臣・和迩部臣等、既に其の氏に非ざるに、猿女を貢せしめらる。熟ら事緒を搜るに、二氏の中、貪人田を利り、恥辱を顧みず、拙吏相容れ、督察を加うること無ければなり。神事を先代に乱し、氏族を後裔に穢す。日を積み年を経て、恐るらく旧慣を成さん。伏して請うらくは、所司をして厳しく捉搦を加え、氏に非ざるを用いるを断たしめんことを。然らば則ち、祭祀濫ること無く、家門正すことを得ん者。之を可とす。

これは小野朝臣野主等が和邇氏・小野氏が養田の利益のために、本来猿女氏から用いられる猿女を不正に貢進することの禁止を求めている記事である。訴えは受け入れられているが、この頃猿女は猿女氏専有の職掌ではなくなってしまっていた。『古語拾遺』「所遺」三でも「中臣・齋部の二氏は、相副に日の神を禱り奉る。猿女が祖も、亦神の怒を解く。然れば、三氏の職は、相離るべからず。」とあり、「所遺」十では「神祇官の神部は、中臣・齋部・猿女・鏡作・玉作・盾作・神服・倭文・麻統等の氏有るべし。而るに、今唯中臣・齋部等の二三氏のみ有りて、自余の諸氏は、考選に預らず。」とある。本来猿女氏が祭祀に関わるべき所でも、他氏から猿女が採られていたことが分かる。これらの記事から九世紀前半の猿女氏の衰退がうかがえ、この後も猿女自体は諸文献(16)に散見されるが、猿女氏が猿女を貢進したという記録を見ることはできない。『古語拾遺』で指摘された、他氏が台頭するようになった猿女の実態も『日本後紀』弘仁四年の訴えのように改善することがなかった。

ところで、『古語拾遺』「所遺」九は他の「所遺」と比べると、異質である。齋部広成が記した忌部氏の書物であるはずが、「所遺」九だけは忌部氏について全く触れられていない。「所遺」九の全文は以下の通りである。

『古語拾遺』

凡、鎮魂儀者、天鈿女命之遺跡。然則、御巫之職、応任旧氏。而、今所選不論他氏。所遺九也。

(凡て、鎮魂儀は、天鈿女命の遺跡なり。然れば、御巫の職

は、旧の氏を任ずべし。而るに、今選ふ所、他氏を論はず。
遺りたる九なり。)

先にも触れたが、「御巫の考選は散事の宮人に准ぜよ」とあるように、御巫を猿女氏から採らなければならぬ決まりはなかった(17)。御巫は『延喜式』にあるように、庶氏から採ったのだろう。その中でも、祭儀で歌舞を奉る必要のあつた御巫は「事に堪える」ことのできる女という点で猿女氏から採られる場合もあるだろう。『古語拾遺』において猿女氏がかつて御巫を貢進していたと書かれているのは、この事実を拡大解釈したためだと考えられる。猿女のみならず、御巫も専有できれば、猿女氏に関わることのできる祭祀は格段に増え、しかもそれらの祭祀は天皇に關わる重要な祭ばかりである。『古語拾遺』は御巫を猿女氏の職掌にすることで、猿女氏の勢力を拡大させ、間接的に中臣氏の勢力を削ぐとしたのではないだろうか。

『古語拾遺』を記した齋部広成が、古代祭祀の場において忌部氏の由緒を神話の古い時代に求め、忌部氏が祭祀に関わる正当性を説いたのは古くから指摘されている。それが愁訴状であるのか、造式を目的としたのかは諸説分かれるが、次第に勢力を強めてきた中臣氏を強く意識していたことは間違いない。その中で同族でもない猿女氏の職掌を確立させた目的は、猿女氏と共闘(18)とまではいかなくとも、中臣氏以外の氏族を祭祀の中に組み込んでいくことによって、中臣氏の専横を防ぐ目的があつたのではないだろうか。そのため、猿女氏の遠祖であるアメノウズメの名称を、古語と称して独自の伝承を記載し、けして猿女氏の専有するものではなかつた御巫を、猿女同様猿女氏から採るべきであると記している。しかし、猿女氏の実態は『日本後紀』弘仁四年条に見える通り、御巫どころか猿女すら貢進出来ないほど、その職掌が狭められていたのである。齋部広成は『古語拾遺』を記した際に、中臣氏の勢力を削ぐ手段の一つとして猿女氏の舞いを利用したと同時に、国史・家牒から遺れた一二の委曲として畜憤を持つて述べたかったのかもしれない。

第二節 「三種の神器」考

一、「二種の神宝」考

三種の神器(19)とは、記紀神話の天孫降臨条に登場する、いわゆる八咫鏡・草薙劍・八尺瓊勾玉と称される三つの神宝である。記紀の三種の神器については以下のように記されている。(傍線は私に引いたものである。)

『古事記』上卷

於是副賜其遠岐斯、(此三字以音。八尺勾瓊・鏡及草那芸劔、亦常世思金神・手力男神・天石門別神而詔者、此之鏡者、專為我御魂而、如拜吾前、伊都岐奉、

(是に、其のをきし八尺の勾瓊・鏡と草那芸劔と、亦、常世思金神・手力男神・天石門別神を副へ賜ひて、詔ひしく「此の鏡は、専ら我が御魂と為て、吾が前を拜むが如く、いつき奉れ」とのりたまひ、)

『日本書紀』卷二・一書一

故天照大神乃賜天津彦彦火瓊瓊杵尊、八坂瓊曲玉及八咫鏡、草薙劍三種寶物。(中略)因勅皇孫曰。葦原千五百秋之瑞穗国。是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆当与天壤無窮者矣。

(故、天照大神、乃ち天津彦彦火瓊瓊杵尊に、八坂瓊曲玉と八咫鏡、草薙劍、三種の寶物を賜ふ。(中略)因りて皇孫に勅して曰はく、「葦原千五百秋之瑞穗国は、是、吾が子孫の王たるべき地なり。爾皇孫就きて治らせ。行矣。寶祚の隆えまさむこと、天壤と無窮けむ」とのたまふ。)

『日本書紀』卷二・一書二

是時天照大神手持寶鏡。授天忍穗耳尊而祝之曰。吾兒視此寶鏡、当猶視吾。可与同床共殿以為齋鏡。

(是の時に天照大神、手に寶鏡を持ち、天忍穗耳尊に授けて祝きて曰はく、「吾が兒、此の寶鏡を視まさむこと、吾を視るが猶くすべし。与に床を同じくし殿を共にして、齋鏡と

なすべし」とのたまふ。

『古事記』では天孫降臨の際に「八尺の勾璽・鏡と草那芸劔」が授けられ、鏡を「専ら我が御魂と為て、吾が前を拝むが如く、いつき奉れ」とアマテラスの御魂として、アマテラスを拝むのと同じように祀るよう詔がされる。『日本書紀』一書一では「八坂瓊曲玉と八咫鏡、草薙劔」が天照大神から天津彦彦火瓊瓊杵尊に「三種の寶物」として授けられ、天壤無窮の詔勅が下される。一書二では天照大神が天忍穗耳尊（ニニギの父）に「寶鏡」を授け、「此の寶鏡を視まさむこと、吾を視るが猶くすべし。与に床を同じくし殿を共にして、齋鏡となすべし」と詔している。（この後、葦原中国へ降臨する途中でニニギが生まれたので、オシホミミに授けたものを全てニニギに授け、ニニギが降臨する。）このように三種の神器は葦原中国へ降臨するニニギに対し、アマテラスが授けた神宝として描かれ、特に鏡はアマテラスを視るように奉るべきだと書かれる重要な神宝である。

しかし、『古語拾遺』を見てみると、鏡・劔・玉のうち、玉を除いた鏡・劔で「二種の神宝」を構成している。

『古語拾遺』

于時、天祖天照大神、高皇産靈尊、乃相語曰、夫葦原瑞穂国者、吾子孫可王之也。皇孫就而治焉。寶祚之隆当与天壤無窮矣。即以八咫鏡及薙草劔二種神宝、授賜皇孫、永为天璽。〔所謂神璽劔鏡、是也。〕矛・玉自從。即勅曰、吾兒視此宝鏡、当猶視吾。可与同床共殿、以為齋鏡。

（時に、天祖天照大神、高皇産靈尊、乃ち相ひ語りて曰ひたまはく、「夫、葦原瑞穂国は、吾が子孫の王たるべき地なり。皇孫就きて治らせ。寶祚の隆えまさむこと、天壤と与に無窮けむ」といひたまふ。即ち、八咫鏡と草薙劔との二種の神宝を以て、皇孫に授け賜ひ、永に天璽としたまふ。〔所謂神璽の劔・鏡、是れなり。〕矛・玉は自からに従ふ。即ち、勅して曰ひたまはく、「吾が兒、此の宝鏡を視たまふこと、吾を視るごとくしたまふべし。与に床を同じくし殿を共にして、齋の鏡となすべし」とのたまふ。）

傍点を記した通り、天壤無窮の詔勅やアマテラスと八咫鏡を同一視する記述は、若干の差異はあるものの『古語拾遺』が『日本書紀』を殆どそのまま引用していることが分かる。このように『古語拾遺』は記紀神話の中でも特に『日本書紀』に依拠したが、神器については『日本書紀』に依らず、「八坂瓊曲玉と八咫鏡、草薙劍」という三種のはずの神器を「八咫鏡と草薙劍」の二種に改編し、「矛・玉は自からに従ふ」と玉と同時に記紀神話では全く言及されなかった矛の存在を取り上げてくるという独自の神話を展開している。『古語拾遺』は忌部氏の氏文であり、自氏の歴史の正当性を説く性質を持つ⁽²⁰⁾ため、記紀神話で語られる三種の神器の中から玉を除外した何らかの理由があったと考えられる。その理由を『古語拾遺』に書かれる氏族関係と、諸所の史料、及び発掘調査によって得られた情報を元に考察する。

二、『古語拾遺』における玉の役割

三種の神器である鏡・劍・玉の出自に関して『日本書紀』には、『日本書紀』巻一・本文

既而素戔鳴尊。乞取天照大神髻鬘及腕所纏八坂瓊之五百箇御統、濯於天真名井、■然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所生神號曰正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊。

(既にして素戔鳴尊、天照大神の髻・鬘と腕とに纏かせる八坂瓊の五百箇御統を乞ひ取り、天真名井に濯ぎ、■然に咀嚼みて吹き棄つる氣噴の狹霧に生める神、(以下略。天祖を含む五男神について。)

『日本書紀』巻一・本文

由此発愠、乃入于天石窟、閉磐戸而幽居焉。故六合之内常闇而不知晝夜之相代。于時八十萬神會合於天安河邊計其可禱之方。故、思兼神深謀遠慮、遂聚常世之長鳴鳥、使互長鳴、亦以手力雄神立磐戸之側、而中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命掘天香山之五百箇眞坂樹、而上枝懸八坂瓊之五百箇御統、中枝懸八咫鏡、(一云眞經津鏡。下枝懸青和幣、(和幣。此

云尼枳底。～白和幣、相与致其祈祷焉。

(此に由りて発愠りて、乃ち天石窟に入りまし、磐戸を閉して幽居す。故、六合の内常闇にして昼夜の相代も知らず。時に八十万神、天安河辺に会合ひて、其の禱るべき方を計る。故、思兼神、深く謀り遠く慮ひ、遂に常世の長鳴鳥を聚め、互に長鳴せしめ、亦手力雄神を以ちて磐戸の側に立てて、中臣連が遠祖天兒屋命、忌部が遠祖太玉命、天香山の五百箇眞坂樹を掘にして、上枝には八坂瓊の五百箇御統を懸け、中枝には八咫鏡を懸け、(一に云はく、眞経津鏡といふ。～)下枝には青和幣(へ和幣、此には尼枳底と云ふ。～)白和幣を懸け、相与に其の祈祷を致す。)

『日本書紀』卷一・本文

故、割裂其尾視之、中有一劍。此所謂草薙劍也。(へ草薙劍。此云俱娑那伎能都留伎。一書曰。本名天叢雲劍。蓋大蛇所居之上常有雲氣。故以名歟。至日本武皇子改名曰草薙劍。～)素戔鳴尊曰、是神劍也。吾何敢私以安乎。乃上獻於天神也。

(故、其の尾を割裂き視せば、中に一つの劍あり。此所謂草薙劍なり。(割注略)素戔鳴尊曰はく、「是、神しき劍なり。吾、何ぞ敢へて私に以ちて安かんや」とのたまひ。乃ち天神に上獻ぐ。)

とあり、鏡と玉はアマテラスの天石窟籠りの際に祭具として使用されている。劍はヤマタノオロチの尾からスサノヲが発見し、天神に献上する。また玉は天石窟神話の他、アマテラスとスサノヲの誓約でも使われる。アマテラスの持ち物であった「八坂瓊之五百箇御統」をスサノヲが受け取り、それを嚙んだ所、天祖を含む五男神が生まれているのである。

一方、『古語拾遺』を見てみると、鏡・劍については『日本書紀』と同様の神話を伝える。しかし、玉に着目して誓約の場面を見てみると以下のように書かれている。

『古語拾遺』

於是、素戔鳴神、欲辞奉日神、(天照大神也。～)昇天之時、櫛明玉命奉迎、献以瑞八坂瓊之曲玉。素戔鳴神受之、転奉日神。仍、共約誓、即感其玉、生天祖吾勝尊。

(是に、素戔鳴神、日神へ天照大神なり。)に奉辞さむとし
て、天に昇りたまふ時に、櫛明玉命迎へ奉りて、献るに瑞
の八坂瓊の曲玉を以ちてす。素戔鳴神受けたまひて、転へ
て日神に奉りたまふ。仍りて、共に誓約ひて、即ち其の玉
に感げ、天祖吾勝尊を生みたまふ。)

櫛明玉命によってスサノヲに献上された玉を、スサノヲがアマ
テラスに献上し、それが誓約に使われ、吾勝尊(天孫の父)が生
まれているのである。櫛明玉命がスサノヲに玉を献上する神話は
『古語拾遺』独自の記述である。ではこの櫛明玉命とは何者だろ
うか。『古語拾遺』によると「櫛明玉命へ出雲国の玉作が祖なり。」
と書かれている。詳しく見ると、太玉命(忌部氏の祖)が率いた、
阿波国忌部の祖・讃岐国忌部の祖・紀伊国忌部の祖・櫛明玉命・
筑紫伊勢両国の忌部の祖という順で列挙されている。櫛明玉は出
雲国玉作の祖であり、出雲国忌部の祖とは書かれていないが、太
玉命が率いていた諸氏に含まれている事、忌部の祖に挟まれて列
挙されていることから、出雲国玉作は忌部氏に連なる氏族と考え
ていいだろう。出雲国の忌部神部からは大規模な玉作遺跡が出土
し、長期にわたる玉の生産が確認されている(21)ことから、『古
語拾遺』に書かれる櫛明玉命が忌部氏系統の神であることは間違
いない。櫛明玉命はこの後、アマテラスの天石窟籠りの際に祭具
として使用された玉を作る。『日本書紀』卷一・一書二、三を見
ると、アマテラスの天石窟籠りの際に玉を作るのは豊玉または天
明玉と表記されている。これらの神は並立しないこと及び玉祖と
位置付けられていることから、同一神または同等の神とみなされ
るのが一般的(22)であろう。

記紀神話では天孫降臨後に玉祖にあたる神や玉作氏の職掌に
言及した記事を見ることはできない。しかし『古語拾遺』におけ
る櫛明玉命及び玉作氏の役割は、高天原での神話だけに留まらな
い。『古語拾遺』内で玉に関する記述をまとめると以下の四点と
なる。

①櫛明玉命がスサノヲに八坂瓊曲玉を献り、その玉から天祖が生
まれる。

②アマテラスの天石窟籠りの際に太玉命に率いられた櫛明玉命

が八坂瓊五百箇総玉を作る。

③ 太玉命の孫に率いられた櫛明玉命の孫が御祈玉を造る。

④ 櫛明玉命の裔が出雲国に在り、毎年調物と玉を貢進る。

これを踏まえ『日本書紀』の該当箇所を見ると、③④についての記述は見られない他、櫛明玉という神名表記は一切されていない。このことから『古語拾遺』が『日本書紀』に依拠しながらも、独自の神話を加えていることが分かる。『日本書紀』に③④の記述がない点についてあえて理由を推測するならば、出雲玉作氏の職掌という一国限りの限定的な記事であるため、『日本書紀』では省略されたのかもしれない。

しかし、『日本書紀』では一書にしか書かれていない①の神話を『古語拾遺』では古伝として書き記している。櫛明玉がスサノヲに献上した玉は直後の誓約で使用され、この玉からオシホミミ（天孫の父）が誕生しているのである。つまり天孫の出自とその由来の品を語る重要な神話である。忌部氏に連なる出雲玉作氏↓スサノオ↓アマテラスの順で所有者が変わった玉に天孫の由来を求めることができる神話を『古語拾遺』が古伝として採用したということとは、忌部氏にとって玉がいかに重要な役割を果たしていたかを読み取ることができる。

では、何故自氏に連なる玉作氏が作った玉を、『古語拾遺』は神宝に含めなかったのか、という疑問が生じる。三種の神宝である鏡・劍・玉は、『古語拾遺』の神話の中では「鏡作氏が作ったアマテラスの象徴である鏡」「スサノヲがヤマタノオロチの尾から発見しアマテラスに献上した劍」「玉作氏が天石窟神話の際に作った玉」または「誓約の時に使用し、天祖が生まれた玉」と、忌部氏にとって都合の悪い部分は無いように見える。あえて神宝を一つ削るのならば、その出自に忌部氏が全く関わっていない劍を三種の神宝から除外し、鏡・玉を二種の神宝とし、矛・劍を従わせた方がよほど自然なことのようにも思える。しかし『古語拾遺』では「八咫鏡及薙草劍の二種の神宝を以て、皇孫に授け賜ひて、永に天璽と為たまふ。矛・玉は自に従う。」とある。この玉が誓約に使用された玉なのか、天石窟神話の際に作られた玉なのかは不明だが、仮に前者とするならば「玉造氏が作りオシホミミ

が誕生した玉」となるため、鏡・剣と並んで三種の神宝とするには十分な由来があるはずである。後者だとしてもその玉を作ったのは自氏に連なる玉作氏であるため、三種の神宝から除外する積極的な理由を見出すことができない。

これについて西宮一民氏は忌部氏の祭祀である「大殿祭」祝詞と「神祇令」踐祚条に「神璽（天璽）鏡・剣」と記されていることが理由であると示唆している。確かに前述した通り「神祇令」では忌部氏が「神璽之鏡劍」を奏上することが規定されている。『古語拾遺』の「（所謂神璽劍鏡、是也。）」（所謂神璽の劍・鏡、是れなり。）という割注部分はまさしく「神祇令」踐祚条の文言を指していると思われる。また、大殿祭の祝詞にも鏡・剣が神璽であると書かれている。大殿祭とは新嘗祭や神今食の前後にその建物を祝福する祭祀であり、忌部氏が主導し、中臣氏が全く関わらないと規定される数少ない祭祀である。『古語拾遺』にも大殿祭の起源神話が書かれている。

『古語拾遺』

日臣命、来目部を帥て、宮門を衛護り、其の開闔つることを掌る。饒速日命、内物部を帥て、矛・盾を造り備ふ。其の物、既に備はりて、天富命、諸の忌部を率て、天璽の鏡・剣を捧げ持ち、正殿に安き奉り、并せて瓊玉を懸け、其の幣物を陳ねて大殿祭の祝詞まうしたまふ。

以上のように『古語拾遺』では一貫して鏡・剣は並び立つ天璽であり神宝なのである。しかし、ここでも玉が出てきていることを見逃してはならない。大殿祭の起源を語る神話の中でも、鏡・剣と并せて玉を懸けているのである。また、『古語拾遺』の二種の神宝について書かれている部分には「八咫鏡と草薙劍との二種の神宝を以て、皇孫に授け賜ひ、永に天璽としたまふ。（所謂神璽の劍・鏡、是れなり。）矛・玉は自からに従ふ。」と、二種の神宝に従う形で玉と矛が書かれている。大殿祭起源神話にも同様に矛・盾が作られていることから、『古語拾遺』が二種の神宝にした理由を、玉と並び立たせることによって矛の重要性を際立たせる措置だったのではないかと仮説をたてた。しかし、大殿祭では物部氏が矛・盾を作成しているが、アマテラスの天石窟籠りの際

に矛を作ったのは讃岐国忌部の祖である。このように『古語拾遺』内でも矛の立ち位置が曖昧であることから、矛に関しての神話が体系的に整理されているとは言い難く、仮説は仮説の域を脱しない。やはり、『古語拾遺』は玉を神宝に含めないことで玉の神聖をワンランク落としているのである。「神祇令」践祚条や「大殿祭」祝詞では、神宝が二種であるとは言及していない。黛弘道氏、西宮一民氏が指摘する通り、践祚や大殿祭の祭祀の場では鏡と剣だけを奏上し、玉は別の場面で奏上するものならば、神宝は三種のままでもいいのである。『古語拾遺』は玉に関して自氏に連なる氏族が作り、神話の中でも重要な位置付けを与えているにも関わらず、何故三種の神宝説ではなく二種の神宝説を採ったのだろうか。

三、子持勾玉と八尺瓊勾玉

そもそも「八尺瓊勾玉」とはいったい何なのだろうか。八咫鏡は地上世界でアマテラスと同様に奉れと勅が下され、草薙剣はヤマタケルが東国平定の際に使用するが、三種の神宝としての八尺瓊勾玉は天孫降臨以降三種の神宝以外では語られることがない。

八尺瓊勾玉の形状について篠原祐一氏が八尺瓊勾玉と子持勾玉の関係に言及している。子持勾玉とは通常の勾玉に勾玉状の小突起が付けられているものである。出土地域は全国に分布するが、福岡県が全国最多の出土数であり、次いで群馬県や、分布中枢である奈良県、大阪府が中心となっている。子持勾玉はその多くが滑石製で、通常の勾玉に比べて著しく巨大であるという特徴を持つ。「八尺瓊勾玉」とはつまり大きい勾玉の意であり、子持勾玉の特徴とも矛盾しない。また「八尺瓊勾玉」をたくさん連なった勾玉と解釈する場合でも、本体の勾玉に複数の勾玉状の小突起を持つ子持勾玉の形状と一致する。子持勾玉の出土地の一つである「奈良盆地では、子持勾玉の出土が三輪山山麓や、距離が離れていても三輪山への眺望が良い場所に偏る」と指摘されている。

玉の生産については畿内有数の玉造遺跡として知られる曾我遺跡がある。曾我遺跡は現在の奈良県橿原市で発見された大規模な玉造遺跡である。その名の通り蘇我氏との関係が考えられ、古墳時代中期から中世まで続く複合遺跡である。その中でも特に古墳時代中期から後期に営まれた玉造工房跡が最も遺跡の栄えた時期と言える。玉造作業空間地区と玉造工人集団の居住地区とが、隣接するとはいえ分かれていたことが発掘調査で明らかとなつてゐる。曾我遺跡からは滑石製の玉は出土しているものの、子持勾玉の出土例はない。三輪山と曾我遺跡は位置的には遠くない場所にあるが、曾我遺跡から三輪山を臨むことは出来ず、畿内有数の玉造遺跡であつても子持勾玉が作られることはなかつたのであろう。古墳時代後期には曾我遺跡を含む各地の玉の生産は激減し、玉は出雲でのみの生産が平安時代まで続いた。内田律雄氏は「六世紀の後半以降というのは全国的にみても現在のところほとんどと言つてよいほど、出雲の忌部神戸以外では玉生産は行われていないのである。つまり六世紀以降の全国の古墳から出土する玉製品の多くは出雲産ということになる」と述べている。出雲玉造遺跡は現在五十箇所発見されており、その多くは宍道湖に注ぐ玉湯川、忌部川流域に分布している。勾玉の材料となる玉は玉湯川流域の花仙山から採取され、特に良質な碧玉が採れ、碧玉製の勾玉・管玉等が多く出土している。出雲最古の玉造遺跡は弥生時代前期まで遡るが、奈良・平安時代の工房跡が発見された宮垣地区とは離れた位置にある。宮垣地区を中心とする工房址郡は一時期に集中して営まれたものではなく、かなりの長期間にわたりにいくつものものが同一地点に存在し、弥生時代以来、奈良・平安時代に至るまで連続と存続していた。また玉造工房と工人の居住空間は同一の建物内にあつた事例も存在している。現在発掘調査が進み、出雲以外でも六世紀後半以降に玉を生産していたと思われる遺構が出土している（出雲以外の山陰地方、房総半島）が、出雲玉造遺跡ほどの規模を持つ玉造遺跡は見つかつておらず、全国、特に中央への流通という点では、出雲国玉作氏が占有していたと考えられる。

曾我遺跡と忌部氏の本拠地である忌部郷が隣接していること

を理由に、忌部氏と蘇我氏には何らかの繋がりがあり、蘇我氏衰退と共に曾我遺跡で行われていた大規模な玉造を忌部氏が出雲に移動させたという見方もできるが、発掘調査によってそれを実証することはできない。曾我遺跡で大規模な玉造が行われていた古墳時代には、出雲でもすでに大規模な玉造が行われていたからである。また、玉造工房の形態も住居別型と一体型とで異なっている。

出雲近辺の子持勾玉の出土例として五世紀後半の二奈留二号墳（島根県松江市）が挙げられるが、桃崎祐輔氏によるとこれは孤立した事例であり、鳥取県や岡山県でも同時代の形状が近似した子持勾玉が出土しているため、「同一産地で接近する時期に製作され分散した」可能性を示唆している。また、出雲では滑石製の玉は数例出土しているものの、滑石製の勾玉の出土例は二奈留二号墳の子持勾玉のみである。つまり出雲玉造遺跡では子持勾玉の生産が盛んではなかったのである。現在の発掘状況からすると皆無であったと言ってもいい。

奈良盆地での子持勾玉の出土例は三十一例（記録のみの逸品を含めると五十八例）あり、その半分以上が三輪山周辺から出土している。子持勾玉の生産主体は忌部神部のある出雲玉造遺跡ではなく、三輪山麓を本拠地としていた大神氏であったと考えられる。「八尺瓊勾玉」が子持勾玉の形状をしているのならば、記紀神話で語られる三種の神器の一つに大神氏の占有する玉が含まれていることは、同じ玉生産機能を有する忌部氏にとっては甚だ都合が悪かったと考えられるだろう。『古語拾遺』によると出雲玉作氏の祖は御祈玉を作り、毎年調物として玉を奉る事が書かれているが、その御祈玉以上に神聖な玉が存在しては、忌部氏の祭祀氏族としての権威が低下しかねない。そのため、三種の神宝として定着している大神氏の「八尺瓊勾玉」を神宝の中から除外し、出雲国玉作氏の祖である橿明玉命が作った「八坂瓊曲玉」または「八坂瓊五百箇総玉」を神話の中に組み込んだのである。これによって今後の祭祀でも出雲産の玉を使用するための正当性が確立されたのである。

また、『日本書紀』巻一・一書第三にはアマテラスの天石窟籠

りの際に「而中枝懸以玉作遠祖伊弉諾尊兒天明玉所作八坂瓊之曲玉（中枝には以ちて玉作が遠祖伊弉諾尊の兒天明玉が作れる八坂瓊の曲玉を懸け）」とイザナギの兒の天明玉命が玉を作ったという独自の神話を持つ。玉作の遠祖がイザナギの直系とすると、天明玉は『古語拾遺』で玉作の祖とされる櫛明玉命と同一神であるとは言えず、忌部氏に従属する氏族であるとは考えにくい。この点からも「イザナギの子である天明玉が八坂瓊の曲玉を作った」のではなく「櫛明玉が八坂瓊曲玉を作った」という事実を明記することは『古語拾遺』にとって重要なことだったのだろう。

三種の神宝と呼ばれる鏡・劍・玉は皇位のしるしとして、新帝が即位する際に奏上される神宝である。その数について記紀及び律令、『古語拾遺』では鏡・劍の二種と鏡・劍・玉の三種の説があり、先行研究でも二種から三種へ、三種から二種へ、元々三種である、など諸説分かれる所である。神宝の古の形態がどのようなものであったのかは分からないが、少なくとも『古語拾遺』においてのみ言及するならば、『古語拾遺』撰者の齋部広成はあえて鏡・劍の二種を神宝とし、玉を神宝の中に加えない神話を正伝として採用した。しかし、ただ単に玉を削除するのではなく、玉を神宝から除外しつつも神宝に従うものとして残している。また、天孫の生まれる玉が玉作氏の祖によって献上されたこと、玉作氏の祖が御祈玉を作ること、出雲産の玉を調物として貢進することが書かれている。『古語拾遺』は玉を忌部氏に連なる玉作氏が作り、貢進する重要なものと位置づけつつも、皇位のしるしとしての神宝には含めなかったのである。そこには、当時一般的に考えられていた形状の「八尺瓊勾玉」を皇位のしるしとするわけにはいかなかった忌部氏の複雑な思惑が働いている。忌部氏の玉の生産主体は出雲の玉作氏を中心とする出雲忌部神部近辺であるが、玉を作る技術的にも採取される材料の面からも、忌部氏自らでは「八尺瓊勾玉」として扱われていた子持勾玉を作ることができなかったのである。そのため、皇位のしるしである神宝の中から玉を排除し、祭儀で使用する際の玉を、大神氏が生産主体となっていた「八尺瓊勾玉」から、忌部氏の玉、具体的には碧玉製の勾玉へとすり替えたのである。そのため、「神祇令」踐祚条が「神璽

之鏡劍」のみの記載であつた所に加えて、『古語拾遺』は「矛・玉は自からに従ふ。」という文言を付け加えたのである。しかも、割注で「所謂神璽の劍・鏡、是れなり。」と説明することで、律令によつて規定され、神宝は二種であることが間違いないかのように見せている。忌部氏は玉を神聖なものとして残したい一方、従来の「八尺瓊勾玉」から想起する形状・色の玉からは神聖性を無くしたかった。代わりに出雲産の玉の起源を古伝として説くことによつて、祭儀で出雲産の玉が用いられる正当な理由が必要だつたのである。そのため『古語拾遺』は二種の神宝を正伝として採用したのではないだろうか。『古語拾遺』が理由だつたかは不明だが、忌部氏の碧玉製勾玉を神聖化する目論見は成功し、平安時代には中央で祭儀の使用される玉の殆どが出雲産で占められることになるのである。『古語拾遺』が「神宝」を二種であるとする説は以上で述べた通りだが、それは『日本書紀』編纂段階からの忌部氏の主張だつたと推定される。ただし、養老四年（七二〇）に奏上された『日本書紀』には二種説と三種説が併記されている。

結語

『古語拾遺』における祭祀氏族、特に猿女氏は、猿女と御巫を貢進し、古代祭儀において歌舞を司る重要な氏族として書かれている。しかし、諸所の史料から猿女氏が猿女を貢進することは読み取れても、御巫を貢進する氏族であるとは読み取れない。それにも関わらず『古語拾遺』所遺において、猿女氏が猿女と御巫を貢進すると記したのは、おそらく八世紀末には御巫は中臣氏または中臣氏に従属する氏族の占有する所になっていたと考えられ、『古語拾遺』は御巫を猿女氏の職掌にすることで、中臣氏の勢いを削ぐようとした意図を持つのだろう。同様に本章はじめに附した神統図から、『古語拾遺』には忌部氏に従属する氏族が数多く記されていることが分かり、神祇祭祀における忌部氏の重要性を見出すことが出来る。

さらに、『古語拾遺』独自記事の一つである「二種の神宝」について、『古語拾遺』で神宝から除外された玉が、九州または三輪山山麓で出土する子持勾玉の形状をしていたのではないかと考える。忌部氏の管理する出雲玉造遺跡での子持勾玉の出土例はないと言って良い。子持勾玉の生産主体は三輪山山麓を本拠地としていた大神氏であると考えられ、記紀神話で語られる「三種の神宝」の一つに、大神氏の占有する玉が含まれていることは、同じ玉生産機能を有する忌部氏に都合が悪かった。そのため、『古語拾遺』は三種の神宝として定着している大神氏の「八尺瓊勾玉」を神宝の中から除外し、新しく出雲国玉作氏の祖である櫛明玉命が作った「八坂瓊曲玉」または「八坂瓊五百箇総玉」を神話の中に組み込むことで、神祇祭祀に使用する玉が忌部氏が管理する出雲産であることの正当性を説こうとしたのではないだろうか。

『古語拾遺』は、『日本書紀』や律令などを基に、神祇祭祀における自氏の正当性を説くと見せかけて、巧みに神話のすり替えや付け足しを行い、中臣氏の専横を防ぎ、自氏の立場を強めようとした意図を窺うことができる。そしてその根拠となる神話の基となるものは、『日本後紀』大同元年八月十日条に見られる中臣氏との争いの結果、忌部氏勝訴の由縁となった『日本書紀』でな

ければならず、そこに『古事記』神話が参入する余地はないのである。

そして、この『古語拾遺』は、後に、『先代旧事本紀』や『長寛勘文』、『釈日本紀』にも記紀と共に引かれる、神道の参考書となっていくのである。

(1)『古語拾遺』の引用は、西宮一民校注『古語拾遺』(岩波書店、一九八五年)、飯田瑞穂校注『古語拾遺』(『神道大系』古典編五、神道大系編纂会、一九八六年)、沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉編著『古代氏文集』(山川出版社、二〇一二年)に基づき、私見を交えた。

(2)佐伯有清『国史大辞典』

(3)飯田瑞穂校注『古語拾遺附注釈』(『神道大系』古典編五、神道大系編纂会、一九八六年)。

(4)溝口駒造『古語拾遺精義』(中文館書店、一九三五年)

(5)津田左右吉『古語拾遺の研究』(『津田左右吉全集』第二卷、岩波書店、一九六三年)。

(6)西宮一民校注『古語拾遺』(岩波書店、一九八五年)

(7)アメノウズメは『弘仁私記』序に「稗田阿礼年廿八(天鈿女命之後也)」と稗田氏の遠祖であることが書かれているが、『弘仁私記』序にはその成立を疑う説も存在し、アメノウズメと稗田氏の関係を一概には断定できないため、今後の検討課題とし、本稿の主旨とは外れるため、ここでは論じない。

(8)西郷信綱『古事記注釈』(筑摩書房、一九七五年)

(9)岡田精司「宮廷巫女の実態」(『日本女性史』第一巻 東京出版会、一九八二年)

(10)野口剛「御巫考」『古代文化』第四十四卷八号 一九九二年)

(11)『古語拾遺』における天石窟籠り神話とアメノウズメについては神野志隆光「『古語拾遺』の位置」(『古代天皇神話論』若草書房、一九九九年)、津田博幸「広成の読む『日本書紀』」

『古語拾遺』をめぐって」(『生成する古代文学』森話社、二〇一四年)、斎藤英喜「『古語拾遺』の神話言説」(『椛山女学園大学研究論集』三〇、人文科学篇、一九九九年)などがある。

(12)西宮一民校注『古語拾遺』(岩波書店、一九八五年)

(13)西宮一民校注『古語拾遺』(岩波書店、一九八五年)

(14)西郷信綱『古事記注釈』(筑摩書房、一九七五年)

(15)『古語拾遺』という題について溝口駒造『古語拾遺精義』(中文館書店、一九三五年)が「元来著者としての広成翁自身は、之を一個の上表文として書いていたのであって、特に「古語拾遺」と題する著書を発表する意図は少しも無かった。随って此

の標題めいたものは、後人が私に附したものである。」と述べ
るように、後人の付け足しという説があるが、今回は本稿の主
旨と外れるため、ここでは論じない。

(16) 猿女については『西宮記』や『貞観儀式』に見ることができ
る。

(17) 西宮一民校注『古語拾遺』(岩波書店、一九八五年)

(18) 津田博幸「広成の読む『日本書紀』——『古語拾遺』をめぐつ
て——」(『生成する古代文学』森話社、二〇一四年)では『古語
拾遺』は「猿女公氏に肩入れた記述が多く」、忌部氏と猿女
氏が「共闘関係にある」としている。

(19) 「三種の神器」の名称について、『日本書紀』では「三種の
寶物」と書かれ、『古事記』では明記されていないが、本稿で
は広く知られている「三種の神器」という呼称を便宜上使用す
ることとする。

(20) 拙稿「『古語拾遺』における猿女氏の職掌と古代祭祀の場
における猿女氏の実態」(『名古屋市立大学人間文化研究 二十二』
二〇一四年)、津田左右吉「古語拾遺の研究」(『津田左右吉全
集』第二巻 岩波書店、一九六三年)、飯田瑞穂校注『古語拾
遺』(『神道大系』古典編五、神道大系編纂会、一九八六年)

(21) 「玉作関係遺跡」(『島根県生産遺跡分布調査報告書 五』島
根県教育委員会 一九八七年)「史跡出雲玉作跡——発掘調査概
報——」(島根県玉湯町 一九七二年)

(22) 西宮一民校注『古語拾遺』(岩波書店、一九八五年)、山口佳
紀・神野志隆光校注・訳『古事記』(『新編日本古典文学全集』
小学館、一九九七年)、西郷信綱『古事記注釈』(筑摩書房一九
七五—八九)、小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛
利正守校注・訳『日本書紀』(『新編日本古典文学全集』小学館、
一九九四、一九九六、一九九八年)

はじめに

『新撰亀相記』とは亀卜の起源・作法・吉兆の例などについて漢文体で書かれた最古の亀卜書である。写本が十四本現存しているが、全て東京大学文学部宗教学研究室が所蔵する『新撰亀相記』と同系統のものと考えられている⁽¹⁾。これについては第一節で詳しく述べるが、諸本の奥書が上記の奥書に続く形で書かれているため東京大学文学部宗教学研究室が所蔵する『新撰亀相記』が現存する写本の元本であると考えられている。

『新撰亀相記』は元和六年（一六二〇）に書写されたものが最古の写本であり、現在は影印版の『東大本 新撰亀相記 梵舜自筆』として刊行されている。『新撰亀相記』成立は本文中に「天長七年八月十一日卜長上従八位下卜部遠継爾曰」とあることから、一般的に天長七年（八三〇）、著作者は卜部遠継であると考えられている。その内容は忌部氏の氏文である『古語拾遺』に対して、卜部氏の氏文としての性格が強い。つまり、前章で述べたとおり、『古語拾遺』が『日本書紀』に依拠しながらも忌部氏独自の神話を展開し、祭祀儀礼における自氏の重要性を説いたのと同様に、『新撰亀相記』もまた、自氏に関するなんらかの主張を説いていると考えられる。

特に、『新撰亀相記』は『日本書紀』を参照しつつも『古事記』からの引用が多く見られる。既に工藤浩氏⁽²⁾によって『古事記』と『新撰亀相記』との綿密な比較が為されているが、それを参考に、改めて『新撰亀相記』と『古事記』の比較を加えた結果⁽³⁾、亀卜の起源について書かれた部分は、以下のように『古事記』上巻の神代に当たる部分を引用または参照している。（傍線は任意に引いたものである。）

『新撰亀相記』⁽⁴⁾

萬神之語神集於天河、俱作議。思金神、集常世長鳴萬鳥令鳴

（鶏之曉鳴也。）天兒屋根命、天香山之真男鹿之肩骨内拔、出（不剥皮而取也。）採天香山之母鹿木皮、火成ト、ト（今龜甲稱肩本由此也。）玉祖命、所造八尺瓊勾■「走十玉」（今出雲国所貢御富岐玉也。）伊斯許理度賣命、使鍛冶。津麻羅、所造八尺鏡。太玉命、掘採天香山真賢木（賢木祭神此由也。）上枝着八尺勾■「走十玉」中枝懸八尺鏡。下枝垂白丹寸手（木綿也。）青丹寸手（麻也。）持捧。天兒屋命、太詔戸言禱白。天鈿女命、日影為藪、取竹手於石屋戸、伏舩陷登動搖而為神樂。八百萬神、一共咲之（十一月鎮魂此由也。）（中略）爰見ト興亦復如之。

（萬神、語りて天河に神集ひて、俱に議を作したまふ。思金神、常世の長鳴の萬鳥を集め、鳴かしめたまふ。（鶏の曉に鳴くなり。）天兒屋根命、天香山の真男鹿の肩骨を内拔に抜き出して、皮を剥がずして取る。天香山の母鹿木の皮を採り、火成トにトひたまふ。（今、龜甲の稱肩は本此に由る。）玉祖命の造れるは、八尺瓊勾■「走十玉」なり。（今、出雲国の貢る御富岐玉なり。）伊斯許理度賣命、鍛冶津麻羅をして造らしむるは八尺鏡なり。太玉命、天香山の真賢木を掘り採り、賢木を神に祭るは、此の由なり。）上枝に八尺勾■「走十玉」を着け、中枝に八尺鏡を懸け。下枝に白丹寸手（木綿なり。）青丹寸手（麻なり。）を垂で、持ち捧げたまふ。天兒屋命、太詔戸言禱き白して、天鈿女命、日影を藪とし、竹を手に取りて、石屋の戸に舩を伏せ、陥み登りて動搖こして神樂したまふ。八百萬神、一共に咲ひたまふ。（十一月の鎮魂は此の由なり。）（中略）爰に、トの興見るること、復た如し。）

『古事記』上卷

是以、八百万神、於天安之河原神集、而、（訓集云都度比。）高御産巢日神之子、思金神令思（訓金云加尼。）而、集常世長鳴鳥、令鳴而、取天安河之河上之天堅石、取天金山之鉄而、求鍛人天津麻羅而、（麻羅二字以音。）科伊斯許理度売命、（自伊下六字以音。）令作鏡、科玉祖命、令作八尺勾瓊之五百津之御須麻流之珠而、召天兒屋命・布刀玉命（布刀二字以

音。下効此。〽而、内拔天香山之真男鹿之肩拔而、取天香山
之天之波、迦へ此三字以音。木名。〽而、令占合麻迦那波而、
へ自麻下四字以音。〽天香山之五百津真賢木矣、根許士尔許
士而、へ自許下五字以音。〽於上枝取著八尺勾璉之五百津之
御須麻流之玉、於中枝取繫八尺鏡、へ訓八尺云八阿多。〽於
下枝取垂白丹寸手・青丹寸手而、へ訓垂云志殿。〽此種、物
者、布刀玉命、布刀御幣登取持而、天児屋命、布刀詔戸言禱
白而、天手力男神、隱立戸掖而、天宇受売命、手次繫天香山
之天之日影而、為縵天之真析而、手草結天香山之小竹葉而、
へ訓小竹云佐々。〽於天之石屋戸伏汗氣へ此二字以音。〽而、
踏登杼呂許志、へ此五字以音。〽為神懸而、掛出胸乳、裳緒
忍垂於番登也。爾、高天原動而、八百万神共咲。

（是を以て、八百万の神、天の安の河原に神集ひ集ひて、高
御産巢日神の子、思金神に思はしめて、常世の長鳴鳥を集
め、鳴かshめて、天の安河の河上の天の堅石を取り、天の
金山の鉄を取りて、鍛人の天津麻羅を求めて、伊斯許理度
売命に科せ、鏡を作らしめ、玉祖命に科せ、八尺勾璉の五
百津の御すまるの珠を作らしめて、天児屋命・布刀玉命を
召して、天の香山の真男鹿の肩を内抜きに抜きて、天の香
山の天のはかを取りて、占合ひまかなはしめて、天の香
山の五百津真賢木を、根こじにこじて、上つ枝に八尺の勾
璉の五百津の御すまる玉を取り著け、中つ枝に八尺の鏡を
取り懸け、下つ枝に白丹寸手・青丹寸手を取り垂でて、此
の種々の物は、布刀玉命、布刀御幣と取り持ちて、天児屋
命、ふと詔戸言禱き白して、天手力男神、戸の掖に隠り立
ちて、天宇受売命、手次に天の香山の天の日影を繫けて、
天の真析を縵と為て、手草に天の香山の小竹の葉を結ひて、
天の石屋の戸にうけを伏せて、踏みとどろこし、神懸り為
て、胸乳を掛き出だし、裳の緒をほとに忍し垂れき。爾く
して、高天原動みて、八百万の神共に咲ひき。〽

傍点を付したように、『新撰龜相記』は『古事記』のアマテラス
の天石窟籠り神話の中で、アメノコヤネとフトタマが「天香山之
真男鹿之肩」の骨で卜骨した部分を、亀卜の起源という卜部氏独

自の所伝に改編した形で構成されている。『日本書紀』本文で同様の部分を見ると、以下のように卜のことは記されていない。

『日本書紀』卷一・本文

于時八十萬神會合於天安河邊計其可禱之方。故、思兼神深謀遠慮、遂聚常世之長鳴鳥、使互長鳴、亦以手力雄神立磐戸之側、而中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命掘天香山之五百箇眞坂樹、而上枝懸八坂瓊之五百箇御統、中枝懸八咫鏡、(一)云眞經津鏡。(二)下枝懸青和幣、(三)和幣。此云尼枳底。(四)白和幣、相与致其祈禱焉。又猿女君遠祖天鈿女命、則手持茅纏之稍、立於天石窟戸之前巧作俳優。亦以天香山之眞坂樹為鬘、以蘿(五)蘿。此云此舸礙。(六)為手纏(七)手纏。此云多須枳。(八)而火処焼、覆槽置(九)覆槽。此云于該。(十)顯神明之憑談。(十一)顯神明之憑談。此云歌牟鵝可梨。(十二)

(時に八十万神、天安河辺に会合ひて、其の禱るべき方を計る。故、思兼神、深く謀り遠く慮ひ、遂に常世の長鳴鳥を聚め、互に長鳴せしめ、亦手力雄神を以ちて磐戸の側に立てて、中臣連が遠祖天兒屋命、忌部が遠祖太玉命、天香山の五百箇眞坂樹を掘にして、上枝には八坂瓊の五百箇御統を懸け、中枝には八咫鏡を懸け、(一)に云はく、眞經津鏡といふ。(二)下枝には青和幣(三)和幣、此には尼枳底と云ふ。(四)白和幣を懸け、相与に其の祈禱を致す。又猿女君が遠祖天鈿女命、則ち手に茅纏の稍を持ち、天石窟戸の前に立ち、巧に俳優を作す。亦天香山の眞坂樹を以ちて鬘とし、蘿を以ちて(五)蘿、此には此舸礙と云ふ。(六)手纏として(七)手纏。此には多須枳と云ふ。(八)火処を焼き、覆槽置せ、(九)覆槽。此には于該と云ふ。(十)顯神明之憑談す。(十一)顯神明之憑談。此には歌牟鵝可梨と云うふ。(十二)

これは『新撰亀相記』の『古事記』引用部分の一例ではあるが、亀卜の起源部分についてだけでも『新撰亀相記』が『日本書紀』ではなく『古事記』の神話を重視した理由を伺うことができる。本章では第一節で『新撰亀相記』の構成と『新撰亀相記』が抱える問題点について整理する。そして第二節・第三節で『新撰亀相記』の『古事記』引用部分と卜部氏を中心とした諸氏族の系譜

を検討すると同時に、『新撰亀相記』独自の記述を考察する。第四節で『新撰亀相記』の成立年代と編纂者について再考を加えることによつて、卜部氏の実態と『新撰亀相記』の書かれた目的を明らかにしたいと思う。

第一節 『新撰龜相記』の構成と『龜卜抄』

一、梵舜自筆本の構成

『新撰龜相記』はその冒頭に甲乙丙丁の四巻本と記されている。しかし現存するのは甲巻のみである。写本が十四本確認されているが、そのどれもが東京大学文学部宗教学研究室所蔵『新撰龜相記』と同系統であり、全て甲巻のみであることが『新撰龜相記』の現状である。

『新撰龜相記』は前述した通り、その本文中で天長七年（八三〇）に卜部遠継によって編纂されたことが確認できる。該当部分を引用すると以下の通りである。

寶龜五年始置卜長上。中古以前、有術優者、以無為記。大夫菅生忍人書卦示凶。頻有遺略罪。以曰學遠継才職不揆。任長上、朝畏夕慄伏深戰越。卜之興、雖元是口傳、歷世為用。彼其至妙不可勝謀。故旧辞為先。龜相列後不敢良媒。与大史正六位上卜部勝謀磨、宮主正六位上伊豆嶋直益長、從六位上勳八等卜部嶋継、散位正六位上壹岐嶋直氏也、齋宮主神司宮從七位下直廣吉、詳議注之。天長七年八月十一日卜長上從八位下卜部遠継、爾曰。

（寶龜五年に、始めて卜長上を置く。中古以前は術に優れたる者有れども、記を為ること無かりき。大夫菅生忍人、卦を書き凶を示すも、頻る遺略の罪有り。学に因りて、遠継、才職揆らかにあらざるも、長上に任せらるるを以て、朝に畏み夕に慄れ、伏して深く戦越す。卜の興、元は是口伝なりと雖も、世を歴て用とす。彼其の至妙は謀るに勝ふべからず。故、旧辞を先とし、龜相を後に烈ねて敢へて良媒せず。大史正六位上卜部勝謀磨、宮主正六位上伊豆嶋直益長、從六位上勳八等卜部嶋継、散位正六位上壹岐嶋直氏也、齋宮主神司宮從七位下直廣吉、詳議て注す。天長七年八月十一日卜長上從八位下卜部遠継、爾曰ふ。）

これによると卜部遠継が卜長上になった際に編纂したものが

『新撰亀相記』であり、天長七年八月十一日に完成または奏上されたと読みとることができる。また、『新撰亀相記』編纂に関わった人物として、卜部遠継の他に、「辞議注」した、大史正六位上卜部勝謀磨・宮主正六位上伊豆嶋直益長・従六位上勲八等卜部嶋繼・散位正六位上老岐嶋直氏也・斎宮主神司宮従七位下直広吉の五人の人物を確認することができる。一般的にこの部分が『新撰亀相記』甲巻の跋文にあたると思われる。この部分を跋文と断言できない理由として、東京大学文学部宗教学研究室所蔵『新撰亀相記』の複雑な構成が関わってくる。

東京大学文学部宗教学研究室所蔵『新撰亀相記』は奥書によると元和六年（一六二一）に神龍院龍玄（梵舜）が書写したものであり、これが現存する最古の写本である。（以下、東京大学文学部宗教学研究室所蔵『新撰亀相記』を「梵舜自筆本」とする。）その構成は『梵舜自筆 新撰亀相記』と題された表紙を持つが、これは後人によって附された題紙と思われる。題紙の次に『亀卜抄』という亀卜の次第を書き記した史料が先にあり、『新撰亀相記』はその後に附されている。『新撰亀相記』甲巻の最後と思われる部分に前掲した甲巻跋文にあたる部分があり、その後に工藤浩氏⁵⁾によって「亀相部分」「問答部分」「祭儀関係記事」と称された部分が『新撰亀相記』甲巻とほぼ同一の長さにわたり記され、最後に梵舜自筆本の奥書がある。

また、梵舜自筆本の『新撰亀相記』部分の構成は、初めに序文と思われる冒頭部分がある。そこには『新撰亀相記』が甲乙丙丁の四巻本であることが記されている。序文の後に目次が附され、甲巻の内容を全三十項目の本辞として分類している。甲巻の目次の後に乙丙丁巻がそれぞれ一行のみの簡単な説明と共に載っている。その後、『古事記』上巻にあたる天地開闢神話から本文が始まり、天孫降臨までを記した後に『古事記』下・中巻にあたる履中天皇、雄略天皇、仲哀天皇に触れ、四国卜部の由縁や亀卜の方法が記され、『古事記』序文の一部を引用した上で、その次に跋文に該当する部分が附されている。『新撰亀相記』目次は以下の通りである。（項目番号は私に附したものである。）

甲巻

- ① 伊佐諾伊佐波兩神生淤能己侶嶋本辭一條
- ② 同前兩神生国土肇夫婦義火鎮祭本辭一條
- ③ 不燈一火并三神所化本辭一條
- ④ 伊佐諾命三神配定日月国主科祓素戔命等本辭一條
- ⑤ 八百萬神科素戔命千座置戸祓等本辭一條
- ⑥ 天神降給国主本辭一條
- ⑦ 中臣忌部兩氏掌卜兆班幣等本辭一條
- ⑧ 天孫降坐日向千穗岑本辭一條
- ⑨ 伊耶本和氣天皇 御世皇弟水齒別命殺曾波加理於神事先解
除本辭一條
- ⑩ 大長谷天皇 御世禁制度人居屋上堅魚木奉札代幣本辭一條
- ⑪ 帶中日子天皇之大后息長帶比賣命襲新罪大（羅本）辭一條
- ⑫ 略述龜經九龜大意一條
- ⑬ 同經四時支用五色龜忌日一條
- ⑭ 述龜誓不（本）辭一條
- ⑮ 龜本社母鹿木神社灼卜用水本辭一條
- ⑯ 四国卜部上祖仕奉卜兆本辭一條
- ⑰ 四国卜部氏本辭一條
- ⑱ 對馬嶋稱兩國本辭一條
- ⑲ 安（案）古事記用口傳本辭一條
- ⑳ 始任卜長上一條
- ㉑ 為卜齋戒一條
- ㉒ 為卜肩乞詞一條
- ㉓ 分用龜甲條數
- ㉔ 伴奉 御卜用甲二枚一條
- ㉕ 灼卜充火用水方一條
- ㉖ 地天神人兆五枝主治一條
- ㉗ 說地天各廿九卦神人各兆八卦兆三卦、體一二條
- ㉘ 卜雜事乞卜詞方一章
- ㉙ 供奉 御體卜火數增減一條
- ㉚ 供奉 御體卜吉凶稱候一條
- ㉛ 乙卷 說地之稱候
- ㉜ 丙卷 說天之稱候

③ 丁卷 説神人兆三卦稱候

この目次を見ると、甲卷は全三十項目から成り立っているが、跋文に該当する部分の内容と目次の内容を照らし合わせてみると、跋文該当部分は「宝亀五年始置ト長上」と始まるため、目次の②①「始任ト長上一条」に当たる。前項の①⑨「安（案）古事記用口伝本辞一条」までの順も本文の内容に矛盾しないため、内容的に跋文該当部分が目次の②①にあたると考えて問題ないだろう。しかし、内容的に問題はないが、構成的には大きな問題が発生してしまう。跋文とは本来巻末に記すものであり、『新撰亀相記』甲卷が目次通りの構成をしていたとするならば、③①「供奉 御体ト吉凶稱候一条」の後に記されるべきである。目次の構成によると甲卷途中に記されている部分が跋文であるはずがないのである。しかし、先に引用した通り、編纂者や成立年、成立理由を記し、「爾曰」と締めくくる部分が序もしくは跋でないのならば、何と呼べばいいのだろうか。しかも、目次によると②①「始任ト長上一条」以下も②①③①の項目があるが、それに該当する内容が、跋文該当部の次に直ちに確認することができないのである。

以上の理由から、『新撰亀相記』甲卷の跋文に該当する部分は「跋文」と断言できない複雑な構成を持っているのである。

二、『新撰亀相記』成立の問題

前述のように、構成上の問題を抱えた『新撰亀相記』の本来の姿とその成立年については既に先行研究で指摘され議論がなされている。本項でははじめにそれらの先行研究を網羅的に確認していきたい。

椿実氏⁽⁶⁾は散逸している乙丙丁卷の一部は甲卷末に組み込まれているとし、また『亀卜抄』にも『新撰亀相記』乙丙丁卷が含まれていると考えている。また成立年については「亀相記は大祓祝詞を引用するが（略）延喜式によったものとは考え難いやうに思はれます。」とし、『新撰亀相記』を「延喜以前の成立といふことがほぼ想定しうる」としている。

秋本吉徳氏⁽⁷⁾も同様に散逸している乙丙丁卷の一部は甲巻末に組み込まれているとし、「問答部分」「祭儀関係記事」を不明部分としている。

木下文理氏⁽⁸⁾は「跋文に続く609行から811行にかけては(略)乙丙丁の三卷にあたるものと見てよいと考える。」としている。

沖守卓也・佐藤信・矢嶋泉『古代氏文集』⁽⁹⁾では凡例に「氏文としての甲巻を収載した」とあるため、収載されている部分、つまり「新撰亀相記甲巻」から始まり、跋文に該当する部分までを『新撰亀相記』甲巻と判断している。

工藤浩氏⁽¹⁰⁾は目次の内容と本文が合致しない、跋文が本文の途中にあるなど問題点が指摘されているが、跋文が問題なのではなく、疑念を向けるべきはむしろ冒頭部分や目次であるとし、梵舜自筆本を跋文「天長七年八月十一日ト長上従八位下ト部遠継爾曰「までとし、「成立当初から跋文を付した一巻のみであったと考えた方が合理的である。」と、それ以外の部分を後世の付け足しとしている。つまり、現存する梵舜自筆本は天長七年に冒頭部、目次部分を持たない一巻本として成立し、書写の段階で順次増補されたとするのである。

下鶴隆氏⁽¹¹⁾は以上の先行研究とは大きく異なり、『新撰亀相記』の甲本と考えられてきた部分を「序文的部分」と位置付けており、跋文該当部分以降全てを甲巻と考えている。つまり、跋文と考えられてきた部分は通常序文の最後に附される署名であるという考え方である。

西宮一民氏⁽¹²⁾は著作者と考えられているト部遠継及び、最古の写本の書写者であるト部雅延の名が大中臣・中臣・ト部氏の系図に見られないこと。跋文の中でト部嶋継のみ六国史に見ることが出来るが、天長七年(八三〇)『新撰亀相記』従六位上、『続日本後紀』承和元年(八三四)外従五位下と四年で三階昇進と異常であること。跋文の「宮主」は『文徳天皇実録』嘉祥三年(八五〇)が初見であること、『新撰亀相記』のヲノゴロ嶋の位置は『承平私記』承平六年(九三七)の「師説」と「或云」を融合したものであること、『積日本紀』の草稿はト部兼文によって文永一〇年(一一七三)頃にはできていたにも関わらず『積日本紀』のオノ

ゴロ嶋の位置は『新撰亀相記』ではなく『承平私記』を引用していることを挙げて、『新撰亀相記』の天長七年（八三〇）成立を疑問視している。『新撰亀相記』は鎌倉時代初期の『伊呂波字類抄』を資料に用いて、吉田家において南北朝の終わりごろに偽作されたことを指摘し、『吉田家日次記』応永五年（一三九八）によると「亀兆伝」「亀経」が座右の聖典であったことから、『亀卜抄』は「亀兆伝」を発展させたものと考え、機械的に「亀経」を発展させたものが『新撰亀相記』となるとした。そして『亀卜抄』と『新撰亀相記』は奥書にある宣賢とその父、卜部兼俱（一四三五〜一五一一）、特に吉田神道の学説の体系的樹立者である卜部兼俱の偽作であるとしている。

これらの先行研究を踏まえて跋文を見てみると、『新撰亀相記』は卜部遠継一人の手によって編まれたのではなく、卜部謀磨、伊豆嶋益長、卜部嶋継、老岐嶋氏也、直広吉という辞議をした人物らがいる。しかも跋文には「以因学遠継才職不揆。任長上、朝畏夕慄伏深戰越。」と最後の署名部分でもないのに遠継と名前を記している。例えば、『古事記』序文を見ると編者が自称する際には「臣安万侶」とし、『古語拾遺』では「愚臣」、『新撰姓氏録』表では「臣満多」としていることから、上表された、または上表を意識した書物は、編者が自らのことを指して記す場合、「臣」などの謙った言葉が必要だと考えられる。『新撰亀相記』が実際に上表されたかどうかは分からないが、少なくとも上表は意識していたと考えられるにも関わらず、「遠継」のみを記すのは不自然である。これについて好意的に解釈するならば、おそらく、跋文部分は辞議者の中の誰かが記したのだろう。そう考えると、『新撰亀相記』は卜部遠継一人の手で編纂されたのではなく、複数の人物が書いたものを繋ぎ合わせていったと考えられる。目次の乙丙丁巻の説明が簡素に過ぎるのは、目次及び甲巻を担当している人物が、まだ乙丙丁巻を見ていなかったために、事前に示し合わせた大まかな内容しか記せなかったとも考えられる。そうでないとすると西宮氏が『新撰亀相記』でしか存在が確認できないと指摘した通り、卜部遠継が架空の人物である可能性が発生してしまう。

そもそも『新撰亀相記』はどのような目的で編纂されたのだら

うか。第一章で触れた『高橋氏文』は高橋氏と安曇氏の神今食での争いの経緯と高橋氏の優位性を強調するために記された。第二章で述べた『古語拾遺』は忌部氏の氏文であり、様々な祭祀氏族の中で、特に中臣氏を強く意識しながら、自氏の歴史の正当性を説く性質を持つ。卜部氏の氏文である『新撰亀相記』も何らかの目的があり編纂されたと考えられる。そこで、『新撰亀相記』の序文部分を見てみると、

凡、亀術之元、興於高天。俗用之説、累代尚矣。或論云、天地六合、四時寒温、月節（サ十即）分至、推変占候、真有其文。咒復、亀相、非無本経。傳家之従、恒誦口。卜効之驗、豈得稱最。慷慨之心已動一鬱之懷可申。卜部職掌、唯非稱吉凶。兼觸従神事。若有問旧辞、豈可不申。故舉古今発連類將緝一軸、詞繁文多。故裁為四卷号曰新撰亀相記。卷。稱甲乙丙丁。尔曰。

（凡そ、亀術の元は、高天より興れり。俗用の説、代を累ぬること尚し。或いは論ひて云はく、「天地六合・四時寒温・月節分至・推変占候には、真に其の文有り」といふ。呪復た亀相は、本経無きに非ず。伝家の従、恒に口に誦めり。卜効の驗、豈最を稱ふことを得むや。慷慨の心已に動き、一鬱の懷申すべし。卜部の職掌は、唯吉凶を稱ふるのみに非ずして。兼ねて神事に触従へり。若し、旧辞を問はるること有らば、豈申さざるべけむや。故、古今を挙げて連類を發め、一軸に緝めむとするに、詞繁く文多し。故、裁ちて四卷とし、号けて新撰亀相記と曰ふ。卷を甲乙丙丁と稱ふ。爾曰ふ。）

とあり、亀術は秘伝であり口誦によつてのみ伝えられてきたが、卜部氏が神事に関わる古伝を問われた時に答えないわけにはいかないで、口誦による伝承を諦め、一軸に集めようとし、『新撰亀相記』という甲乙丙丁の四巻本にしたことが記されている。また、「卜部職掌、唯非稱吉凶。兼觸従神事。（卜部の職掌は、唯吉凶を稱ふるのみに非ずして。兼ねて神事に触従へり。）」とあることから、卜部氏の職掌は「吉凶を称すのみ」と評価されていたところを、『新撰亀相記』が否定し、神事に従事することも付け加えてい

る。この序文のみから考えると『新撰亀相記』編纂の目的は「若
有問旧辞、豈可不申（若し、旧辞を問はること有らば、豈申さ
ざるべけむや）」と亀術または卜部氏の由緒を問われることを想定
して、卜部氏の職掌がただトをするのみではなく、神祇祭祀に関
わるものだと主張することだと考えられる。つまり、この『新撰
亀相記』は明らかに、卜部氏内部ではなく、それ以外の諸氏に見
せることを前提として記されているのである。むしろ、それまで
秘伝だった亀トのことを他氏に示すための外部向けのものである
と言ってもいい。『古語拾遺』のように造式を意識しているのなら
ば、「問旧辞」外部の筆頭は天皇であり、その次に中臣氏を中心と
した祭祀氏族を意識していたとしても不思議はない。そうだとす
るならば、跋文該当部分が本当に跋文だとすると「以因学遠継才
職不揆。任長上、朝畏夕慄伏深戰越。」の遠継のみを記す記述は、
ますます遠継自身が記したとは考え難くなるのである。

三、梵舜自筆本奥書の研究

次に現存する梵舜自筆本がどのような経緯で伝存したのかを確
認していきたい。梵舜自筆本奥書には

〈本云〉天禄四年六月廿八日書訖（庚戌）亀ト得業正六位上
卜部宿祢雅延。

〈墨付紙数（卅七枚）〉

右亀ト抄端六枚半環翠軒（宣賢）正筆。

奥（者息男）業賢自筆也。以正本書之予於燈下

書写文字已下誤眼中屯正体耻也見了。

元和六（庚申）年二月十五日（神龍院）龍玄 花押（六
十八歳）。

（次正廿三筆之二十二書終 追而遂校合了。）

とあり、天禄四年（九七四）六月廿八日に亀ト得業生の卜部雅
延によって書訖ったものを、環翠軒宣賢が『亀ト抄』部分を写し
子の業賢が残りを書写し、元和六年（一六二一）二月十五日に神
龍院龍玄が書写し終わったものが現存する『新撰亀相記』最古の

写本を含む梵舜自筆本である。

神龍院龍玄とは吉田神道宗家吉田兼右の次男梵舜（一五五三—一六三二年）であり、神道家であると同時に神龍院の住職を務める僧でもあった。梵舜は『古事記』『古語拾遺』など、多くの典籍を書写しており、『新撰亀相記』もその一つである。また、「環翠軒（宣賢）」と「（息男）業賢」とは清原宣賢（一四七五—一五五〇年）と、その子、業賢である。宣賢は卜部兼俱の三男であり、清原家の養子に出された。卜部兼俱とは吉田神道の創唱者として全国の神社に大きな影響を及ぼした人物である。吉田神道は吉田神社を本拠地とした、神本仏従の唯一宗源神道である。兼俱の著作には『唯一神道道名法要集』『神道大意』などがある。

この奥書及び梵舜自筆本全体を通して見ると、写本としての『新撰亀相記』を扱う際、文字表記に対して言及する場合には注意が必要となってくる。

例えば、『新撰亀相記』甲巻の本文には「予美都志許女」の表記がある。これは「予美都志許女」ヨミツシコメと訓読できる。しかし『古事記』では「予母都志許売」ヨモツシコメ、『日本書紀』一書第六では「黄泉津醜女」「泉津日狭女」と表記されている。「ヨモ（ヨミ）」の部分の表記について、『日本書紀』は「黄泉」と記され、「ヨミ」であるのか「ヨモ」であるのか判断できない。「黄泉国」は『古事記伝』に「ヨミノクニともヨモツクニとも訓べし」とある。山口佳紀氏・神野志隆光氏校注・訳『新編日本古典文学全集 古事記』の「黄泉」はすべて「ヨモ」とルビがふられている。『日本書紀』の「黄泉」は「泉」と表記され、一書第七には「倉泉之竈、此云譽母都俳遇比」「泉津平坂、此云余母都比羅佐可」とあり、倉泉之竈を「譽母都俳遇比（ヨモツヘグヒ）」、泉津平坂を「余母都比羅佐可（ヨモツヒラサカ）」と読ませている。このように『古事記』『日本書紀』によれば「（黄）泉」は「ヨミ」ではなく「ヨモ」と読んでいたと考えられる。しかし、『古事記』に依拠したはずの『新撰亀相記』は「ヨミ」と読んでいたのである。『新撰亀相記』のヨモツシコメをヨミツシコメと読む読み方がどこから生じたのが分かれば、『新撰亀相記』成立の手掛かりになるのではないかと考えることができる。しかし、梵舜自筆本は梵舜が

奥書で「予於燈下書写文字已下誤眼中屯正体耻也見了。」と述べる通り、甚だ誤字の多い写本である。例えば目次⑩の「新羅」を「新罪」、⑭の「本辞」を「大辞」「不辞」と、『新撰亀相記』序盤から既に多くの誤写をしている。梵舜は他の典籍でも誤写が多いことが確認されており、『新撰亀相記』に限った特徴ではなく、むしろ誤写が多いことが梵舜本の特徴と言えるかもしれない。そのため、文字や表記の問題から『新撰亀相記』を分析することは困難であり、たとえできたとしても誤字である可能性を憂慮してしまえば考察が困難となってしまう。よって『新撰亀相記』の内容についての研究は、表記問題を全く無視することは出来ないが、補助的な要素に留まるのである。

第二節 古代卜部氏の研究

― 『新撰龜相記』にみる祭祀氏族の系譜

一、卜部氏の職掌

卜部氏とはその名の通り、朝廷の卜を担当する祭祀氏族である。具体的には、『養老令』職員令1神祇官条に、

伯一人。へ掌、神祇祭祀。祝部神戸名籍。大嘗。鎮魂。御巫。卜兆。惣判官事。余長官判事准此。へ大副一人。へ掌同伯。余次官不注職掌。者。掌同長官。へ少副一人。へ掌同大副。へ大祐一人。へ掌。糺判官内。審署文案。勾稽失。知宿直。余判官准此。へ少祐一人。へ掌同大祐。へ大史一人。へ掌。受事上抄。勘署文案。検出稽失。読申公文。余主典准此。へ少史一人。へ掌同大史。へ神部三十人。卜部廿人。使部三十人。直丁二人。へ伯一人。へ掌らむこと、神祇祭祀、祝部・神戸の名籍、大嘗、鎮魂、御巫、卜兆、官の事を惣べ判らむこと。余の長官事判らむこと、此に准へよ。へ大副一人。へ掌らむこと伯に同じ。余の次官職掌注ざるは、掌らむこと長官に同じ。へ少副一人。へ掌らむこと大副に同じ。へ大祐一人。へ掌らむこと官内を糺し判らむこと、文案を審署し、稽失を勾へ、宿直を知らむこと。余の判官此に准へよ。へ少祐一人。へ掌らむこと大祐に同じ。へ大史一人。へ掌らむこと、事を受りて上抄せむこと、文案を勘署し、稽失を検へ出し、公文を読み申さむこと、余の主典此に准へよ。へ少史一人。へ掌らむこと大史に同じ。へ神部三十人。卜部廿人。使部三十人。直丁二人。とあり、同義解には「凡灼龜占吉凶者。是卜部之執業（凡そ龜を灼き吉凶を占ふは、是れ卜部の執業なり）」とあって、卜部は神祇官に二十人所属し、龜の甲羅を灼いて吉凶を占う龜卜を行っていたことが分かる。龜卜は龜の甲羅の腹側を焼くことで出来るひび割れの形や数等から吉凶をとうもので、梵舜自筆本『新撰龜相記』の前に付されている『龜卜抄』にひび割れの形と結果の詳細な対比表が記されている。

『延喜式』臨時祭式⁷⁹ 龜甲条には、

凡年中所用龜甲。惣五十枚為限。へ紀伊國中男作物十七枚。阿波國中男作物十三枚。交易六枚。土佐國中男作物十枚。交易四枚。へ但齋内親王遷入野宮用料龜甲十三枚。臨時申弁官仰所出国。送納此官。毎月充之。

（凡そ年中に用うる所の龜甲は、惣て五十枚を限りとなせへ紀伊國中男作物十七枚、阿波國中男作物十三枚・交易六枚、土佐國中男作物十枚・交易四枚）へ但し齋内親王の野宮に遷り入りて用うる龜甲十三枚は、臨時に弁官に申し、出だす所の国に仰せて、この官に送り納めしめ、毎月充てよ。）

とあり、年内に使用される龜甲は五十枚までと決められ、紀伊・阿波・土佐から中男作物や交易によって得ていた。龜甲以外にも、龜トを行うための材料として、『延喜式』臨時祭式⁶⁶ 婆波加木条・⁶⁷ 兆竹条には、

凡年中御ト料婆波加木皮者。仰大和国有封社。令採進之。
（凡そ年中の御トの料の婆波加木の皮は、大和国の有封の社に仰せて、採り進らしめよ。）

凡年中御ト料兆竹者。植於官中閑地臨事採用。
（凡そ年中の御トの料の兆竹は。官中の閑地に植えて、事に臨みて採り用いよ。）

とあり、龜甲を焼くための婆波加木の皮と、焼いた龜甲にひび割れを作るための水を注ぐ兆竹の採取地が定められている。婆波加木の皮は『古事記』上巻の天石窟籠り神話に、

召天兒屋命。布刀玉命へ布刀二字以音。下効此。へ而、内抜天香山之真男鹿之肩抜而、取天香山之天之波、迦へ此三字以音。木名。へ而、令占合麻迦那波而、へ自麻下四字以音へ

（天兒屋命・布刀玉命を召して、天香山の真男鹿の肩を内抜きに抜きて、天香山の天の波、迦を取りて、占合ひまかなはしめて）

とあるように、ト骨の際にも使用されている。『新撰龜相記』は、『古事記』のこの部分を一部引用して同種の神話を記し、この「占合」を龜トの起源としている。

ト部が龜トを行った例に、毎年六月十一月に行われるト御体が

ある。『延喜式』太政官式⁷³御体卜条には、

凡御体卜者。神祇官中臣率卜部等。六月。十二月一日始齋卜之。九日卜竟。十日奏之。〔神祇官侵土諸司可令勘申状預申官。官召諸司仰之。〕即令外記先申大臣。神祇副若祐持奏案進大臣。訖大臣就殿上座。中臣官人奏聞。〔事見神祇式。〕

〔凡そ御体の卜は、神祇官の中臣、卜部等を率いて、六月・十二月の一日より始めて齋卜し、九日に卜え竟り、十日に奏せ〔神祇官、侵土の諸司に勘申せしむべきの状を預め官に申し、官、諸司を召して仰せよ〕。即ち外記をして先ず大臣に申さしめ、神祇の副もしくは祐、奏案を持ちて大臣に進り、訖りて大臣殿上の座就き、中臣の官人奏聞せよ。〔事は神祇式に見ゆ。〕〕

とあり、神祇官の中臣が卜部等を率いて行う卜である。割注に「事見神祇式（事は神祇式に見ゆ）」とある通り、『延喜式』四時祭式上²²卜御体条を見ると、「即中臣官二人、宮主一人、卜部八人、並給明衣（すなわち中臣の官二人、宮主一人、卜部八人にみな明衣を給え）」とあって、中臣二人が宮主一人、卜部八人を率いていた。この「宮主」については後に詳しく触れる。卜御体は六月十二月の一日から卜を始め、九日に卜終わり、翌十日に中臣が結果を奏上する。奏上の次第は四時祭式上²²卜御体条に詳しい。同条によると「亀甲一枚。竹廿株。陶椀四口。小斧二柄。甲掘四柄。刀子四枚。〔已上卜料。〕」とあり、卜料として亀甲をはじめとした亀卜に必要な道具や材料が用意されている。

吉凶を卜うことを職掌とする組織として、神祇官に属する卜部の他に陰陽寮が挙げられる。「職員令」陰陽寮条に「陰陽師六人。掌占筮相地。（陰陽師六人。占筮・相地を掌る。）」とあり、陰陽寮の中でも陰陽師が占筮を掌っていた。占筮とは筮竹を使用する五行思想に基づいた占術である。

『日本三代実録』仁和二年（八八六）九月十七日壬辰条には、内裏犬死。齋内親王今月十九日欲修解除。依穢而停。公卿於左衛門陣、召神祇官・陰陽寮、占定吉日、更廿四日為期。

〔内裏にて犬死す。齋内親王、今月十九日に解除を修めむと欲ふ。穢に依りて停む。公卿、左衛門の陣に、神祇官・陰

陽寮を召して、吉日を占定し、更に廿四日を期とす。とあり、神祇官と陰陽寮が同時に解除の吉日を占定している。占を行っていることから神祇官から召されたのは卜部であると考えられる。後述するが、祓解除は卜部の職掌の一つでもあるため、祓解除の期日を卜う神祇官人が卜部であることは間違いないだろう。

このように、神祇祭祀ではないにしても、同じ事柄を卜部と陰陽師によって異なった方法で同時にうらなっている。『日本後紀』大同元年（八一〇）三月丁亥条に、

此日。日赤無光。大井。比叡。小野。栗栖野等山共焼。煙灰四満。京中昼昏。上以為。所定山陵地。近賀茂神。疑是神社致災火乎。即決卜筮。果有其祟。上曰。初卜山陵。筮從龜不從也。今災異頻來。可不慎歟。即自禱祈。火災立滅。

（此の日、日赤くして光無し。大井・比叡・小野・栗栖野等の山を共に焼く。煙灰四満し、京中昼昏し。上以為く「定むる所の山陵の地、賀茂神に近し。疑うらくは是れ神社の災火を致すか」と。即ち卜筮に決するに、果して其の祟有り。上曰く「初め山陵を卜するに、筮從ふも龜從はざるなり。今災異頻りに來たる。慎まざるべきか」と。即ち自ら禱祈するに、火災立ろに滅す。）

とあるように、卜部の卜と陰陽師の筮が同時に行われ、龜卜の結果に従わなかったことで、厄災が起こっている。時代は下るが、『中右記』にも卜筮が同時に行われ、異なる結果が出た時は通常ならば龜卜を優先する原則があったことが記されている。

以上のことから、卜部は神祇祭祀などの場で吉凶を卜う龜卜を執り行い、龜卜の際に使用する龜甲や婆波加木・兆竹などの材料や道具が卜料として『延喜式』に規定されていた。また、陰陽師と同時にうらないを行った場合、卜部の行った龜卜の結果が優先された。

さらに、卜部は先に触れた通り、卜術の他に祓解除に関わっていたと考えられている⁽¹³⁾。神祇令¹⁸大祓条には、

凡六月十二月晦日大祓者。中臣上御祓麻。東西文部上祓刀。讀祓詞。訖百官男女。聚集祓所。中臣宣祓詞。卜部為解除。

（凡そ六月、十二月の晦の日の大祓には、中臣、御祓麻上れ。東西の文部、祓刀上りて、祓詞読め。訖りなば百官の男女祓の所に聚り集れ。中臣、祓詞宣べ。卜部、解へ除くこと為よ。）

とあるように、六月十二月の大祓の際に、中臣氏の祓詞に続いて大祓の解除を行っている。『延喜式』四時祭式上²⁹大祓条には、

右晦日申時以前。親王以下百官会集朱雀門。卜部読祝詞。

（右、晦日の申の時以前に、親王以下の百官、朱雀門に会集し、卜部祝詞を読め。）

とあり、神祇令の規定では中臣が読んでいた祝詞を、『延喜式』では卜部が読むこととされている。このことから、卜部が大祓の際に卜術だけではなく祓解除に関与していたことが分かる。また、六月十二月の晦日に行われる御贖の儀では『延喜式』四時祭式上³¹中宮御贖に儀式の内容が詳細に規定されている。

右。晦日。卜部各著明衣。其一人執御麻。二人執荒世。二人執和世。二人執壺。宮主。史生。神部等。左右分頭前驅。次中臣官人。次御麻。次東西文部。各執横刀。次荒世。次和世。並著木綿鬘。進候延政門。大舍人叫門。宮内輔入奏。

（其詞見宮内式。）退出召中臣。稱唯率文部四国卜部入。宮主在此中。候於亘陽殿南頭。中臣捧御麻。進就版位。勅曰。参来。即稱唯就階下。中臣女。簡中臣氏女堪事者奏定。於殿上。轉取供奉。畢授中臣。即執授卜部一人。令向祓所。又更宮内輔入奏。其詞見宮内式。退出召中臣。即稱唯。東文部捧横刀。入就版位。勅曰。参来。即稱唯就階下轉授。中臣女取奉御。訖即出。次西文部進退。亦如前儀。次中臣率卜部執荒世者。就階下置於席上。掃部寮預敷簀席於階下。縫殿寮置荒世和世御服於席上。宮主披荒世授中臣。中臣取授中臣女。即執量御体惣五度。訖次宮主捧埴。中臣轉執授中臣女。執奉御。訖退授中臣。轉授宮主。宮主取授後取卜部。荒世事畢退出。亦中臣引和世。進退如荒世儀。其荒服者賜卜部。和服者賜宮主。訖皆退出。臨河解除而去。但中宮中臣祐已上一人。東宮准此。若不足兼取他司。捧御麻入候職司。令内侍啓。中臣女奉御麻御贖。其奉荒世和世。亦准此儀。東宮坊司

入啓。訖出喚中臣。稱唯捧麻進就庭中。令曰。参来。稱唯昇自南階奉。訖退出。授卜部一人。令向祓庭。亦官人率宮主。進置荒世和世於席上。官人昇階轉授中臣女奉之。餘如供御儀。其荒服和服者。縫殿寮預置階下席上。命婦率女孺取奉。訖却安席上。賜宮主卜部如前。

（右、晦日に卜部各明衣を著け、その一人は御麻みぬきを執り、二人は荒世あらたえを執り、二人は和世にぎたえを執り、二人は壺を執れ。宮主・史生・神部ら、左右に分頭して前驅し、次に中臣の官人、次に御麻、次に東西やまとかわちの文部へ各横刀を執れ、次に荒世、次に和世へみな木綿ゆふ鬘かづらを著けよ、進みて延政門に候し、大舍人門だいとねりみかどを叫え。宮内輔入りて奏しへその詞は宮内式に見ゆ、退出して中臣を召せ。稱唯して文部・四国の卜部を率いて入りへ宮主この中にあり、宜陽殿の南頭に候せよ。中臣は御麻を捧げ、進みて版位に就け。勅して曰く、参来と。すなわち稱唯して階下に就け。中臣女へ中臣氏の女の事に堪ゆる者を簡びて奏し定めよ、殿上に於いて轉え取りて供奉れ。畢らば中臣に授けよ。すなわち執りて卜部一人に授け、祓所に向かわしめよ。また更に宮内輔入りて奏しへその詞は宮内式に見ゆ、退出して中臣を召せ。すなわち稱唯せよ。東の文部は横刀を捧げ、入りて版位に就け。勅して曰く、参来と。すなわち稱唯して階下に就き、轉え授けよ。中臣女、取りて御に奉り、訖らばすなわち出でよ。次に西の文部進み退くことまた前の儀の如くせよ。次に中臣、卜部の荒世を執れる者を率いて階下に就き、席の上に置けへ掃部寮は預め簀・席を階下に敷き、縫殿寮は荒世・和世の御服を席の上に置け。宮主荒世を披き、中臣に授けよ。中臣取りて中臣女に授けよ。すなわち御体を執り量ることすべて五度、訖らば次に宮主へ弘仁式では卜部へ坩かを捧げよ。中臣轉え執りて中臣女に授けよ。執りて御に奉り、訖らば退きて中臣に授けよ。轉えて宮主に授けよ。宮主取りて後取の卜部に授けよ。荒世の事畢らば退出せよ。また中臣は和世を引き進み退くこと荒世の儀の如くせよ。その荒服は卜部に賜い、和服は宮主に賜え。訖らば皆退出し、河に

臨みて解除して去れ。ただし中宮には、中臣の祐已上一人へ東宮はこれに准えよ、もし足らざれば兼ねて他司より取れ。御麻を捧げて入り、職の司に候して内侍をして啓さしめよ。中臣女は御麻・御贖を奉れ。その荒世・和世を奉ることもまたこの儀に准えよ。東宮には、坊の司入りて啓し、訖らば出でて中臣を喚せ。稱唯して麻を捧げて進み、庭中に就け。令して曰く、参来と。稱唯して南の階より昇りて奉れ。訖らば退出し、卜部一人に授けて祓の庭に向かわしめよ。また官人は宮主を率い進みて荒世・和世を席の上に置け。官人は階を昇りて中臣女に轉え授けて奉らしめよ。餘は供御の儀の如くせよ。その荒服・和服は縫殿寮預め階下の席の上に置け。命婦、女孺を率いて取りて奉り、訖らば却げて席の上に安け。宮主・卜部に賜わること前の如くせよ。

これによると、卜部は中臣・文部が着ける御麻、荒世、和世、壺を執り、中臣に率いられて亘陽殿に入る。そして祓所で詞を奏し、再び中臣に率いられて祓所の階下へ赴き、最終的には祭祀で使用した荒服等を賜っている。

大祓月以外に行われる毎月晦日御麻について、『延喜式』四時祭式下56中宮晦日御麻には、

其日中臣率卜部進候延政門。へ並著公服木綿藪。へ大舎人叫門。宮内省入奏。退出召中臣。稱唯捧御麻入就版位。勅曰。参来。中臣稱唯。昇就簀子敷。轉授内侍。降候階下。内侍進奉。訖授中臣。即執退出。其中宮東宮奉儀。同六月晦。

（その日、中臣、卜部を率いて進み、延政門に候せよへみな公服・木綿藪を著けよ。大舎人、門を叫い、宮内省入りて奏し、退出して中臣を召せ。稱唯して御麻を捧げ、入りて版位に就け。勅して曰く、参来と。中臣、稱唯して、昇りて簀子敷に就き、内侍に轉え授け、降りて階下に候せよ。内侍進みて奉り、訖らば中臣に授けよ。すなわち執りて退出せよ。その中宮・東宮に奉る儀は六月の晦に同じくせよ。）

とあり、卜部は中臣に率いられ、延政門に進んでいる。また、『延喜式』伊勢大神宮式48幣帛使解除条には、

凡祈年。月次祭使参入者。大神宮司卜部祇候多氣河解除。若有闕怠。奪其衣服。

（凡そ祈年・月次の祭の使、参入せば、大神宮司の卜部、多氣河に祇候して解除せよ。もし闕怠有らば、其の衣服を奪え。）

とあり、幣帛使の祇解除も行っている。大神宮司卜部については同式40卜部条に、

凡卜部一人置太神宮司。令卜年中雜事。其衣糧者以神封物給之。

（凡そ卜部一人、太神宮司に置き、年中の雜事をトえしめよ。

其の衣糧は神封の物を以て給え。）

とあることから、太神宮司に一人置かれた卜部で、神祇官に所属する卜部とは異なることが分かる。神祇官の卜部は原則卜部氏から取られているが、太神宮司の卜部が卜部氏から取られているかは不明である。しかし、卜部の職掌として年中雜事のトと幣帛氏の祇を行っていることは、宮中の卜部と変わらない。

これらのことから、卜部の職掌は龜トを行うと同時に、祇解除にも従事していたことが分かる。

二、『新撰龜相記』における卜部氏の職掌

『新撰龜相記』冒頭には、「卜部職掌。唯非稱吉凶。兼觸従神事。」とあり、卜部の職掌が唯吉凶だけを占うのではなく、神事にも従事すると述べている。先に述べた通り、卜部が卜術だけでなく、祇の解除等を行っていたことは『延喜式』にも規定されている通りである。では『新撰龜相記』には龜トの起源や卜部氏の職掌について、どのように述べられているのだろうか。

『新撰龜相記』の冒頭は「凡。龜術之元。興於高天。（凡そ、龜術の元めは、高天より興れり。）」と始められている。龜術の起源を高天原という神話の時代に求めている。さらに、

兩神降坐嶋。見立天御柱。八尋殿坐也。伊弉諾命。詔。余。有二餘身。汝命如何。伊佐波命。答曰。妾有不足之處。以餘

納欠。欲生国土。宜汝命者御柱自右廻之。吾者自左廻會へ男女之服。左右此由也。期向理之。伊佐波命曰。穴荷杜夫。伊弉諾命曰。穴荷美女。然後會之。婚姻之始之。先生水蛭。不入子列。次生淡嶋。今在阿波国以東海中。無有人居。不入子列。兩神語曰。今吾所生之子不能如之。昇天。啓之諸神。大兆ト相詔女。先。出言。宜還改事。ト兆之興元始見此。

（兩神、嶋に降り坐しして、天御柱・八尋殿を見立てて坐せり。伊弉諾命詔りたまはく「余に餘れる身有り。汝命は如何にかあらむ」とのりたまふ。伊佐波命答へて曰く「妾に足らぬ処有り。餘を以て欠に納れて、国土を生まむと欲ふ。汝命は御柱を右より廻るべし。吾は左より廻りて會はむ」

（男女の服、左右なるは此の由なり）。期りて理む。伊佐波命曰ひたまはく「あなに、杜夫」といひたまふ。伊弉諾命曰ひたまはく、「あなに、美女」といひたまふ。然して後に會ひたまふ（婚姻の始なり）。先づ水蛭を生みたまふへ子の列に入れず。次に淡嶋を生む（今、阿波国より以東の海中に在り。人の居有ること無し。子の例列に入れず）。兩神語りて曰く「今吾が生める子能からぬこと如し。天に昇りて啓さむ」といひたまふ。諸神、大兆にト相ひて詔ろたまはく、「女、先に言を出だしき。還りて事を改むべし」とのりたまふ。ト兆の興り、元始めて此に見えたり。）

とあつて、亀トの起源を天石窟籠り神話に求めているが、ト兆の起源についてはイザナギ・イザナミの国生み神話に依っている。『古事記』の国生み神話でも「布斗麻迹尔ト相（ふとまににト相ひて）」と同様に天神がトを行っており、これがト兆の起源だと書かれていないが「ト（占）」の文字が使用された行為も、トらしきこともこの前の神話には記されていないので、「ト兆之興元始見此（ト兆の興り、元始めて此に見えたり）」と見ることができ。『日本書紀』本文では天神のトは行われていないが、一書第一に「天神以太占而ト合（天神、太占を以ちてト合ひたまひ）」と同様の神話が記されている。記紀神話にはトを行った天神の名は記されておらず、ト部氏に関わるのかは不明である。注意すべきは、これは「ト兆の興り」であり、亀トの興りでは無いことである。

亀トの興りはさらに後の神話に語られるが、その前に火鎮祭の起源が説かれる。

火鎮祭の起源は伊佐波が諸神生成の最後に火神である迦具土神を生み、神避ったことから始まる。伊佐波は迦具土を「悪しき児」として、それを鎮める神々を生んでいる。この火神を鎮める祭が火鎮祭である。火鎮祭はト部が主導する唯一と言っている神祇祭祀であり、『新撰亀相記』の起源神話の他には『延喜式』祝詞式に触れられているのみである(14)。

『新撰亀相記』は火鎮祭の起源を説いた後は、記紀神話、特に『古事記』に即した神話が続き、その中にはトやト部について触れた記載はない。そして、天石窟籠り神話の中で、

天兒屋根命。天香山之真男鹿之肩骨内拔、出へ不剥皮而取也。採天香山之母鹿木皮。火成ト。トへ今亀甲稱肩本由此也。へ(天兒屋根命、天香山の真男鹿の肩骨を内抜に抜き出して、皮を剥がずして取る。天香山の母鹿木の皮を採り、火成トにトひたまふ。へ今、亀甲の稱肩は本此に由る。へ)

とあり、記紀神話同様、天香山の真男鹿の肩骨を、天香山の母鹿木の皮で焼きトうト骨が行われている。これを割注で「今亀甲稱肩本由此也(今、亀甲の稱肩は本此に由る)」とトに亀甲を使用する由に繋げている。さらに「爰見ト興亦復如之。(爰に、トの興見ること、復た如し)」として、再びトの興りが記されている。「復」と記されていることから、当然国生みの際のトを失念していたわけではなく、ここで、国生みの際のトとは異なるトが興たとするのである。もしくは、『新撰亀相記』の国生みの際に天神が行ったトも亀トであったのかもしれない。しかし、伊弉諾・伊佐波がいたのは淤能己侶嶋、つまり地上世界であり、天上で天神が行ったトの詳細は与り知らぬ所であった。対してここで行われたトは天上世界の話であり、天神が行ったトの詳しい方法が認知できた。そういう意味で「ト興」が「復如之」となったのかもしれない。

『新撰亀相記』の神話部分に記されるトまたはト部に関わる記述は以上である。これを見ると、『新撰亀相記』神代において、ト及び火鎮祭についてト部またはト部氏が行ったことは直接的には記されていないことが分かる。ト及び火鎮祭はト部が行う事は当

然の事として、それではその起源は如何と問われたので説明している、という体を取っているように見える。

三、ト部氏の系譜

『新撰姓氏録』によると、ト部氏は「不載姓氏録姓（「姓氏録に姓を載ず」）」とされる諸氏族の中の一つに含まれている。『新撰姓氏録』が何故ト部を含めた諸氏を載せなかつたかは、『新撰姓氏録』に直接の理由は記されていない。

『新撰亀相記』には、

所謂四国ト部在数氏焉。伊豆国ト部。五人。一氏へト部并伊豆嶋国。壹岐嶋ト部五人。二氏へト部并土也其ト部在二門家記具也。ト部対馬嶋ト部十人三氏へ上懸郡五人直并ト部也下懸郡五人ト直部夜良直也ト惣廿人。其対馬嶋稱両国へ両郡此也ト昔者下懸郡。在舟首嶋麻呂。供奉ト部。而今絶焉。

（所謂四国ト部に数の氏在り。伊豆国のト部は五人一氏なりトト部は并に伊豆嶋と国とにありト。壹岐嶋のト部は五人二氏なりトト部は并に土にあり。其のト部に二門あり。家記に具らかなりト。対馬嶋のト部は十人三氏なりト上懸郡の五人は直にして并にト部なり。下懸郡の五人は直にしてト部ト夜良との直なりト。惣て廿人なり。其の対馬嶋を両国と稱ふト両の郡、此なりト。昔は下懸郡に舟首嶋麻呂在りてト部に供奉りき。而るに今絶えたりト。）

とあり、伊豆・壹岐・対馬上県・下県の両郡二国の計四国のト部をいわゆる四国ト部としている。森公章氏⁽¹⁵⁾は木簡等の出土資料も含めてト部姓者の分布整理を行っている。それによると武蔵・安房・上総・下総・常陸・陸奥・因幡・筑前と、伊豆・壹岐・対馬の三国以外にもト部姓者が分布していることが分かり、「ト部姓者が東国と壹岐・対馬に偏在し、その中間には分布しないという点は大きな特色」であるとしている。森氏の指摘に則して、東国・壹岐・対馬のト部氏の系譜について、以下で詳しく検討を加えたいと思う。

伊豆・杵岐・対馬の三国の下部を『新撰龜相記』で確認すると、凡壹岐嶋下部上祖、天比豆都柱命、対馬嶋直之上祖、押瞻命、陪於天兒屋命仕奉龜卜。御体吉凶、三年為期。申天之兒屋、執奏神倭伊波礼比古天皇始、御倭豊秋津嶋宮今是卜都也。活目入彦伊佐知天皇、定賜国境及天神地祇之社。始從男弭御調（乃）太詔戸社、更建於大和国。帶中日子天皇御代兒屋命十二世孫、雷大臣命、執掌神事曰、在東国卜部姓者、皆我之後也。以伊豆之卜部令供卜事。

（凡そ壹岐嶋の下部の上祖うえそあまのひとつはしらのみこと天比豆都柱命、対馬嶋直が上祖、押瞻命おしまのみこと、天兒屋命に陪ひて龜卜と御体の吉凶とに仕奉るに、三年を期としき。天之兒屋に申して、神倭伊波礼比古天皇に執奏し、始めて、倭豊秋津嶋宮に御しき。今、是れ卜都なり。活目入彦伊佐知天皇、国境及び天神地祇の社を定め賜ひ、始めて男の弭の御調を從せたひき。太詔戸社を、更に大和国に建つ。帶中日子天皇の御代に兒屋命の十二世孫、雷大臣命、神事を執掌りて曰ひしく、「東国に在る卜部といふ姓の者は、皆我が後なり。伊豆の下部を以ちて卜事に供らしめよ」といひき。）

とあることから、杵岐の下部の祖が天比豆都柱命であり、対馬嶋直の祖が押瞻命であることが分かる。また伊豆の下部は兒屋命の十二世孫、雷大臣命の後裔だと記されている。

杵岐の下部の祖である天比豆都柱命は『古事記』上の国生み神話の際に「次、生伊岐島。亦名謂天比登都柱（次に、伊岐島を生みき。亦の名を天比登都柱と謂ふ）」とあり、杵岐の下部の祖は杵岐島自体ということになる。『日本三代実録』貞觀五年（八六三）九月七日条には、

壹伎嶋石田郡人宮主外從五位下卜部是雄。神祇權少史正七位上卜部業孝等賜姓伊伎宿祢。其先出自雷大臣命也。
（壹伎嶋石田郡の人、宮主外從五位下卜部是雄、神祇權少史正七位上卜部業孝等に伊伎宿祢の姓を賜る。其の先出は雷大臣命によるなり。）

とあり、杵岐島出身の卜部是雄が杵岐宿祢の姓を賜わっている。これによると杵岐の下部の祖は雷大臣命であると記されている。

ト部是雄は同年正月の叙位記事に外従五位下、貞観十一年（八六九）正月には従五位下を賜わり、貞観十四年（八七二）四月二十四日条には、

宮主従五位下兼行丹波權掾伊伎宿祢是雄卒。是雄者。壹伎嶋人也。本姓ト部。改為伊伎。始祖忍見足尼命。始自神代。供龜卜事。厥後子孫傳習祖業。備於ト部。是雄。ト数之道。尤究其要。日者之中。可謂獨歩。嘉祥三年為東宮々主。皇太子即位之後。轉為宮主。貞觀五年授外従五位下。十一年叙従五位下。拜丹波權掾。宮主如故。卒時年五十四。

（宮主従五位下兼行丹波權掾伊伎宿祢是雄卒す。是雄は壹伎嶋の人なり。本姓はト部。改めて伊伎となす。始祖忍見足尼命。神代より始め、龜卜の事に供る。厥の後、子孫祖業を伝習し、ト部を備ふ。是雄、ト数の道、尤も其の要を究め、日者の中、獨歩と謂ふべし。嘉祥三年東宮々主と為る。皇太子即位の後、宮主と轉ず。貞觀五年外従五位下を授けらる。十一年従五位下を叙られ、拜みて丹波權掾となる。宮主故の如し。卒する時の年五十四なり。）

と卒伝が載せられる。この卒伝によると、壱岐のト部の祖は忍見足尼命だとされており、貞観五年九月の記事とは異なる。さらに『新撰龜相記』を見ると、雷大臣命は伊豆を含む東国のト部の祖だとされており、『新撰龜相記』と六国史の間に矛盾が生じている。『松尾社家系図』⁽¹⁶⁾にもト部是雄を始めとした壱岐ト部氏についての系図が載せられるが、この系図については六国史に基づいていることが指摘されている⁽¹⁷⁾。系図によると、ト部是雄は「始祖忍見足尼命出自雷大臣命。（始祖忍見足尼命は雷大臣命より出でたる。）」とされており、貞観五年九月の記事と卒伝を組み合わせた系譜を伝える。仮に『新撰龜相記』に記される対馬ト部の祖押瞻命が忍見足尼命と同一神であるとすると、伊豆・壱岐・対馬のト部氏との混同が生じていることになる。

そこで、問題の対馬のト部氏を見てみると、『新撰龜相記』では押瞻命を祖に持つ他、ト部を兼ねる対馬直・ト部・夜良直の三氏からト部が取られている。押瞻命は他書で存在の確認できない神ではあるが、忍見足尼命に通じるのではないだろうか。また『日

本書紀』顕宗天皇三年二月丁巳条には「壹伎縣主先祖押見宿禰侍祠（壹伎縣主の先祖押見宿禰を祠り侍る）」とあるから、押見（押瞻）宿禰は壹岐県主の祖であり、対馬に関わる祖ではない。『続日本後紀』承和十年（八四三）九月甲辰条には「対馬嶋无位雷命神」が従五位下を奉授し、『延喜式』神名下には対馬国に雷命神社が記されており、対馬でも雷大臣命が祀られていたことが分かる。ここでも祖神の混同が起こっているのである。

この「夜良直」は未詳である（¹⁸）が、対馬郡与良郷の地名にもとづく（¹⁹）。また式内社ではないが、与良祖神社という神社が残っているため、祭祀氏族による祭儀があった可能性が伺える。また対馬下県郡の卜部氏に仕えていた舟首嶋麻呂も未詳である。

次に、伊豆または壹岐の卜部氏の祖であると記される雷大臣命について確認していきたい。『新撰亀相記』には、伊豆卜部氏を始めとした東国の卜部氏は兒屋命十二世孫の雷大臣命が東国卜部の祖であり、これに依って伊豆卜部氏が卜事に従事すると定められている。雷大臣命は『新撰姓氏録』左京神別上には、中臣志斐連が「天兒屋命十一世孫雷大臣命男弟子之後也」とあり、右京神別上には壹伎直が「天兒屋命九世孫雷大臣命之後也」とあり、山城国神別には呉公が「天相命十三世孫雷大臣命之後也」とあり、摂津国神別には神奴連が「同神（天兒屋命）十一世孫雷大臣命之後也」、生田首が「同神九世孫雷大臣命之後也」とあり、河内国神別では中臣連が「同神（津速魂命）十四世孫雷大臣命之後也」とあり、未定雑姓右京には中臣栗原連が「天兒屋根命十一世孫雷大臣命之後也」とあり、同撰津国には津嶋直が「天兒屋根命十四世孫雷大臣命之後也」とあり、同河内国には三間名公が仲臣雷大臣命之後也」となっている。河内国神別の中臣連は直前の菅生朝臣が「大中臣朝臣同祖。津速魂命二世孫天兒屋根命之後也」となっていることから、直接系譜が繋がるとすれば雷大臣命は天兒屋根命の十二世孫にあたる。

以上、『新撰姓氏録』の雷大臣命に関する記載を整理すると以下の通りになる。

左京神別上

中臣志斐連

天兒屋命十一世孫雷大臣命

男弟子之後

右京神別上	耆伎直	天兒屋命九世孫雷大臣之後
山城国神別	吳公	天相命十三世孫雷大臣命之後
摂津国神別	神奴連	天兒屋命十一世孫雷大臣命之後
	生田首	天兒屋命九世孫雷大臣命之後
河内国神別	中臣連	天兒屋根命十二世孫雷大臣命之後
未定雑姓右京	中臣栗原連	天兒屋根命十一世孫雷大臣命之後
摂津国	津嶋直	天兒屋根命十四世孫雷大臣命之後
河内国	三間名公	仲臣雷大臣命之後

ここには、耆伎直・津嶋直の祖として雷大臣命が見え、中臣と同祖だといわれていることが分かる。また『新撰姓氏録』摂津国神別には津島朝臣について、「大中臣朝臣同祖。津速魂命三世孫天兒屋根命之後也」とあって、やはり中臣と同祖とされている。

また、時代は下るが、『尊卑文脈』には天兒屋根尊の十一世孫の跨耳命の系図に「雷大臣命（正説也）」とあり、さらに

雷大臣命足中彦天皇之朝廷習大兆之道達龜卜之術賜姓卜部令供奉其事

（雷大臣命は足中彦天皇の朝廷に大兆の道を習ひ、龜卜の術に達し、卜部の姓を賜ひ、其の事に供奉しむ）とある。この足中彦天皇には「仲哀」と注が付されているから、卜部は仲哀天皇の御代またはその少し前に宮中の神祇祭祀に携わるようになったとされている。

これは、『新撰姓氏録』の、

帶中日子天皇御代兒屋命十二世孫、雷大臣命、執掌神事曰、在東国卜部姓者、皆我之後也。以伊豆之卜部令供卜事。

（帶中日子天皇の御代に兒屋命の十二世孫、雷大臣命、神事を執掌りて曰ひしく、「東国に在る卜部といふ姓の者は、皆我が後なり。伊豆の卜部を以ちて卜事に供らしめよ」といひき。）

とも合致するが、そもそも仲哀天皇自体が神話に相当する天皇であり、具体的な時期を特定することはできない。

以上で検討してきた、伊豆・耆岐・対馬三国の卜部の祖に関する記述を表二で整理する。

(表二、三国の始祖對比)

		新撰亀相記	古事記	日本書紀	五国史	延喜式	姓氏録
伊豆	雷大臣命						
吉岐	天比豆都柱命	天比登都柱	押見宿禰	雷大臣命 忍見足尼命			雷大臣命
対馬	押瞻命				雷命		雷大臣命

この表によると、雷大臣命は、三国のいずれかの祖として記されておられ、卜部氏の系譜は中臣氏の祖である天兒屋命の幾世か孫にあたる雷大臣命から派生していく系譜を持つ。平野邦雄氏⁽²⁰⁾のこのような同族関係が生まれたのは「かれらが、事実上卜部という同氏を形成していたからであり、それには、各国卜部が上番して、神祇官の上位を占めた中臣・忌部のもとで、祐・史・卜長上・卜部などの下級の官職を共有したことがあずかつて力があり、同氏の構成と同祖説話をもつにいたったのである」としている。私見もこれに倣い、おそらく、伊豆・吉岐・対馬では異なった系譜を有していただろう三国の卜部氏が、神祇官に取られ、卜部として宮中に供奉するに当たり、中臣と同祖である雷大臣命を三国卜部氏共通の祖とする系譜が発生し、さらに『新撰亀相記』が、その系譜を踏まえて三国卜部氏の系譜と整理したと考える。

ところで、先に吉岐卜部氏が『古事記』において伊岐島の別名である神名をもってその後裔とすることが『新撰亀相記』に記されていることに触れた。『日本書紀』の該当する神話を見ると。卷一神代上第四段本文には、

即対馬嶋。壹岐嶋。及処々小嶋。皆是潮沫凝成者矣。亦曰水沫凝而成也。

(即ち対馬嶋・壹岐嶋及び処々の小嶋とは、皆是れ潮沫の凝りて成れる者なり。亦は水沫の凝りて成れるとも曰ふ。)

とあり、同段一書第七には、

一書曰。先生淡路洲。次大日本豊秋津洲。次伊予二名洲。次億岐洲。次佐度洲。次筑紫洲。次壹岐洲次対馬洲。

(一書に曰く、先づ淡路洲を生む。次に大日本豊秋津洲。次に伊予二名洲。次に億岐洲。次に筑紫洲。次に壹岐洲。次に対馬洲。)

とある。壹岐・対馬は潮や水の泡が固まって出来たものであるか、または特に神名もなく生まれている。『新撰亀相記』が『古事記』を多く引用した理由の一つとして、この壹岐・対馬二国の起源をめぐる記紀の記述の差異を挙げることができる。

四、卜部の供奉形態

卜部が宮中に供奉し、主に神祇祭祀の吉凶を占う卜部の詳しい職掌は前述した通りであるが、本章ではその供奉形態を確認していききたい。

先に引いた『養老令』職員令神祇官条には「卜部廿人」とあって、卜部の定員が二十人であることが規定されている。『延喜式』臨時祭式42宮主卜部条にも、

凡宮主取卜部堪事者任之。其卜部取三国卜術優長者。へ伊豆五人。壹岐五人。対馬十人。へ若取在都之人者、自非卜術絶群、不得輒充。

（凡そ宮主は卜部の事に堪えたる者を取りて任せよ。其の卜部は三国の卜術優長なる者を取れ。へ伊豆より五人。壹岐より五人。対馬より十人。へもし都に在るの人を取らんには、卜術の群に絶えたるに非ざるよりは、輒く充つることを得ず。）

とある通り、伊豆・壹岐・対馬の三国の卜部氏の中から伊豆五人、壹岐五人、対馬十人の計二十人の卜部を取ることが規定されている。しかもそれは三国の卜部氏の中でも「卜術優長」な者が選ばれた。先に引いた『新撰亀相記』をもう一度見ると、

所謂四国卜部在数氏焉。伊豆国卜部、五人、一氏へ卜部并伊豆嶋国へ、壹岐嶋卜部五人、二氏へ卜部并土也其卜部在二門家記具也。へ、対馬嶋卜部十人三氏へ上懸郡五人直并卜部也下懸郡五人卜直部夜良直也へ惣廿人。其対馬嶋稱兩國へ両郡此也へ昔者下懸郡、在舟首、嶋麻呂、供奉卜部。而今絶焉。

（所謂四国卜部に数の氏在り。伊豆国の卜部は五人一氏なりへ卜部は并に伊豆嶋と国とにありへ。壹岐嶋の卜部は五人二

氏なりへト部は并に土にあり。其のト部に二門あり。家記に具らかなり。対馬嶋のト部は十人三氏なりへ上懸郡の五人は直にして并にト部なり。下懸郡の五人は直にしてト部と夜良との直なり。惣て廿人なり。其の対馬嶋を両国と稱ふへ両の郡、此なり。昔は下懸郡に舟首嶋麻呂在りてト部に供奉りき。而るに今絶えたり。

とあり、伊豆・杵岐・対馬上県・下県の両郡二国の計四国のト部を取ったとしている。ここから各国の氏族の内訳を見ることができ。それによると伊豆のト部五人は伊豆国の本土と嶋にあるト部氏一氏から取り、杵岐のト部五人は二門のト部氏から取っている。対馬のト部十人は直・ト部・夜良の三氏から取り、全二十人であることは変わらない。

他方、『令集解』古記別記（官員令別記）には、

古記云。別記云。津嶋上県国造一口、京ト部八口、廝三口、下県国造一口、京ト部九口、京廝三口。伊岐国造一口、京ト部七口、廝三口、伊豆国嶋直一口、ト部二口、廝三口。齋宮ト部四口、廝二口。伊岐二口、津嶋二口、伊豆二口、国造直丁等、各給廝一口。

とある。三国それぞれの国造の後にくる「京ト部」とは各国から取られて宮中に供奉するト部であると考え、対馬両郡から計十七人、杵岐から七人、伊豆から二人となっている。これは、『延喜式』で規定された各国のト部の人数とは異なるうえ、齋宮ト部を合わせたト部の人数が三十人となる。仮に二十人という規定が三国から取られたト部のみで、齋宮のト部は別の供奉形態を持つとしても、三国のト部は計二十六人と、やはり『養老令』の規定する「ト部廿人」とは合致しない。さらに『令集解』職員令神祇官条古記には、

古記云。問。ト部数多。令文数若為。答。不知。可問神祇官也。

（古記云く。問ふ。「ト部数多し、令文の数はいかん」と。答へていはく、「知らず。神祇官に問ふべきなり」と。）

という問答がある。井上辰雄氏はここから、「少なくとも「廿人」という定員数は、大宝令の条文に明記されていなかったと考える

べきではないだろうか」としている。私は、養老令の段階では定員が決められていなかった卜部を、古記の問答を踏まえて養老令で廿人という定員を定めたのだと考える。

森氏⁽²¹⁾は「なぜ彼らが宮中の卜部として採用されず、上記の三国のみの卜部から採用されるのかは依然不明のまま残るのではあるまいか。」としている。またその補注に『新撰亀相記』に伊豆・壹岐・対馬の卜部の起源が説かれていることに触れている。

森氏が指摘した「なぜ彼ら（三国以外の卜部）が宮中の卜部として採用されず、上記の三国のみの卜部から採用されるのか」という疑問の直接的な答えではないが、卜部の成立について、平野氏⁽²²⁾は「おそらく、対馬・壹岐には大陸の帰化人もたらす亀トを業とするものが、五世紀ぐらいからいて、トモノミヤツコ中臣氏の成立とともに、その支配下に入れられ、やがてその特殊な職掌の故に、その名を負うて卜部となり、中臣氏にひきいられて、祭祀に加わったものである。その時期は、早くとも欽明朝よりは後であろう」とし、井上氏⁽²³⁾は宮廷卜部の成立について「おそらく五世紀代頃、成立していた東国の卜部と密接な関係を有する中臣氏が、六世紀頃、次第に中央の政界に進出し祭官としての地位を固める。そしてその職掌から壹岐、対馬の卜部集団と接触しはじめ、大化改新を介して完全にそれらを掌握化し、同族化を推し進めていったと考えているのである。」としている。

井上氏の述べる通り、東国、つまり伊豆の卜部が中臣氏と密接な関係を持ち、中臣氏が宮廷祭儀における地位を確立していくと同時に宮廷卜部が成立したとするならば、当然伊豆周辺の武蔵・上総・下総などの東国に卜部が多く分布していたことも頷ける。しかし、中臣と結びついた伊豆卜部が最初に宮中の神祇祭祀に進出したのだとするならば、伊豆から取られる卜部の数が最も多くなると考えるのが自然であろう。対して平野氏の述べる通り、対馬・壹岐にいた亀トを業とするものが中臣氏の支配下に入れられたのならば、そしてそれは特に対馬の卜部だったのならば、中央祭祀に供奉する卜部が対馬から多く取られたとしても不思議ではない。『延喜式』神名下には対馬国下県群に太祝詞神社が見える。太祝詞神社が祀る太祝詞神は『新撰亀相記』に引かれる亀誓に「天

按持神女住天香池亀津比女命今稱天津詔戸命也（天按持神の女、天香池に住む亀津比女命なり。今、天津詔戸命と稱ふ）」とある。亀津比女命というからには亀または亀の性質を持つのだろう。そして「吾者能知上国、地下、天神地祇、況復、人情憤悒（吾は能く上国・地下、天神・地祇を知れり。況や復、人情の憤悒ことをや）」ともあり、この亀の神は広く全てを知っているかのようである。亀誓は続いてこの亀の甲を利用して亀卜を行えと述べるため、この太祝詞神社の前身は、卜で使用した亀を祀る神社であったのだと考えられる。それが太祝詞神社として式内社に加えられた。横田健一氏⁽²⁴⁾によると、太祝詞神社は平城遷都によって大和国に勧請され、平安遷都によって左京二条に祀られた。各国にいた亀卜を生業とするものたちの中でも特に対馬のものたちがいち早く中臣と繋がりその支配下に置かれ、中央祭祀に関与していったのではないだろうか。

次に、伊豆・杵岐・対馬の三国から取られた二十人の卜部の構成を見ていきたい。前述した『延喜式』卷三臨時祭式42宮主卜部条には「凡宮主取卜部堪事者任之。（凡そ宮主は卜部の事に堪えたる者を取りて任せよ。）」とある。三国の卜部氏の優秀な者が選ばれる卜部の中、さらにその中から、宮主を選んでいることを鑑みると、卜部の中での宮主の地位の優越性が伺える。

また、宮主は『類聚三代格』寛平三年（八九一）八月三日官符に「中宮職宮主」が見え、『類聚符宣抄』応和三年（九六三）十一月十日官符に内御宮主・中宮宮主・春宮宮主の任命例が存するため、宮主は天皇・中宮・東宮のもとに各一人の計三人いたことが知られている⁽²⁵⁾。

さらに、『日本三代実録』貞観十四年（八七二）四月二十四日条の伊伎宿祢（卜部）是雄の卒伝に「嘉祥三年為東宮々主。皇太子即位之後。轉為宮主（嘉祥三年東宮々主と為る。皇太子即位の後、宮主と轉ず）」とあることから、東宮宮主に就いた者が、東宮が即位した後には天皇の宮主へと転属した例があることが分かる。

また、『類聚三代格』宝龜六年（七七五）五月十九日勅には、

勅

卜長上

右。簡定卜部等中。進卜尤長二人。以任長上。永為恒例。
（右、卜部等の中から簡定し、卜の尤も長き二人を推して、
以て長上を任ず。永く恒例と為せ。）

宝龜六年五月十九日

とあり、宮主と一般の卜部の他に、卜部の中で長となるものが「卜長上」に定められていた。この「長」の解釈は「卜術が優れている者」と「年長である者」の二通りが考えられる。前者だとするならば、宮主と卜長上はどちらが優れているのか、つまりは上位の職になるのだろうか。

『延喜式』臨時祭式⁸⁸官人季祿条を見ると、

凡官人季祿。馬料。要劇并供奉神事官人装束。宮主。神琴師。

龜卜長上季祿。馬料。月糧及卜部御巫等衣服者。以神税充之。

（但宮主月糧以官田給之。）

（凡そ官人の季祿・馬料・要劇並びに神事に供奉する官人の装束、宮主・神琴師・龜卜長上の季祿・馬料・月糧及び卜部・御巫等の衣服は、神税を以て充てよ。（但し宮主の月糧は官田を以て給え。）

とあり、神琴師・龜卜長上の月糧が神税から充てられていたのに対し、宮主の月糧は官田から充てられていた。

神税については、神祇令²⁰神戸条に、

凡神戸調庸及田租者、並充造神宮、及供神調度、其税者、一准義倉、皆国司檢校、申送所司。

（凡そ神戸の調庸及び田租は、並に神宮造り、及び神に供せむ調度に充てよ。其れ税は、一つ義倉に准へよ。皆国司檢校して、所司に申し送れ。）

とあり、神戸の調庸租が国司の檢校する管轄下にあり、神宮造営及び供神料に充てるという用途の制約があったことが分かる。また、『延喜式』臨時祭式の中には先で引いた他にも神祇官人の給与として神税が充てられている例があることから²⁶、神戸の調庸租が神祇官人等の給与にも使われていたことが分かる。さらに、『延喜式』臨時祭式⁶²神戸調庸条には、

凡神戸調庸充祭料并造神社及供神調度。但田租貯為神税。
（凡そ神戸の調庸は、祭料並びに神社を造り、及び供神の調

度に充てよ。但し、田租は貯えて神税となせ。とあり、神祇令で規定されている神戸の調庸租のうち、調庸を神宮造営及び供神料に充て、租を貯えて神祇官の給与としていたことが分かる。

宮主の月糧が充てられた官田については、『類聚三代格』寛平三年（八九一）八月三日太政官符「応以官田給中宮職宮主并戸座等月料事（応に官田を以て中宮職宮主并に戸座等の月料に給ふべきの事）」に、

山城国三町七段二百八十五步

右得神祇官解稱。宮主等觸稱。件月料准三宮例。以官田被充給者。官依解状謹請官裁者。右大臣宣。奉勅。依請。

（右、神祇官の解を得て稱く「宮主等の觸に稱く「件の月料は三宮の例に准へよ。官田を以て充て給はられんと」てへり。官、解状に依りて謹んで官裁に請ふ」てへり。右大臣宣して勅を奉る。請ふに依れ。）

とあり、宮主の月料がその宮主の所属する部署、すなわち、この符では中宮の宮主なので、中宮の管理する山城国の官田から月料が充てられていた。

つまり、伊豆・老岐・対馬の三国から取られた卜部のうち、亀卜長上の給与は各国の神戸の神税が充てられ、宮主の給与は中央管轄の官田から充てられた。このことから、宮主は宮中で執り行われる神祇祭祀において、その出身国の卜部氏というよりは、中央の卜部であるという性格を強く持ったのだろう。そのため、宮主と卜長上の職に優位性をつけるのならば、宮主が宮中の卜部の中では最高官であったと考えられる。

『続日本紀』養老三年（七一九）六月丙子条には、
令神祇官宮主。左右大舍人寮。別勅長上。画工司画師。雅学寮諸師。造宮省。主計寮。主税寮算師。典藥寮乳長上。左右衛士府医師。左右馬寮馬医等。始把笏焉。

（神祇官の宮主、左右大舍人寮の別勅の長上、画工司の画師、雅楽寮の諸師、造宮省・主計寮・主税寮の算師、典藥寮の乳の長上、左右衛士府の医師、左右馬寮の馬医等をして、始めて笏を把らしむ。）

とあり、宮主が把笏を許されている。また十世紀後半と時代は少し下るが、『類聚符宣抄』第一にト部からト長上になり宮主になったという例があり、宮主―ト長上―ト部という昇任行程が指摘されている⁽²⁷⁾。

しかし、この昇任行程は必ずしも厳密に規定されていたものではない。『続日本紀』慶雲元年(七〇四)二月癸亥条に「神祇官大宮主入長上例。」とあって、宮主が長上となっている。またト長上が後に宮主と呼んでト部を指揮する長上官となるなど、しばしば宮主とト長上が混同または兼務されていたことが伺える。また、技術の優れた者二人をト長上とし、後にこれを宮主と呼ぶようになったとの指摘もある⁽²⁸⁾。これらの例から、ト部の昇任行程として宮主・ト長上・一般のト部が一応定められてはいたが、宮主の条件が「ト部堪事者(ト部の事に堪えたる者)」であり、ト長上の条件が「ト尤長二人(トの尤も長き二人)」であると、両者の区別が曖昧なため、相応しい者が複数いない場合は時に兼任もあったのではないだろうか。特にト長上の条件は勅によって定められていることから、宝龜六年(七七五)まではト長上昇任の条件の規定がなく、混乱が発生したために勅が下されたと想像できる。つまり、宮主とト長上は両立することもあったが、しばしば兼任も行われたと考える。

ところで、先に引いた『延喜式』臨時祭式[∞]官人季祿条では、宮主・ト長上・ト部が別々に季祿などを給わっている。さらに同式[∞]不仕粮条には「凡不仕ト部粮米者。充官中雜用。(凡そ不仕のト部の粮米は、官中の雜用に充てよ。)」とあり、使用しなかった粮米の転用先が式によって定められている。このことから、ト部が常に定数任じられていたわけではなく、つまり二十人のト部のうち宮主三人・ト長上二人を除いた一般のト部十五人が必ずしも常に存在したわけではなかった事が推測できる。

以上のト部の供奉形態を整理すると以下の通りとなる。

大宝令以前 ト部の定員は不明あるいは定員が存在しなかった。

官員令別記 ト部二十六人あるいは三十人

養老令 ト部二十人
(宮主は天皇・中宮・東宮に各一人の計三人)

ト長上二人

一般のト部十五人は定数に達しない場合もあつた。

五、『新撰亀相記』における祭祀氏族

ト部の職掌の中で『新撰亀相記』に詳しく記されるのは、亀トとト部が主導する火鎮祭の起源についてであったが、ト部氏以外の祭祀氏族についてはどのように記されているだろうか。例えば忌部氏の氏文である『古語拾遺』は、自氏（忌部氏）の系譜及び神祇祭祀における役割を述べていると同時に、同じ祭祀氏族である中臣氏・猿女氏を始めとした多くの氏族の系譜についても記す。自氏のことのみならず、他氏の職掌を意識していたことは明らかであり、神祇祭祀の中で、自氏の役割や地位を他氏との比較によって見出していたことが伺える。

それに対してト部氏の氏文である『新撰亀相記』には、中臣氏や忌部氏など、ト部氏以外の祭祀氏族について、どのように記されているのだろうか。ここに『新撰亀相記』甲巻の目次部分を引き、私に付した目次番号と照らし合わせながら『新撰亀相記』の内容を確認していきたい。

甲巻

- ① 伊佐諾伊佐波両神生淤能己侶嶋本辞一条
- ② 同前両神生国土肇夫婦義火鎮祭本辞一条
- ③ 不燈一火并三神所化本辞一条
- ④ 伊佐諾命三神配定日月国主科祓素彥命等本辞一条
- ⑤ 八百万神科素彥命千座置戸祓等本辞一条
- ⑥ 天神降給国主本辞一条
- ⑦ 中臣忌部両氏掌ト兆班幣等本辞一条
- ⑧ 天孫降坐日向千穗岑本辞一条
- ⑨ 伊耶本和氣天皇 御世皇弟水齒別命殺曾波加理於神事先解除本辞一条
- ⑩ 大長谷天皇 御世禁制度人居屋上堅魚木奉礼代幣本辞一条

- ① 帶中日子天皇之大后息長帶比賣命襲新罪大（羅本）辞一条
- ② 略述龜經凡龜大意一条
- ③ 同経四時支用五色龜忌日一条
- ④ 述龜誓不（本）辞一条
- ⑤ 龜本社母鹿木神社灼卜用水本辞一条
- ⑥ 四国卜部上祖仕奉卜兆本辞一条
- ⑦ 四国卜部氏本辞一条
- ⑧ 対馬嶋稱両国本辞一条
- ⑨ 安（案）古事記用口傳本辞一条
- ⑩ 始任卜長上一条
- ⑪ 為卜齋戒一条
- ⑫ 為卜肩乞詞一条
- ⑬ 分用龜甲条数
- ⑭ 伴奉 御卜用甲二枚一条
- ⑮ 灼卜充火用水方一条
- ⑯ 地天神人兆五枝主治一条
- ⑰ 説地天各廿九卦神人各兆八卦兆三卦、体一二条
- ⑱ 卜雜事乞卜詞方一章
- ⑲ 供奉 御体卜火数増減一条
- ⑳ 供奉 御体卜吉凶稱候一条

『新撰龜相記』は目次の①から⑧までが、いわゆる「神代」に当たり、記紀神話に該当する部分になっている。具体的には①天御中主神・高御巢日神が有り、次に伊佐諾と伊佐波の両神が淤能己侶嶋を生む記紀神話の冒頭に当たる部分から、⑧天孫が日向千穂岑に降臨するまでが記されている。この神話に当たる部分の中で、具体的な祭祀氏族名が記されるのは目次⑦の部分のみであることが注目される。そこには、

天照太神、奉降此孫之時授八尺鏡草那芸劔詔、以此鏡劔為我御靈、奉齋同殿。又兒屋命。太玉命。詔両神。取持天籬不傾本末仕奉皇御孫命。故大嘗御代中臣執掌大兆之卜事奉天神之寿詞。忌部。執掌班幣之事上神璽之鏡劔へ奉齋同殿天子幸郊外夕奉御麻。傳為永例

（天照太神、此の孫を降し奉るの時に八尺鏡と草那芸劔とを

授けて詔りたまはく、「此の鏡劔を以ちて我が御霊と為し、同じ殿に齋奉れ。」又兒屋命・太玉命に詔りたまはく、「兩神、天籬（あまつひもろぎ）を取り持ちて、本末傾けず皇御孫命に仕奉れ」とのりたまふ。故、大嘗に御代、中臣、大兆（ふとまに）の卜事を執掌りて、天神の寿詞を奉り、忌部、幣を班つ事を執掌りて神璽の鏡劔を上る。（同じ殿に奉齋る。天子郊外に幸せば、夕に御麻を奉る。傳へて永き例とす。）

とあり、天孫降臨の際に兒屋命・太玉命に下された詔によって、中臣・忌部の両氏が、皇孫である天皇に仕え、大嘗祭では中臣が大兆の卜事を掌って、天神の寿詞を奉り、忌部が幣帛を班つ事を掌って、神璽の鏡劔を献上するとする。これに対して天孫降臨の際の兒屋命・太玉命の両神に対する天照の詔については、「取持天籬不傾本末仕奉皇御孫命。（天籬を取り持ちて、本末傾けず皇御孫命に仕奉れ）」とあるだけで、中臣が大兆を行い、寿詞を奉ることも、忌部が幣帛を班ち、神璽を献上することも書かれていない。

この神詔に記されている「天籬」とは『日本書紀』神代下第九段一書第二に、

高皇産霊尊因勅曰。吾則起樹天津神籬及天津磐境。当為吾孫奉齋矣。汝天兒屋命。太玉命宜持天津神籬。降於葦原中国。亦為吾孫奉齋焉。乃使二神陪從天忍穗耳尊以降之。

（高皇産霊尊、因りて勅して曰はく、「吾は天津神籬と天津磐境とを起樹て、吾が孫の為に齋ひ奉るべし。汝天兒屋命・太玉命、天津神籬を持ちて葦原中国に降り、亦吾が孫の為に齋ひ奉るべし」とのたまひ、乃ち二神をして天忍穗耳尊に陪從へて降らしめたまふ。）

と記されている。これによるなら「天津神籬」は、天上界から神の降臨する森の垣、または神が降臨され依りつかれる常緑の樹木のことで、「天津磐境」は天上界の神霊が降り立つ岩で囲った神域、または神の依代を周囲から区画して神聖化を明示する施設のことである。二つを合わせて祭壇のようなものだと考えればいいだろう。『新撰亀相記』では兒屋命・太玉命の両神は神の依代である天津神籬（天籬）だけを持って、天孫降臨に付き従えと詔されている。しかし、兒屋命・太玉命が神の依代を持って降ることしか記

されていなかったため、「故」と大嘗祭での中臣・忌部の役割を示すには不十分になってしまふ。先に引いた『日本書紀』の詔には、その直前に、

且天兒屋命主神事之宗源者也。故俾以太占之卜事而奉仕焉。

（且天兒屋命は神事を主る宗源者なり。故、太占の卜事を以て仕へ奉らしむ。）

とあり、天兒屋命が神事を掌り、太占（大兆）を行う理由が明示されている。『新撰龜相記』にもし同様の記載があれば、「故大嘗御代中臣執掌大兆之卜事奉（故、大嘗に御代、中臣、大兆の卜事を執掌り）」ことも問題がなくなるが、そうはなっていない。

ところで、これまで本稿では、当然のようにアメノコヤネが中臣氏の祖であり、アメノフトタマが忌部氏の祖であるように論じてきた。実際に記紀をはじめとした様々な史料⁽²⁹⁾によって、アメノコヤネ―中臣／アメノフトタマ―忌部の系譜が明記されている。アメノコヤネの祖がタカミムスヒであるか、カミムスヒであるか、それともツハヤムスヒであるかは、『古語拾遺』など書物の間に異同が見られるが、アメノコヤネ―中臣／アメノフトタマ―忌部は動かしようがない。それを踏まえて、『新撰龜相記』でも当然、兒屋命が中臣氏の祖であり、太玉命が忌部氏の祖であると扱ってきた。しかし、『新撰龜相記』には兒屋命―中臣／太玉命―忌部という系譜が明記されている箇所は一つもない。アメノコヤネ―中臣／アメノフトタマ―忌部という基礎知識とも呼べる事前情報を元に、目次⑦の中で、兒屋命／太玉命と中臣／忌部の順が一致するという事実のみで『新撰龜相記』もまた、兒屋命―中臣／太玉命―忌部の系譜が疑いないものとして現代まで読まれてきている。このことについてここで異を立てるつもりはない。中臣の祖は兒屋命であり、忌部の祖は太玉命である。

問題なのは、『新撰龜相記』に氏族の系譜が明記されていないということである。中臣氏を例にとると、『古事記』では「天兒屋命者〔中臣連等之祖〕」と、『日本書紀』一書第二では「中臣遠祖天兒屋命」と、『古語拾遺』では「〔天兒屋中臣朝臣祖〕」と記されている。しかし、『新撰龜相記』は、このように割注などで、諸氏族の系譜を全く記していない。目次⑦から、辛うじて中臣氏と忌部

氏の系譜が読みとれる程度であるが、それは事前情報があるからで、あくまで「読み取れる」ということに留まる。目次⑦ほど不明瞭な「故」を、何の疑問も抱くことなく読み取れるということは、つまり、事前情報があつたのである。『新撰亀相記』編纂時には、すでにアメノコヤネ―中臣／アメノフトタマ―忌部の系譜は特記すべきことではなくなつていたのである。そしてそれは同様に、中臣・忌部以外の諸氏にも当てはまる。

次に『新撰亀相記』に記される諸神及び祭祀起源について確認していきたい。『新撰亀相記』には、卜部が掌る火鎮祭及び先に挙げた中臣・忌部の大嘗祭の他、祭祀の起源説話がいくつか載せられている。

『新撰亀相記』目次④にあたる部分では天鈿女命の神楽を「十一月鎮魂此由也。(十一月の鎮魂は此の由なり)」と十一月鎮魂祭の起源としている。鎮魂祭は『延喜式』四時祭式下鎮魂祭条に、「縫殿寮令媛女参入。(縫殿寮は媛女をして参入らしめよ)」「御巫及媛女等依例舞。(御巫および媛女ら、例によりて舞え)」とあるように、アメノウズメの後裔である媛女氏(30)から取られた媛女が舞によって天皇の魂を鎮める祭祀である。この鎮魂祭は媛女以外にも、

伯已下史已上七人。宮主一人。(已上褰摺袍)。龜卜長上二人。彈琴二人。巫部。神部一人各賜青摺袍一領。袴一腰。史生四人。神部十三人。卜部十二人。使部三人各青摺布衫一領。(已上縫殿縫賜。御巫一人(中宮。東宮。御巫准此。以下御巫らの料略)

(伯已下史已上七人、宮主一人(已上は褰摺の袍)。龜卜長上二人・彈琴二人・巫部・神部一人には各青摺の袍一領・袴一腰を賜え。史生四人・神部十三人・卜部十二人・使部三人には各青摺の布の衫一領(已上は縫殿、縫ひて賜え)。御巫一人(中宮・東宮の御巫は此れに准えよ)。

とあるように、宮主一人・卜長上二人・一般の卜部十二人の計十五人の卜部が鎮魂祭に関わつていた。そのため、『新撰亀相記』が鎮魂祭の起源に触れたのは、媛女氏の祭祀を記したというよりは、自氏の関わる祭祀の起源を記したことになる。

また『新撰亀相記』の目次⑤にあたる部分の本文には

八百万神共議素戔命、貢千座置戸（祓物惣稱也）亦切髮手足
爪、令贖其罪神掃遂棄（古在祓二種惡祓吉祓而不行惡祓）今
大祓祝詞云、天津罪畔放、溝埋、樋放、頻蒔、串刺、生剥、
逆剥、屎戸、此者素戔命天上惡行国津罪生膚断（傷人）、死膚
断（殺人）、白人（白禿白癩也）、久美（瘰腫之類）、犯母、犯
子、犯母子（雜犯奸也）、犯畜罪。六畜之類、高鳥之灾（飛鳥
恠也）、高津神灾（霹靂神也）、為蠱之罪（壓魅咒詛）、天津蛟
名木（人有犯科祓輪楛二枝此也）、千座置一座（祓物）、天津
邵吾蘓（天上以菅今以麻）師奈戸風（谷風）、朝之三霧、夕之
三霧（朝夕之霧発於谷間）、素奈多理（瀧水）、凡祓元、興高
天。其国津罪之興下條見之。

（八百万神共に議りて素戔命に千座置戸（祓物の惣稱なり）
を負せたまふ。亦、髪と手足の爪を切りて、其の罪を贖は
しめ、神掃ひ遂棄ひたまふ（古は祓二種在りき。惡祓と吉
祓なり。而るに惡祓は行わず）。今、大祓祝詞に云ふ天津罪
には畔放・溝埋・樋放・頻蒔・串刺・生剥・逆剥・屎戸あ
り。此は素戔命の、天上の惡行なり。国津罪には生膚断（人
を傷ふこと）、死膚断（人を殺すこと）、白人（白き禿白き
癩なり）、久美（瘰・腫の類なり）、母犯す、子犯す、母子
犯す（雜の犯奸なり）、畜犯す罪、六の畜の類なり。高鳥の
灾（飛ぶ鳥の恠なり）、高津神の灾（霹靂の神なり）、為蠱
の罪（壓魅・咒詛なり）、天津蛟名木（人、科を犯すこと有
るに、祓へ輪ふ楛二枝此なり）、千座置一座（祓物なり）、
天津邵吾蘓（天上には菅を以ちてす。今麻を以ちてす）。師
奈戸風（谷の風なり）、朝の三霧、夕の三霧（朝夕の霧谷間
に発る）、素奈多理（瀧の水なり）あり。凡そ祓の元は、高
天に興れり。其の国津罪の興は下條に見ゆ。）

とあり、大祓の起源を素戔命の高天原から「神掃遂棄」した行為
に基づいて説いている（31）。

記紀神話でも、素戔命は同様に高天原から追放されているが、
そこで「解除」を行ったと明記されるのは『日本書紀』神代上第
七段一書第二・第三のみである。これについて『新撰亀相記』が

直接的にト部について言及する記述を確認することはできないが、ト部が大祓の解除に関わっていたとすることは先に述べた通りであるため、この部分も自氏に関わる祭祀の起源を述べたこととなる。

第三節 『新撰亀相記』の特色

一、『新撰亀相記』の内容

『新撰亀相記』に『古事記』に依拠する神話が多く載せられていることは、本章はじめに述べたが、神代にあたる部分全てが記紀神話に依っているわけではない。工藤浩氏⁽³²⁾は『新撰亀相記』の独自記事として、オノゴロ嶋の位置・鎮火祭の起源・大祓の起源の三つを指摘しているが、さらに付け加えると、本章第二節で述べた、伊豆・杵岐・対馬の三国全ての三国のト部氏の系譜を同時に記すのは『新撰亀相記』独自の所伝である。特に東国の伊豆ト部氏の系譜に関する数少ない史料の一つである。また、独自記事とは反対に、『新撰亀相記』と『古事記』の内容を比較すると(表二参照)、『新撰亀相記』には、スサノヲのヤマタノオロチ退治・オオクニヌシの国造りなど、地上世界での神話が残ど記されていない。『新撰亀相記』を記したト部氏にとって、スサノヲ・オオクニヌシ神話は記す必要のない部分だったのである。トとはイザナキ・

(表三、『新撰亀相記』と『古事記』の内容比較)

	『新撰亀相記』	『古事記』
初発神	天御中主神 高御産巢日神	天御中主神 高御産巢日神 神産巢日神
ヲノゴロ島	位置の記載有	位置の記載無
イザナギ・イザナミが生んだもの	水蛭(子には入れないと割注有) 淡島(同上) 大八州嶋 迦具土神	ト兆の始め 水蛭子(葦船で流し去る) 淡島(子には入れないと記載有) 大八島国 六島 火之迦具土神を含む17神
イザナミが生んだもの	金山彦・金山姫 弥都波能売神 埴山彦・埴山姫	大宮四隅火鎮祭 金山毘古神・金山毘売神 波邇夜須毘古神・波邇夜須毘売神 弥都波能売神 和久産巢日神
黄泉の国	簡潔に記す	記載有り
禊祓(三貴神誕生)	天照大神 月読命 建速須佐男命	天照大御神 月読命 建速須佐之男命
三貴神の分治	アマテラス…高天原 ツクヨミ…夜事 スサノヲ…海原之國→妣根之堅州国	アマテラス…高天原 ツクヨミ…夜之食国 スサノヲ…海原→妣根之堅州国
誓約	アマテラスがスサノヲの佩剣で三女を成す スサノヲがアマテラスの御物で五男を成す	アマテラスがスサノヲの十拳剣で三女を成す スサノヲがアマテラスの 八尺勾璣之五百津之美須流珠で五男を成す
天罪・国津罪	記載有り	記載有り
天岩屋	記載有り	「火成ト、ト」 記載有り
大蛇・大国主神話	記載無し	記載有り
天孫降臨	記載有り	記載有り
『記』中巻以降	履中天皇 雄略天皇 仲哀天皇	国津罪の起原 推古天皇まで

『新撰亀相記』を記したト部氏にとって、スサノヲ・オオクニヌシ神話は記す必要のない部分だったのである。トとはイザナキ・

イザナミの国生みの際に天神に教えを求めたように、天にいる神の教えを聞くための手段であり、天から追放されたスサノヲや、後に天孫に国を譲ることになるオオクニヌシにとって、天神の教えは必要のないものであった。『古事記』の該当部分は、スサノヲが草薙剣を天に献上している以外には、天孫降臨前まで天上と関わる部分はなく、トを行っている様子もない。そのため、『新撰亀相記』はスサノヲのヤマタノオロチ退治やオオクニヌシの国造りを記す必要がなかったのだろう。

一方、記紀、特に『古事記』の中から『新撰亀相記』に蒐集された話とは一体何を意図して選ばれ、記されたのだろうか。工藤氏が挙げた『新撰亀相記』の独自記事に加え、数少ない天皇記事から『新撰亀相記』の特色を考察する。

二、火鎮祭の起原

『新撰亀相記』には、イザナギ・イザナミの国生みの最後に火鎮祭の起原が記されている。前節に引いた目次②にあたる部分である。

最後所生、迦具土神へ火神へ所焼玉門、神避坐也。到坐黄泉平坂所思。上国生置悪児。還坐生金山彦金山姫へ金神也金毗_螯也へ弥都波能賣神へ水神へ埴山彦埴山姫へ掌土器神今壺也へ教曰、悪子荒時、波等鎮之。故六月十二月二季之月大宮四隅火鎮之祭也。

（最後に生める迦具土神へ火神なり。へに玉門を焼かれて、神避坐す。黄泉平坂に到りまして思ほさく「上国に悪しき児を生み置きつ」とおもほす。還り坐して、金山彦・金山姫へ金神なり。今の鍬なり。へ弥都波能賣神へ水神なり。へ、埴山彦・埴山姫へ土器を掌る神なり。今の壺なり。へを生みたまふ。教へて曰ひたまはく「悪しき子荒ぶる時には汝等鎮めよ。故、六月・十二月の二季の月に大宮四隅に火鎮の祭す。」

『新撰亀相記』によると火神である迦具土神によって神避った

イザナミが、黄泉の国に行く前に引き返して、金神などの諸神を生み、火神が荒らぶった時には鎮めるようにとここで生んだ諸神に言い残した。そして、「故六月十二月二季之月大宮四隅火鎮之祭也（故、六月・十二月の二季の月に大宮四隅に火鎮の祭す）」とあり、『新撰亀相記』は六月・十二月に行われる大宮四隅の鎮火祭の起源をイザナミが生んだ火神を鎮めるためだと説く。

「神祇令」5季夏・9季冬条には季夏・季冬の二季の月に鎮火祭を行うよう規定されている。神祇令5季夏条義解には、

在宮城四方外角。卜部等鑽火而祭。為防火災。故曰鎮火。～
（宮城四方外角に在り、卜部等火を鑽す祭にて火災を防ぎ為す。故鎮火といふ。）

とあり、鎮火祭が卜部等によって行われる、火災を防ぐための祭であることが分かる。『延喜式』四時祭式³³鎮火祭条には祭料の規定はあるものの、儀式次第は詳しく触れられていない。一方、『延喜式』祝詞式¹⁴鎮火祭条には、鎮火祭の起源が述べられている。

高天原尔神留坐。皇親神漏義神漏美能命持弓。皇御孫命波。豊葦原乃水穗国乎。安国止平久所知食止。天下所寄奉志時尔。事寄奉志天都詞太詞事乎以弓申久。神伊佐奈伎伊佐奈美乃命妹妹二柱嫁継給弓。国能八十国嶋能八十嶋乎生給比。八百万神等乎生給比弓。麻奈弟子尔火結神生給弓。美保止被焼弓。石隠坐弓。夜七日昼七日吾乎奈見給比曾。吾奈妹乃命止申給比支。此七日尔波不足弓。隠坐事奇止弓見所行須時。火乎生給弓。御保止乎所焼坐支。如是時尔吾名妹乃命能。吾乎見給布奈止申乎吾乎見阿波多志給比津止申給弓。吾名妹能命波上津国乎所知食倍志。吾波下津国乎所知牟止申弓。石隠給弓。与美津枚坂尔至坐弓所思食久。吾名妹能所知食上津国尔。心悪子乎生置弓来奴止宣弓。返坐弓。更生子。水神。匏。川菜。埴山姫。四種物乎生給弓。此能心悪子乃心荒比曾波水神匏埴山姫川菜乎持弓鎮奉礼止。事教悟給支。依此弓稱辭竟奉者。皇御孫能朝廷尔御心一速比給波志止為弓。進物波明妙。照妙。和妙。荒妙。五色物乎備奉弓。青海原尔住物者。鱸広物。鱸狭物。奥津海菜。辺津海菜尔至万弓尔。御酒者甌辺高

知。甌腹満双弓。和稻。荒稻尔至万弓尔。如横山置高成弓。天津祝詞乃太祝詞事以弓。稱辭竟奉久止申。

（高天の原に神留り坐す。皇が親神漏義神・漏美の命を持ちて、皇御孫の命は、豊葦原の水穂の国を安国と平らけく知ろし食せと、天下し寄さし奉りし時に、事寄さし奉りし天つ詞の太詞事を以て申く。神伊佐奈伎・伊佐奈美の命、妹妹二柱嫁継給て、国の八十国嶋の八十嶋を生給ひ、八百万神等を生給ひて、まな弟子に火結神生み給て、みほと焼かれて、石隠り坐て、「夜七日・昼七日、吾をな見給ひそ、吾がな妹の命」と申給ひき。此の七日には足じて、隠れ坐す事奇しとて見そなわす時、火を生給て、みほとを焼かれ坐き。かかる時に「吾がな妹の命の、吾を見給ふなと申を吾を見あわたし給ひつ」と申給て、「吾がな妹の命は上つ国を知ろし食すべし。吾は下つ国を知らさむ」と申て、石隠り給て、よみつ枚坂に至り坐て思ほし食さく「吾がな妹の命の知ろし食す上つ国に。心悪しき子を生み置て来ぬ」と宣て、返り坐て、更に生みたまふ子、水神・匏・川菜・埴山姫・四種の物を生み給て、「此の心悪しき子の心荒びるは水神・匏・埴山姫・川菜を持て鎮め奉れ」と事教え悟し給き。此れに依て稱え辭竟え奉らば、皇御孫の朝廷に御心一速ひ給はじと為て、進る物は、明妙・照妙・和妙・荒妙・五色の物に備え奉りて、青海原に住む物は、鱈の広物・鱈の狭物・奥つ海藻・辺つ海藻に至るまでに、御酒は甌の辺高知り、甌の腹満て双べて、和稻・荒稻に至るまでに、横山の如く置き高成して、天つ祝詞の太祝詞事を以て、稱え辭竟え奉らくと申す。）

以上が祝詞式鎮火祭条の全文であるが、これには、伊佐奈伎・伊佐奈美が国生みの最後に、火結神を生み、その結果「石隠」してしまった伊佐奈美に対して、伊佐奈伎が見るなの禁を犯してしまふ、いわゆる黄泉の国神話が記される。祝詞式では、直接「ヨミノクニ」とは表記されず、また、伊佐奈伎が見るなの禁を犯したことは記されているものの、その後の逃げ帰るイザナキを、ヨモツシコメやイザナミが追う場面は省略されている。しかし「石

隠」していたはずの伊佐奈美が「与美津枚坂尔至坐豆（よみつ枚坂に至り坐て）」とヨモツヒラサカに在ることから、伊佐奈美が石隠したのは黄泉国であり、禁を犯した伊佐奈伎を記紀神話同様に上津国と下津国の境界まで追ったことが文脈から予測できる。そして祝詞式は伊佐奈伎が上津国を、自分が下津国を治めることを伊佐奈美が宣言して、「石隠」する。しかし、地上に「心悪子」を生み置いてしまったため、伊佐奈美は再び戻り、水神などの諸神を生んで「心悪子」が荒ぶる時は鎮めるようにと、ここで生んだ諸神に「事教」したとある。

次に、イザナミがカグツチ（火神）を生む神話を記紀で確認する。『古事記』には、

次、生火之夜芸速男神。へ夜芸二字以音也。へ亦名謂火之炫毘古神。亦名謂火之迦具土神。へ迦具二字以音。へ因生此子、美蕃登へ此三字以音。へ見炙而病臥在。多具理迹へ此四字以音。へ成神名金山毘古神。へ訓金云加那。下効此。へ次、金山毘売神。次、於屎成神名波迹夜須毘古神。へ此神名以音。へ次、波迹夜須毘売神。へ此神名亦以音。へ次、於屎成神名弥都波能売神。以音。へ故伊耶那那美神者、因生火神遂神避坐也。

（次に、火之夜芸速男神を生みき。亦の名は、火之炫毘古神と謂ふ。亦の名は火之迦具土神と謂ふ。此の子を生みしに因りて、みほとを炙かえて病み臥して在り。だぐりに成し神の名は金山毘古神。次に、金山毘売神。次に、屎に成し神の名は波迹夜須毘古神。次に、波迹夜須毘売神。次に、尿に成し神の名は弥都波能売神。次に、和久産巢日神。此の神の子は豊宇気毘売神と謂ふ。故、伊耶那那美神は、火神を生みしに因りて、遂に神避り坐しき。）

とあり、『新撰亀相記』・祝詞式では火神を鎮めるためにイザナミが生んだ諸神が、『古事記』では火神を生んで火傷を負ったイザナミのたぐり（嘔吐物）屎尿に成った神となっている。また、この後に黄泉の国神話が続くが、黄泉の国へ神避ったイザナミが「返（還）坐」ことも、火神を鎮めるように「事教」することもない。『日本書紀』では、この部分は、

卷一第五段一書第二

次生火神軻遇突智。時伊弉册尊、為軻遇突智、所焦而終矣。其且終之間。臥生土神埴山姫及水神罔象女。即軻遇突智娶埴山姫、生稚産靈。此神頭上生蠶与桑。臍中生五穀。

(次に火神軻遇突智を生みたまふ。時に伊弉册尊、軻遇突智が為に焦かれて終ります。其の終とする間に、臥して土神埴山姫と水神罔象女とを生みたまふ。即ち軻遇突智、埴山姫を娶りて、稚産靈を生む。)

同一書第三

伊弉册尊生火産靈時。為子所焦而神退矣。亦云神避矣。其且神退之時。則生水神罔象女及土神埴山姫。又生天吉葛。

(伊弉册尊、火産靈を生みたまひし時に子の為に焦かれて神退ります。亦、神避りますといふ。其の神退りまさむとする時に、則ち水神罔象女と土神埴山姫とを生み、又天吉葛を生みたまふ。)

同一書第四

伊弉册尊且生火神軻遇突智之時。悶熱懊惱。因為吐。此化為神。名曰金山彦。次小便。化為神。名曰罔象女。次大便。化為神。名曰埴山姫。

(伊弉册尊、火神軻遇突智を生まむとしたまふ時に、悶熱し懊惱し、因りて吐したまふ。此神に化為る。名づけて金山彦と曰す。次に小便したまふ。神に化為る。名づけて罔象女と曰す。次に大便したまふ。神に化為る。名づけて埴山姫と曰す。)

同一書第六

至於火神軻遇突智之生也。其母伊弉册尊、見焦而化去。于時伊弉諾尊恨之曰。唯以一兒替我愛之妹者乎。則匍匐頭邊、匍匐脚邊、而哭泣流涕焉。

(火神軻遇突智生るに至りて、其の母伊弉册尊焦かれて化去ります。時に伊弉諾尊恨みて曰はく「唯一兒を以て、我が愛しき妹に替へつるかも」とのたまひ、則ち頭邊に匍匐ひ、脚邊に匍匐ひ、哭泣き流涕したまふ。)

とあり、『新撰龜相記』・祝詞式に見る神話を見出すことができな

い。『日本書紀』一書第三が鎮火祭の名残が残るという指摘⁽³³⁾もあるが、工藤浩氏⁽³⁴⁾が記紀と祝詞・『新撰亀相記』を詳細に比較して、『古事記』の記事は『日本書紀』一書の二系統を統合したものであり、記紀は「鎮火祭とは無関係だと考えるべきである。」とするのが妥当である。

このように、『新撰亀相記』の鎮火祭の起源についての記述は記紀に見られない独自の神話になっているが、そこに登場する火神を鎮めるためにイザナミが生んだ金山彦・金山姫・弥都波能賣神、埴山彦・埴山姫の五神は、順番は前後する所もあるが、『古事記』に記されるイザナミのたぐり屎尿から成る金山毘古神・金山毘売神・波迹夜須毘古神・波迹夜須毘売神・弥都波能賣神と同一である。唯一、和久産巢日神とその子の豊宇気毘売神が『新撰亀相記』では省略されている⁽³⁵⁾が、神名だけに着目するならば、『新撰亀相記』は祝詞式よりも記紀神話、特に『古事記』と同一であると言える。反対に祝詞式は『日本書紀』の特に一書第三を資料の中心としたという指摘があり、祝詞式鎮火祭条の神話順序の乱れは、記紀にはないイザナミの「返坐」の要素を挿入する必要が生じたためだという⁽³⁶⁾。

確かに、祝詞式鎮火祭の伊佐奈美の行動は、石隠する↓伊佐奈伎による見るなの禁の破約↓(逃げたイザナキを追って地上世界との境界まで来る)↓石隠しようとする↓与美津枚坂に至った所で返坐↓諸神を生み事教する、となっていて、何度も行き来を繰り返し、無駄が多いように思われる。『新撰亀相記』の、神避(A)↓黄泉平坂に到った所で還坐(B)↓諸神を生み事教する(C)、という方がよほど整理されているように見える。ただし、『新撰亀相記』はイザナキが神避ったイザナミを追って黄泉の国に来る神話は省略されている。この神話が、祝詞式と同一の(A)部分に挿入されるのか、それとも(C)の後に挿入されるかで問題は変わってくるが、そもそも、祝詞式の煩雑な乱れを『新撰亀相記』は省略という手段を用いて、祝詞式の鎮火祭起源を犯すことなく整理することに成功していると見ることが出来る。『新撰亀相記』と祝詞式の間に関係があるなしに関わらず、『新撰亀相記』は「鎮火祭の起源」のみを主題においた、非常に簡潔かつ整頓された古

伝を語るのである。

鎮火祭の他に、卜部氏の関わる神祇祭祀として道饗祭⁽³⁷⁾が挙げられる。道饗祭は『新撰亀相記』には記されていないが、神祇令5季夏・9季冬条で鎮火祭と並んで季夏・季冬の二季の月に行うように規定されている。『令義解』同条には、

雖、卜部等於京城四隅道上而祭之。言欲令鬼魅自外来者。不敢入京師。故預迎於道而饗遏也。

(雖ふところは、卜部等京城の四隅の道の上に於て之を祭りて、鬼魅の外より来たるを敢て京師に入らざらしめむと欲ふを言ふ。故に、預りて道に迎へて饗へ遏むなり。)

とあり、鎮火祭同様に、道饗祭も卜部の行う祭祀であることが記されている。同集解には、義解の内容に続いて、

釋云。京四方大路最極、卜部等祭、牛皮并鹿猪皮用也、此為鬼魅自外莫来宮内祭之、左右京職相預

(釋に云く、京の四方の大路の最極にて、卜部等、牛の皮并びに鹿猪の皮を用ひて祭るなり。此れ鬼魅の外より宮内に来ることなきがために祭る。左右京職相預れ。)

とあり、道饗祭は卜部が京内に鬼魅の侵入を防ぐ祭であるとする『令釈』の説が示され、その祭料として牛鹿猪の皮を用いていたことが分かる。『延喜式』四時祭式上³⁴道饗祭条には、「於京城四隅祭(京城の四隅に於て祭れ)」とあり、祭料として、

五色薄繩各一丈。倭文四尺。木綿一斤十兩。麻七斤。庸布二段。鍬四口。牛皮二張。猪皮。鹿皮。熊皮各四張。酒四斗。稻四束。鰯二斤五兩。堅魚五斤。腊八升。海藻五斤。塩二升。水盆。坏各四口。櫛八把。匏四柄。調薦二枚。

とある。集解にある牛鹿猪の他に、熊皮も祭料として加えられている。吉田一彦氏⁽³⁸⁾によると、道饗祭は「中国的な性格を持つ祭祀で、病の原因となる鬼神に対して牛皮、鹿皮、猪皮、そして『延喜式』(神祇一、四時祭上)によるなら布製品、食料品、酒なども用意して、道路の要所もしくは境界にて饗応と祈禱を実施し、鬼神にその地点からお帰り頂こうと祈るものであった」とする。動物の皮が祭料に含まれる点から、臨時祭式15人衢祭・同24宮城四隅疫神祭・25畿内堺十处疫神祭との関連が指摘されている⁽³⁹⁾

が、これらにも卜部が関わっていたかは不明である。

道饗祭について、『延喜式』祝詞式15道饗祭条には、

高天の原尔事始_レ豆。皇御孫之命止稱辭竟奉。大八衢尔湯津磐
村之如久塞坐皇神等之前尔申久。八衢比古。八衢比売。久那
斗止御名者申_レ豆辭竟奉久波。根国底国与里龜備疎備来物尔相
率。相口会事無_レ豆。下行者下乎守理。上往者上乎守理。夜之
守日之守尔守奉齋奉礼止。進幣帛者。明妙。照妙。和妙。荒
妙尔備奉。御酒者貳_レ辺高知。貳腹満双_レ豆。汁尔母_レ穎尔母。山
野尔住物者。毛能和物。毛能荒物。青海原尔住物者。鱈乃広
物。鱈狭物。奥津海菜。辺津海菜尔至万_レ豆尔。横山之如久置
所足_レ豆。進_レ豆乃幣帛乎平気久聞食_レ豆。八衢尔湯津磐村之如
久塞坐_レ豆。皇御孫命乎堅磐尔常磐尔齋奉。茂御世尔幸_レ閑奉給
止申。又親王等王等臣等百官人等。天下公民尔至万_レ豆尔平久
齋給部止。神官天津祝詞乃太祝詞事乎以_レ豆。稱辭竟奉止申。
（高天の原に事始めて、皇御孫の命と稱え辭竟え奉る大八衢
にゆつ磐村の如く塞がり坐す皇神等の前に申さく、
八衢比古・八衢比売・久那斗と御名は申して辭竟え奉らく
は、根国・底国より龜_レ疎_レび来らむ物に相い率_レり相い口会
うる事無くて、下より行かば下を守り、上より往かば上を
守り、夜の守・日の守に守り奉り齋い奉れと、進る幣帛は
明妙・照妙・和妙・荒妙に備え奉り、御酒は貳の辺高知り、
貳の腹満て双べて、汁にも穎にも、山野に住む物は、毛の
和物・毛の荒物、青海原に住む物は、鱈の広物・鱈の狭物、
奥つ海菜・辺つ海菜に至るまでに、横山の如く置き足らわ
して、進る宇豆の幣帛を平けく聞し食して、八衢にゆつ磐
村の如く塞かじ坐して、皇御孫命を堅磐に常磐に齋い奉り、
茂し御世に幸わえ奉り給へと申す。又親王等・王等・臣等・
百官人等、天下の公民に至るまでに平らけく齋き給へと、
神官天つ祝詞の太祝詞事を以て、稱え辭竟え奉らくと申す。）

とあり、八衢比古・八衢比売・久那斗を祀り、根国・底国よりく
る物から地上を守る祭だとされている。根国・底国よりくる物と
は具体的には『令義解』『令集解』にあるように、「鬼魅」であり、
記紀神話にあるように、ヨモツシコメや雷神などの悪いものであ

る。『古事記』には、黄泉の国から逃げ帰ったイザナキが、禊をするために脱ぎ捨てた衣服の中の袴から「道俣神」が成っていることから、八衢比古・八衢比売はこれに相当するだろう。久那斗は『日本書紀』巻一第五段一書第九には、

時伊弉諾尊乃投其杖曰。自此以還雷不敢來。是謂岐神。此本號曰來名戸之祖神焉。

（時に伊弉諾尊、乃ち其の杖を投げて曰はく「此より以還、雷敢へて来じ」とのたまふ。是を岐神と謂す。此の本の号は来名戸之祖神と曰す。）

とあり、イザナキが黄泉の国から逃げ帰る際に投げて雷を防いだ杖が岐神でありクナトであることが分かる

鎮火祭・道饗祭は『令集解』に、どちらも「古記无別」とあるから、すでに『大宝令』に規定があり、『古記』が成立したと考えられる天平十年（七三八）以前に卜部の祭祀として執り行われ、記紀の黄泉の国神話に依った祭祀であることが分かる。

工藤氏は『新撰亀相記』の火鎮祭の起源のところでイザナミに生まれた諸神に付される割注に着目して、

鎮火祭で鍬と壺に汲んだ水が用いられていたとはどうてい思われない。金神を、剣ではなく「整」だとするのは、鎮火とは無関係の農耕に関する火の効用から発想されたものだと考えられる。また、土神も本来鎮火祭に於いては火を押さえるための土砂を神格化したものである筈であり、火を消すための水を入れる「壺」を示すものではない筈である。従って、この註は鎮火祭の実修に即していないはずなものだと判断せざるを得ないのである。

としているが、それならば何故、『新撰亀相記』は火鎮祭の起源に鎮火祭の実修に即さない割注を挿入したのだろうか。さらに、何故、『新撰亀相記』は卜部の祭祀である道饗祭に全く触れていないのだろうか。この二点については本章第四節で考察を深めたい。

三、淤能其侶嶋の位置

『新撰亀相記』の目次①にあたる部分には、

又有兩神。〔伊佐諾命。伊佐波命。〕兩神立天浮橋、指下矛攪探引上、矛之末、落下之瀘、凝成一嶋。名曰淤能其侶嶋。所謂、此嶋、在紀伊国海部郡。此、以西、加太浦、建加太驛通淡路国津名郡、由良驛。其加太驛乾在伴嶋。此嶋西南在淤能其侶嶋、體圓六十町許無有人居高廿丈許。冬見草石。唯有聚木茂高。相去伴嶋二三、亦非人居。兩嶋、同根属也。湖生通海。凡此嶋從良、連坤、

〔又、兩神有り。〔伊佐諾命・伊佐波命なり。〕兩神、天浮橋に立たして、矛を指し下し、攪き探りて引き上げたまふ。矛の末より落下つる瀘、凝りて一嶋と成る。名をば淤能其侶嶋と曰ふ。所謂、此の嶋は、紀伊国海部郡に在り。此より以西に、加太浦あり。加太驛を建つ。淡路国津名郡由良驛に通へり。其の加太驛の乾に、伴嶋在り。此の嶋の西南に淤能其侶嶋在り。嶋の体丸くして、六十町許なり。人の居有ること無し。高さ廿丈許なり。冬には草石見ゆ。唯、聚木有りて、茂く高し。伴嶋を相ひ去りて、二つ三つあり。亦、人の居非ず。兩嶋は同じき根に属けり。湖生りて海に通へり。凡そ、此の三つの嶋は良より坤に連なれり。〕

とあり、伊佐諾・伊佐波が天浮橋から指し下した矛の先から落ちた瀘が固まって淤能其侶嶋となったことが記される。さらに、淤能其侶嶋の位置について詳細に記される。それによると、淤能其侶嶋は紀伊国海部郡にあり、周囲に嶋がいくつかある、六十町程の円形の無人島であったことが分かる。現在の和歌山県和歌山市加太の海岸から乾（北西）の方角には、地島・虎島・沖ノ島が北東（艮）から南西（坤）方向へと連なっており、この三島は和歌山県と淡路島の間和歌山県寄りに位置している。さらに沖ノ島の北にある神島を加えた四島の総称を友ヶ島と呼ぶ。友ヶ島西南かつ和歌山県（紀伊国）内の海上にはそれ以外に島はないが、淡路島の南、友ヶ島西南にあたる位置に沼島があり、『新撰亀相記』の記述に則るのならば、沼島も淤能其侶嶋の候補に挙げることに

できる。ただし、沼島は淡路国に含まれると思われること、円形をしていないことから、『新撰亀相記』の記述とは差異がある。さらに、「凡此嶋従良連坤（凡そ、此の三つの嶋は良より坤に連なれり。）と表現するには友ヶ島と沼島は離れすぎているから、沼島とは考えにくい。

『新撰亀相記』の記述から、オノゴロ嶋を沖ノ島と比定する説もあるが⁽⁴⁰⁾、沖ノ島も沼島同様やはり、六十町程の円形ではない。そのため、『新撰亀相記』は架空の島として淤能基呂嶋の位置を友ヶ島付近に比定したと考える。

次に、記紀神話のオノゴロ嶋の位置を確認したい。『古事記』上には、

二柱神立へ訓立云多々志。天浮橋而。指下其沼矛以画者。塩許々袁々呂々迹へ此七字以音。画鳴へ訓鳴云那志也。而引上時。自其矛末垂落塩之。累積成島。是淤能基呂島。へ自淤以下四字以音。へ

（二柱の神、天浮橋に立たして、其の沼矛を指し下して画きしかば、塩こをろこをろに画き鳴して、引き上げし時に、其の矛の末より垂り落ちし塩は、累り積りて島と成りき。是、淤能基呂島ぞ。）

とあり、オノゴロ嶋のでき方は『新撰亀相記』と同様だが、その位置は記されていない。『日本書紀』巻一第三段本文には、

伊弉諾尊。伊弉冊尊。立於天浮橋之上共計曰。底下豈無国敷。廼以天之瓊へ瓊。玉也。此曰努。矛、指下而探之。是獲滄溟。其矛鋒滴瀝之潮。凝成一嶋。名之曰礮馭慮嶋。二神於是降居彼嶋。

（伊弉諾尊・伊弉冊尊、天浮橋の上に立たし、共に計りて曰はく、「底下に、豈国無けむや」とのたまひ、廼ち天之瓊へ瓊は玉なり。此に努と曰ふ。矛を以ちて、指し下して探りたまひ、是に滄溟を獲き。其の矛の鋒より滴瀝る潮、凝りて一嶋に成れり。名づけて礮馭慮嶋と曰ふ。）

とあり、本文及び同一書第一・二・三・四でもオノゴロ嶋は『古事記』『新撰亀相記』と同様に出来ているが、位置を示唆する表記は本文・一書共に確認できない。

『承平私記』には、師説として、

但其在处在淡路嶋之坤角小嶋也。或云。淡路紀伊兩國之境由
理駅之西方小嶋。云々。然而彼淡路坤方小嶋。

（但し其の在る处は淡路嶋の坤の角に在る小嶋なり。或る云
く、「淡路紀伊兩國の境の由理駅の西方の小嶋。云々。」と。
然して彼れ淡路の坤の方の小嶋なり。）

とあり、オノゴロ嶋の位置を淡路島の坤（南西）の方角にある小
嶋としている。現在の淡路島の南西方向には大園島・飛島などの
小嶋がいくつもある。しかし、或云と引かれている、由理駅が淡
路国由良駅だとすると、由良駅は淡路島の東端に位置するため、
西方に海は無く、当然小嶋もない。駅家ではないが『万葉集』卷
七・一二二〇に「木国之 湯等乃三埼（紀国のゆらの岬）」とある
ため、紀伊国にも「ゆら」という地名があることが分かる。加太
駅のあった和歌山県和歌山市加太よりも南に位置する和歌山県日
高郡由良町が「ゆら」だとするならば、その西方にある小嶋は蟻
島・十九島・黒島だろうか。しかし、和歌山県の由良町は「淡路
紀伊兩國之境（淡路紀伊兩國の境）」とは言えないため、『承平私
記』が「或云」を承服しなかったのも頷ける。

『釋日本紀』に引く「私記」には、師説として、

今見在淡路嶋西南角小嶋是也云。俗猶存其名也。或説。今在
淡路国東由良駅下。

（今、淡路嶋の西南の角に見在する小嶋是なりと云う。俗に
猶ほ其の名を存するなり。或説に「今淡路国の東の由良駅
の下に在り」と。）

とあり、この直後に『承平私記』に引く「或云」も「或説云」と
して引かれている。『釋日本紀』に引かれる「私記」が『日本書紀』
奏上後から何度か行われていた「日本紀講書」の中のいつの「私
記」であるかは不明だが、「私記」によるとオノゴロ嶋は淡路島西
南の小嶋であるとし、さらに「私記」の中に引かれる「或説」で
は淡路国由良駅の下にあるとしている。淡路島西南の小嶋は先に
挙げたが、由良駅下、つまり由良駅南ということならば、由良
駅の南にあたる小嶋は沼島ということになる。駅としての下りと
いう意味ならば、由良駅の隣の駅である大野駅の方角か、または

海路を挟んで加太駅となる。大野駅は淡路島内陸にあるため、当然小嶋は無い。加太駅へは沖ノ島・地島を経由するため、オノゴロ嶋は沖ノ島ということになる。



図一、オノゴロ嶋比定地

(Google マップを基に筆者が作成)

『神代巻口訣』には、「有淡路西北隅小嶋（淡路西北の隅に小嶋有り）」とある。淡路島西北に小嶋は無く、これは淡路島北東部の隅にある絵島に比定されているが、方角が異なる。

オノゴロ嶋の比定地にはこれらの資料に基づき、沖ノ島・絵島・淡路島など諸説あるが、実際の地図と方角に照らし合わせてみると、どれも合致しない。オノゴロ嶋は架空の島とみるべきである。その架空の島に、あえて詳細な位置と形状を付け加えた『新撰亀相記』の意図するところは何だったのだろうか。

工藤浩氏⁽⁴¹⁾は、『新撰亀相記』のオノゴロ嶋比定地（沖ノ島）が亀甲を産出する地域のほぼ中央に位置していることに触れ、記・紀には見られないオノゴロ嶋の所在に関する言説は、ト部氏が亀トに用いる亀甲の入手に奔走する過程で生じたものと考えられる。

としている。『延喜式』臨時祭式79亀甲条には、亀卜に使用する亀甲は、紀伊・阿波・土佐国からの中男作物と交易から得ることが規定されるため、確かに、沖ノ島は亀甲産出地の中央と言えるだろう。『新撰亀相記』の記述から、オノゴロ嶋を沖ノ島に比定することはできないが、オノゴロ嶋を架空の嶋として沖ノ島付近に設定した理由はこれに従うことができる。ただし、卜部氏が伊豆・壱岐・対馬を始めとした諸国に分布していることと、神祇祭祀の亀卜の始まりがこれらの国で行われていた亀卜が中央祭祀に取り込まれた結果であることを考えると、卜部は自国で亀甲を入手できずである。実際に伊豆を中心とした東国・壱岐・対馬には亀卜に使用された亀甲が出土している。それにも関わらず、『延喜式』に紀伊・阿波・土佐のみが亀甲を収めると規定するのは、中央卜部の供奉形態からは不自然といってもよく効率も悪かったと考えられる。亀甲の産出量が年々減っていった可能性もあるとは思いますが、亀卜に使用する亀甲を紀伊・阿波・土佐の特産と規定してしまったことによって、非効率化も招いたと考えられる。馴れた自氏の土地ならば、亀甲の産出量などの予測や情報も手に入りやすく、多少の融通は効いたかもしれない。しかし、自氏のいない土地からの中男作物と交易によってしか亀甲を手に入れられなくなってしまう卜部は、亀甲の入手に奔走しなければならなかったと推測される。

四、『新撰亀相記』に記される天皇

『新撰亀相記』は火鎮祭の起源・淤能其侶嶋の位置という独自の古伝を記紀神話に付け加えているが、反対に、記紀神話、特に『新撰亀相記』が依拠した『古事記』の中で、記されなかった部分とは何だったのだろうか。言い換えれば、『古事記』の神代から人代にかけての記述の中から、卜部氏は何を選び出し書き記したのだろうか。神代については先に述べた通り、卜部の関わる鎮火祭、大祓などの起原を説くことを主題にしていた。ここでは、『新撰亀相記』の人代について記されている部分を確認していきたい。

『新撰龜相記』に記される人代、つまり天皇記事は伊邪本和氣天皇（履中）・大長谷若建天皇（雄略）・帶中日子天皇（仲哀）の三つの御代である。

初めに、履中天皇条には、

伊邪本和氣天皇、坐於難波宮、聞食大嘗。醉給御酒御寢皇弟、墨江中王謀返火着大殿。倭漢直之祖、阿知直、窃奉出天皇、駕御馬（丹治比野御酒寢也）。幸坐倭石上神宮。皇弟水齒別命、叅向礼奏。天皇詔疑墨江王間意乎。故不相見。各奏、不間意無邪心。詔然者殺其王可叅之奉。詔還到難波謂曾波加理曰（墨江中王近仕隼人也）立為天皇。汝作大臣將治天下。宜殺汝王荅云唯、謀殺王訖率曾波加理、向倭到大坂山口。所思、雖有大功、殺君不義。先、報其功後則誅之。出詔今日留此、明日進之。即造假宮、忽為豊樂。大臣之位、授曾波加理。然則、殺之（号其地為近飛鳥也）到坐于倭、詔今日留此為祓明日叅之將拜神宮（故其地号遠飛鳥）故行神態。先為解除。死之膚断之此由也。

（伊邪本和氣天皇、難波宮に坐して、大嘗聞こし食しき。御酒に酔ひ給ひて、御寢したまふ。皇弟、墨江中王、謀返せむとして、火を大殿に着く。倭漢直の祖、阿知直、窃かに天皇出だし奉りて、御馬に駕せ（丹治比野に御酒寢めたり）。倭の石上神宮に幸で坐さしむ。皇弟水齒別命、参向ひて奏さしめたまふ。天皇詔りたまはく、「墨江王、意を問てたるかと疑ひつ。故、各に相ひ見じ」とのりたまふ。奏したまはく「意を問てじ、邪心無し」ともうしたまふ。詔りたまはく「然らば、者の王を殺して参るべし」とのりたまふ。詔を奉り、還りて難波に到ります。曾波加理に曰りたまはく、（墨江中王に近く仕ふる隼人なり。）「立ちて天皇と為らば、汝を大臣と作して將に天下を治めむとす。宜し汝が王を殺すべし」とのりたまふ。答へて云はく「唯」と。謀りて王を殺し訖りぬ。曾波加理を率て倭に向ひたまふ。大坂の山口に到りて思さく、「大さ功有りと雖も、君を殺すことは義ならず。先づ、其の功に報いて、則ち後に誅はむ」とおもほす。詔を出だしていひたまはく、「今日は此に留まりて、明日進まむ」といひたまふ。

即ち假宮を造り、忽かに豊樂為たまひて、「大臣の位を曾波加理に授けたまふ。然れば則ち之を殺したまふ。〔其地を号けて近飛鳥とす。〕倭に到り坐して詔りたまひしく「今日は此に留まりて祓を為む。明日参りて、神宮を拝まむ」とのりたまひき。〔故、其地を遠飛鳥と号く。〕故、神態を行ふに。先づ解除をす。死膚断は此の由なり。〕

とあり、墨江中王の反乱と曾波加理を誅殺する話が語られる。履中天皇が大嘗祭を行い酔って寝ている時に、弟の墨江中王が「謀返」しようとして天皇の寝ている大殿に火をつける。阿知直に救い出された天皇は石上神宮へと逃げる。そこに来た弟の水齒別命（後の反正天皇）を疑った天皇に、自らが邪心のないことを示すため、水齒別命は墨江中王を倒しに難波に向かう。水齒別命は墨江中王に仕える曾波加理に墨江中王を討たせると、今度は曾波加理を誅殺する。その後、殺人の穢れを祓って、翌日に石上神宮に戻る。そして、この条の末尾で神態を行うためには祓解除が必要であると記し、さらに、国津罪の一つである「死膚断（殺人）」の由縁はここにあるとしている。

『古事記』下巻履中天皇条にも、墨江中王の反乱と曾波加理の誅殺は記されている。しかし、曾波加理を誅殺した後には、故、其隼人飲時、大鏡覆面。爾、取出置席下之劍、斬其隼人之頸、乃明日上幸。故、号其地謂近飛鳥也。上到于倭詔之、今日留此間、為祓禊而、明日参出、将拜神宮。故、号其地謂遠飛鳥也。

（故、其の隼人が飲む時に、大鏡、面を覆ひき。爾くして、席の下に置ける劍を取り出して、其の隼人が頸を斬りて、乃ち明くる日に上り幸しき。故、其地を号けて近飛鳥と謂ふ。倭に上り到りて、詔ひしく「今日は此間に留りて祓禊を為て、明日参出でて、神宮を拝まむ」とのりたまひき。故、其地を号けて遠飛鳥と謂ふ。〕

とあるだけで、禊禊は行っているものの、死膚断の由縁については記されていない。

『日本書紀』履中天皇即位前紀には、
於是木菟宿禰啓於瑞齒別皇子曰。刺領巾為人殺己君。其為我

雖有大功。於己君無慈之甚矣。豈得生乎。乃殺刺領巾。即日向倭也。夜半臻於石上而復命。

（是に木菟宿禰、瑞齒別皇子に啓して曰さく「刺領巾、人の為に己が君を殺す。其れ我が為に大功有りと雖も、己が君に慈無きこと甚し。豈生くることを得むや」とまをし、乃ち刺領巾を殺す。即日倭に向かひ、夜半に石上に臻りて復命す。）

とあり、死膚断の由縁だけではなく、禊祓も行っていない。

国津罪は先にも引いたが、『新撰龜相記』の目次⑤の天津罪国津罪を説明する部分に、

国津罪生膚断（傷人）、死膚断（殺人）、白人（白禿白癩也）、久美（瘰腫之類）、犯母、犯子、犯母子（雜犯奸也）、犯畜罪。六畜之類、高鳥之灾（飛鳥恠也）、高津神灾（霹靂神也）、為蠱之罪（壓魅咒詛）

（国津罪には生膚断（人を傷ふこと）、死膚断（人を殺すこと）、白人（白き禿白き癩なり）、久美（瘰・腫の類なり）、母犯す、子犯す、母子犯す（雜の犯奸なり）、畜犯す罪、六の畜の類なり。高鳥の灾（飛ぶ鳥の恠なり）、高津神の灾（霹靂の神なり）、為蠱の罪（壓魅・咒詛なり）

とあり、「死膚断」は割注に殺人だと説明されている。さらにこの条には、「其国津罪之興下条見之（其の国津罪の興は下条に見ゆ）」とあり、この「下条」がこの履中天皇条を指しているのだろう。つまり、国津罪は履中天皇条で行われた反正天皇の罪が起原であると説くのである。

次に、『新撰龜相記』雄略天皇条には、

大長谷、若建天皇御代、河内大縣主舍上作堅魚木。天皇詔令火烧之（屋不置堅魚木辞此也之由）大縣主畏獻幣財。故着火止之。（今礼代幣帛此也）

（大長谷若建天皇御代に、河内大縣主の舍の上に堅魚木を作りき。天皇詔りたまはく「火烧かしめよ」とのりたまふ。屋に堅魚木を置かぬ辞、此の由なり。）大縣主、畏まりて幣財を献る。故、火を着くることを止めたまひき。（今、礼代の幣帛、此なり。）

とあり、雄略天皇が屋根に堅魚木を置く河内大縣主の舎を焼こうとした時、河内大縣主が幣財を献上して、許されたとしている。ここには、屋に堅魚木を置いてはいけないこと、及び礼代の幣帛の由縁が述べられる。

『古事記』下巻雄略天皇条には、

初、大后坐日下之時、自日下之直越道、幸行河内。爾、登山上望国内者、有上堅魚作舍屋之家。天皇、令問其家云、其上堅魚作舍者誰家。答白、志幾之大県主家。爾、天皇詔者、奴乎、己家似天皇之御舍而造、即遣人令燒其家之時、其大県主懼畏、稽首白、奴有者、随奴不覺而過作甚畏。故、献能美之御幣物。〔能美二字以音。〕布繫白犬、著鈴而、己族名謂腰佩人、令取犬繩以献上。故、令止其著火。

（初め、大後の日下に坐しし時に、日下の直越の道より、河内に幸行しき。爾して、山の上に登りて国の内を望めば、堅魚を上げて舎屋を作れる家有り。天皇、其の家を問はしめて云ひしく、「其の堅魚を上げて作れる舎は、誰が家ぞ」といひき。答へて白しく、「志幾の大県主が家ぞ」とまをしき。爾くして、天皇の詔はく、「奴や、己が家を天皇の御舎に似せて造れり」とのりたまひて、即ち人を遣して其の家を焼かしめむとせし時に、其の大県主、懼ぢ畏みて、稽首きて白さく、「奴にし有れば、奴随ら覺ずして過ち作れるは、甚畏し。故、のみの御幣物を献らむ」とまをして、布を白き犬に繫、著を鈴けて、己が族名は腰佩と謂ふ人に、犬の繩を取らしめて、献上りき。故、其の火を著くることを止めしめき。）

とあり、『新撰亀相記』の雄略天皇条と同様の内容が記され、志幾の大県主は雄略天皇に許しを請うために幣物を奉っている。神祇令には

凡常祀之外。須向諸社供幣帛者。皆取五位以上ト食者充。
（凡そ常祀の外は須らく諸社に向い幣帛を供すべくは、皆五位以上のト食の者を取りて充てよ。）

とあり、『延喜式』踐祚大嘗祭式3伴幣条には、

凡大祓使発訖。即差遣供幣帛於天神地祇使。太神宮諸王五位

以上一人。中臣一人。忌部一人。卜部一人。

（凡そ大祓使発ち訖らば、即ち幣帛を天神地祇に供する使を差遣せ。太神宮に諸王の五位以上一人、中臣一人、忌部一人、卜部一人。）

とあり、どちらも卜部が幣帛を供奉する一人であることが規定されている。しかし、『貞観儀式』では中臣・忌部のみが記され、卜部が幣帛使であるとは記されていない。ここから想定するに、中央の神祇祭祀において、卜部から幣帛使が取られることは確定しておらず、卜部から幣帛使が取られないことも珍しくなかったのだらう。そのため、雄略天皇条の幣帛に関する記述を『新撰亀相記』に記すことによつて、卜部氏が幣帛に関する古伝を有する氏族であり、幣帛使に卜部が取られる由縁を確固たるものにしようとしたと解釈される。

最後に、『新撰亀相記』仲哀天皇条について確認したい。『新撰亀相記』仲哀天皇条の全文は以下の通りである。

帶中日子天皇、坐穴門豊浦宮。将撃熊曾国。神教乞之。大后息長帶比賣命、歸神教。曰莫征此国。自然而伏。宜西方在国。珍寶已盈。先征彼国。天皇詔、踰高山見西方、不見国土。唯在大海。神、為偽言神罰。天皇大后、并建内足尼大畏取国大麻（大祓每戸取麻一条此也）擇求生剥逆剥畔放溝埋屎戸上通下通（上條犯母与子、与母之罪此也）国大祓（祓興近在御代也）更請神教襲新羅訖。

（帶中日子天皇、穴門豊浦宮に坐して、将に熊曾国を撃たむとして神の教を乞ひたまひき。大后息長帶比賣命、神の教を帰せて曰りたまはく、「此の国を征つこと莫れ。自然づからに伏はむ。西方に国在るべし。珍寶、已に盈てり。先づ彼の国を征ちたまへ」とのりたまふ。天皇詔ちたまはく「高き山に踰りて西方を見るに、国土見えず。唯大海のみ在り。神、偽言を為したまふ」とのりたまふ。神、天皇を罰ひたまふ。大后、并せて建内足尼、大きに畏り国の大麻を取りて（大祓に、戸毎に麻一条を取るは、此なり）生剥・逆剥・畔放・溝埋・屎戸・上通下通（上の條の母と子と、子と母とを犯せる罪、此なり）擇ひ求ぎて、国の大祓したまふ。

（祓の興は近く在りし御代なり。）更に神の教を請ひて、新羅を襲ひ訖りたまひき。）

ここには、仲哀天皇の崩御と国の大祓について記されている。熊曾国を撃とうとした仲哀天皇が神託を求めたところ、息長帯比売命（後の神功皇后）が熊曾国よりも西の国（新羅）を征てという神の教えを受けた。仲哀天皇は高い山に登ってみるが、西には海ばかりで国が見えなかったため、神は偽言を下したとして信じなかつたために神罰が下る。その後、皇后は建内足尼に国の大祓をさせて、再び神の教えを請い、新羅を征ちに行く。

ここには、天津罪である生剥・逆剥・畔放・溝埋・屎戸と、国津罪である上通下通が記される。割注にある「上条犯母与子、与母之罪此也（上の条の母と子と、子と母とを犯せる罪、此なり）」の「上条」とは『新撰亀相記』目次⑤に国津罪として「犯母、犯子、犯母子へ雑犯奸也」（母犯す、子犯す、母子犯すへ雑の犯奸なり）と記されているところを指している。

『古事記』中卷仲哀天皇条には、
其大后息長帯日売命者、当時帰神。故、天皇坐筑紫之訶志比宮、将撃熊曾国之時、天皇控御琴而、建内宿祢大臣居於沙庭、請神之命。於是、大后帰神、言教覚詔者、西方有国。金銀為本、目之炎耀、種々珍宝、多在其国。吾今帰賜其国。爾、天皇答白、登高地見西方者、不見国土、唯有大海、謂為詐神而、押退御琴不控、黙坐。爾、其神大忿詔、凡茲天下者、汝非応知国。汝者向一道。於是、建内宿祢大臣白、恐。我天皇。猶阿蘇婆勢其大御琴。へ自阿至勢以音。へ爾、稍取依其御琴而、那摩那摩迹へ此五字以音。へ控坐。故、未幾久而、不聞御琴之音。即拳火見者、既崩訖。爾、驚懼而、坐殯宮、更取国之
大奴佐而、へ奴佐二字以音。へ種々求生剥・逆剥・阿離・溝埋・屎戸・上通下通婚・馬婚・牛婚・鶏婚・犬婚之罪類、為国之
大祓而、：

（其の大后息長帯日売命は、当時、神を帰せき。故、天皇、筑紫の訶志比宮に坐して、熊曾国を撃たむとせし時に、天皇、御琴を控きて、建内宿祢大臣、沙庭に居て、神の命を請ひき。是に、大后の帰せたる神、言教へ覺して詔ひしく、

「西方に国有り。金・銀を本と為て、目の炎耀く、種々の珍しき宝、多た其の国に在り。吾、今其の国を帰せ賜はむ」とのりたまひき。爾くして、天皇の答へて白さく、「高き地に登りて西方を見れば、国土見えずして、唯に大海のみ有り」とまをして、詐を為る神と謂ひて、御琴を押し退け控かずして、黙し坐しき。爾くして、其の神、大きに忿りて詔ひしく、「凡そ茲の天下は、汝が知すべき国に非ず。汝は一道に向へ」とのりたまひき。是に、建内宿祢大臣が白しく、「恐し。我が天皇、猶其の大御琴をあそばせ。」とまをしき。爾くして、稍く其の御琴を取り依せて、なまなまに控きて坐しき。故、未だ幾久もあらずして、御琴の音聞こえず。即ち火を挙げて見れば、既に崩りまし訖りぬ。爾くして、驚き懼ぢて、殯宮に坐せて、更に国の大ぬさを取りて、種々に生剥・逆剥・阿離・溝埋・尿戸・上通下通婚・馬婚・牛婚・鶏婚・犬婚の罪の類を求めて、国の大祓を為て、…)

とあり、国の大祓までの大筋は変わらない。この直後に神功皇后が再び神の教えを受け、新羅親征に向かうが、『古事記』は『新撰亀相記』が省略した二度目の教えも詳しく述べている。それは、亦、建内宿祢居於沙庭、請神之命。於是、教覚之状、具如先日、凡、此国者、坐汝命御腹之御子、所知国者也。爾、建内宿祢白、恐。我大神。坐其神腹之御子、何子歟、答詔、男子也。爾、具請之、今如此言教之大神者、欲知其御名即、答詔、是天照大神之御心者。亦、底箇男・中箇男・上箇男、三柱大神者也。〔此時、其三柱大神之御名者顯也。〕今寔思求其国者、於天神・地祇亦山神及河海之諸神、悉奉幣帛、我之御魂坐于船上而、真木灰納瓠、亦、箸及比羅伝〔此三字以音。〕多作皆、散浮大海以可度。

（亦、建内宿祢沙庭に居て、神の命を請ひき。是に、教へ覚す状、具さに先の日の如くして、「凡そ、此の国は、汝命の御腹に坐す御子の知らさむ国ぞ」とのりたまひき。爾くして、建内宿祢が白さく、「恐し。我が大神。其の神の腹に坐す御子は、何れの子か」とまをすに、答へて詔ひしく、「男

子ぞ」とのりたまひき。爾くして、具に請はく、「今如此言教ふる大神は、其の御名を知らむと欲ふ」とこふに、即ち答へて詔ひしく、「是は天照大神の御心ぞ。亦、底箇男・中箇男・上箇男の三柱の大神ぞ。へ此の時に、其の三柱の大神の御名は顕れき。今寔に其の国を求めむと思はば、天神・地祇と亦山神と河海の諸神とに、悉く幣帛を奉り、我が御魂を船の上に坐せて、真木の灰を瓠に納れ、亦、箸とひらでとを多た作りて皆、大海に散し浮けて度るべし」とのりたまひき。

であり、神功皇后は新羅親征にあたり、天照大神と墨江三神（底箇男・中箇男・上箇男）の教えを受けて、天神地祇山河海の諸神に幣帛を奉り、墨江三神の御魂を船に乗せている。

『日本書紀』仲哀天皇八年九月―九年二月条にも仲哀天皇の熊襲征伐から崩御にかけて、大筋は同様である。神功皇后撰政前紀（仲哀天皇九年）には、

九年春二月。足仲彦天皇崩於筑紫檀日宮。時皇后傷天皇不從神教而早崩以為。知所崇之神。欲求財寶國。是以。命群臣及百寮。以解罪改過。更造齋宮於小山田邑。

（九年春二月。足仲彦天皇、筑紫の檀日宮に崩ります。時に皇后、天皇の神の教に従はずして早く崩りましたししことを傷みたまひて、以為、崇れる神を知りて、財宝國を求めむと欲す。是を以ちて、群臣と百寮とに命せて、罪を解へ過を改めて、更に齋宮を小山田邑に造らしめたまふ。）

三月壬申朔。皇后選吉日入。齋宮。親為神主。則命武内宿禰令撫琴。喚中臣烏賊津使主為審神者。因以千繪高繪置琴頭尾。而請曰。先日教天皇者誰神也。願欲知其名。

（三月壬申朔。皇后、吉日を選びて齋宮に入り、親ら神主と為りたまひ、則ち武内宿禰に琴撫かしめ、中臣烏賊津使主を喚して審神者としたまふ。因りて千繪高繪を琴頭尾に置き、請して曰さく、「先日、天皇に教へたまひしは誰神ぞ。願はくは其の名を知らむ」とまをしたまふ。）

とあり、「国之大祓」という表現ではないが、神功皇后が「解罪改過」している。また、「千繪高繪」（幣帛）を捧げ、神託を求めて

いる。

以上の『新撰亀相記』仲哀天皇条と記紀の記載をそれぞれ確認したうえで、次に『新撰亀相記』の仲哀天皇条及び仲哀天皇に関する記述について論じたい。

五、『新撰亀相記』に記される仲哀天皇についての問題点

『新撰亀相記』仲哀天皇条と記紀の仲哀天皇条は先で確認した通りである。『新撰亀相記』の仲哀天皇条の叙述をまとめると、以下の通りとなる。

- (1) 仲哀天皇が神託を疑い、神罰が下る（崩御）。
- (2) 神功皇后が建内足尼に国の大祓をさせる。
- (3) 神功皇后が再び神託を受け、新羅征伐に行く。

ここで問題となるのは(2)の部分である。もう一度『新撰亀相記』の部分のみを便宜的に分解して引くと以下の通りである。

- (a) 天皇太后、并建内足尼大畏取国大麻
〈大祓毎戸取麻一条此也〉
- (b) 擇求生剥逆剥畔放溝埋尿戸
〈上條犯母与子、与母之罪此也〉
- (c) 上通下通
〈祓興近在御代也〉
- (d) 国大祓
〈祓興近在御代也〉

一方、『古事記』の該当部分を、こちらも同様に分解して引くと以下の通りである。

- (a) 驚懼而、坐殯宮、更取国之大奴佐而
- (b) 種々求生剥・逆剥・阿離・溝埋・尿戸
- (c) 上通下通婚・馬婚・牛婚・鶏婚・犬婚之罪類
- (d) 为国之大祓而

神祇令 18 大祓条には、

凡六月十二月晦日大祓者。中臣上御祓麻。東西文部上祓刀。読祓詞。訖百官男女。聚集祓所。中臣宣祓詞。卜部為解除。

（凡そ六月、十二月の晦の日の大祓には、中臣、御祓麻上れ。東西の文部、祓刀上りて、祓詞読め。訖りなば百官の男女祓の所に聚り集れ。中臣、祓詞宣べ。卜部、解へ

除くこと為よ。)

とあり、大祓の際に中臣が御祓麻を献ることが規定されている。また、同19諸国条には、

凡諸国須大祓者。每郡出刀一口。皮一張。鍬一口。及雜物等。戸別麻一条。其国造出馬一疋。

(凡そ諸国に大祓すべくは、郡毎に刀一口、皮一張、鍬一口、及び雜の物等を出せ。戸別に麻一条。其れ国造は馬一疋を出せ。)

とあり、諸国で行われる大祓の祭料に「戸別麻一条」と規定されている。井上光貞氏⁽⁴²⁾は『古事記』仲哀天皇条の「国之大祓」を中央でなく諸国で行われる大祓の例として挙げられている。そのため、『新撰亀相記』(a)の割注〈大祓毎戸取麻一条此也(大祓に戸毎に麻一条を取るは、此なり)〉は律令に依ったと考えられる。(b)については表記の差異はあるが、天津罪について同様に記されている。

(c)について、『新撰亀相記』は『古事記』に記される「馬婚・牛婚・鶏婚・犬婚之罪類」を削除している。

『延喜式』祝詞式12大祓条には、

国津罪止。生膚断。死膚断。白人。胡久美。己母犯罪。己子犯罪。母与子犯罪。子与母犯罪。畜犯罪。昆虫乃災。高津神乃災。高津鳥災。畜仆志蠱物為罪。

(国津罪と、生膚断ち・死膚断ち・白人・こくみ・己が母を犯す罪・己が子を犯す罪・母と子と犯す罪・子と母と犯す罪・畜犯す罪・昆虫の災。高つ神の災。高つ鳥の災。畜仆し蠱物する罪。)

とある。『新撰亀相記』目次⑤部分に記される国津罪は「生膚断・死膚断・白人・久美・犯母犯子犯母子・犯畜罪・六畜之類・高鳥之災・高津神災・為蠱之罪」とあり、祝詞式にある「昆虫乃災」が『新撰亀相記』では「六畜之類」となっている外は同じである。

『新撰亀相記』国津罪の「犯畜罪・六畜之類」が『古事記』仲哀天皇条の「馬婚・牛婚・鶏婚・犬婚之罪類」に該当するならば、「上通下通」に続き、「犯畜罪・六畜之類」と記せば、『古事記』の記述とも合うため、削除の必要性は無いように思われる。

さらに、先に述べた通り、『新撰亀相記』履中天皇条には「死之膚断之此由也（死之膚断は此の由なり）」と記されているため、国津罪の一つである「死膚断」の由縁は既に記されていることになり、仲哀天皇条で「上通下通」が追加され、『古事記』と同様に「犯畜罪・六畜之類」と続けることで国津罪を一層補完できるはずであるところを、『新撰亀相記』は省略している。

その上で、(d)で「^へ祓興近在御代也」祓の興は近く在りし御代なり」として、祓の起源が仲哀天皇の御代ではないが、その近辺の御代であるとしている。記紀によると仲哀天皇の前後の天皇は成務天皇と応神天皇である。「近在御代」とあるため、広く見積もっても前後二代程度であると考えられるため、景行・成務・仲哀・（神功皇后）・応神・仁徳の順となり、『新撰亀相記』はこれらの天皇の御代に祓の起源があると説く。

では、ここで一度『新撰亀相記』の天皇条を記紀の時系列に則り整理してみると、以下の通りとなる。

『新撰亀相記』記載順 時系列順

履中天皇 仲哀天皇（『古事記』中巻）

雄略天皇 履中天皇（『古事記』下巻）

仲哀天皇 雄略天皇（『古事記』下巻）

このように、『新撰亀相記』は、記紀の時系列に照らし合わせると、丁度、『古事記』中巻と下巻が逆に記されていることになる。つまり、『新撰亀相記』だけで天皇記事を読むと、「死膚断」の起源↓礼代の幣帛の起源↓国の大祓の起源、と順に説いているように見えるが、記紀の時系列に並べ替えると、国の大祓の起源↓「死膚断」の起源↓礼代の幣帛の起源となり、「死膚断」の起源の前に国の大祓が行われてしまうことになる。仲哀天皇条で行われた「国の大祓」の段階では、国津罪の上位に挙げられる「死膚断」の罪はまだ発生していないため、神話上日本で最初に行われた国の大祓では「死膚断」の罪を祓うことは論理的に不可能ということになってしまう。

『新撰亀相記』の天皇条にはこのような大きな問題が含まれている。では、何故このような問題が発生してしまったのだろうか。この問題を考察する前に、『新撰亀相記』の各天皇条の外にも

う一つ、垂仁天皇について記された部分を確認する。『新撰亀相記』目次⑩の部分には、

活目入彦伊佐知天皇。定賜国境及天神地祇之社。始從男弭御調（乃）太詔戸社。更建於大和国。

（活目入彦伊佐知天皇、国境及び天神地祇の社を定め賜ひ、始めて男の弭の御調を從せたひき。太詔戸社を、更に大和国に建つ。）

とあり、活目入彦伊佐知天皇（垂仁天皇）の事績として国境の制定・天神地祇社の制定・男弭御調、大和国太詔戸社の起源が記されている。しかし、記紀によると国境の制定は成務朝、天神地祇社の制定と男弭御調の制定は崇神朝に行われ、大和国太詔戸社の起源は記紀には見えないことが指摘されている（43）。

『新撰日本紀』述義五には、男弭御調について、
男之弭調。女之手末調

古語拾遺曰。祭八十万群神。仍定天社国社及神地神戸。始令貢男弓弭之調。女手末之調。今神祇之祭用熊皮鹿皮角布等。此縁也。

（古語拾遺曰く、「八十万群神を祭り、仍て天社国社と神地神戸とを定め、始て男弓弭の調・女手末の調を貢らしむ。

今神祇の祭に熊皮鹿皮角布等を用るは、此の縁なり。）

とあり、「男弭御調」と共に天神地祇社の制定を『古語拾遺』に依って記している。「男弭御調」とは、男が納める調のことで、つまりは狩猟の獲物のことである。『新撰日本紀』は動物の皮等を神祇の際に使用する由縁を『古語拾遺』に依って説いている。また、神祇令19諸国条の諸国の大祓の祭料にも「皮一張」とある。『新撰亀相記』には神祇で使用する動物の皮のことは直接記されてはいないが、「男之弭調。女之手末調」のうち、「男弭御調」のみを記していることから、動物の皮のことを意識していたと考えられる。本章第二節で述べた通り、太詔戸社は亀卜の神である太詔戸命を祀る神社であるから、『新撰亀相記』に垂仁天皇の事績と記されているものうち、男弭御調と太詔戸社は卜部氏に関わる事績を記したものと言える。

このような自氏に関わる事績が、『新撰亀相記』には記紀とは異

なった天皇の御代に行われたと記されている。『新撰亀相記』の、徹底して自氏に関わる古伝のみを記している神代と、諸伝を整理するよう記された三国卜部の系譜に比べると、人代について記された部分は矛盾が含まれ、記紀との齟齬も多い。

その理由として、『新撰亀相記』の特に『古事記』中巻にあたる部分は、『新撰亀相記』全体が出来上がった後に、精査されることなく慌てて付け足されたのではないかと私は考える。これについて、次節で詳しく考察を加えようと思う。

第四節 『新撰亀相記』の成立年代

— 『古事記』の引用をめぐる —

一、『新撰亀相記』撰者の問題

『新撰亀相記』は本章第一節で詳しく述べた通り、天長七年（八三〇）成立と跋文と思われる部分に記されているにも関わらず、その成立年に疑問の呈されている書物である。安本美典氏⁽⁴⁴⁾は「家記」「家伝」として『藤氏家伝』『高橋氏文』『古語拾遺』『先代旧事本紀』まで列記しておきながら、『新撰亀相記』には触れていない。上記の氏文と同時代のものであると判断に迷われた結果、ここに列記することを控えたのか、暗に同時代の成立ではないと判断したのかは分からないが、少なくとも『新撰亀相記』が天長七年成立の氏文であると断言するのに躊躇う書物であることは確かである。

ここに本章第一節で述べた『新撰亀相記』成立論を簡単に記すと、椿実氏⁽⁴⁵⁾は「亀相記は大祓祝詞を引用するが（略）延喜式によったものとは考え難いやうに思はれます。」とし、『新撰亀相記』を「延喜以前の成立といふことがほぼ想定しうる」としている。工藤浩氏⁽⁴⁶⁾は、現存する梵舜自筆本は天長七年に冒頭部、目次部分を持たない一巻本として成立し、書写の段階で順次増補されたとする。

一方、西宮一民氏⁽⁴⁷⁾は著作者と考えられている卜部遠継及び、最古の写本の書写者である卜部雅延の名が大中臣・中臣・卜部氏の系図に見られないこと。跋文の中で卜部嶋継のみ六国史に見ることが出来るが、天長七年（八三〇）『新撰亀相記』従六位上、『続日本後紀』承和元年（八三四）外従五位下と四年で三階昇進と異常であること。跋文の「宮主」は『文徳天皇実録』嘉祥三年（八五〇）が初見であること。『新撰亀相記』のヲノゴロ嶋の位置は『承平私記』承平六年（九三七）の「師説」と「或云」を融合したものであること。『釈日本紀』の草稿は卜部兼文によって文永一〇年（一二七三）頃にはできていたにも関わらず『釈日本紀』のオノ

ゴロ嶋の位置は『新撰亀相記』ではなく『承平私記』を引用していることを挙げて、『新撰亀相記』の天長七年（八三〇）成立を疑問視している。『新撰亀相記』は鎌倉時代初期の『伊呂波字類抄』を資料に用いて、吉田家において南北朝の終わりごろに偽作されたことを指摘し、『吉田家日次記』応永五年（一三九八）によると「亀兆伝」「亀経」が座右の聖典であったことから、『亀卜抄』は「亀兆伝」を発展させたものと考え、機械的に「亀経」を発展させたものが『新撰亀相記』となるとした。そして『亀卜抄』と『新撰亀相記』は奥書にある宣賢とその父、卜部兼俱（一四三五〜一五一一）、特に吉田神道の学説の体系的樹立者である卜部兼俱の偽作であるとしている。

これらの先行研究を踏まえ、さらに本章第二節、第三節で考察した結果を基に『新撰亀相記』の成立年代を考察した結果、私は『新撰亀相記』の成立を十三世紀後半ではないかと考える。本節では『新撰亀相記』十三世紀成立と考えられる理由を述べていきたい。

『新撰亀相記』はその跋文と思われる部分で、卜部遠継一人の手によって編まれたのではなく、卜部謀磨、伊豆嶋益長、卜部嶋継、壱岐嶋氏也、直広吉という辞議をした人物がいると自ら述べている。最初にこれらの人物が何者であるかを確認する。

- ・ 大史正六位上卜部勝謀磨
- ・ 宮主正六位上伊豆嶋直益長
- ・ 従六位上勲八等卜部嶋継
- ・ 散位正六位上壱岐嶋直氏也
- ・ 齋宮主神司宮従七位下直広吉
- ・ 卜部長上従八位下卜部遠継

西宮氏によると、この中で他書に確認できるのは卜部嶋継のみである。『続日本後紀』承和元年（八三四）正月己未条には、正六位上卜部嶋継外従五位下。无位為奈真人乙刀自。菅生朝臣氏刀自並従五位下。

（是日、正六位上大神朝臣船公に従五位下、正六位上卜部嶋継に外従五位下、无位為奈真人乙刀自・菅生朝臣氏刀自並びに従五位下を授く。）

とあり、天長七年（八三〇）から承和元年（八三四）の四年間に三階昇進していることがわかる。これは通常よりも早いように思われるが、一回の叙位で二階昇進する例もあるため、四年で三階昇進することはありえないとまで断定するのは早計である。

次に壹岐嶋直氏の直姓について、『日本書紀』応神天皇九年四月条には「壹伎直祖眞根子」とあり、『日本後紀』弘仁五年（八一四）八月辛未条には「外従五位下壹伎直才麻呂」とあり、『日本後紀』逸文天長五年（八二八）正月丁丑条には、「従五位下壹岐直戈麻呂」とあるため、壹岐直は『日本書紀』撰上の養老四年（七二〇）には既に存在していたことが分かり、改姓することなく天長年間も直姓であったことが分かる。

齋宮主神司宮従七位下直広吉について、『日本三代実録』貞観九年（八六七）八月廿一日丁亥条には、

太皇太后宮宮主外従五位下直千世麻呂。齋院宮主大初位下直伊勢雄等五人賜姓直宿祢。

（太皇太后宮宮主外従五位下直千世麻呂・齋院宮主大初位下直伊勢雄等の五人に姓を直宿祢と賜ふ。）

とあり、齋宮の宮主はそれまで無姓の直氏であったことがわかるため、『新撰龜相記』跋文部分と矛盾しない。

大史正六位上卜部勝謀麿について、「勝」姓の「謀麿」という名なのか、「勝謀麿」という名なのかという問題が出てくる⁽⁴⁸⁾。

管見では平安期の史料の中に、卜部に関わらず「勝謀麿」という名の人物も「謀麿」という名の人物も見当たらず、名前だけでは「勝」が姓なのか名のかの一部なのか判断できない。そのため、「勝」姓者について六国史を中心に見ていきたい。

『日本三代実録』貞観五年（八六三）九月七日条には、
壹伎嶋石田郡人宮主外従五位下卜部是雄。神祇權少史正七位上卜部業孝等賜姓伊伎宿祢。其先出自雷大臣命也。

（壹伎嶋石田郡の人、宮主外従五位下卜部是雄、神祇權少史正七位上卜部業孝等に姓を伊伎宿祢と賜ふ。其の先出は雷大臣命によるなり。）

とあり、卜部是雄・卜部業孝等が壹岐宿祢の氏姓を賜っている。佐伯有清氏⁽⁴⁹⁾によると貞観五年に宿祢姓を賜るまでは卜部の

旧姓は無姓である。

勝姓を持つ氏族は、『日本書紀』天武天皇元年（六七二）六月丙戌条に壬申の乱の際に大津皇子に従う一人として駒田勝忍人が見えるのが六国史の初出である。以下、六国史を見ると、その後、

・『続日本紀』天平神護二年（七六六）十二月丁酉条
大和国の人、秦勝古麻呂等四人が秦忌寸を賜る。

・『続日本紀』神護景雲三年（七六九）十月甲辰
讃岐国香川郡の人、秦勝倉下等五十二人が秦原公を賜る。

・『続日本紀』宝龜元年（七七〇）十一月戊寅条
无位栗原勝乙女が外従五位下を授かる。

・『続日本紀』宝龜二年（七七二）五月戊子条
外従五位下柴原勝乙妹女と勳十等柴原勝淨足が宿祢を賜る。

・『続日本紀』宝龜七年（七七六）十二月庚戌
豊前国京都郡の人、正六位上楯田勝愛比が大神楯田朝臣を賜る。

・『続日本紀』天応元年（七八一）七月癸酉条
右京の人、正六位上栗原勝子公の親族が中臣栗原連を賜る。
（祖は伊賀都臣で神功皇后の御世に美濃国不破郡栗原地を賜り栗原勝を負っていた。）

・『日本後紀』延暦十八年（七九九）八月丙戌条
豊前国宇佐郡の人、酒井勝小常が隠岐国に流される。

・『日本後紀』延暦廿三年（八〇四）五月辛卯条
傳燈大法師位善謝卒伝に、法師は美濃国不破郡の人で、俗姓は不破勝である、とある。

・『続日本後紀』承和三年（八三六）九月丙申条
美濃国の人、正親大令史勝広吉等が本居を左京四條三坊に改めて貫附される。

・『続日本後紀』承和四年（八三七）九月甲戌条
攝津国の人、師辟秦眞身・仲主等が本姓を秦勝に改める。

・『続日本後紀』承和七年（八四〇）九月壬辰
近江国の人、美濃国大掾正六位上安吉勝眞道・澤雄等五人が右京三條に貫附される。

・『続日本後紀』承和八年（八四一）八月辛丑条

河内国讃良郡大領従七位下茨田勝男泉を外従五位下に假し、
国司に挙げる。

・『続日本後紀』承和十年（八四三）正月丙辰条

美濃国山県郡少領外従八位上均田勝淨長等九人に中臣美濃連
を賜る

・『続日本後紀』承和十二年（八四五）六月壬午

老伎嶋医師外大初位下蕨野勝眞吉が辞状を上申する。

・『日本三代実録』貞観二年（八六〇）二月十一日条

正六位上和久勝清子に外従五位下を授ける。

・『日本三代実録』貞観十年（八六八）三月九日条

若狭国三方郡人、秦勝綱刀自が二階昇叙する。

以上のように、六国史の勝姓を持つ氏族は近畿と美濃に集中し、
次いで豊前国が二例あり、讃岐・若狭・老岐が各一例である。ま
た勝姓は大宝二年の北九州諸国の戸籍に頻見することが指摘され
（⁵⁰）実際に豊前国の戸籍に勝姓を持つものが確認できる。この中
で卜部に関する土地は老岐のみであるが、蕨野勝眞吉は医師であ
る。考課令⁴¹占候医卜の『令義解』には「陰陽曰占。天文曰候。
療病曰医。灼龜曰卜」とあり、医と卜は別のものとして記され、
そのため、医師である蕨野氏は卜部や龜卜のこととは関係がないと
考えられる。八世紀以降における勝姓者の職業は郡司大少領・主
帳・国医師・司令史・写経師・画師であり（⁵¹）、卜に関わる職業
は確認できない。また、『続日本紀』天応元年（七八一）七月癸酉
条の栗原勝子公は中臣氏と同族関係を持つために勝姓を廃してい
る。

そもそも勝姓は秦氏に関係する氏族の姓であり、六国史の勝姓
者にも秦氏の姓としての勝を見ることが出来る。秦氏は応神天皇
朝に百濟より来朝し、帰属したことが記紀の他、『新撰姓氏録』に
も見る事が出来る。秦氏が渡来した際に共に渡来した同族が勝
姓を持つのではなく、同族関係を持たない渡来人が、各地に定着
後秦氏と密接な関係を持ったとの指摘はあるが（⁵²）、いずれにせ
よ勝姓者が渡来系の氏族と関係があることには変わりがない。

一方、中臣・卜部氏は記紀の天高原の神話に祖を求める氏族で
ある。中臣氏の同族だとするならば、栗原子公が勝姓を改姓した

ように、勝姓であってはならないのである。ト部が無姓だったという指摘に依るならば、ト部勝は考えにくい。そのため『新撰亀相記』跋文部分に記される「ト部勝謀磨」は無姓の「勝謀磨」という名であると考えるべきであろう。

次に、宮主正六位上伊豆嶋直益長について、『続日本紀』天平十四年（七四二）四月甲申条には、「賜外従七位下日下部直益人伊豆国造伊豆直姓（外従七位下日下部直益人に姓を伊豆国造伊豆直を賜ふ）」とあり、『続日本紀』宝龜二年（七七二）三月己酉条には「授外従五位下伊豆国造伊豆直乎美奈従五位下（外従五位下伊豆国造伊豆直乎美奈に従五位下を授く）」とあることから、天平十四年（七四二）には直姓となっていた事が分かり、これも『新撰亀相記』跋文部分とは矛盾しない。伊豆国造伊豆直益人と伊豆嶋直益長とでは名前が似通っていることから、親族である可能性も考えられるが、そもそも宮主とは亀トの術に優れたト部の中でもさらに優れている者から選ばれているのである。日下部から伊豆国造となった益人の家系が、百年も満たない間に亀トの術を習得し、かつ宮主に選ばれるほどの業を身に着けたとは考えにくい。そのため益人と益長の親戚関係は成り立たず、それなのに名前が似通うという「偶然」が発生してしまう。可能性として、本当に偶然二人の名前が似通っていたか、『続日本紀』天平十四年四月甲申条を見た誰かが益人に関係のありそうな名を持つ架空の人物を創作したか、の二つが考えられるだろう。

最後に、ト長上従八位下ト部遠継について触れたい。ト部遠継は『新撰亀相記』跋文部分に、「以因学遠継才職不揆。任長上、（学に因りて、遠継、才職揆らかにあらざるも、長上に任けらるるを以て）」とあり、「才職不揆」とは謙遜も含まれるだろうが、ト部遠継がト長上になったことをきっかけに『新撰亀相記』の編纂が始まったとみていいだろう。ト長上は『類聚三代格』宝龜六年（七七五）五月十九日勅に「簡定ト部等中。進ト尤長二人。以任長上。（ト部等の中から簡定し、トの尤も長き二人を推して、以て長上を任ず。）」とある。しかし、『新撰亀相記』跋文部分には「宝龜五年始置ト長上（宝龜五年に、始めてト長上を置く）」とあり、これが『類聚三代格』の勅だとすると、一年の誤差ができてしまう。

仮にこれを年数の誤写、または宝亀五年に卜長上を置き、宝亀六年に卜長上の条件と人数を定めたとしても、『令集解』考課令古記に「卜部長上」が見えるため、少なくとも八世紀前半には既に卜長上が存在していた。よって、卜長上は宝亀六（五）年に初めて置かれたのではなく、それまでにもあった卜長上が宝亀六（五）年に初めて人数と条件が示されたのである。

以上のように、『新撰亀相記』跋文部分には、

(1) 初めて卜長上の置かれた年が誤っている。

(2) 他書で存在を確認できる撰者が一人しかない。

(3) 撰者の一人、伊豆嶋直益長は六国史に依った架空の人物の可能性がある。

という三点の問題点が含まれるため、天長七年成立とされる『新撰亀相記』の成立年及び撰者を疑わざるをえないのである。『新撰亀相記』の本当の成立年代と撰者を考えるにあたり、西宮一民氏卜部兼偽作説を挙げているが、その根拠の一つとして、『釈日本紀』に『新撰亀相記』が引用されていないことを挙げている。そのため、卜部兼方編『釈日本紀』と中世の『古事記』受容の面から、『新撰亀相記』撰者を考えてみたいと思う。

二、中世『古事記』中巻の受容と『釈日本紀』

『古事記』は上・中・下巻から為る三巻本である。愛知県名古屋市真福寺に伝わる『古事記』三巻本が現存最古の写本であり、この真福寺本『古事記』三巻は応安四・五年（一三七一・一三七二）に書写されたが、上下巻と中巻では伝来が異なることが既に指摘されている⁽⁵³⁾。

『古事記』は真福寺本系統の写本の他に、卜部系統の写本があり、卜部本系統は卜部兼永が書写したもの（鈴鹿本）を祖本とする。兼永本『古事記』上・下巻は『釈日本紀』引用『古事記』上・下巻と同系統と判断され、真福寺本『古事記』上・下巻とは別系統である。一方中巻は真福寺本・兼永本の明らかな対立は見られない⁽⁵⁴⁾。これは以下で述べる通り、真福寺本『古事記』の伝来

に理由が求められる。真福寺本の伝来に関しては小野田光雄氏⁽⁵⁾によって既に詳細な研究がなされているため、本稿ではこれに則り『古事記』中巻の受容を考察したい。

小野田氏によると、『古事記』上・下巻と中巻との間に字体の相違が見られること、上・下巻は改行による区分があるが中巻には改行がない、等の理由から、真福寺本『古事記』は上・下巻が同系統で、中巻は別系に属するとする。これは卜部本系統にも同様のことが言える。

真福寺本『古事記』中巻の奥書によると、中巻書写の過程は以下の通りである。

(イ) 弘長三年(一二六三)右近衛大将藤原朝臣(通雅)が、中巻を書写。

(ロ) 文永五年(一二六八)通議陰士卜(兼文)が幕府の(イ)を書写。

(ハ) 文永十年(一二七三)通議大夫卜(兼文)が「大殿の御本」を以て(ロ)を校合。

(ニ) 右の(ハ)は兼方宿祢に伝わる。

(ホ) 弘安四年(一二八一)一條殿が(ニ)を書写。

(ヘ) 弘安五年(一二八二)祭主(大中臣定世)が(ホ)を書写

そして、既に大中臣定世のもとにあった上・下巻と共に再編成され、『古事記』三巻本となり真福寺僧賢瑜によって書写されたものが真福寺本『古事記』である。

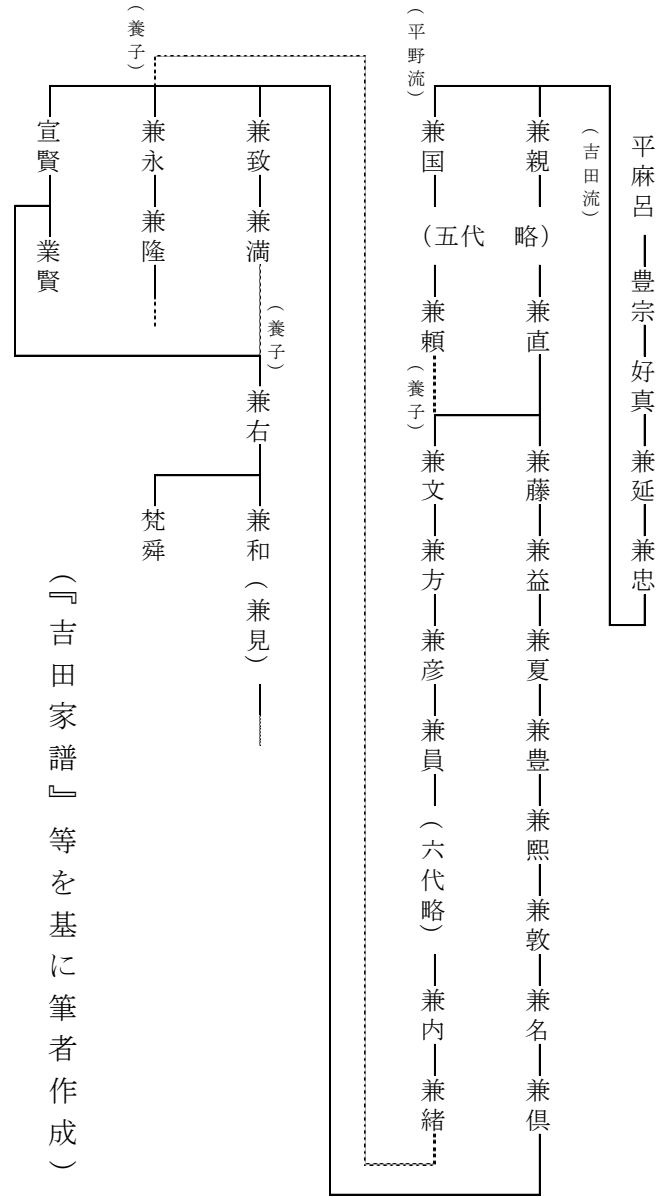
真福寺本『古事記』中巻奥書(ロ)の部分には、「古記之当巻世間不流布鴨院御文庫之外無之(古記の当巻は鴨院御文庫の外、之に無く、世間に流布せざる。)」とあり、『古事記』中巻が鴨院御文庫(藤原撰関家御文庫)以外に世間には流布していなかったことが記されている。つまり、(ロ)を記した卜部兼文は文永五年(一二六八)まで『古事記』中巻を所持していなかったことが分かる。

中世の吉田神道へと発展する卜部家は、卜部平麻呂(八〇六一八八一)を始祖とする系譜を持つ氏族である。

『積日本紀』撰者である卜部兼方の父、卜部兼文は文永十一年(一二七四)、賢治元年(一二七五)に、前関白一條実経に『日本

書紀』の講書を行っている。その講書記録を兼方が編纂したものが『積日本紀』である。

吉田（卜部）家系図



(『吉田家譜』等を基に筆者作成)

『積日本紀』成立についての先行研究⁽⁵⁾⁽⁶⁾は、成立年や編纂動機は諸説別れるが、卜部兼方を編者とすることは間違いない。『積日本紀』内に先師として兼文が見えることから『積日本紀』編者は卜部兼方だろう。

『積日本紀』成立について小野田氏⁽⁵⁾⁽⁷⁾がまとめられた要約を以下に引用する。

A 原型の成立。

- (1) 兼文の抄出、資料集成、日本紀研究。
文永十一年頃迄

(2) 一條実経等に対する神代紀の講釈。原型補訂。

(文永十一年六月二十日・健治元年十月二十一日)

B 兼方の日本紀研究。

- (1) 兼方本神代巻の成立。

a 一次注記成る。兼文生存中。

A の (1) を祖本として調整記入。

b 二次注記成る。兼文歿後、弘安九年春。

Aの(2)を主として調整記入。

(2) 兼方本日本紀神武紀以下の整備。

正応三年～正安四年

C 現積日本紀の成立。

A、兼文の研究。

B、兼文説継承と兼方の研究。

C、A Bを基礎とした兼方の編集。

正安三年～正安四年頃迄

これによると、『積日本紀』は卜部兼文・兼方親子の日本紀研究の総集として正安三年（一三〇一）～四年（一三〇二）に卜部兼方によって編纂された。それは、「卜部家の家学の大成を目的として営々として営まれた抄出とその集成」の結果、「卜部兼文の日本紀研究はほぼ完成され」、『積日本紀』の原型となった。この、日本紀研究の過程で、卜部兼文はそれまで卜部家には伝来してこなかった『古事記』中巻の書写を所望しているが、「特筆すべきは、当時、所在のみならず、巻数さえも不明とされた古事記を上中下巻整えて今日に伝えたということである。」⁽⁵⁸⁾と指摘される通り、兼文によってはじめて『古事記』三巻本が卜部家に揃ったのである。

また、赤松俊秀氏の説を踏襲した佐藤洋一氏⁽⁵⁹⁾は『積日本紀』前田家本が正安三年（一三〇一）・四年に書写・点校した旨の奥書を有しているので、『積日本紀』成立の下限を正安三年とした。

以上のように、中世卜部氏は兼文による書写が行われるまで『古事記』中巻を所持していなかった。『積日本紀』の『古事記』引用を「私記」からの孫引きを除外して抽出すると、以下の通りである。

上巻 六例（述義二・三・四・五）

中巻 十六例（述義三・四・五・六・七）

下巻 九例（述義八・十）

『積日本紀』述義は一～四が『古事記』上巻該当部分、五～七が中巻該当部分、八～十一が下巻該当部分である。『積日本紀』が『古事記』中巻を広範囲かつ上・下巻よりも多く引用していることが分かる。卜部兼文・兼方が手に入れたばかりの『古事記』中巻を

重用していたことが、引用数からも読み取ることができるのである。では、卜部兼文・兼方による神代研究の集大成とも言える『新撰日本紀』は、何故天長七年に撰録されたはずの氏文『新撰龜相記』を引用しなかったのだろうか。

三、『新撰龜相記』成立とその背景

『新撰龜相記』とは一体どのような目的で撰録された書なのだろうか。『新撰龜相記』の自称するところでは、卜部の職掌が卜だけでなく祭祀も預かることである理由を卜部氏に伝わる古伝を基に示すことが目的のように書かれている。

工藤浩氏によると「卜部氏が朝廷内部に基盤を築いたのは、中臣・藤原氏の後ろ盾を得た八世紀以降のことと考えられる」⁽⁶⁰⁾とし、卜部氏にとつての八・九世紀は「中臣氏の配下で次第に勢力を蓄え始めた時期だと思われる。従って、自家の処遇についての不満などはとうてい持ち得ない状況であったものと考えざるを得ない。しかしながら、卜部氏はある程度の地位を築いた満足感とは裏腹に、自らの朝廷内での歴史が浅いことをも意識せざるを得ない立場にあったに相違ない」⁽⁶¹⁾とし、自家の地位を高める手段として氏族伝承を創作した、とする。

西宮一民氏⁽⁶²⁾は、『新撰日本紀』の草稿は卜部兼文によって文永一〇年(一一七三)頃にはできていたにも関わらず『新撰日本紀』のオノゴロ嶋の位置は『新撰龜相記』ではなく『承平私記』を引用していることを挙げて、『新撰龜相記』の天長七年(八三〇)成立を疑問視している。それに対して工藤氏は『日本書紀私記』は国家行事としての日本紀講の記録であるのに対して、『新撰龜相記』は卜部氏の私的文献の域を出るものではなく、読者層もせいぜい卜部氏とその後ろ盾の中臣・藤原氏の範囲以外に拡がるものではなかったであろう。」とし、兼文が『新撰日本紀』を記すにあたって『新撰龜相記』と『日本書紀私記』の「何れに権威を認めるべきか」という、社会的な面も含めた学問的判断を当然おこなっていた⁽⁶³⁾としてしている。しかし、『新撰日本紀』全体を見ると、一つの項

目に一つの史料を提示するという原則は無く、複数の史料を引いている項目もある。例えば『新撰日本紀』述義八の「浦嶋子」の項目には、『丹後国風土記』『本朝神仙伝』『天書（第八）』が引かれている。この中で権威を見出すのならば、『丹後国風土記』のみを引くだけでいいはずである。さらに、『古語拾遺』は私的文献という点で『新撰龜相記』同様の立場を取るはずが、『新撰日本紀』に、忌部氏の氏文『古語拾遺』は引用され、自氏の記した『新撰龜相記』は引用されないというのもおかしな話である。ト部兼文は『日本書紀』講釈の際に、『新撰龜相記』を引用しなかったのではなく、引用できなかったのではないだろうか。それは、『新撰龜相記』が未だ記されていなかったからか、もしくは編纂の最中だったからだと考える。このことについて、『新撰龜相記』と『新撰日本紀』の内容から考察を進めていきたい。

『新撰龜相記』には「案龜經」と「述龜誓」という二つの項目がある。『龜經』は現存していないが、『随書』経籍史の「龜經」巻へ晋掌ト大夫史蘇撰」をはじめ、『旧唐書』『新唐書』にも撰者の異なる『龜經』が見られる。『大唐六典』には『龜經』の逸文と考えられる箇所があり、『新撰龜相記』に引く『龜經』と殆ど一致する部分がある（64）。

次に『新撰龜相記』の「述龜誓」部分には、

今略述龜誓皇親神魯岐（天照太神之謚也）、神魯美命（高御産巢日神之謚也）、荒振神者、掃平石木草葉断其語。詔群神。吾皇御孫命者、豊葦原水穗国、安平知食天降奉寄之時、誰神、皇御孫尊、朝之御食、夕之御食（尋常之御膳也）長之御食遠之御食、聞（聞食大嘗會昏曉御膳也故事已上、皆以卜食）可仕奉神問賜之時住天香久山、白真名鹿（一説云白真男鹿）、吾將仕奉。我之肩骨内拔、出火成卜、以問之間給之時已到火偽。太詔戸命、進啓（天按持神女住天香池龜津比女命今稱天津詔戸命也）白真鹿者、可知上国之事。何知地下之事。吾者能知上国、地下、天神地祇、況復、人情憤悒、但、手足、要望、不同群神。故皇御孫命、放天石座、別八重雲天降坐立御前下来也。住川産者晝喫野鳥、夜喫山獸。故原水路住大海。下水者魚放矢、上水者鳥放矢。浮沉中水海菜為食、塩途為床、石

屋為家潮落以為羽翼。海子下釣。吾若、舍釣放放棄棹楫不用其舩、將為大咎。雖損復生命敢莫恨咎。海子、以叉撞之以八十村灾雖海子食朝夕、不有咎崇。吾八十骨（甲也）乾曝日以斧打（小斧）天之千別千別甲上甲尻真澄鏡取作之（甲表無瑕如鏡也）以天刀掘町判掃之（穴體似町）※採天香山之布毛理木造火燧造出天香火吹着天母鹿木取天香山之笏節竹折立ト串問之（今佐万師也不着其節本辞如之）曳上者（灼也）下津国八重將聞。曳天者高天原八重將聞。通灼神方者衆神之中、天神地祇、將聞。正青山成枯、山成青青河成白川。白川成青河国者、限退。立（八挺也）天雲者、限壁立（四方之雲如立壁也）青雲者、限棚曳（東雲且散也）白雲者限向伏（西雲夕没也）日正横（南北也）將聞通焉。陸道通、限馬蹄之所詣、海路者、限舩艫之所泊焉。灼人方者衆人心中鬱悒之事。聞正將知。七年之内、病苦之人、聞不死者將生焉石根木立草之片葉雖踏碎英雄、聞將死者、一時死之。故雖打置者如国之廣、曳立者如高天原。罪無隱遁申龜誓如之

（今、略ね龜誓を述ぶ。皇親神魯岐（天照太神の謚なり）、神魯美命（高御産巢日神の謚なり）。荒振る神は掃ひ平げ、石木・草葉は其の語を断ちたまひき。群神に詔りたまはく「吾が皇御孫命は、豊葦原水穗国を安けく平けく知らしめせ」とのりたまふ。天降り寄さし奉る時に「誰の神が、皇御孫尊の朝の御食、夕の御食（尋常の御膳なり）、長の御食、遠の御食に（大嘗会の昏曉に聞こし食す御膳なり）。故事已に上にあり。皆トを以ちて食す（食聞さしめむ）と。仕奉るべき神を問ひ賜ふ時に、天香久山に住む白真名鹿まうさく（一説云く白真男鹿といふ）「吾仕奉らむ。我が肩骨を内抜に抜き出し、火成トとして、問ひたまへ」とまうす。問ひ給ふ時に、已に火偽を致す。太詔戸命、進みて啓さく（天按持神の女、天香池に住む龜津比女命なり）。今、天津詔戸命と稱ふ。白真鹿は、上国の事を知るべし。何ぞ地下の事を知らむ。吾は能く上国・地下、天神・地祇を知れり。況むや復、人情の憤悵きことをや。但し、手足・要貌は群神に同じからず。故、皇御孫命、天石座を放れ、八重雲を別けて天降り坐すに、御前に立ちて下り来れり。川に住むこと産なれば、昼は野鳥を喫ひ、夜は山獸を喫ふ。故、水路

を原ねて大海に住き、下水には魚に矢を放ち、上水には鳥に矢を放ち、中水に浮き沈みて海藻を食とす。塩途を床とし、石屋を家とし、潮落を以て羽翼とす。海子吾に釣を下す。若し釣を捨て棹楫を放ち棄て、其の舩を用ひずは、大咎とならむ。生命を損復ふと雖も、敢て恨み咎むること莫し。海子、又を以ちて撞かば、八十村の災あらむ。海子朝夕に食ふと雖も、咎め崇ること有らじ。吾が八十骨へ甲なりを、日に乾し曝し、斧を以ちて打ちへ小斧なり、天の千別き千別きて、甲上・甲尻は真澄鏡に取り作りたまへ。へ甲の表は瑕無きこと鏡の如し。天刀を以ちて町を掘り、判り掃ひたまへ。へ穴の体、町に似たり。※天香山の布毛理木を採りて、火燧を造り、天香火を造り出して、天母鹿木に吹着け、天香山の牙節竹を取りて、ト串に折り立てて問ひたまへへ今、佐万師なり。其の節着かぬ木の辞、此の如し。土を曳かばへ灼くなり下津国のこと八重に聞かむ。天を曳かば高天原のこと八重に聞かむ。神方に通ひて灼かば衆神の中に、天神・地祇のこと聞かむ。正に青山を枯と成し、枯山を青と成し、清河を白川と成し、白川を清河と成す。国は退き立つ限りへ八挺なり、天雲は壁立つ限りへ四方の雲、壁を立つるが如し、青雲は棚曳く限りへ東雲の旦那り、白雲は向伏す限りへ西雲夕に没む、日の正横へ南北なり、聞き通はむ。陸道は馬蹄の詣れる限り、海路は舩艫の泊れる限りなり。人方を灼かば衆人の心中の鬱悒き事を聞くに、正に知らむ。七年の内に、病み苦しむ人、死なずと聞かば、生きむ。石根・木立・草の片葉、踏み砕く英雄と雖も、死ぬと聞かば、一時に死なむ。故、打ち置かば国の広きが如く、曳き立たば高天原の如しと雖も。罪隠れ遁れ申すこと無しとまうす。亀誓、如之。

とある。『釈日本紀』述義一の「太占」の項目には「亀兆伝曰。凡述亀誓」とあり、『新撰亀相記』の「亀誓」※までを引用し、後半は「云々」と省略する。そして、「先師説云」として、

大問云。此ト亀ト敷。先師説云。此時ト者。鹿ト也。亀ト者。皇孫天降之時。太詔戸命進而述亀誓之後出来者也。異朝モ始者鹿ト之由有所見者。

（大問ひて云く「此のトは亀トや」と。先師の説に云く「此時のトは鹿トなり。亀トは皇孫の天降る時に、太詔戸命が進みて亀誓を述べ後に出来る者なり。異朝も始めは鹿トの由を見る所有り」てへり。）

とあり、『新撰日本紀』「太占」の項目はここで完了する。

「太占」とは『日本書紀』のイザナキ・イザナミが国生みの際に天神の詔を仰ぎ、天神が行った占のことを説明した項目である。そのため、先師のいう「此時ト」とは天神が行った占である。このトは亀トだったのかという問いに対して、先師はこれをト骨とし、亀トは亀誓に述べられたように、天孫降臨の際に初めて行われたと説く。これは『新撰亀相記』を読んでいるとしたら、ありえない解釈である。『新撰亀相記』には、亀トの由来があたかも天石窟籠り神話の際にあるかのように記されている。「大問云」とは『新撰日本紀』卷五述義一の卷末に「大問ハ円明寺入道殿へ実経御問也」とあるため、ト部兼文が『日本書紀』講釈をした際に一條実経から出た質問である。そのため、ここにある「先師」とはト部兼文であり、兼文が『新撰亀相記』を見ているとするならば、『新撰亀相記』の説を否定するにしても引用すらしめないとはいえず、仮に兼文が自氏の氏文である『新撰亀相記』を見ていないとするには、兼文の神代研究の過程を見るならばさらに考え難い。

次に、『新撰亀相記』独自記事の一つ、火鎮祭に関する部分を『新撰日本紀』で確認していきたい。『新撰亀相記』には、イザナミがカグツチ（火神）を生み神避った時に、火神を鎮める神として金神をはじめとした諸神を生んだことが火鎮祭の起源であると記されている。『延喜式』祝詞式³³鎮火祭条でも火神を鎮める諸神の名称と内容に多少の差異はあるが、諸神が生まれる経緯は同様である。『新撰日本紀』述義二の「火神」には祝詞式³³鎮火祭条の他に、「神祇令」5季夏・9季冬条・同義解を引き、鎮火祭がト部の祭祀であることと、その起源を説くが、肝心の氏文であるはずの『新撰亀相記』は『新撰日本紀』には引かれていない。

また、『新撰亀相記』には確認することが出来ないが、ト部の祭祀である道饗祭に関する部分について、『新撰日本紀』述義二「岐神」には、祝詞式¹⁵道饗祭条・「神祇令」5季夏・9季冬条・同義解・

神代紀下オオクニヌシ神話の一部を引く。道饗祭は祝詞式によると、「八衢比古・八衢比売・久那斗」を祀り、根国底国から来るものから守る祭であり、『令集解』によると、宮中に鬼魅が入ってくることを防ぐための祭である。記紀神話によると、イザナキが黄泉の国から逃げ帰る際に、追ってくる雷などを防いだ杖が神に成ったものと、黄泉の国の穢を落とすための禊の際に脱いだ衣服の一つから成った神と名称の類似した神を祀っていることから、道饗祭の起源は黄泉の国神話後半から禊の前半までである。

鎮火祭・道饗祭については本章第三節でも詳しく述べたが、『新撰亀相記』には道饗祭のことが一切記されておらず、また、『新撰亀相記』全体にオオクニヌシ神話を見ることができない。

道饗祭が卜部の祭であることは『新撰亀相記』と同時期に撰録されたはずの『令義解』にはつきりと記されていることであり、卜部氏が自氏の歴史の浅い事を気にして『新撰亀相記』を記したのだとするならば、卜部の祭である道饗祭を『新撰亀相記』に記さないとは考えにくい。『新撰亀相記』はイザナキが黄泉の国から逃げ帰る神話を記しておいて、何故ここに道饗祭の起源を説かなかったのだろうか。

一条兼良（一四〇二—一四八一）の記した『公事根源』の、道饗祭の項目には、

是は疫神の祭なり。毎年に必ず行はるべき事也。近頃は絶て侍にや。是も卜部の人京城の四角の路にて鬼魅の他方より来を京洛に入ざらんしめんために路上に供物そなへてまつる也。

鎮火道饗の祭をは四角四堺の祭とも申なり。

とあり、鎮火祭・道饗祭を卜部の祭祀と理解しつつも、四角四堺の祭と同一であるとしている。四角四境の祭とは、『西宮記』延喜十四年（九一四）十月二十三日には、「四界祭（陰陽寮向四界祭、以藏人所人為使）四角祭（陰陽寮宮城四角祭、有使所人）」とあり、『信親卿記』天延二年（九七五）二月十三日には、「令陰陽寮、奉仕四角祭」とあり、『小右記』寛和元年（九八五）三月十八日には、「陰陽道、宮城四角鬼気祭ヲ修スベキ由ヲ勘申ス」とあることから、陰陽寮の掌る祭祀であることが分かる。次田潤氏⁶⁵は「道饗祭は、常に疫神の性質を帯びているのであって、恒例として行

うのが道饗祭であり、臨時に行うのが疫神祭であったのである。しかししてこれらの祭には陰陽道の影響をうけて種々の祭式を見るようになったであろうと思われる。」とあり、道饗祭が陰陽道の影響を受けていることを指摘している。また、『公事根源』に「鎮火道饗の祭をは四角四堺の祭とも申なり」と記されているのは誤りだと述べている。

確かに「鎮火祭・道饗祭」＝「四角四堺」は誤りであるが、兼文の時代に『日本書紀』の講書を受けている一條家が何故、後世になつてとはいえ神祇官の卜部の祭祀である鎮火祭・道饗祭を陰陽寮の祭祀である四角四堺の祭と混同してしまつたのだろうか（66）。そして、混同しているにも関わらず、鎮火祭だけは卜部の祭祀として『新撰亀相記』に記されているのだろうか。

その理由を祝詞式に求める事ができると考える。『延喜式』祝詞式道饗祭には「八衢比古・八衢比売・久那斗」が根国底国から来るものから守ることが記されているが、「八衢比古・八衢比売・久那斗」と同一名の神を『古事記』に見ることが出来ない。「八衢比古・八衢比売」が『古事記』の「道侯神」に相当すると考えられるが、「久那斗」は『日本書紀』にしか見ることができない。さらに、祝詞式ではこの三神がどのように成つたのが記されていない。『新撰亀相記』神代は『古事記』神話に依拠しているため、『古事記』にない神を記すことができなかったのではないだろうか。それでも『新撰亀相記』は『古事記』と祝詞式の神話を近付けようとしたのか、『古事記』の「道反之大神」と祝詞式の「八衢比古・八衢比売」を混在させたような、「八道反神」が記されているのである。

一方、『新撰亀相記』火鎮祭の起源に記される神々は、祝詞式に生まれた経緯が記される。そこに『古事記』の該当する神々を当てはめ『新撰亀相記』の神話としたのだろう。しかし、中世には既に古代の鎮火祭がどのようなものであつたのかを知る手掛かりが、記紀の諸神の名称と祝詞式しかなかったがために、『新撰亀相記』には、「実修に即していないはずれな」(67)割注が、火鎮祭の起源神話で生まれた諸神に附されることになつたのではないかと考える。

ト部兼文は文永十一年（一二七四）に『古事記裏書』を注している（⁶⁸）が、その六年前には『古事記』中巻を書写し、中巻書写五年後には「大殿の御本」で中巻の校合も行っている。さらに『古事記裏書』で注を行った。『釈日本紀』には『古事記』中巻の引用例が十六例にも及んでいる。また、ト部家の神代研究は、兼文の父・兼直、養父・平野兼頼の『日本書紀』『古語拾遺』『先代旧事本紀』などの書写から始まり、兼文の『古事記』中巻書写・『古事記裏書』・『日本書紀』講書、子の兼方の『釈日本紀』撰録と続き、たった三代の間に成熟を迎える。安藤正次氏（⁶⁹）はト部家で『古事記』が「重んぜられていた」ことを指摘するが、特に兼文による『古事記』中巻に対する関心は強いものだったのだろう。兼文は記紀をはじめとした神代研究を進めるうちに、『古語拾遺』や『先代旧事本紀』のような、ト部氏の古伝を伝えるものが無いことに気付く。何しろト部は『新撰姓氏録』で除外された氏族である。律令や『延喜式』などによってト部が祭祀氏族である確固たる証拠を提示することはできるが、その系譜は六国史の卒伝などでわずかに確認できる程度である。『日本三代実録』元慶五年（八八一）十二月五日条には、

從五位下行丹波介ト部宿祢平麻呂卒。平麻呂者、伊豆国人也。幼而習龜卜之道、為神祇官之ト部。揚火作龜、決義疑多効。承和之初、遣使聘唐。平麻呂以善卜術、備於使下。使還之後、為神祇大史、嘉祥三年、轉少祐。齊衡四年授外從五位下、天安二年拜權大祐、兼為宮主。貞觀八年遷三河權介、十年授從五位下、累歷備後丹波介。卒時年七十五。

（從五位下行丹波介ト部宿祢平麻呂卒す。平麻呂は、伊豆国の人なり。幼くして龜卜の道を習ひ、神祇官のト部と為る。揚火作龜、決義疑多効。承和の初め、遣使聘唐。平麻呂以善卜術、備於使下。使より還る後、神祇大史と為る。嘉祥三年、少祐に轉ず。齊衡四年外從五位下を授らる。天安二年拜みて權大祐、兼宮主と為る。貞觀八年三河權介に遷り、十年從五位下授らる。累歷備ふの後丹波介となる。卒する時の年七十五なり。）

とあり、伊豆のト部氏出身のト部平麻呂の卒伝が載せられている。

平麻呂は承和五年（八三八）の遣唐使の一人として入唐し、翌六年（八三四）に帰朝後は神祇官の大史となり、天安二年（八五八）には宮主となつてゐる。中国の亀卜は殷周時代と唐王朝に一時的な流行が見られ、卜部平麻呂は亀卜の術を学ぶために入唐したと考えられる。そして帰朝後は神祇官の大史、少祐、権大祐兼宮主として、宮中の亀卜を行う中心人物へとなつていく。つまり、わが国の亀卜術は承和五年（八三八）の段階で、未だ唐から学ぶべき余地を残していたと考えられ、氏文によって古伝を説く段階ではなかつたと思われる。井上辰雄氏⁷⁰は、六世紀頃、次第に中央の政界に進出して祭官としての地位を固めた中臣氏と共に、卜部氏も中央祭祀へと進出していったことを指摘するが、工藤氏は卜部氏が朝廷内部に基盤を築いたのは八世紀以降のことだとする。

「占部忍男請筆手実」(『大日本古文書』二二卷三八〇頁)には、宝龜五年（七七四）二月二十八日に占部忍男が「十住毘婆沙論」と「大智度論」という二つの仏教經典を書写するための写紙を申請している。また、占部忍男は「経師大友路万呂等連署月借錢解」⁷¹「陽侯史穗足等月借錢解」(ともに『大日本古文書』二二卷三八〇、三七九頁)に中臣船麻呂と共に署名していることから、八世紀後半には確実に中臣氏と卜部氏が関わりを持つていたことが分かるが、この時点で宮中の祭祀に確固たる基盤を持つていたかは疑問が残る。僧侶でもない卜部氏が、仏教經典を書写する意図とは何だったのだろうか。亀卜の業は持つていたが、未だ体系的に整理された祭儀を有するに至つていない卜部氏が、宮中の神祇祭祀に確固たる基盤を築くため、仏教經典を参考にしようとしたゆえの写経だった可能性がある。そうだとすると、工藤氏の指摘する通り、卜部氏が朝廷内部に基盤を築いたのは八世紀以降、それも八世紀後半だったと考えられる。

さらに、岡田莊司氏⁷²は中世の吉田家に連なる系譜として、平麻呂以後、豊宗・好真の二代をへて、曾孫兼延（兼延以降、名前に「兼」を通字とした）は神祇官において地歩を固める。十世紀後半の東宮宮主・大宮主には、対馬卜部出身の直氏が優勢であったが、兼延が円融天皇と一条天皇（後半）の二代にわたつて大宮主を務めたことから、卜部氏出身者としては

じめて神祇官の次官（神祇大副）の地位に昇る。一天皇・一宮主が原則のなかで、二代の天皇の長期にわたって宮主を務め、亀卜道宗家としての地位を確立していった。平安中期のこの時期を境に、対馬卜部の直氏、杵岐卜部の杵伎氏は急激に退潮、衰退していった。

とする。伊豆国出身の卜部平麻呂から始まる卜部氏はこの後、吉田神道創唱者の卜部（吉田）兼俱へと続いていく。亀卜道宗家を確立したとされる卜部兼延は、天曆三年（九四九）従八位下の時に、父、好真が病気のために平野社を預かり、『類聚符宣抄』天曆三年七月二十五日）、応和三年（九六三）中宮宮主正六位上の時に、神祇官権少史を兼ね（『類聚符宣抄』応和三年十一月十日）、康保四年（九六七）神祇少史の時に、宮主神祇大史外従五位下直宿祢常純の代官となり（『類聚符宣抄』康保四年三月八日）、安和元年（九六八）に神祇官少史春宮宮主と見え（『類聚符宣抄』安和元年九月三日）、天延元年（九七四）宮主の時に、宇佐使の一人となり（『親信卿記』天延元年五月二十日）、永延二年（九八八）に「兼」字を賜り（『系図纂要』）、長保三年（一〇〇一）に神祇大副と見える（『権記』長保三年三月十八日）。また、兼延は後世に卜部兼俱によって『唯一神道名法要集』の撰者を仮託された。

では、ここで本章第二節で触れた『新撰亀相記』の伊豆・杵岐・対馬三国の系譜をもう一度確認したい。『新撰亀相記』の記す三国の卜部氏の系譜は、杵岐の卜部の祖が天比豆都柱命、対馬嶋直の祖が押瞻命、伊豆の卜部の祖が兒屋命の十二世孫である雷大臣命であると記されている。この中で、最も系譜のはっきりした神が雷大臣命であり、中臣氏と同祖関係にあたる。雷大臣命は六国史や『新撰姓氏録』では対馬・杵岐の卜部氏の祖として記されているが、『新撰亀相記』で初めて伊豆の卜部氏の祖と記されるのである。卜部平麻呂以降、亀卜道宗家となった伊豆の卜部氏には、はっきりと中臣氏との同祖関係を持たせる目的が『新撰亀相記』には伺え、それは伊豆卜部氏が中央祭祀に高い地位を確立していった卜部兼延以降の思想であるとしか考えられず、よって『新撰亀相記』成立は少なくとも十一世紀初以降であると考えられる。

そしてそれは『新撰日本紀』が編纂されるに至る、卜部兼文・兼

方親子による神代研究の中で、『新撰龜相記』とほぼ同時の完成だったのではないだろうか。

本章第三節で述べた通り、『新撰龜相記』の天皇条と、記紀の天皇条を時系列に照らし合わせると、『新撰龜相記』は丁度、『古事記』中巻と下巻が逆に記されていることになる。さらに、『新撰龜相記』の各天皇条の外の、垂仁天皇について記された部分には垂仁天皇の事績として国境の制定・天神地祇社の制定・男弭御調、大和国太詔戸社の起源が記されている。しかし、記紀によると国境の制定は成務朝、天神地祇社の制定と男弭御調の制定は崇神朝に行われ、大和国太詔戸社の起源は記紀には見えない。『古事記』で見ると、垂仁天皇条は中巻に含まれている。

このように、『新撰龜相記』には『古事記』中巻部分に関する問題点が含まれている。平安後期から中世において容易には見ることができなくなっていた『古事記』中巻は、文永五年（一二六八）に卜部兼文が書写することによって、卜部氏の手元に『古事記』全三巻が揃うことになる。『新撰龜相記』には『古事記』中巻を引用した部分があるため、『新撰龜相記』の撰者が『古事記』全三巻を見ていたことは確実である。しかし、『古事記』中巻・下巻の内容が前後していることや、中巻の内容が誤っている部分もあることから、『古事記』中巻による詳細な校正がなされなかったと考えられる。

天長七年（八三〇）ト部遠継等によって撰録されたという跋文と思われる記述を持つ『新撰亀相記』は、亀トのみに留まらず、大祓や鎮火祭、鎮魂祭などト部が関わる神祇祭祀の起源を述べ、祭祀氏族である自氏の役割を内外に表している。『新撰亀相記』に含まれるト部氏の神話は、『古事記』を中心とした神話及び、『延喜式』などに規定された神祇祭祀に何らかの記述を付け加えることはあっても、大きく逸脱することなく、祭祀氏族であるト部氏の起源と亀トの優位性について、それまで伝えられてきた神話にできる限り矛盾せず、さらに補足するかのような内容で記されている。

しかし、記紀神話や『延喜式』・六国史等に記される古伝との差異が全く無いとは言えず、特に伊豆・壱岐・対馬の三国のト部の系譜の異同については、この三国の位置が、島国と東国という、容易には交流のできない立地関係であることを鑑みると、亀トを生業とする全く別のト部氏が、ある段階で同系統の氏族として統合された故に系譜の混同が発生したと考えられる。そして、『新撰亀相記』は三国全ての系譜を同じ場所に記し、系譜整理を行う過程で、伊豆国ト部に中臣氏との同祖関係をはっきりと提示した。

物部氏は、後に聖徳太子と蘇我馬子に仮託した『先代旧事本紀』を記し、自氏の系譜のみならず多くの氏族について古伝という形で残している。第二章で述べた忌部氏によって記された『古語拾遺』も、自氏の系譜以外のこと記されている。これに対し、『新撰亀相記』は、ト部氏以外の諸氏族の系譜等を殆ど意識することなく、ト部氏のみ系譜と祭祀を記している。これは、ト部氏が既に他氏との関係の中で神祇祭祀を執り行い、中央に基盤を築こうとしていた段階を越え、神祇官としての揺るぎない地位を手に入れているからこそその視点ではないだろうか。

『新撰亀相記』の内容と古代ト部氏の実態を照らし合わせ、『新撰亀相記』の抱える問題点を検討した結果、『新撰亀相記』の成立は伊豆ト部氏が中央祭祀に高い地位を確立していった十一世紀初以降としか考えられず、私はそれを、ト部氏による『日本書紀』

を中心とした神代研究の成熟期であると考ええる。卜部氏の神代研究は卜部兼方・兼文親子の代でほぼ完成を迎えた結果、『釈日本紀』が編纂された。その研究過程において、自氏がある程度纏まった古伝を持たないことに気付いた兼文・兼方は、卜部氏の氏文として『新撰亀相記』を述作したのではないだろうか。それもかなり短期間で記されたのか、天皇の事績が一部記紀と合わない部分がある外、『古事記』中巻部分が後から付け足されたかのような構成になっている。では、『新撰亀相記』述作者は、兼文と兼方、どちらなのだろうか。

卜部兼文の没年は不明だが、賢治元年（一二七五）に一條実経らに行つた『日本書紀』講釈以降、弘安九年（一二八六）春以前には死去していたと考えられる。『新撰亀相記』は、兼文によって『古事記』中巻が書写される直前までに『古事記』上・下巻に該当する部分までが記され、文永五年（一二六八）に長く失われていた『古事記』中巻書写直後に『古事記』中巻部分が付け足され、その後の校正作業を待たずして、兼文が死去したのではないだろうか。よって『新撰亀相記』は卜部兼文が記した未完の書であつたと考えられる。

『新撰亀相記』は甲乙丙丁の四巻本になる予定だったものが、甲巻のみしか完成せず、目次部分の乙丙丁巻の部分も、完成を見なかったがために、たった一行の簡素に過ぎる目次となった。そして、甲巻跋文と思われる部分以降に付されているものは、いずれ乙丙丁巻となるはずだった兼文による覚書だったのでないかと予測する。『新撰亀相記』四巻本は完成することなく、兼文の有したであろう大量の研究資料の一部となり、『釈日本紀』に引かれることもなく埋もれていった。それが清原宣賢・業賢、そして梵舜によつて見いだされ、書写されたのである。

本章は『新撰亀相記』成立年代と編者を新たに呈するところで終わりたいと思う。

- (1) 工藤浩『新撰亀相記の基礎的研究―古事記に依拠した最古の亀卜書―』(日本エディタースクール出版部、二〇〇五年)。
- (2) 工藤浩『新撰亀相記の基礎的研究―古事記に依拠した最古の亀卜書―』(日本エディタースクール出版部、二〇〇五年)。
- (3) 拙稿「平安期の史料からみる『古事記』の受容―『新撰亀相記』を中心に―」(名古屋市立大学人間文化研究科修士論文、二〇一三年)。
- (4) 『新撰亀相記』の引用は、椿実『東大本 新撰亀相記 梵舜自筆』(大学書院、一九五七年)、沖守卓也・佐藤信・矢嶋泉『古代氏文集』(山川出版社、二〇一二年)、工藤浩『新撰亀相記の基礎的研究―古事記に依拠した最古の亀卜書―』(日本エディタースクール出版部、二〇〇五年)に基づき、私見を交えた。
- (5) 工藤浩『新撰亀相記の基礎的研究―古事記に依拠した最古の亀卜書―』(日本エディタースクール出版部、二〇〇五年)。
- (6) 椿実「原古事記の存在―筏勲氏所説に―新撰亀相記」引用本を加ふ(『日本上古史研究』一(十一) 日本上古史研究会 一九五七年)。
- (7) 秋本吉徳「新撰亀相記の研究」(『清泉女子大学紀要』(二六) 一九七八年)。
- (8) 木下文理「『新撰亀相記』の性格についての一考察」(『古事記年報』(三四) 一九九二年)。
- (9) 沖守卓也・佐藤信・矢嶋泉『古代氏文集』(山川出版社 二〇一二年)。
- (10) 工藤浩『新撰亀相記の基礎的研究―古事記に依拠した最古の亀卜書―』(日本エディタースクール出版部 二〇〇五年)。
- (11) 下鶴隆「帝紀とフルコト―『古事記』序文読解の試み―」(『市大日本史』(十六) 大阪市立大学日本史学会 二〇一三年)。
- (12) 西宮一民「古事記に依拠した『旧記』の発見―『新撰亀相記』・『年中行事秘抄』の研究から―」(『皇学館大学紀要』(十三) 一九七五年)。
- (13) 森公章「卜部寸考―長屋王家木簡の中の一点から―」(『日本歴史』(五三九、一九九三年)、井上辰雄「卜部の研究」(『古代王権と宗教的部民』柏書房、一九八〇年)など)。
- (14) 火鎮祭については、工藤浩「『新撰亀相記』所載の鎮火祭起源の伝承について」(『国文学研究』一〇七、一九九二年)に詳しい。
- (15) 森公章「卜部寸考―長屋王家木簡の中の一点から―」(『日本歴史』(五三九、一九九三年)。
- (16) 『松尾社家系図』の引用は『続群書類従』七(一九七九年)所収のものを使用した。
- (17) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇第六(吉川弘文館、一九八三年)。
- (18) 沖守卓也・佐藤信・矢嶋泉『古代氏文集』(山川出版社、二〇一二年) 脚注。
- (19) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇第六(吉川弘文館、一九八三年)。

- (20) 平野邦雄「『氏』の成立とその構成」(『大化前代社会組織の研究』吉川弘文館、一九六九年)。
- (21) 森公章「卜部寸考―長屋王家木簡の中の一点から―」(『日本歴史』五三九、一九九三年)。
- (22) 平野邦雄「『氏』の成立とその構成」(『大化前代社会組織の研究』吉川弘文館、一九六九年)。
- (23) 井上辰雄「卜部の研究」(『古代王権と宗教的部民』柏書房、一九八〇年)。
- (24) 横田健一「中臣氏と卜部」(三品彰英編『日本書紀研究』五塙書房、一九七一年)。
- (25) 森公章「卜部寸考―長屋王家木簡の中の一点から―」(『日本歴史』五三九、一九九三年)。
- (26) 『延喜式』臨時祭式⁹史生等粮条「凡史生二人。官掌一人。神部四人粮米者。以神税物充之。月別各白米一斗五升。(凡そ史生二人・官掌一人・神部四人の粮米は、神税の物を以て充てよ。月別に各白米一斗五升。)」とある。
- (27) 森公章「卜部寸考―長屋王家木簡の中の一点から―」(『日本歴史』五三九、一九九三年)。
- (28) 井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫校注『律令』(『日本思想大系』三 岩波書店 一九九四年) 補注職員令1f。(29) 記紀の他、『古語拾遺』『新撰姓氏録』『尊卑文脈』など。(30) 拙稿「『古語拾遺』における猿女氏の職掌と古代祭祀の場における猿女氏の実態」(名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』二十二 二〇一四年)。
- (31) 天津罪国津罪に関する先行研究は膨大であるが、『新撰亀相記』には大祓の起源部分に「国津罪之興下条見之」とあり、目次⑨部分に国津罪の起原が記されている。
- (32) 工藤浩『新撰亀相記の基礎的研究―古事記に依拠した最古の亀卜書―』(日本エディタースクール出版部 二〇〇五年)。
- (33) 青木紀元「火の神―鎮火祭の祝詞を中心に」(『日本神話の基礎的研究』、風間書房、一九七〇年)。
- (34) 工藤浩「『新撰亀相記』所載の鎮火祭起源の伝承について」(『国文学研究』一〇七、一九九二年)。
- (35) 工藤浩氏(『新撰亀相記』所載の鎮火祭起源の伝承について)は、「ワクムスヒが鎮火の効用を持たない産霊神ゆえに省いたものだろう」とする。
- (36) 工藤浩「『新撰亀相記』所載の鎮火祭起源の伝承について」(『国文学研究』一〇七、一九九二年)。
- (37) 道饗祭については、増尾伸一郎「都城の鎮祭と(疫神)祭儀の展開」(増尾伸一郎・工藤健一・北條勝貴編『環境と心性の文化史』下、勉誠出版、二〇〇三年)に詳しい。
- (38) 吉田一彦「奈良・平安時代前期の病と仏教―鬼神と般若の思想史―」(『唐代史研究』十九、二〇一六年)。
- (39) 虎尾俊哉編『延喜式』上(集英社、二〇〇〇年) 祝詞式¹⁵道饗祭条補注。八衢祭・宮城四隅疫神祭・畿内堺十处疫神祭は道を祀る、または疫神を防ぐという意で道饗祭と類似するか

もしれないが、卜部の祭祀であるかは不明であるため、本稿では扱わないこととする。

(40) 工藤浩「オノゴロ嶋の位置をめぐる言説―『新撰亀相記』の所伝を中心に―」(『古事記年報』(四十五)、二〇〇二年)。

(41) 工藤浩「オノゴロ嶋の位置をめぐる言説―『新撰亀相記』の所伝を中心に―」(『古事記年報』(四十五)、二〇〇二年)。

(42) 井上光貞「古典における罪と制裁」(『日本古代国家の研究』岩波書店、一九六五年)。

(43) 沖守卓也・佐藤信・矢嶋泉『古代氏文集』(山川出版社、二〇一二年) 脚注。

(44) 安本美典『先代旧事本紀』の成立の謎」(安本美典編『奇書』先代旧事本紀』の謎をさぐる』批評社、二〇〇七年)。なお、同書「はじめに」では平安初期の主要文献として『続日本紀』『古語拾遺』『新撰姓氏録』『日本霊異記』『先代旧事本紀』『日本後紀』が挙げられている。

(45) 椿実「原古事記の存在―筏勲氏所説に―新撰亀相記」引用本を加ふ」(『日本上古史研究』一(十一) 日本上古史研究会 一九五七年)。

(46) 工藤浩『新撰亀相記の基礎的研究―古事記に依拠した最古の亀卜書―』(日本エディタースクール出版部 二〇〇五年)。

(47) 西宮一民「古事記に依拠した『旧記』の発見―『新撰亀相記』『年中行事秘抄』の研究から―」『皇学館大学紀要』(十三) 一九七五年)。

(48) 沖守卓也・佐藤信・矢嶋泉『古代氏文集』(山川出版社、二〇一二年) でも「卜部勝謀磨」に「うらべのすぐりはかりまろ」と仮名を附している。

(49) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇第六(吉川弘文館、一九八三年)。

(50) 青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸校注『続日本紀』二(『新日本古典文学大系』岩波書店、一九八九年) 補注 131-26

(51) 八木充「地方政治組織の発展」(『律令国家成立過程の研究』塙書房、一九六八年)。

(52) 八木充「地方政治組織の発展」(『律令国家成立過程の研究』塙書房、一九六八年)。

(53) 小野田光雄「古事記「大殿の御本」の系統」(『古事記・積日本紀・風土記の文学的研究』続群書類従完成会、一九九六年)。

(54) 鈴木啓之「釈日本紀所引古事記の問題点」(『古事記受容史』笠間書院、二〇〇三年)。

(55) 小野田光雄「古事記「大殿の御本」の系統」(『古事記・積日本紀・風土記の文学的研究』続群書類従完成会、一九九六年)。

(56) 安藤正次「古典研究史上に於ける日本書紀」(『古典と古語』三省堂、一九三五年)、西田長男「卜部家に於ける古典の研究」(『国学院雑誌』一九三九年) など。

(57) 小野田光雄「釈日本紀成立について(覚書)」(『古事記・積日本紀・風土記の文学的研究』続群書類従完成会、一九九六

- 年)。
- (58) 小野田光雄「『積日本紀』の成立と流転」(『古事記・積日本紀・風土記の文学的研究』続群書類従完成会、一九九六年)。
- (59) 佐藤洋一「『積日本紀』(『国史大系書目解題』下巻、吉川弘文館、二〇〇一年)。
- (60) 工藤浩「オノゴロ嶋の位置をめぐる言説―『新撰亀相記』の所伝を中心に―」(『古事記年報』(四十五)、二〇〇二年)。
- (61) 工藤浩『新撰亀相記の基礎的研究―古事記に依拠した最古の亀卜書―』(日本エディタースクール出版部、二〇〇五年)。
- (62) 西宮一民「古事記に依拠した『旧記』の発見―『新撰亀相記』、『年中行事秘抄』の研究から」(『皇学館大学紀要』(十三)、一九七五年)。
- (63) 工藤浩「オノゴロ嶋の位置をめぐる言説―『新撰亀相記』の所伝を中心に―」(『古事記年報』(四十五)、二〇〇二年)。
- (64) 北條勝貴「中国六朝の『亀経』と神祇官卜部の亀卜法」(『東アジア恠異学会編』『亀卜―歴史の地層に秘められたうらないの技をほりおこす―』臨川書店、二〇〇六年)。
- (65) 次田潤「延喜式祝詞」(『新版祝詞新講』戎光祥出版、二〇〇八年)。
- (66) 臨時疫神祭は、十世紀には陰陽道祭祀として整備されたという指摘もある。(宮崎健司「奈良・平安初期における疫神祭祀」(日野昭編『日本古代の社会と宗教』永田文昌堂、一九九六年)。
- (67) 工藤浩「『新撰亀相記』所載の鎮火祭祀源の伝承について」(『国文学研究』一〇七、一九九二年)。
- (68) 『古事記裏書』上巻は北畠親房の述作であるとす小野田光雄「『古事記裏書』北畠親房述作考序説」(『古事記・積日本紀・風土記の文学的研究』続群書類従完成会、一九九六年)の指摘もあるが、中巻の部分は兼文の注としている。
- (69) 安藤正次「古典研究史上に於ける日本書紀」(『古典と古語』三省堂、一九三五年)。
- (70) 井上辰雄「卜部の研究」(『古代王権と宗教的部民』柏書房、一九八〇年)。
- (71) 岡田荘司「吉田家の出自」(『東アジア恠異学会編』『亀卜―歴史の地層に秘められたうらないの技をほりおこす―』臨川書店、二〇〇六年)。

結語

我が国現存最古の書である『古事記』は、私たちが読んでみたいと思えば、書店や図書館などで、注釈付きのものから、現代語訳本、果ては絵本や漫画など、分かりやすく親しみやすい形で手に取ることができる。公共図書館の蔵書検索や書店の検索機で「古事記」と検索すれば、数えきれないほどの関連本が出てくるだろう⁽¹⁾。それは、日本神話として、神代の神々が織りなした様々な物語や、伊勢神宮や熱田神宮などの、神社の歴史に触れるために読むのかもしれない。我々研究者のように、そこに記されている一文字一文字に意味を見出すために読むのかもしれない。因幡の白兔の話のように『古事記』とは知らずに昔話として読むのかもしれない。現代における、『古事記』は、読む人々によって受容の在り方は千差万別であり、また、容易に手に取ることができる書物である。

しかし、本稿第一章で確認した通り、古代における『古事記』受容は成立年不明の『万葉集』から始まり、『弘仁私記』序、『新撰亀相記』、『琴歌譜』、『尾張国熱田太神宮縁起』、『先代旧事本紀』、『承平私記』、『本朝月令』、『政事要略』、『長寛勘文』、『大倭神社註進状』、『袖中抄』の十二点の史料からしか確認できず、さらに、直接『古事記』を見ていないものと、中世以降の成立が疑われているものを除外すると、『万葉集』、『弘仁私記』序、『琴歌譜』、『先代旧事本紀』、『承平私記』、『本朝月令』、『政事要略』、『長寛勘文』の八点のみとなる。

それぞれの『古事記』受容方法を簡単に記すと、歌謡集としての受容が全体の約40%を占め、次いで神話の受容が見られた。しかし、『古事記』引用文献の「氏文・縁起」である、『新撰亀相記』、『尾張国熱田太神宮縁起』、『先代旧事本紀』、『大倭神社註進状』の全てが成立に疑問が呈されていることを考えると、『古事記』神話に関する受容とは、『日本書紀』の神話や系譜には記されていない、または軽視されているものを『古事記』の中から探り出すことであり、言ってしまうえば、『古事記』を都合のいい神話の捏造に利用した一面を持つのではないだろうか。もちろん全てが

そうだとはいえないが、古代における『古事記』受容は、歌謡集としての需要が最たるもので、古伝や史書としての扱いは限定的な範囲であったと見るべきであり、当然『日本書紀』には地位的にも重要性においても敵わなかったのである。それは、『古事記』引用文献の多くが、同時に『日本書紀』も引用または参照していることから分かる。『日本書紀』のみを引用している文献は数多くあるが、『古事記』のみを引用している文献は皆無と云っていいだろう。

『日本書紀』神話に依拠した古伝を記す『古語拾遺』では、巧みな神話のすり替えを行いつつも、大部分は『日本書紀』と変わらない神話を展開する。八世紀末における神祇祭祀の実態は、中臣氏が御巫や幣帛使などを占有していたと考えられる。『古語拾遺』はその中で、祭祀氏族、特に猿女氏が、猿女と御巫を貢進し、古代祭儀において歌舞を司る重要な氏族として記すことによつて、中臣氏の勢力を削ごうとした意図を持つのだろう。同様に、忌部氏に従属する氏族が数多く記されていることから、神祇祭祀における忌部氏の重要性を説いていると考えられる。

さらに、「三種の神宝」のうち、何故玉が『古語拾遺』では神宝から除外され鏡・剣の「二種の神宝」とされたのかを考察した。「三種の神宝」の玉は、九州または三輪山山麓で出土する子持勾玉の形状をしていたのではないかと考える。しかし、忌部氏の管理する出雲玉造遺跡での子持勾玉の出土例はないと言って良い。子持勾玉の生産主体は三輪山山麓を本拠地としていた大神氏であると考えられ、記紀神話で語られる「三種の神宝」の一つに、大神氏の占有する玉が含まれていることは、同じ玉生産機能を有する忌部氏に都合が悪かった。そのため、『古語拾遺』は「三種の神宝」として定着している大神氏の「八尺瓊勾玉」を神宝の中から除外し、新しく忌部氏従属氏族が作った「玉」を神話の中に組み込むことで、神祇祭祀に使用する玉が忌部氏が管理する出雲産であることの正当性を説こうとしたと考えられる。

このように、『古語拾遺』には、『日本書紀』や律令などを基に、神祇祭祀における自氏の正当性を説くと見せかけて、巧みに神話のすり替えや付け足しを行い、中臣氏の専横を防ぎ、自氏の立場

を強めようとした意図を窺うことができる。そしてその根拠となる神話の基となるものは、『日本後紀』大同元年八月十日条に見られる中臣氏との争いの結果、忌部氏勝訴の由縁となった『日本書紀』でなければならず、そこに『古事記』神話が参入する余地はないのである。

一方、天長七年（八三〇）ト部遠継等によって撰録されたという跋文と思われる記述を持つ『新撰亀相記』は、亀トのみに留まらず、大祓や鎮火祭、鎮魂祭などト部が関わる神祇祭祀の起源を『古事記』に依拠した神話によって述べ、祭祀氏族である自氏の役割を内外に表している。『新撰亀相記』に含まれるト部氏の神話は、『古事記』を中心とした神話及び、『延喜式』などに規定された神祇祭祀に何らかの記述を付け加えることはあっても、大きく逸脱することなく、祭祀氏族であるト部氏の起源と亀トの優位性について、それまで伝えられてきた神話にできる限り矛盾せず、さらに補足するかのような内容で記されている。

しかし、『新撰亀相記』は『古語拾遺』等の他の氏文に対し、ト部氏以外の諸氏族の系譜等を殆ど意識することなく、ト部氏のみの系譜と祭祀を記している。これは、ト部氏が既に他氏との関係の中で神祇祭祀を執り行い、中央に基盤を築こうとしていた段階を越え、神祇官としての揺るぎない地位を手に入れているからこそその視点ではないだろうかと考えた。

『新撰亀相記』の内容と古代ト部氏の実態を照らし合わせ、『新撰亀相記』の抱える問題を検討した結果、『新撰亀相記』の成立は伊豆ト部氏が中央祭祀に高い地位を確立していった十一世紀初以降としか考えられず、私はそれを、ト部氏による『日本書紀』を中心とした神代研究の成熟期であると考ええる。ト部氏の神代研究はト部兼方・兼文親子の代でほぼ完成を迎えた結果、『新撰日本紀』が編纂された。その研究過程において、自氏がある程度纏まった古伝を持たないことに気付いた兼文・兼方は、ト部氏の氏文として『新撰亀相記』を述作したのではないだろうか。それもかなり短期間で記されたのか、天皇の事績が一部記紀と合わない部分がある外、『古事記』中巻部分が後から付け足されたかのような構成になっている。

おそらく『新撰亀相記』述作者は、卜部兼文だろう。卜部兼文の没年は不明だが、賢治元年（一二七五）に一條実経らに行った『日本書紀』講釈以降、弘安九年（一二八六）春以前には死去していたと考えられる。『新撰亀相記』は、兼文によって『古事記』中巻が書写される直前までに『古事記』上・下巻に該当する部分までが記され、文永五年（一二六八）に長く失われていた『古事記』中巻書写直後に『古事記』中巻部分が付け足され、その後の校正作業を待たずして、兼文が死去したのではないだろうか。よって、『新撰亀相記』は甲乙丙丁の四巻本になる予定だったものが、甲巻のみしか完成せず、目次部分の乙丙丁巻の部分も、完成を見なかったがために、たった一行の簡素に過ぎる目次となった。そして、甲巻跋文と思われる部分以降に付されているものは、いずれ乙丙丁巻となるはずだった兼文による覚書だったのではないかと予測する。『新撰亀相記』四巻本は完成することなく、兼文の有しただろう大量の研究資料の一部となり、『新撰日本紀』に引かれることもなく埋もれていった。それが清原宣賢・業賢、そして梵舜によって見いだされ、書写されたと考えられる。

『古事記』は、国学研究が盛んになり始めた近世中期に本居宣長の『古事記伝』等の注釈書や研究書によって広く一般に広まったと考えられる。それまでは、わずかな史料のみその存在が確認できる程度の、限定的な範囲でしか重視されなかった書物だったのだろう。しかも、その受容者は一部の歌人、または神道研究家であり、平安末には『古事記』中巻は容易には見ることのできない幻の書となってしまふ。それを全三巻本として再度整えた卜部兼文の功績は大きく、現在、『古事記』に親しむことができるのは卜部兼文によって三巻に整えられた『古事記』が、幾度かの書写の過程で、愛知県にある真福寺などに写本が現存しているからである。

(1)実際に筆者が名古屋市図書館の蔵書検索で「古事記」と検索したところ、書名検索のみで六〇四件の書籍が検索できた。

『新撰龜相記』

- 一、東大本影印版を底本とした。
- 一、・印を附した文字は、『古事記』と同一の語句又は文字。
- 一、△印を附した文字は、『古事記』と同一の語句又は文字ではないが、関係の深いもの。
- 一、割注はへゝ内に入れて一行にした。

天有一神。名稱天御中主神。次有一神。名稱高御産巢日神。又有两神。〔伊佐諾命。伊佐波命。〕兩神立天浮橋、指下矛¹攪探引上、矛之末、落下之瀟、凝成一嶋。名曰淤能其侶嶋²。(略)

1 「矛」―古事記(以下「古」とする)「其沼矛」

日本書紀(以下「紀」とする)「其矛」

2 「淤能其侶嶋」―古「淤能基呂嶋」 紀「礮馭慮島」

两神降坐嶋³、見立天御柱⁴、八尋殿坐也。伊弉諾命、詔、余、有二餘身。汝命如何。伊佐波命、答曰、妾有不足之處。以餘納欠、欲生⁵國土。宜汝命者御柱自右廻⁶之。吾⁷者自左廻會⁸。〔男女之服、左右此由也〕期向理之。伊佐波命曰、穴荷杜夫。伊弉諾命曰、穴荷美女。然後會之〔婚姻之始之〕先生水蛭〔不入子列〕次生淡嶋。〔今在阿波國以東海中。無有人居。不入子列。〕⁹列兩神語曰、今吾所生之子不能¹⁰如之。昇天、啓之諸神。大兆卜相詔女、先、出言、宜還改事。卜兆之興元始見此。

两神改事、廻之〔左右如先〕然後生成大八州嶋¹¹、并諸神最後所生、迦具土神〔火神〕所燒玉門、神避坐也。到坐黄泉平坂所思。上國生置惡兒。還坐生金山彦¹²金山姫¹³〔金神也金毗■「秋+金」也〕弥都波能賣神〔水神〕埴山彦¹⁴埴山姫¹⁵〔掌土器神今壺也〕教曰、惡子荒時、波等鎮之。故六月十二月二季之月大宮四隅火鎮之祭也。

3 「降坐嶋」―古「其嶋天降坐」 紀「降居彼嶋」

- 4 「天御柱」——古「天之御柱」
紀本文「國中柱」一書一「天柱」
- 5 「生」——古「生成」 紀「產生」一書二「得」
- 6 「廻之」——古「廻逢」 紀本文「旋」一書一「巡」
- 7 「吾」——古「我」
- 8 「會」——古「逢」
- 9 「不入子例」——古「不入子之例」
紀一書一「不以充兒數」
- 10 「不能」——古「不良」
- 11 「大八州嶋」——古「大八嶋國」 紀「大八州国」
- 12 「金山彦」——古「金山毗古神」 紀一書四「金山彦」
- 13 「金山姫」——古「金山毗壳神」
- 14 「埴山彦」——古「波邇夜須毗古神」
- 15 「埴山姫」——古「波邇夜須毗壳神」
紀一書三「埴山姫」四「埴山媛」

- 伊弉諾命戀慕不息。往黃泉國、伊弉波命坐會。爰語曰、吾與汝命、所作之國、未有作意¹⁶。故可還坐。答申¹⁷吾已黃泉戶喫訖。可還難也。但與黃泉神、相論將還。暫莫見¹⁸我。還入殿內。19。良久不坐。不能忍心取櫛一刃、燭火見。20之（故一火忌之）（體已腐爛八雷衛達。于時、畏慄穢惡、火急逃還。伊弉波命、發忿、令豫美都志許女²¹、追之²²。又八雷⁸率千五百軍。23、追之²⁴。伊弉諾命、逃出黃泉平坂。25（出雲國伊賦夜之坂。26）採桃子、擊其賊。已逃²⁷病處置桃此由也。伊弉波命、最後追來。28堺千曳石。29（八道返神。30也）曰上國之人、每日³¹絞殺千頭。伊弉諾命、詔每夜立千五百產屋。
- 16 「未有作意」——古「未作竟」
- 17 「答申」——古「答白」
- 18 「見」——古「視」
- 19 「還入殿內」——古「還入其殿內」
- 20 「獨火見」——古「獨一火入見」
- 21 「豫美都志許女」——古「豫母都志許壳」
紀一書六「黃泉津醜女」「泉津日狹女」
- 22 「追之」——古「令追」

- 23 「八雷」—古「八雷神」 紀一書九「八色雷公」「八雷」
 24 「千五百軍」—古「千五百之黃泉軍」
 25 「黃泉平坂」—古「黃泉比良坂」 紀一書六・七「泉津平坂」十「泉平坂」
 26 「出雲國伊賦夜之坂」—古「出雲國之伊賦夜坂」
 27 「迹■」(「邊」か)—古「坂返」 新撰龜相記抄「迹還」
 28 「最後追來」—古「最後、其妹伊耶那美命、身自追來焉」 紀一書六「後則伊奘冉尊亦自來追」
 29 「千曳石」—古「千引石」 紀一書六「千人所引磐石」
 30 「道返神」—古「道反之大神」 紀一書六「道返大神」
 31 「每日」—古「一日」

伊奘諾命、詔、吾到。32穢國。故吾爲。33禊到。34坐。日向之。橋水門。35之。阿波岐之原、爲禊、投棄御杖、脱化爲神十二、詔。37、上瀨者速。38、下瀨者弱。39。故中湍墮△40潛之時。所成神。41、十一最生。42成二神(八十禍津日。43大禍。■△日。44)次成二神(神直毗。45直比毗此兩神万禍故神事歌曰大直毗。46)洗左御目、所成天照太神。47。洗右御目、所成月讀命、洗御鼻、所成建速須佐男命。48。伊奘諾命、吾生諸子。今得貴子。天照太神。47。汝命。49、宜知。50食高天原白日事。月讀命知。50之夜事。並居上天。須佐命汝知。50海原之事(配人主也)

- 32 「吾到」—古「吾者到」
 33 「吾爲」—古「吾者爲」
 34 「禊到」—古「禊而到」
 35 「橋水門」—古「橋小門」 紀一書六「小戸橋」十「橋之小戸」
 36 「禊」—古「禊祓」 紀一書六「禊除」
 37 「詔」—古「詔之」
 38 「上瀨者速」—古「上瀨者瀨速」 紀一書六「上瀨是太疾」
 39 「下瀨者弱」—古「下瀨弱」 紀一書六「下瀨是太弱」
 40 「中湍墮」—古「中瀨隨」
 41 「成神」—古「成坐神」 紀一書六「生神」

42 「生」——「先」を消して「生」

43 「八十禍津日」——古「八十禍津日神」

紀一書六「八十枉津日神」

44 「大禍■〔口十牟か〕日」——古「大禍津日神」

45 「神直毗」——古「神直毗神」 紀一書六「神直日神」

46 「大直毗」——古「大直毗神」 紀一書六・十一「大直日神」

47 「天照太神」——古「天照大御神」

紀本文・一書六・十一「天照大神」

48 「建速須佐男命」——古「建速須佐之男命」

紀本文・一書一・二・六・十一「素戔鳴尊」

49 「汝命」——古「汝命者」

而須佐命恒事泣哭。故問曰汝行如之。其由何之。啓罷。51 妣根之堅州國。52 〈黄泉國也〉詔曰、汝甚不道。宜早去之。不得住此。須佐命、啓、今我随命可罷。但相見天照太神將永退也。昇天之時。山川悉動、國土皆震。大神驚聞。53 詔吾妹命。54 上。來。由。者。必。非。善。心。55 將奪我國。于時、待間。56 須佐命具陳本意。大神、詔汝心、何以將啓。云、各宇氣比余生子。57 矣。大神乞取須佐命之佩釵。58、成三女子。須佐命請取大神御物、成五男子。爰天神詔知汝無黑心。復詔三女子。59 者、汝物所化。60 宜爲汝子〈筑前國宗形三前之神也。61〉五男子。62 者吾63 物所化。60 故爲吾子。分別如之須佐命啓我心清潔。64。(略)

50 「知」——古「所知」

51 「啓罷」——古「欲罷」

52 「妣根之堅州國」——古「妣國根之堅州國」

紀本文「根國」

53 「驚聞」——古「聞驚」

54 「吾妹命」——古「我那勢命」

55 「非善心」——古「不善心」 紀本文「豈以善異乎」

56 「待間」——古「待問」

57 「各宇氣比余生子」——古「各宇氣比而生子」

紀本文「誓約之中必当生子」

58 「釵」——古「十拳釵」 紀本文・一書三「十握劍」二「劍」

59 「三女子」——古「三柱女子」

紀本文・一書一・二・三「三女神」

60 「化」—古「成」

61 「宗形三前之神也」—

古「胸形君等之以伊都久三前大神者也」

紀本文「胸形君等所祭神是也」

62 「五男子」—古「五柱男子」

紀本文・一書一・二「五男神」

63 「吾」—古「我」

64 「我心清潔」—古「我心清明」

天神坐忌服屋、令織御衣。65、爰素彘命、天之斑駒。66、剝於逆。67、剝自脊也。穿機殿薨、陷入織女。見驚陰。衡於梭。68卒忽死之。天神閉磐戶高天已闇。晝夜無別。萬神之語神集於天河、俱作議。思金神、集常世長鳴萬鳥令鳴。〔鷄之曉鳴也〕天兒屋根命。69、天香山之真男鹿之肩骨內拔。〔出不剥皮而取也〕採天香山之母鹿。70木皮、火成卜、卜〔今龜甲稱肩本由此也〕玉祖命、所造。71八尺瓊勾。〔「走十玉」〕〔今出雲國所貢御富岐玉也〕伊斯許理度賣命、使鍛冶。津麻羅。72、所造八尺鏡。太玉命。73、掘採天香山真賢木。74〔賢木祭神此由也〕上枝着八尺勾。〔「走十玉」〕中枝懸八尺鏡。下枝垂。75白丹寸手。〔木綿也〕青丹寸手。〔麻也〕持捧。天兒屋命、太。76詔戶言禱白。天鈿女命。77、日影為護。78、取竹手於石屋戶。79、伏船陷登動搖而為神樂。八百萬神、一共咲之。〔十一月鎮魂此由也〕于時、天神詔吾今隱居天下將闇。天鈿女命。80何、以為樂。八萬神亦何咲之。天鈿女命。80言、勝、自女。81命貴神坐焉。故歡喜咲樂耳。太玉命。73、出鏡妙之。天神、太恠覽之。時手力男神在前隱立戶腋。取御手。82奉曳出。83。太玉命。73、儲出頭繩。揶。84度御後。85〔出頭繩此由也〕啓曰、莫復入坐于時、天下照明。万媛自息。衆神權坐。爰見卜興亦復如之。八百萬神共議素彘命。86、貢。87千座置戶。88。〔祓物惣稱也〕亦切髮手足爪、令贖其罪〔略〕

65 「御衣」—古「神御衣」

紀本文「神衣」一書一「神之御服」

66 「天之斑駒」—古「天斑馬」

紀本文「天斑駒」一書一・二「斑駒」

豐·天·照·太·神·47、詔羣神、吾△89御·子·以·正·哉·勝·勝·速·日·天·之·忍·穗·命·90奉降
 葦·原·之·水·穗·國·91主。于時、此命、啓豐葦原之水穗國91、今聞地

- 88 「千座置戸」 | 古「千位置戸」
 紀本文・一書三「千座置戸」
- 87 「貢」 | 古「負」
- 86 「素戔命」 | 古「速須佐之男命」
 紀本文・一書一・二・三「素戔鳴尊」
- 85 「御後」 | 古「其御後方」
- 84 「揜」 | 古「控」
- 83 「曳出」 | 古「引出」 紀本文「引而奉出」
- 82 「御手」 | 古「其御手」
- 81 「女」 | 古「汝」
- 80 「天細女命」 | 古「天宇受賣」
- 79 「石屋戸」 | 古「天之石屋戸」
 紀本文・一書一・二「天石窟」
- 78 「縵」 | 古「縵」
- 77 「天細女命」 | 古「天宇受賣命」 紀本文「天細女命」
- 76 「太」 | 古「布刀」
- 75 「垂」 | 古「取垂」
 三「天香山之真坂木」
- 74 「天香山真賢木」 | 古「天香山之五百箇真賢木」
 紀本文「天香山五百箇真坂樹」
 一書二「五百箇真坂樹」
- 73 「太玉命」 | 古「布刀玉命」
 紀本文「太玉命」一書二・三「太玉」
- 72 「津麻羅」 | 古「天津麻羅」
- 71 「造」 | 古「作」
- 70 「天香山之母鹿」 | 古「天香山之天之波、迦」
 紀本文「天兒屋根命」一書二・三「天兒屋命」
- 69 「天兒屋根命」 | 古「天兒屋根命」
- 68 「陰衡於梭」 | 古「於梭衡陰」
- 67 「剝於逆」 | 古「逆剝」 紀一書一「逆剝」二「生剝」

祇逆乱。天神、謂高御產巢日神。曰我御子、奉寄國祇多乱逆。八百万神、集於天河、令議使者。群神白云、可遣天穗日命。92（出雲井於社也）此神、至于三年、不奏。93返事。天若日子賜天之麻迦古弓、天之波波矢、遣之。而至。94八年亦不復奏。天神問曰遣曷神、令問此由。群神啓、可遣鳴女（雌雉也）詔鳴女汝天降往居於天若日子門。95、在楓上問之。鳴女如詔旨。而天若日子、射殺之（雉頓使此也）其矢、詣於天神御所。天神、詔此矢有惡心。96者必中之。衝返其矢。97、返中若子。98死之（故忌返矢）次遣建御雷命、掃荒神訖。天照太神、詔太子水穗國荒神掃訖。故吾太降坐治賜。太子啓、吾子天迹岐志國迹岐志、天津日子番能迹、藝命。99、可降給之（稱皇御孫命此由也）天照太神、奉降此孫之時授八尺鏡草那藝釵、詔、以此鏡釵為我御靈。100、奉齋同殿。（略）

皇御孫命、離天石座。101押分天人重雲。102降坐筑紫日向高千穗。103峯。104下津磐根宮柱太尻。105立高天原千仞高知。106而坐也。故今稱祝詞

- 89 「吾」—古「我」
- 90 「正哉勝勝速日天之忍穗命」—
古「正勝吾勝、速日天忍穗耳命」
紀本文・一書一・八「正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊」
二「天忍穗耳尊」六「天忍穗根尊」七「天忍骨命」
- 91 「豐葦原之水穗國」—
古「豐葦原之千秋長五百秋之水穗國」
紀本文・一書二「葦原中国」
- 92 「天穗日命」—古「天菩比神」
一書一「豐葦原中国」「葦原之千五百秋瑞德国」
- 93 「不奉」—古「不復奉」
紀本文・一書二「天穗日命」
紀本文「不報聞」
- 94 「至」—古「至于」
- 95 「天若日子門」—古「天若日子之門」
紀本文・一書一「天稚彥門前」
- 96 「惡心」—古「邪心」
紀一書一「惡心」
- 97 「衝返其矢」—古「其矢穴衝返」
- 98 「若子」—古「天若日子」
- 99 「天迹岐志国迹岐志、天津日子日子番能迹、藝命」—

古「天迹岐志國迹岐志天津日高日子番能迹、藝命」
紀本文・一書一「天津彦彦火瓊瓊杵尊」

二「天津彦火瓊瓊杵尊」

四「天津彦国光彦火瓊瓊杵尊」

六「天津彦根火瓊瓊杵根尊」

七「天之杵火火置瀬尊」

八「天饒石国饒石天津彦火瓊瓊杵尊」

「御靈」——古「御魂」

「天石座」——古「天之石位」 紀本文・一書一「天磐座」

「天八重雲」——古「天八重多那雲」

紀本文・一書一「天八重雲」

103 「日向高千穗」——古「日向之高千穗」

紀本文・四・六「日向襲之高千穗」

一書一「日向高千穗」二「日向穗日高千穗」

104 「峯」——横に「岑」 紀本文・一書一・二・四・六「峰」

105 「下津磐根宮柱太尻」——古「底津石根宮柱布刀斯理」

106 「千仞高知」——古「氷椽多迦斯理」

伊邪本和氣¹⁰⁷天皇、坐於難波宮、聞食大嘗。醉給御酒。御寢皇弟、墨

江中王謀返火着大殿。倭漢直之祖、阿知直、竊奉出天皇、駕御馬

（丹治比野御酒寤也）。幸坐倭石上神宮。皇弟水齒別命、叅向礼

奏。天皇詔疑墨江王¹⁰⁸間意乎¹⁰⁹。故不相見¹¹⁰。各奏、不間意無邪心

¹¹¹。詔然者殺其王¹¹²可叅之奉。詔還到難波謂曾波加理¹¹³曰（墨

江中王近仕¹¹⁴也）立為天皇。汝作大臣將治天下。宜殺汝王荅

云唯謀殺王訖

率曾波加理¹¹³、向倭到大坂山口。所思、雖有大功、殺君不義¹¹⁵。

先、報其功後則誅之。出詔今日留此、明日進之。即造假宮、忽為

豐樂。大臣之位、授曾波加理。然則、殺之（号其地為¹¹⁶近飛鳥也）

到坐于倭、詔今日留此為祓¹¹⁷明日叅之將拜神宮（故其地号¹¹⁸遠飛鳥）

故行神態。先為解除。死之膚斷之此由也。大長谷、若建天皇御代、

河内大縣主舍上作堅魚木¹¹⁹。天皇詔令火烧之（屋不置堅魚木辞此

也之由）大縣主畏獻幣財。故着火止之。（今礼代幣帛此也）帶中日子

天皇、坐穴門。豐浦宮。將擊熊曾國。神教乞之。大后息長帶比賣命。120、歸神教。曰莫征此國。自然而伏。宜西方在國。唯在大海。21。珍寶已盈。先征彼國。天皇詔、踔高山見西方、不見國土。唯在大海。22。（略）

107 「伊邪本和氣」 | 古「伊耶本和氣」 紀「去來穗別」

108 「墨江王」 | 古「墨江中王」 紀「住吉仲皇子」

109 「意乎」 | 古「心乎」

110 「故不相見」 | 古「故不相言」

111 「無邪心」 | 古「無穢邪心」

112 「其王」 | 古「墨江中王」

113 「曾波加理」 | 古「曾婆加理」 紀「刺領巾」

114 「墨江中王近仕隼人」 | 古「近習墨江中王之隼人」

紀「近習隼人」

115 「殺君不義」 | 古「殺已君是不義」

116 「為」 | 古「謂」

117 「祓」 | 古「祓禊」

118 「其地号」 | 古「号其地謂」

119 「舍上作堅魚木」 | 古「上堅魚作舍」

120 「息長帶比賣命」 | 古「息長帶日賣命」

紀「氣長足姬尊」

121 「西方在國」 | 古「西方有國」

122 「唯在大海」 | 古「唯有大海」

案古事記、飛鳥清原宮。123 御宇天皇、詔、諸家之所賣。帝紀及本辭既違正實、多加虛偽。當今所改曷稱其真。舍人蔭田阿礼、124、年具廿八。為人、聰明。詔阿礼令誦皇帝。126 曰繼及先代舊辭。運移、世異無成記焉。和銅四年。127 正五位上勳五等太朝臣安萬、128、奉詔撰錄也。

123 「飛鳥清原宮」 | 古「飛鳥清原大宮」

124 「蔭田阿礼」 | 古「姓稗田名阿礼」

125 「具」 | 古「是」

126 「皇帝」 | 古「帝皇」

127 「和銅四年」 | 古「和銅五年」

128

「太朝臣安萬」—古「太朝臣安萬侶」

『承平私記』

一、〈新訂増補国史大系〉八『日本書紀私記』丁本を底本とした。

一、「古事記」に傍線を附した。

一、印を附した文字は、『古事記』と同一の語句又は文字。

問。本朝之史。以何書為始乎。

師說。先師之說。以古事記為始。而今案。上宮太子所撰先代舊事本紀十卷。是可謂史書之始。何者。古事記者。誠雖記載古語。文例不似史書。即其序云。上古之時。言意並朴。敷文構句。於字即難。已因訓述者。詞不逮心。全以音連者。事趣更長。是以今或一句之中。交用音訓。或一事之內。全以訓錄。即辭理難見。以注明意。云々。如此則所修之旨。非全史意。至于上宮太子之撰。繫於年繫於月。全得史傳之例。然則以舊事本紀十卷。可謂本朝史書之始。

問。撰修此書之時。以何書為本乎。

師說。先師之說。以古事記者為本。其時。又問云。若以古事記為本。何有相違之文哉。先師又說云。古事記者。只以立意為宗。不勞文句之躰。仍撰修之間。頗有改易。云々。而今見此書。所載麤文者。全是先代舊事本紀之文也。注一云之處。多引古事記之文。況復上宮太子全依經史之例。能勞文筆之躰。或神名用訓之處。更不雜音。或嶋名用音之處。亦不雜訓。此近則。國常立尊。殷馭盧嶋等。是其一端也。此書之躰。已同彼書。況其所載。多引彼文。然則。可謂以先代舊事本紀為本所撰也。自餘閭門假借之書。雖有其數。皆稱一書。置於注。

問。考讀此書。將以何書備其調度乎。

師說。先代舊事本紀。上宮記。古事記。大倭本紀。假名日本紀等是也。

(略)

問。假名日本紀。何人所作哉。又與此書先後如何。

師說。元慶說云。為讀此書。私所注出也。作人未明。彼時又問云。

假名之本。元來可有。改其假名。養老年中。更撰此書。然則不可謂為。讀此書。私所記也。又說云。所疑有理。但未見其作人耳。云々。今案。假名之本。世有二部。其一。倭漢之字相雜而用之。其一。專用假名倭言之類。上宮記之假名。已在舊事本紀之前。古事記之假名。亦在此書之前。可謂。假名之本。在此書之前。或書云。養老四年。令多安麿華撰錄日本紀之時。古語假名之書。雖有數十家。皆以敕語為先者。然則假名之本。尤在此前耳。

(略)

洲壤浮漂

(略)

問。浮漂之義。依古事記可讀久良介奈湏太々与倍留事也。而如字被讀如何。

師說。如古事記可讀然也。又假名日本紀。大和本紀。上宮記等意亦同。而先師於溟滓之處被讀此訓。至于浮漂之處如字被讀也。今案。此處浮漂之文。見古事記等所作也。至于溟滓。雖無古事記等自經藉中。新所撰出也。然則倭語之訓。不必讀之。仍今彼溟滓之處波久々毛利天と讀也。此浮漂二字乎久良介奈湏太由太比天止と可改讀。

(略)

譬猶浮膏而漂蕩

問。此一書文已引古事記也。然則漂蕩之文乎久良介奈湏太々与倍利と可讀也。而只多々与倍利と被讀。其由如何。

師說。古事記。上宮記。大和本紀等。皆久良介奈湏太々与倍利と云々。然則其說為先。太々与倍利と云乎可為後說。

(略)

泥土煮尊沙土煮尊

問。此二神名尔煮字乎各異讀如何。

師說。古事記全勞上聲去聲也。凡如此神名皆以上古口傳所注置也。彼時所稱不同之故。殊勞此音也。但泥土沙土止号故者。開關之後。土地未乾之時。所生神云泥土煮尊。其後土地稍乾之間。所生神云沙土煮尊。其次面足尊者。人體稍備。顏面分明之時神也。其次惶根尊者。札儀稍備。威光可畏。

泥土根尊沙土根尊

問。煮字上去二聲。已依古事記被讀。今此根字已無古事記。而亦異讀如何。

師說。此亦無所明見。尚復可准煮字歟。

亦曰吾屋惶根尊。

問。此注文在惶根尊之下。而諸本多在面足尊之下。如何。

師說。是甚大誤本也。近則古事記等。面足尊。吾屋惶根尊為二神。而備俱生之神也。以吾屋惶根尊為面足尊之妹也。更不為面足尊之一名也。此甚劣本也。若可削除歟。

(略)

自國常立尊迄伊弉諾尊伊弉冉尊。

問。或本無伊弉諾尊四箇字。今案。自最初至最後。以何為正。

師說。無此四箇字者。誤本也。可書入。

又問。今考古事記等。亦無此等字。此猶神代七世之內。起自最初迄于最後歟。若為異本如何。

師說。神代七世之內。獨生神三柱。俱生神八柱也。彼八柱即為四世。是乃俱生治世之義也。然則伊弉諾伊弉冉二神。必可共注為一代。不可為異本。

嚴閣點云。上文云。洲壤浮漂。譬猶游魚之浮水上也。此浮漂二字。

先師皆字加比多太与倍留己止と被讀也。又其上文。溟滓而含牙乎久、毛利天支佐之乎不久女利止被讀也。而今古事記。假名日本紀等。皆溟滓之處尔久良介奈湏多、与比天と注之。然則先師之說尤依此文也。而浮漂之處尔此訓乎被讀。頗似不合。又諸經籍史書等。浮字乎久良介那湏止不讀。此書雖只訓乎讀又不離經籍而撰作。然則猶如舊說讀如何。

師說。此書所注溟滓之文。在天地未分之前。但浮漂之文。在開關之後。今考古事記。開關之後尔久良介那湏多、倍利と注事置也。然則浮漂之文可讀此訓也。溟滓者天地未分之前也。仍久、毛利天止可讀。但舊說難棄。